

令和2年第1回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

令和2年3月 2日 開会

}

令和2年3月19日 閉会

吉田町議会

令和2年第1回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月2日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 0
○議案第2号～議案第23号の一括上程、説明	1 3
○報告第1号の報告	4 9
○散会の宣告	5 0

第 2 号 (3月3日)

○開議の宣告	5 2
○議事日程の報告	5 2
○議案訂正の承認	5 2
○議案第12号の詳細説明	5 2
○散会の宣告	9 3

第 3 号 (3月5日)

○開議の宣告	9 4
○議事日程の報告	9 4
○議案第19号の質疑、討論、採決	9 4
○散会の宣告	9 5

第 4 号 (3月9日)

○開議の宣告	9 6
○議案第9号の質疑	9 6
○散会の宣告	1 1 5

第 5 号 (3月10日)

○開議の宣告	1 1 7
○議事日程の報告	1 1 7
○議案第10号の質疑	1 1 7
○議案第11号の質疑	1 1 7
○議案第13号の質疑	1 1 8
○議案第14号の質疑	1 1 8
○議案第15号の質疑	1 2 3
○議案第16号の質疑	1 2 3

○議案第17号の質疑	124
○議案第18号の質疑	124
○散会の宣告	126

第 6 号 (3月13日)

○開議の宣告	127
○議事日程の報告	127
○第12号議案の質疑	127
○散会の宣告	171

第 7 号 (3月16日)

○開議の宣告	172
○議事日程の報告	172
○一般質問	172
盛 純一郎	172
平 野 積	186
大 石 巖	199
山 内 均	209
河原崎 昇 司	220
○議案第24号の上程、説明	230
○散会の宣告	232

第 8 号 (3月19日)

○開議の宣告	233
○議事日程の報告	233
○議案第9号の討論、採決	233
○議案第10号の討論、採決	233
○議案第11号の討論、採決	234
○議案第12号の討論、採決	234
○議案第13号の討論、採決	235
○議案第14号の討論、採決	235
○議案第15号の討論、採決	237
○議案第16号の討論、採決	238
○議案第17号の討論、採決	238
○議案第18号の討論、採決	239
○議案第2号の質疑、討論、採決	241
○議案第3号の質疑、討論、採決	242
○議案第4号の質疑、討論、採決	242
○議案第5号の質疑、討論、採決	243
○議案第6号の質疑、討論、採決	243

○議案第7号の質疑、討論、採決	249
○議案第8号の質疑、討論、採決	249
○議案第20号の質疑、討論、採決	253
○議案第21号の質疑、討論、採決	254
○議案第22号の質疑、討論、採決	254
○議案第23号の質疑、討論、採決	255
○議案第24号の質疑、討論、採決	255
○議会閉会中の継続調査について	257
○町長挨拶	258
○議長挨拶	258
○閉会の宣告	258

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和2年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席を頂き、ありがとうございます。

本定例会に提出されます諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

議員の皆様のお元気な顔に接してうれしく思っております。

皆様も私もそうでございますけれども、この町の様々なことを決定する人間として町民の皆様から選ばれた者たちでございます。共にその目的は、よりよい吉田町をつくるという目的に帰するわけでございますので、ぜひともこの3月定例会も町民の皆様の、また、この町のあしたをよりよいものとなりますように議事を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

◎開会の宣告

○議長（増田剛士君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和2年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、1番、福世義己君、2番、楠元由美子君を指名します。

◎会期の決定

○議長（増田剛士君） 日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日3月2日から3月19日までの18日間といたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日3月2日から3月19日までの18日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告

○議長（増田剛士君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係その他に関することについてであります。1月27日月曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会第2回政策研修会が静岡市内で開催されました。

研修会では、スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課長の勝又正秀氏による「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて」と題した講演が行われました。

2月14日金曜日、令和元年度静岡県町村議会議長会総会が静岡県市町村センターで開催されました。

総会では、令和2年度静岡県町村議会議長会事業計画並びに一般会計歳入歳出予算について審議が行われ、原案のとおり可決されました。

また、協議事項として、令和2年度議長県外調査、議員発議または提案による条例制定について協議いたしました。

また、そのほか、全国町村議会議長会自治功労者表彰について及び公益社団法人静岡県消防協会要望書について報告がありました。

会議への出席に関する報告は以上のとおりであります。

最後に、本定例会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。

お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和2年第1回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けての施政方針並びに事業運営方針等について申し上げたいと存じますが、それに先んじまして、ただいま直面しております新型コロナウイルス感染症対策の概況につきまして御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、我が国でも多くの地域に広がり、本年1月30日には国の新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、静岡県にも本年2月17日に対策本部が立ち上げられました。

この状況に鑑み、当町でも本年2月18日に吉田町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、情報収集を図るとともに、感染防止対策を開始しながら、町民の皆様方の安全を守るために万全な態勢を整えてまいったところでございます。

こうした中で、本年2月26日には、総理から「この一、二週間が感染拡大防止に向けて極めて重要」とした上で、「地方自治体、医療関係者、事業者、国民と一丸となって新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていく」との呼びかけがあり、翌27日には「全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校に対し、3月2日から春休みまで臨時休校とするよう要請する」と表明されました。

こうした事態に対し、当町では、本年2月28日の午前中に対策本部会議を開催し、町の事業につきまして、不特定多数が参加する行事等、開催時期を変更できる行事等、代替手段がある行事等については中止や延期とする方針を決定し、その対象となる行事等も具体的にリストアップして広く周知するように即座に情報発信を行いました。

また、町民の皆様方に行っていただきたい感染防止策である手洗い、マスクの着用を含むせきエチケット、発熱や風邪症状のある方はもちろんのこと、そうでない方々も含めた人混みへの不要不急の外出の自粛につきましても、より徹底していただくように併せて情報発信させていただきました。

さらには、同日の午前中に、小・中学校の対応につきましても、3月3日から3月13日までの臨時休校と、その期間中の放課後児童クラブの拡充対応の方針を決定するとともに、3月16日以降の対応については3月11日に判断するとの方針も決定し、児童・生徒と保護者の皆様方をはじめとして広く周知させていただきました。

こうした対応を行ってまいりましたところ、残念ながら同じ日に静岡県内におきまして初めての新型コロナウイルスの感染者が確認され、一層深刻な事態を迎えましたので、これまで以上に緊張感を持って感染防止対策に万全を期してまいります。町民の皆様方にもさらなる徹底した対策に御協力を賜り、町民一丸となってこの難局を乗り切ってまいりたいと存じます。

それでは、新年度に向けての施政方針並びに事業運営方針等について申し上げます。

当町は、東日本大震災以降、「津波防災まちづくり」を喫緊の課題と位置づけ、強力で押し進めるとともに、安全・安心とにぎわいづくりを一体的に進めるシーガーデンシティ構想の具現化や、教育、子育て支援、健康づくりを中心とした様々な施策の積極的な展開により、多くの人々でにぎわい、誰もが安心して住み続けることができる魅力的なまちづくりを進めてまいりました。

その結果、東日本大震災が発生した平成23年3月から本年2月までの間に、新たな工場や店舗を建設し、操業を開始した企業・店舗は18社、さらに、これから操業開始を予定してい

る企業・店舗は9社に上るなど、当町は「人が集い、未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の実現に向けてたゆまぬ努力を続けております。

こうした中で迎える令和2年度には、第5次吉田町総合計画後期基本計画に基づく行政運営がスタートするわけですが、計画の初年度となる令和2年度には、これまで着実に整備を進めてまいりました川尻海岸の防潮堤と吉田漁港内の多目的広場が接合し、約2キロメートルの緑豊かな回廊が皆様の目に見える形で現れてまいります。

また、国が実施しております大井川河口の河川防災ステーションの基盤整備も本格化し、防潮堤と一体となった新たな安全が築かれてまいりますので、これまでとは大きく異なる魅力ある川尻海岸の眺望を皆様方にお楽しみいただけるとともに、安全・安心を実感していただけるようになるものと確信をしております。

また、近年多発しております豪雨や台風などの自然災害への対策にも力を傾注し、これまで引き続き、町民の皆様が安心して住み続けることができるまちづくりに邁進してまいり所存でございます。

このような構想の下、「教育環境の充実」、「新たな安全と賑わいの創出」、「充実した子育て支援の実施」、「健康づくりの推進」の4つの柱を中心に、さらなる魅力づくりへの礎を築くべく、多様な施策を展開するために編成いたしました令和2年度の吉田町一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ116億2,800万円と、単年度規模では過去最高の額を計上させていただきました。

それでは、令和2年度の主な事業につきまして、第5次吉田町総合計画の施策体系に沿って御説明申し上げます。

初めに、「災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業についてでございます。

川尻工区における防潮堤の整備につきましては、総盛土量約26万立方メートルのうち、今月末までに約20万立方メートルの盛土が完了する予定でございます。令和2年度は、残り6万立方メートルの盛土と、のり面の植生などを着実に進め、年度末までに背後盛土を完成させる予定でございます。

次に、吉田漁港多目的広場の整備についてでございます。

吉田漁港多目的広場の盛土工事につきましては、国土交通省の防潮堤との取り合い部分を残しておおむね完了しており、令和2年度は、防潮堤との取り合い部分における盛土工事に着手するとともに、管理道の設置工事も進め、年度末までに防潮堤との接合を完了させる予定でございます。

次に、吉田町総合体育館へのエアコン設置についてでございます。

有事の際の指定避難所にも位置づけております総合体育館へのエアコン設置につきましては、令和2年度中に設置工事を完了させ、万が一の避難生活においても、町民の皆様が日常生活に近い環境の下で快適に過ごすことができる体制を整えてまいります。

次に、新たな洪水ハザードマップの作成についてでございます。

平成27年5月の水防法の改正により、洪水浸水想定区域を指定する際の前提となる降雨は、河川の洪水防御に関する基本となる「計画規模降雨」から、想定し得る最大規模の「想定最大規模降雨」に変更されたことを受け、国は、平成28年5月に大井川における想定最大規

模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を、また、県は、平成 31 年 3 月に湯日川及び坂口谷川における想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を公表いたしました。

この公表を受け、当町におきましても、令和 2 年度に国の交付金事業を活用して既存の洪水ハザードマップの見直しを行い、洪水時における避難行動の一助として町民の皆様にご活用いただけるよう、洪水予報等の伝達方法や避難場所、洪水時における迅速な避難確保を図るために必要な事項等を記載した新たな洪水ハザードマップを作成する予定でございます。

次に、治水対策推進事業についてでございます。

さきの議会定例会におきまして令和 2 年度までの債務負担行為をお認めいただき、昨年 12 月に契約を締結いたしました住吉地区における浸水対策計画策定業務につきましては、早期に計画を策定できるよう、引き続き、県と調整を図りながら事務を進めてまいります。

また、川尻地区の榛南幹線と大幡川幹線との交差点付近で生じている道路冠水につきましては、本年度実施しております原因調査の結果を踏まえ、対策工事に着手する予定でございます。

次に、河川改修事業についてでございます。

準用河川であります大幡川につきましては、川尻地区における落差工改修工事が今月中に完了する見込みであり、令和 2 年度は、落差工付近の不明橋を撤去する予定でございます。

また、片岡地区の大窪川につきましては、本年度、工事を実施した地点から上流側約 50 メートル区間の護岸整備に着手する予定でございます。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」事業についてでございます。

「TOUKAI-0」事業につきましては、戸別訪問、ダイレクトメール等による PR 活動や、平成 29 年 1 月からの助成制度拡充などにより一定の事業成果を上げております。令和 2 年度からは、旧耐震基準により建築された木造住宅の耐震化に係る耐震補強計画策定と耐震補強工事の一体型補助金制度を創設するとともに、ブロック塀の撤去につきましても、避難路や通学路を町の耐震改修促進計画に定めることで国の新たな制度を活用し、申請者の経済的負担を軽減することで一層の耐震化の推進を図ってまいります。

次に、防災行政無線の整備についてでございます。

同報系防災行政無線につきましては、令和 4 年 12 月 1 日からのデジタル波全面移行に対応するため、平成 29 年度から順次整備を進め、本年度、全ての設備の更新が完了し、デジタル波放送に切り替えることができました。令和 2 年度は、災害現場等と町の災害対策本部を結ぶ移動系防災行政無線のデジタル化工事に着手し、引き続き、災害時における安定的な通信手段の確保に努めてまいります。

また、同報系防災行政無線の受信機となります防災ラジオにつきましては、デジタル波全面移行後も引き続き利用できるよう令和 2 年度に設備更新工事を実施し、町民の皆様にご安心いただける環境を整えてまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、ロタウイルスワクチンの定期接種についてでございます。

町では、伝染のおそれがある病気の発生及び蔓延を予防するため、特に予防接種を行う必要があると認められる疾病につきましては、予防接種法に基づき定期予防接種を行っているところでございますが、本年 1 月に予防接種法が改正され、乳幼児期の重い急性胃腸炎の原因とな

るロタウイルス感染症が定期予防接種の疾病対象に追加されました。これを受け、本年8月1日以降に生まれたお子様を対象に10月1日からロタウイルスワクチンの定期接種が開始されます。当町におきましても、10月1日からの円滑な実施に向け、関係機関と調整を図りながら準備を進めるとともに、町民の皆様へ周知を図ってまいります。

次に、「健やかプラン吉田21」の次期計画策定についてでございます。

当町では、平成28年3月に「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を目指す「健やかプラン吉田21 吉田町健康増進計画・吉田町食育推進計画」の中間見直しを行い、お一人お一人が生涯を通して健康でいきいきと暮らせるよう、それぞれのライフステージに合った健康づくりや食育に関する取組を進めてまいりました。

この「健やかプラン吉田21」は、令和2年度が計画期間の最終年度となりますことから、本年度は、町民の皆様の健康観や生活習慣など健康に関する実態を把握するためのアンケート調査を実施し、現在、調査結果の集計及び分析を行っているところでございます。令和2年度は、この調査結果から明らかになった実態や各種統計等を基礎データとして次期計画を策定し、引き続き「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に取り組んでまいります。

次に、第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定についてでございます。

高齢者福祉及び介護保険事業の指針となります高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、3年ごとの見直しが義務づけられており、令和2年度は、次期計画である第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定いたします。本計画の策定に向け、現在65歳以上の高齢者が要介護状態になる前の日常生活や社会参加の状況について調査する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、在宅における介護の実態を調査する「在宅介護実態調査」を実施しており、これらの調査結果から現状や今後の課題等を明確にするとともに、令和3年度以降の介護サービス見込み量や給付額等の推計についても次期計画に反映させ、引き続き高齢者の皆様が安心していきいきと暮らせるよう、高齢者福祉や介護保険に関する施策を総合的に推進してまいります。

次に、介護人材の確保に向けた取組についてでございます。

高齢化の進行により、家事援助や通いの場といった生活支援ニーズの増大が予測される中、介護保険事業の担い手の育成やこれまで社会活動に関心がなかった方の社会参加促進を図るため、本年1月に介護サービス事業所との連携により、配膳や清掃などの専門職以外でも可能な仕事を担っていただく介護サポーターを養成するための研修会を開催いたしましたところ、定員を上回る多くのアクティブシニアの皆様に御参加いただきました。令和2年度からは、介護職員初任者研修の受講費用を助成する制度を創設し、さらなる介護人材の確保につなげてまいりたいと考えております。

次に、市民後見人養成講座の開催についてでございます。

近年、障害のある方や認知症高齢者等の増加により、成年後見制度の重要性はますます高まっており、こうした状況の中、制度を安心して利用することができるよう、同じ市民の立場で寄り添い支援を行うことができる市民後見人が新たな福祉の担い手として期待されているところでございます。

このことを踏まえ、当町におきましても、認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない方の権利を擁護する成年後見活動に必要な知識を習得し、市民後見人として活動してい

ただける方を養成する市民後見人養成講座を開催し、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らしていける地域共生社会の実現を目指してまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、展望台小山城周辺の整備についてでございます。

展望台小山城は、町が推進しておりますシーガーデンシティ構想における「賑わいまちづくり」の一翼を担う施設として能満寺山公園や小山城前広場などと一体となった拠点づくりを進めているところでございますが、令和2年度は、誰もが安心して訪れていただける施設となりますよう、展望台小山城へ続く階段に手すりを設置するための実施設計を行ってまいります。

次に、「人・農地プラン」の実質化についてでございます。

「人・農地プラン」とは、農業者が話合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するものであり、当町では平成24年10月に「吉田町人・農地プラン」を策定し、優良農地の保全・確保や農業者の経営安定を支援する取組などを進めてまいりました。令和2年度は、この「吉田町人・農地プラン」のさらなる実質化を図るため、町内において最大規模の農地である「吉田田んぼ」を対象に、土地所有者や農業者が主体となり、農業委員会や静岡県、ハイナン農業協同組合等とも連携しながら、5年後から10年後の農地の在り方についてアンケート調査や地域での話合いを行うなど、「吉田田んぼ」を優良農地として継承していく取組を進めてまいります。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、シーガーデンシティ構想推進計画についてでございます。

さきに申し上げましたとおり、現在、川尻海岸における防潮堤のかさ上げと吉田漁港多目的広場の盛土工事を進めているところでございますが、これらの施設を活用し、沿岸部における新たなにぎわいの創出を推進していくため、昨年12月に川尻海岸におけるシーガーデンの整備・活用方針を示すシーガーデンシティ構想推進計画を策定いたしました。

本計画では、川尻海岸を、西側の多目的広場を中心としたエリア、中央の防潮堤を中心としたエリア、東側の県営吉田公園を中心としたエリアの3つにゾーニングし、それぞれのエリアが持つ特性を生かした整備・活用方針を掲げております。

にぎわい施設の整備・運営につきましては、近年、官民連携の取組が全国各地で盛んに行われており、成功例も数多く見られますことから、今後はこの推進計画に基づき、民間事業者の企画立案能力や資金調達能力等を含む経営ノウハウを活用できるよう、事業への参画を呼びかけてまいります。

次に、東名高速道路吉田インターチェンジ周辺の整備についてでございます。

吉田インターチェンジ周辺エリアは、新たな安全と新たなにぎわいを一体的に創出するシーガーデンシティ構想において、北オアシスパークとともに町の玄関口と位置づけておりますことから、当町を訪れる皆様を御案内する情報発信機能を充実させるとともに、バス、タクシー、自家用車といった多様な交通手段を効果的に組み合わせた最適な交通システムの拠点整備に取り組んでまいります。

次に、吉田町地域公共交通網形成計画の策定についてでございます。

誰もが快適に町内を移動することができる環境整備を目指し、本年度は名古屋大学との連携により、新たな公共交通システムの構築に向けた調査・研究に取り組んでいるところでございますが、令和2年度は、地域にとって望ましい公共交通網の姿を示す吉田町地域公共交通網形成計画の策定に向け、公共交通を必要としている方や事業者のニーズをあらゆる角度からさらに調査し、その調査結果を基に、事業者や住民、利用者の代表者等で構成される吉田町地域公共交通会議において、計画の具体的な内容を協議してまいります。

次に、多文化共生総合相談窓口の開設についてでございます。

本年1月1日現在の当町の外国人人口は1,670人、総人口に対する割合は5.6%で、この5年間で1.65倍に増加し、今後もさらに増えていくことが予想されます。また、外国人人口の増加に伴い、あらゆる分野における相談件数も増えている状況でございます。

このため、令和2年度は、外国人住民の皆様様の行政ニーズを的確に捉え、生活上の相談に多言語で対応できる一元的な相談窓口として吉田町多文化共生総合相談窓口を開設し、外国語の通訳者2名をコーディネーターとして配置いたします。また、庁舎窓口や各保育園に音声通訳機も導入し、町内に居住する外国人住民の皆様が安心して暮らせるよう支援してまいります。

次に、ふるさと納税推進事業についてでございます。

返礼品の額が寄附額の3割以内とする総務省の方針を受けた平成30年度の寄附額は、前年度に比べ大きく減少しましたが、本年度4月から12月までの寄附額は5億7,132万5,000円で、昨年度と同時期の寄附額と比較して約2.5倍の増額となっております。これは、寄附金受入窓口の拡大や、首都圏に向けた新聞広告などの積極的なプロモーション活動が成果として現れたものと分析をしており、今後もさらに多くの皆様に吉田町を応援していただけるよう、特産品の開発やブランド化に向けた取組を推進してまいります。

次に、大幡川幹線の道路改良事業についてでございます。

大幡川幹線につきましては、現在、事業着手に向けた準備を進めており、今月中には地元の皆様との意見交換を実施する予定でございます。令和2年度は、社会資本総合整備計画の策定などに係る国・県との調整・協議をさらに進めるとともに、現地において路線測量を実施する予定でございます。

次に、町道町上3号線の道路改良事業についてでございます。

町道町上3号線の道路改良につきましては、現在、地権者の皆様様の御協力の下、用地交渉を進めているところでございます。令和2年度は、大幡川尻2号線と大幡川幹線とを結ぶ延長約84メートルの道路整備工事を完了させ、供用を開始する予定でございます。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、「吉田町教育元気物語 TCP Triwings Plan (ティーシーピー・トリビンス・プラン)」における令和2年度の主な事業についてでございます。当プランの3つの柱であります「子どもの『確かな学力』を保障する環境づくり」、「教職員が授業に専念できる環境づくり」、「保護者教育ニーズに応じた環境づくり」に掲げているそれぞれの事業につきましては、引き続き積極的に推進してまいります。令和2年度は、この3つの柱を支える基盤整備と致しまして、現在、国が進めております「GIGAスクール構想」の実現により、町内小学校のICT環境の整備を進めてまいります。

「GIGAスクール構想」とは、Society5.0時代を生きる子供たちの未来を見据え、児童・生徒一人一人に学習者用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想であり、当町では、まず町内の全小・中学校にWi-Fi環境を整備するとともに、児童・生徒一人一人の学習者用端末の整備と致しまして、令和2年度は、全体のおよそ3分の1に当たる約800台の端末を整備いたします。この学習者用端末につきましては、令和4年度までの3年間で児童・生徒1人1台の整備を完了する予定でございます。

次に、放課後子ども教室推進事業についてでございます。

放課後における子供の居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援するため、平成30年度は中央小学校区、本年度は自彊小学校区において、順次、放課後子ども教室を開設してまいりましたが、令和2年度は、住吉小学校区においても、平日4時間授業の日に合わせた放課後子ども教室を開設する予定でございます。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、上水道事業についてでございます。

水道事業は、町民の皆様の生活や社会経済活動を支えるライフラインを維持するために重要な役割を果たすものであり、地震災害時においても安定して水を提供し続ける必要がございますことから、令和2年度につきましても、引き続き基幹管路の耐震化に重点を置き、整備を進めてまいります。

また、水道施設の正常な運転を維持するとともに、事業費の平準化と施設の延命化を図るため、中長期的な視野に基づく水道施設更新計画の策定にも取り組んでまいります。

次に、下水道事業についてでございます。

当町では、令和2年度から下水道事業の公営企業会計への移行を予定しており、さきの議会議定例会におきまして関連する条例をお認めいただけたところでございますが、この公営企業会計の移行に合わせ、本年度及び令和2年度の2か年で経営戦略の策定を進めております。策定に当たりましては、今後の当町における汚水処理の構想や広域化・共同化の可能性についても併せて検討し、当町の下水道事業の将来像を考慮した経営戦略を策定してまいります。

施設整備につきましては、本年度に引き続きストックマネジメント計画に基づく浄化センターの電気・機械設備の改築・更新工事を実施するとともに、未普及対策事業と致しまして吉田特別支援学校付近における片岡2号汚水幹線工事及び浜田土地区画整理事業地内の川尻南部汚水幹線工事を実施する予定でございますが、片岡2号汚水幹線につきましては、ゼロ債務負担行為の手法を活用し、本年度末までに発注を終え、新年度の当初から工事に着手してまいりたいと考えております。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、行財政構造改革につきまして御説明申し上げます。

現在、当町では、PDCAサイクルに基づく吉田町まちづくりステップアップ行政評価の運用により、効率的・効果的な行財政運営に取り組んでいるところでございますが、シーガーデンシティ構想のさらなる推進や高齢化社会の進行に伴う社会保障費の増大など、行政需要は拡大の一途をたどり、今後はこれまで以上に効率的・効果的な行財政運営が求められます。

このため、令和2年度は、吉田町まちづくりステップアップ行政評価の運用と並行して、機構を含めた全ての業務における「ゼロベース検証」を行い、一層の行財政構造改革に取り組んでまいります。

以上、令和2年度を迎えるに当たり、「人が集い、未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の実現に向けて実施いたします各種施策の方針や概要について述べさせていただきました。

令和2年度には、これまで着実に整備を進めてまいりました川尻海岸における防潮堤が皆様の目にはっきりと見える形で現れてまいりますので、町民の皆様方には、これまで以上に安全・安心を実感していただけるものと確信をしております。

また、豪雨や台風などの自然災害への対策にも注力し、引き続き町民の皆様が安心して住み続けることのできるまちづくりに邁進してまいります所存でございます。

議員各位におかれましては、ぜひとも当町のまちづくりに対しまして御理解を頂き、今後とも格段の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます、施政方針と致します。

○議長（増田剛士君） 町長の施政方針が終わりました。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（増田剛士君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告願います。

初めに、議会運営委員会委員長、お願いします。

10番、八木 栄君。

〔議会運営委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○議会運営委員会委員長（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

議会閉会中の議会運営委員会の委員長報告を致します。

令和2年1月21日火曜日16時43分から議会運営委員会を開会しました。

参加者は、委員6人、番外1人、事務局2人です。

協議事項として、令和2年第1回吉田町議会定例会の運営について協議を致しました。

日程は3月2日から19日、会期は18日間、そのうち変更事項がありまして、3月18日の休会を13時30分から議会運営委員会、最終日は、23日を19日13時から本会議というように変更し、決定いたしました。

散会は16時50分でした。

令和2年1月29日水曜日9時から議会運営委員会を開会しました。

参加者は、委員6人、番外1人、事務局2人、総務課長です。

協議事項として令和2年第1回吉田町議会臨時会の運営について、上程議案の概要説明が総務課長より行われました。

次に、上程議案の審議方法について協議をしました。

続いて、会期について協議をしました。

協議事項2として、町長申入れ事項について、1月27日に行われた町政連絡会について、今後の町政連絡会の運営・内容について協議を致しました。町政連絡会の後に、町政懇談会を

行い、議員の意見を聞く場を設けるということでございました。町政懇談会には資料提供を考えているということでありました。

散会は9時56分でした。

令和2年2月25日火曜日、午前9時から議会運営委員会を開会しました。

参加者は、委員6人、番外1人、事務局2人、総務課長です。

協議事項と致しまして令和2年第1回吉田町議会定例会の運営について、町長提出議案等について総務課長から概要説明がありました。上程される議案は22件、そのうち早期議決1件、その他報告1件、上程議案の審議方法について協議し、決定を致しました。

議案は22件、常任委員会への付託審査はありません。早期議決として第19号議案とする、それから会期の決定及び審議方法について、予定について協議し、決定を致しました。皆さんに配付してあります会期及び審議予定表のとおりです。

それから、意見書の取扱いについて協議を致しました。おたふく風邪ワクチンの定期接種化を求める意見書についてと、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の2件です。2件とも議員配付と致しました。

その他、議長から、町政連絡会及び町政懇談会実施における意見を町長に伝えていただくよう総務課長に話をさせていただきました。

議会事務局長から、4月以降に議会運営等について下協議をしていく予定です。それから、専決処分について、今回の早期議決の議案等、協議し、6月定例会にて発議する方向を確認いたしました。

散会は10時25分でした。

以上が議会閉会中の議会運営委員会の報告です。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、総務文教常任委員会委員長、お願いします。

7番、蒔田昌代君。

〔総務文教常任委員会委員長 蒔田昌代君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（蒔田昌代君） 7番、蒔田昌代です。

総務文教常任委員会から議会閉会中の委員会活動について報告を致します。

総務文教常任委員会は、議会閉会中において、委員会を1回開催しました。

令和2年1月20日月曜日、吉田町役場4階第2会議室において、午前9時から午前10時30分まで、議員7人、事務局2人の出席で委員会を開催しました。

協議事項として総務文教常任委員会では、所管事務調査である「ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の支援策について」、委員会の依頼により事務局が取りまとめた近隣市町の高齢者福祉計画から、近隣市町と当町の施策をカテゴリー別に分け、比較し、調査しました。その結果、今後の調査項目として次の4つのサービスについて改めて調査することを決めました。

1、配食サービス事業。この事業に対しては、対象者要件や事務の流れに関して福祉課の事務を調査する。

2、吉田町ワンコインサービス事業。シルバー人材センターが行うサービスの実情を調査すると、意見交換を福祉課に申込むこととする。

3、ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業。日中独り暮らし世帯を支援の対象とならないか、緊急通報について、利用促進を図る方法を調査する。

4、高齢者見守りネットワーク事業。高齢者の緊急通報について、実情と課題について調査する。

以上、4点について正副委員長で委員から出された意見を取りまとめ、このうち、1、配食サービス事業、2、吉田町ワンコインサービス事業を優先的に進めることを決定しました。

以上で議会閉会中の総務文教常任委員会の報告と致します。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、お願いします。

8番、三輪美由紀君。

〔産業建設常任委員会委員長 三輪美由紀君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（三輪美由紀君） 8番、三輪美由紀です。

産業建設常任委員会から、議会閉会中の委員会活動について報告を致します。

2月13日木曜日、庁舎4階第2会議室において、8時55分より、委員6名、番外1名、事務局2名の出席で委員会を開催いたしました。

所管事務調査、地場産業の活性化について。

目的としまして、町は総合計画の基本理念において「賑わいが生まれ、活力がみなぎるまちづくり」を掲げ、その基本理念における大綱の施策の一つを「活力あふれる産業振興のまちづくり」としている。そこで、「各産業のさらなる発展のため、地場産業の活性化について調査・研究をする」としております。

協議内容としまして、今後の進め方について検討するとし、12月の定例会中、産業課からの再質問の回答を受けて、委員長案を基に協議を致しました。協議の結果、調査内容をシラス加工業、ウナギ加工業、細幅織物業の順番で、産業課との意見交換を実施することと致しました。

また、意見交換の内容として委員会での委員の疑問点を挙げ、補助金について、外部団体との連携について、PR事業について、総合計画との関連についての4項目とし、産業課への意見交換の依頼、意見交換の詳細内容、日程調整について、正副委員長が行うことと決定を致しました。

10時40分、会議を終了し、散会いたしました。

以上が議会閉会中における産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。
質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
委員長、御苦労さまでした。

◎議案第2号～議案第23号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 次に、会議規則第35条の規定により、日程第5、第2号議案から日程第26、第23号議案までの22議案を一括議題と致します。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 令和2年第1回吉田町議会定例会に上程を致します議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について6件、条例の制定について1件、補正予算について3件、当初予算について7件、規約の変更について1件、指定管理者の指定について3件、町道の路線認定について1件の合計22件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第2号議案は、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布されたことに伴いまして、法律名の変更や新たな規定が追加されたことなどによる所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただくものがございます。

第3号議案は、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、静岡県国民健康保険事業の広域化に伴う運営方針の一つとして掲げられている保険料水準の統一に取り組むため、国民健康保険税の賦課方式を所得割、被保険者均等割、世帯別平等割、資産割の4方式から資産割を廃止し、3方式に改める内容の条例改正をお認めいただくものがございます。

第4号議案は、吉田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布されたことに伴いまして、本条例において引用している法律の条項にずれが生じるため、所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただくものがございます。

第5号議案は、吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、民法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行され、法定利率の規定が改められることに伴いまして、当該法定利率を採用している公営住宅法の改正に合わせ、本条例中の利率について所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第6号議案は、吉田町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、町内小学校の体育館に本年3月までに空調設備を設置することに伴いまして、現在の使用料に空調設備の使用料を賦課した金額とする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第7号議案は、吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴いまして、本条例中の文言を法改正に沿った用語に改めるとともに、幼児教育・保育の無償化の対象者及び食事の提供に要する費用の取扱いについての条文を追加する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第8号議案は、吉田町交通安全指導に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴いまして、非常勤特別職の職の整理が行われたことにより、新たに交通指導員の位置づけを定める必要が生じたことから、本条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第9号議案は、令和元年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

本議案は、令和元年度一般会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,097万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億3,316万6,000円とするとともに、教育振興事業費などの3つの事業費に係る合計1億9,435万7,000円の繰越明許費を設定するほか、地方債の限度額を2,020万円減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第10号議案は、令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、令和元年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ858万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,914万1,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第11号議案は、令和元年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、令和元年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,312万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,009万円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第12号議案は、令和2年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は、令和2年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億2,800万円と定めるとともに、23の事業につきまして、総額13億470万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の最高額を5億円と定めるとともに、給料、職員手当等に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第13号議案は、令和2年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、令和2年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,502万円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第14号議案は、令和2年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、令和2年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,267万2,000円と定めるほか、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第15号議案は、令和2年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、令和2年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,270万円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第16号議案は、令和2年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、令和2年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ20億4,107万9,000円と定めるほか、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第17号議案は、令和2年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、令和2年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を6億568万8,000円とし、収益的支出の総額を5億5,379万3,000円とするとともに、資本的収入の総額を1億5,095万9,000円とし、資本的支出の総額を4億4,348万7,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する2億9,252万8,000円は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,762万3,000円、過年度分損益勘定留保資金9,636万2,000円、当該年度損益勘定留保資金7,854万3,000円を補填するものと定め、一時借入金の限度額を2,000万円と定めるなどの内容とする予算をお認めいただくとするものでございます。

第18号議案は、令和2年度吉田町公共下水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、令和2年度の公共下水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を7億6,384万4,000円とし、収益的支出の総額を7億4,575万7,000円とするとともに、資本的収入の総額を9億9,796万4,000円とし、資本的支出の総額を10億469万2,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する672万8,000円は引継金672万8,000円で補填するものと定め、一時借入金の限度額を3億円と定めるなどの内容とする予算をお認めいただくとするものでございます。

第19号議案は、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、静岡県市町総合事務組合の構成団体であります浅羽地域湛水防除施設組合が本年3月31日付にて解散することに伴いまして、同組合から脱退すること、また当組合規約の別表第1及び別表第2の一部を変更することについてお認めいただくとするものでございます。

第20号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、町立住吉コミュニティ防災センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、その指定管理者に大浜自主防災会を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第 21 号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町高齢者人材活用センターの管理につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、その指定管理者に一般社団法人吉田町シルバー人材センターを指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第 22 号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町神戸コミュニティ広場の管理につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、その指定管理者に北区自治会を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第 23 号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、北区地内の宅地造成に伴い、1 路線を町道として認定する必要がありますことから、町道の路線認定をお認めいただくとするものでございます。

以上が上程いたします 22 議案の概要でございます。

なお、今回の議会定例会に上程いたします議案につきまして、早期の議決のお願いがございます。

第 19 号議案の静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてでございますが、静岡県市町総合事務組合の組合長から文書による協議依頼があり、本年 3 月 10 日付での協議書の提出を求められていることから、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、議会の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

詳細につきましては担当課長から申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第 2 号議案、第 13 号議案及び第 19 号議案の計 3 議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第 2 号議案 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の 1 ページ、2 ページ及び参考資料ナンバー 1 を御覧ください。

本議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年 5 月 31 日に公布されたことに伴いまして、法律名が「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められるとともに、新たな規定が追加されたことなどによりまして、同法律を引用している固定資産評価審査委員会条例に所要の改正を行う必要が生じたことから、軽微な文言の修正も併せて行う条例の制定につきましてお認めいただくとするものでございます。

改正の内容でございますが、第6条第2項の中の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に法律名を改め、この法律中、関連する条文が繰下げられたことから、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改め、電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合の、弁明書の取扱いをより明確にするために、「前項の規定に従って弁明書が提出された」を「正副2通の弁明書の提出があった」に改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、この条例は公布の日から施行することとしております。

続きまして、第13号議案 令和2年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

議案書の37ページから39ページを御覧ください。

令和2年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出予算総額でございますが、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ1,502万円とし、款項ごとの金額は、39ページの第1表のとおりとするものでございます。

詳細につきましては、令和2年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の一般会計予算最終ページ、232ページの次に土地取得事業特別会計予算の歳入歳出予算事項別明細書がございますので、その事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。

1ページ、総括の歳入を御覧ください。

1款財産収入は前年度より4,000円少ない1万8,000円、2款繰入金は前年度と同額の1,500万円、3款繰越金及び4款諸収入はいずれも前年度と同額の1,000円とし、歳入合計1,502万円を計上いたしました。

また、歳出につきましては、1款総務費に前年度より4,000円少ない1,502万円を計上いたしました。

次に、2ページから4ページを御覧ください。

歳入についての詳細でございますが、1款財産収入の1万8,000円は、土地開発基金の基金利子1万6,000円と土地売払収入2,000円でございます。

2款繰入金の1,500万円は、土地開発基金からの繰入金1,500万円でございます。

3款繰越金は1,000円でございます。

4款諸収入は、土地取得事業特別会計の預金利子1,000円でございます。

次に、5ページの歳出を御覧ください。

1款総務費の総務管理費の1,502万円でございますが、土地開発基金への積立金に1万8,000円、財産取得費に1,500万円、土地開発基金への繰出金に2,000円を計上いたしました。

続きまして、第19号議案 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

議案書の53ページ、54ページ及び参考資料ナンバー10を御覧ください。

本議案は、静岡県市町総合事務組合の構成団体である浅羽地域湛水防除施設組合が本年3月31日付にて解散することに伴いまして、同組合から脱退すること及び同組合同規約の一部を変更しようとするものにつきましてお認めいただくものでございます。

規約変更の内容でございますが、同組合同規約の別表第1及び別表第2中、「浅羽地域湛水防除施設組合」を削るものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日からの施行とするものでございます。

なお、本議案は、静岡県市町総合事務組合組合長から協議依頼があり、本年3月10日付にて協議書の提出を求められていることから、本議会開会后、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、総務課からの3議案につきましての御説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

〔防災課長兼防災監 大石剛久君登壇〕

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

防災課からは、第8号議案及び第20号議案の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第8号議案 吉田町交通安全指導に関する条例の制定についてでございます。

議案書の21ページ、22ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤特別職の職の整理が行われたことによりまして新たに交通指導員の位置づけを定める必要があることから、本条例を制定することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

現在の交通指導員につきましては、昭和30年頃、交通事故の犠牲者が相次いだことから、子供たちを交通事故から守るため、地域住民の有志が自発的に街頭指導を始めたことを契機に誕生したものでございます。こうした時代の背景を受けまして、当町では、昭和49年に吉田町交通指導員設置条例を制定することによりまして、交通指導員を非常勤特別職として位置づけしたところでございます。それ以来、交通指導員の皆様には、子供たちをはじめ地域住民の交通事故を防止するための交通安全活動の推進など、町の交通施策の重要な役割を担っていただいているところでございます。

このたびの法改正に伴い、職の整理が行われたことによりまして、交通指導員の身分は非常勤特別職としては位置づけられなくなったところでございますが、交通指導員の職務の重要性を鑑みまして新たに交通指導員の位置づけを定めることとし、今後におきましても交通指導員の皆様の御協力を頂きながら交通安全の推進を図っていくこととするものでございます。

条例の内容でございますが、第1条では、この条例の趣旨として交通指導員の協力を得て、町の交通安全の推進を図るために必要な事項について定めるものと規定するものでございます。

第2条では、交通指導員の要件及び定数について定めるものでございます。

第3条では、交通指導員の職務を定めるものでございます。

第4条では、交通指導員の被服及び附属品の着用、交通指導員証の携帯について定めるものでございます。

第5条では、交通指導員の職務上の災害補償の措置について定めるものでございます。

第6条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めることを規定するものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものとし、吉田町交通指導員設置条例は廃止するものでございます。

続きまして、第20号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書の 55 ページ及び参考資料ナンバー11 を御覧ください。

本議案は、吉田町コミュニティ防災センター設置条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 1 日から町立住吉コミュニティ防災センターの管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に、現在、同施設の管理を行っております大浜自主防災会を指定しようとするものでございます。

町立住吉コミュニティ防災センターの指定管理者の指定につきましては、コミュニティ防災センター施設としての設置目的を達成するためには、引き継ぎ地元の自主防災会であります大浜自主防災会を指定することが最適であると判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条ただし書により、大浜自主防災会を選定したものでございます。

指定する期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間とし、令和 2 年度における指定管理委託料は、年額 18 万 2,000 円としているものでございます。

以上、防災課関係 2 議案の概要でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） ここで暫時休憩と致します。再開は 10 時 35 分と致します。

休憩 午前 10 時 22 分

再開 午前 10 時 33 分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は 13 名です。

続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第 9 号議案及び第 12 号議案の 2 議案につきまして御説明申し上げます。

それでは、まず初めに、第 9 号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第 6 号）についての内容を御説明申し上げます。

別冊の補正予算書を御覧ください。

まず、1 ページを御覧ください。

第 1 条でございますが、現計予算から歳入歳出それぞれ 5,097 万 3,000 円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 112 億 3,316 万 6,000 円とし、その款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページから 4 ページまでの第 1 表歳入歳出予算補正のとおりとすることを認めいただくものでございます。

次に、第 2 条でございますが、令和元年度の事業のうち、年度内に事業が終わらない見込みがあるものとして、地方自治法第 213 条第 1 項の規定に基づいて、翌年度に繰越して使用することができる経費を 5 ページに掲げます第 2 表繰越明許費のとおりとすることを認めいただくものでございます。

そして、第3条でございますが、地方債の補正につきまして、6ページから8ページに掲げる第3表地方債補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

具体的な内容と致しまして、繰越明許費から御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

今回、措置しようとしております繰越明許費でございますが、全部で3事業につきまして総額1億9,435万7,000円の予算を翌年度に繰越して使用することをお認めいただくとするものでございます。

それでは、繰越しをお認めいただく事業費とその財源につきまして、事業ごとに御説明申し上げます。

まず、保育園管理費につきましては、保育園のICT化推進に係る工事請負費及び備品購入費279万4,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫支出金と一般財源でございます。

次に、橋梁維持補修費につきましては、国庫支出金と一般財源でございます。

次に、橋梁維持補修費につきましては、東臨港橋と大幡川幹線排水路第2号橋梁の補修に係る委託料2,730万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫支出金、地方債及び一般財源でございます。

最後に、教育振興事業費につきましては、小・中学校のWi-Fi環境整備に係る委託料及び工事請負費1億6,426万3,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫支出金と地方債、そして一般財源でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づきまして、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次に開会される議会に報告しなければならないこととなっておりますので、これらの繰越明許費につきましても、そのルールに従って御報告させていただきますように致します。

続きまして、6ページから8ページの地方債補正につきまして御説明申し上げます。

起債につきましては、事業の実施状況に沿って、第3表に掲げる事業の起債限度額につきまして、追加、変更及び廃止をお認めいただくとするものでございます。

この地方債の補正によりまして、起債全体の限度額は、補正前と比較しまして2,020万円減額となります。

続きまして、別冊の令和元年度吉田町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書に沿って補正予算の内容を御説明いたします。

まず、説明書の3ページ、歳入を御覧ください。

初めに、2款地方譲与税につきましては270万円の減額、3款利子割交付金につきましては210万円の減額でございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

4款配当割交付金につきましては230万円の増額、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては720万円の減額でございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

6款地方消費税交付金につきましては2,180万円の減額、7款自動車取得税交付金につきましては100万円の増額でございます。

なお、2 款地方譲与税から 7 款自動車取得税交付金につきましては、いずれも県から示された推計を基に算出し、計上しているものでございます。

続きまして、6 ページを御覧ください。

12 款分担金及び負担金につきましては 121 万 8,000 円の減額でございます。これは、1 項 1 目農林水産業費分担金につきましては、県補助金の確定に応じて事業費を減額することから、それに伴って分担金も減額となるものでございます。

次に、14 款国庫支出金につきましては 4,479 万 6,000 円の増額でございます。

まず、1 項 1 目民生費国庫負担金につきましては 2,193 万 7,000 円の増額でございます。これは、社会福祉費負担金におきまして、事業費の増額に伴い、障害者自立支援給付費負担金を 1,124 万 5,000 円増額、障害児施設措置費・給付費等負担金を 931 万 7,000 円増額、また、過年度分の障害児施設措置費、給付費等の負担金につきましては、負担金の確定に伴い、137 万 5,000 円を増額するものでございます。

次に、7 ページの 2 項 1 目総務費国庫補助金につきましては 117 万 7,000 円の増額でございます。これは、戸籍住民基本台帳費補助金におきまして、決算見込みにより個人番号カード交付事業費補助金を 117 万 7,000 円増額するものでございます。

次に、2 目民生費国庫補助金につきましては 179 万 2,000 円の増額でございます。これは、社会福祉費補助金におきまして交付決定に伴い、地域生活支援事業費補助金を 286 万 1,000 円減額、次の児童福祉費補助金におきましては、決算見込みにより地域子ども・子育て支援事業費交付金を 325 万 7,000 円増額、また、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、国の令和元年度第 1 次補正予算に伴いまして、保育園の ICT 化推進に係る補助金 139 万 6,000 円を計上するものでございます。

次に、3 目衛生費国庫補助金につきましては 71 万 6,000 円の減額でございます。これは、保健衛生費補助金におきまして、決算見込みにより感染症予防事業費等国庫補助金を 71 万 6,000 円減額するものでございます。

次に、5 目土木費国庫補助金につきましては 2,351 万 6,000 円の減額でございます。これは、道路橋梁費補助金におきまして、社会資本整備総合交付金について交付決定に伴い 2,151 万 2,000 円を減額、次の都市計画費補助金におきましては、決算見込みにより既存建築物耐震診断事業費補助金を 200 万 4,000 円減額するものでございます。

8 ページを御覧ください。

次に、6 目教育費国庫補助金につきましては 5,883 万 2,000 円の増額でございます。これは、教育総務費補助金におきまして、保育園就園奨励費補助金につきまして実績に応じまして 87 万 8,000 円を減額、また、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金につきましては、国の令和元年度第 1 次補正予算に伴いまして、小・中学校の通信ネットワーク整備に係る補助金 6,000 万円を計上するものでございます。

次の小・中学校費補助金におきましては、決算見込みによりまして特別支援学級児童就学奨励費補助金を 6 万 5,000 円減額、特別支援学級生徒就学奨励費補助金を 22 万 5,000 円減額するものでございます。

また、次に、8 目プレミアム商品券事業費補助金につきましては、こちらも決算見込みにより 1,471 万円を減額するものでございます。

続きまして、9 ページを御覧ください。

15 款県支出金につきましては、3,935 万 2,000 円の減額でございます。

まず、1 項 1 目民生費県負担金につきましては、1,096 万 8,000 円の増額でございます。これは、社会福祉費負担金におきまして、事業費の増額に伴い、障害者自立支援給付費負担金を 562 万 3,000 円増額、障害児施設措置費給付費等負担金を 465 万 8,000 円増額、また、過年度分の障害児施設措置費給付費等負担金につきましては、負担金の確定に伴い 68 万 7,000 円を増額するものでございます。

次に、2 目衛生費県負担金につきましては、決算見込みにより後期高齢者医療事業費負担金を 40 万 4,000 円増額するものでございます。

次に、2 項 1 目総務費県補助金につきましては 115 万 8,000 円の減額でございます。これは、総務管理費補助金におきまして、静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金について、事業の実績に伴いまして 115 万 8,000 円を減額するものでございます。

10 ページを御覧ください。

次に、2 目民生費県補助金につきましては 182 万 6,000 円の増額でございます。これは、社会福祉費補助金におきまして、地域生活支援事業費の補助金について、交付決定に伴い 143 万 1,000 円を減額、また、児童福祉費補助金におきましては、こちらも決算見込みにより放課後児童健全育成事業費等交付金を 325 万 7,000 円増額するものでございます。

次に、4 目農林水産業費県補助金につきましては 1,719 万 3,000 円の減額でございます。これは、水産業費補助金におきまして、漁業基盤整備事業費補助金について、交付決定に伴いまして 1,719 万 3,000 円を減額するものでございます。

また、次に、5 目商工費県補助金につきましては、決算見込みにより地域産業立地事業費補助金を 2,230 万円減額するものでございます。

次に、6 目土木費県補助金につきましては 1,182 万 2,000 円の減額でございます。これは、都市計画費補助金におきまして、決算見込みにより既存建築物耐震診断事業費補助金を 76 万 7,000 円減額、わが家の専門家診断事業費補助金を 55 万 5,000 円減額、木造住宅耐震補強助成事業費補助金を 1,050 万円減額するものでございます。

次に、11 ページの 7 目消防費県補助金につきましては 7 万 7,000 円の減額でございます。これは、消防費の補助金におきまして、地震津波対策等減災交付金について、決算見込みにより 7 万 7,000 円を減額するものでございます。

続きまして、16 款財産収入につきましては 97 万 7,000 円の増額でございます。

まず、1 項 2 目利子及び配当金収入につきましては、当初予定しておりました金額以上の利子額を収入することになりましたことから、小学校建設基金について 3 万 3,000 円を増額、ふるさとよしだ寄附金基金につきましては 5 万 6,000 円を増額するものでございます。

また、2 項 2 目物品売払収入につきましては、当初の予定以上の金額を収入することになりましたことから 88 万 8,000 円を増額するものでございます。

続きまして、12 ページを御覧ください。

20 款諸収入につきましては 547 万 6,000 円の減額でございます。これは、5 項 2 目雑入につきまして 547 万 6,000 円を減額するものでございます。

まず、総務費雑入におきまして、市町村振興協会市町交付金について、交付決定に伴い 60 万 9,000 円を減額、民生費雑入におきまして、決算見込みにより放課後児童クラブ徴収金を 586 万 7,000 円減額、民生費雑入におきまして、後期高齢者過年度精算金につきまして、負担

金の精算に伴いまして 383 万 5,000 円を増額、また消防費雑入におきましては、決算見込みにより退職手当基金交付金を 213 万 5,000 円減額、コミュニティ助成事業助成金について 70 万円を減額するものでございます。

続きまして、13 ページを御覧ください。

21 款町債につきましては 2,020 万円の減額でございます。

まず、1 項 1 目農業水産業債につきましては 1,540 万円の減額でございます。これは、水産業債におきまして、それぞれの事業実績に応じまして 1,540 万円を減額するものでございます。

次に、2 目土木債につきましては 5,030 万円の減額でございます。これは、道路橋梁債におきまして、それぞれの事業実績に応じて 5,030 万円を減額するものでございます。

次に、13 ページから 14 ページにかけての 3 目消防債につきましても、事業実績に応じまして 20 万円を減額するものでございます。

次に、14 ページの 4 目教育債につきましては 4,570 万円の増額でございます。これは、小・中学校体育館空調設備整備事業及び小・中学校防災機能向上設備改修事業につきまして、それぞれ事業実績に応じて減額、また、小・中学校Wi-Fi環境整備事業につきましては、国の補正予算に呼応した小・中学校の通信環境整備に伴いまして 1 億 410 万円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

15 ページを御覧ください。

まず、1 款議会費につきましては 212 万 8,000 円の減額でございます。これは、1 項 1 目議会費におきまして、決算見込みにより議会運営費を 192 万 4,000 円減額、議会調査活動費を 20 万 4,000 円減額するものでございます。

続きまして、16 ページを御覧ください。

2 款総務費につきましては 242 万 7,000 円の減額でございます。

まず、1 項 6 目企画費におきまして 354 万 6,000 円の減額でございます。これは、生活交通確保対策費につきまして、決算見込みにより新たな生活体系の構築に向けた調査業務委託料を 328 万 6,000 円減額、また、シーガーデンシティ構想推進事業費につきましては、決算見込みにより 26 万円を減額するものでございます。

次に、16 ページから 17 ページにかけての 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍住民基本台帳事務費につきまして、決算見込みにより個人番号カード交付事業費交付金を 117 万 7,000 円増額するものでございます。

次に、6 項 1 目監査委員費につきましては、事業実績により 5 万 8,000 円を減額するものでございます。

18 ページを御覧ください。

続きまして、3 款民生費につきましては 5,789 万 4,000 円の増額でございます。

まず、1 項 5 目心身障害者福祉費におきましては 4,740 万 6,000 円の増額でございます。これは、心身障害者自立支援事業費につきまして、給付費の増額に伴い、デイサービス等の給付費を 1,863 万 4,000 円増額、就労継続支援給付費を 2,249 万 1,000 円増額、また過年度事業の精算に伴い、県補助金等返還金 628 万 1,000 円を増額するものでございます。また、地域生活

支援事業費につきましては、国庫補助金及び県補助金の交付決定に伴う財源振替となっているものでございます。

次に、18 ページから 19 ページにかけての 7 目介護保険費につきましては、決算見込みにより介護保険事業会計繰出金を 250 万 7,000 円減額するものでございます。

次に、19 ページの 2 項 1 目児童福祉総務費につきましては、児童福祉費におきまして決算見込みにより、出産祝い金事業費を 115 万円増額するものでございます。

次に、3 目保育所費につきましては 1,292 万 5,000 円の増額でございます。これは、保育園管理費につきまして、国の補正予算に呼応した保育園の I C T 化推進に係る事業費として、無線アクセスポイント設置工事に係る施設整備 204 万 4,000 円、翻訳機の購入に係る機器・器具類 75 万円を計上し、また、過年度事業の精算に伴いまして県補助金等返還金 1,013 万 1,000 円を増額するものでございます。

なお、保育園管理費につきましては、令和 2 年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

次に、20 ページ、4 目児童館費につきましては、放課後児童健全育成事業費におきまして、決算見込みにより、ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費補助金を 108 万円減額するものでございます。

続きまして、4 款衛生費につきましては 24 万 9,000 円の減額でございます。

まず、1 項 2 目予防費におきましては 522 万円の減額でございます。これは、感染症予防費につきまして、決算見込みにより予防接種委託料を 392 万円減額、おたふく風邪ワクチン予防接種費助成金を 130 万円減額するものでございます。

次に、21 ページの 5 目母子保健衛生費につきましては 63 万 9,000 円の減額でございます。これは、母子保健衛生費につきまして、決算見込みにより乳幼児・妊婦健診委託料を 63 万 9,000 円減額するものでございます。

次に、7 目老人保健事業費につきましては 561 万円の増額でございます。これは、後期高齢者医療事業事務費につきまして、過年度分の療養給付費の確定に伴い、過年度分療養給付費負担金を 507 万 1,000 円増額、また、決算見込みにより保険基盤安定繰出金を 53 万 9,000 円増額するものでございます。

22 ページを御覧ください。

続きまして、6 款農林水産業費につきまして 2,565 万 2,000 円の減額でございます。こちらにつきましては、3 項 2 目漁港管理費におきまして 2,565 万 2,000 円を減額するものでございます。

まず、水産物供給基盤機能保全事業費につきまして、事業費の確定に伴い、漁港改修を 719 万 3,000 円減額、導流堤工事を 2,100 万円減額、湾内しゅんせつ工事につきまして 606 万 3,000 円を増額するものでございます。また、漁港環境整備事業費につきまして、事業実績により漁港環境施設用地整備を 352 万 2,000 円減額するものでございます。

続きまして、23 ページを御覧ください。

7 款商工費につきまして 5,931 万円の減額でございます。こちらは、1 項 2 目商工業振興費におきまして 5,931 万円を減額するものでございます。

まず、企業立地振興費につきましては、事業費の確定に伴い、企業立地促進事業費補助金を4,460万円減額するものでございます。また、プレミアムつき商品券事業費につきましては、こちらも事業実績によりまして1,471万円を減額するものでございます。

24ページを御覧ください。

続きまして、8款土木費につきましては1億232万円の減額でございます。

まず、2款1目道路維持費におきましては4,295万2,000円の減額でございます。これは、吉田町内道路舗装修繕事業費につきまして、国庫補助金の交付決定に伴い、道路改良を4,295万2,000円減額するものでございます。

次に、2目道路新設改良費におきましては2,373万1,000円の減額でございます。これは、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費につきまして、事業費の確定に伴い2,084万6,000円を減額、また、町上3号線道路改良事業費につきましては、事業実績により288万5,000円を減額するものでございます。

次に、25ページの3目橋梁維持費につきましては、橋梁改修に係る起債額の変更に伴いまして、橋梁維持補修費におきまして財源振替となっております。

なお、橋梁維持補修費につきましては、令和2年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

次に、4項1目都市計画総務費におきましては、決算見込みによりまして、「TOUKAI-0」促進事業費につきまして2,292万5,000円を減額するものでございます。

26ページを御覧ください。

次に、2目土地区画整理事業費につきましては、決算見込みにより1,271万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、9款消防費につきましては2,022万4,000円の減額でございます。

まず、26ページから27ページにかけての1項2目非常備消防費におきましては、消防団員福利厚生費につきまして、事業実績に基づきまして消防団員報償金を246万6,000円減額するものでございます。

次に、3目消防施設費におきまして、消防施設整備事業費につきまして、公用車・消防積載車の決算見込みに伴いまして23万1,000円を減額するものでございます。

次に、5目災害対策費につきましては1,752万7,000円の減額でございます。これは、地震対策費につきまして、事業費の確定により津波避難タワー用地1,682万7,000円を減額、また、コミュニティ助成交付金を70万円減額するものでございます。

28ページを御覧ください。

続きまして、10款教育費につきましては8,936万2,000円の増額でございます。

まず、1項2目事務局費におきましては、決算見込みにより事務局事務費を35万円減額するものでございます。

次に、3目教育諸費におきましては9,289万2,000円の増額でございます。これは、教育振興事業費につきまして、決算見込みにより臨時職員賃金、講師謝礼金、そしてパソコン借り上げ料につきまして、合わせて383万7,000円を減額、また、小・中学校体育館の空調設備整備に係る事業費につきましても、決算見込みによりまして5,798万2,000円を減額、一方、国の補正予算に呼応した小・中学校のWi-Fi環境整備に係る事業費につきまして1億6,426万

3,000円を計上し、教育振興事業費全体としましては1億244万4,000円の増額となっております。

なお、教育振興事業費につきましては、令和2年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

次に、29ページの英語教育推進事業費につきましては、決算見込みにより講師謝礼金を5万2,000円減額、費用弁償を8万3,000円減額、教職員等負担金補助金につきましては、小・中学校活動補助金を決算見込みにより73万9,000円増額、ちいさな理科館事業につきましては、決算見込みによりまして臨時職員賃金を217万8,000円減額、講師謝礼金を30万5,000円減額、確かな学力定着事業費につきましては、こちらも決算見込みにより部活動指導員報酬を130万円減額、教員補助員の賃金を230万円減額、30ページに移りまして、吉田町学力調査研究委託料を54万7,000円減額、プログラミング教育支援業務委託料を47万6,000円減額、幼児教育振興事業費につきましては、決算見込みによりまして普通旅費を17万1,000円減額、特別旅費を3万6,000円減額、就園奨励費補助金につきましては270万円を減額するものでございます。

また、小中一貫教育振興事業費につきましては、こちらも決算見込みによりまして、委員謝礼を6万3,000円減額、講師謝礼金を8万円減額するものでございます。

次に、30ページから31ページにかけての2項小学校費、2目教育振興費におきましては120万円の減額でございます。これは、住吉小学校要保護・準要保護児童就学援助費及び自彊小学校要保護・準要保護児童就学援助費につきまして、決算見込みによりまして、それぞれ就学援助費を減額するものでございます。

次に、3目特別支援学級費におきましても、住吉小学校特別支援学級費につきまして、こちらも決算見込みによりまして就学奨励費を13万円減額するものでございます。

次に、31ページから32ページにかけての3項中学校費、2目教育振興費におきましては140万円の減額でございます。これは、吉田中学校要保護・準要保護生徒就学援助費につきまして、こちらも決算見込みによりまして就学援助費を140万円減額するものでございます。

次に、3目特別支援学級費におきましては、吉田中学校特別支援学級費につきまして、決算見込みにより就学奨励費を45万円減額するものでございます。

最後に、33ページの13款諸支出金でございますが、1,408万1,000円の増額でございます。これは、2項1目基金費におきまして、財政調整基金費につきまして、今回補正に際しまして、すぐに事業の財源とすることのない収入1,399万2,000円を財政調整基金に積み立てるための増額、また、小・中学校建設基金費につきましては、歳入の小・中学校建設基金の利子が増額となったことに伴いまして、当初予定しておりました積立額よりも多くの積み立てができる見込みとなりましたことから、3万3,000円を増額するものでございます。

また、ふるさとよしだ寄附金基金費につきましては、歳入のふるさとよしだ寄附金基金の利子が増額になったことに伴いまして、当初予定していた積立額よりも多く積み立てができる見込みとなりましたことから、5万6,000円を増額するものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が第9号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についての概要でございます。

続きまして、第12号議案 令和2年度吉田町一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案は、議案書の 26 ページからとなります。

それでは、まず、27 ページを御覧ください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 116 億 2,800 万円とし、また、この款項区分ごとの金額は、28 ページから 34 ページまでに掲載しております第 1 表歳入歳出予算のとおりにお認めいただくとするものでございます。

第 2 条は、地方債につきまして、35 ページから 36 ページに掲げました第 2 表地方債のとおりにお認めいただくとするものでございます。

第 3 条は、一時借入金の借入れの最高額を 5 億円と定めることにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第 4 条は、歳出予算の各項間の金額を流用することができる経費を定めるものでございます。

以上が令和 2 年度吉田町一般会計予算でございますが、引き続き、概要につきまして御説明申し上げます。

それでは、28 ページからの第 1 表歳入歳出予算に沿って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1 款町税につきましては 53 億 3,250 万 5,000 円を計上し、歳入総額に占める割合は 45.9%となっております。

次に、2 款地方譲与税につきましては 1 億 100 万円の計上でございます。これは、地方財政計画の率を考慮し、1 項地方揮発油譲与税として 2,740 万円、2 項自動車重量譲与税として 7,100 万円を計上し、また、3 項森林環境譲与税と致しまして 260 万円を計上するものでございます。

次に、3 款利子割交付金につきましては 360 万円、4 款配当割交付金につきましては 1,780 万円、5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては 1,200 万円をそれぞれ計上しております。

29 ページを御覧ください。

6 款法人事業税交付金でございますが、令和元年度税制改正によりまして法人町民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度として創設された交付金でございます。こちらは 7,810 万円を計上してございます。

次に、7 款地方消費税交付金につきましては 7 億 2,620 万円の計上でございます。

また、8 款環境性能割交付金につきましては 2,280 万円、9 款地方特例交付金につきましては 3,630 万円の計上でございます。

次に、10 款地方交付税につきましては、令和 2 年度におきましても引き続き交付団体として推計し、4 億 800 万円を見込んでおります。そのうち普通交付税は 2 億 9,800 万円、特別交付税は 1 億 1,000 万円でございます。

11 款交通安全対策特別交付金につきましては 400 万円の計上でございます。

12 款分担金及び負担金につきましては 6,347 万 5,000 円の計上で、1 項分担金として 275 万円、2 項負担金として 6,072 万 5,000 円を計上しております。

30 ページを御覧ください。

13 款使用料及び手数料につきましては 7,549 万 5,000 円の計上で、1 項使用料として 6,119 万 6,000 円、2 項手数料としまして 1,429 万 9,000 円を計上しております。

次に、14 款国庫支出金につきましては 10 億 1,341 万 1,000 円の計上でございます。国の G I G A スクール構想に係る公立学校情報通信機器整備費補助金の計上や、社会資本整備総合交

付金（道路、橋梁、住宅）の増額が主な要因となりまして、前年度と比較しまして9,685万9,000円の増額でございます。

国庫支出金の内訳と致しましては、1項国庫負担金として7億3,516万円、2項国庫補助金として2億7,070万2,000円、3項国庫委託金として754万9,000円を計上しております。

次に、15款県支出金につきましては7億7,460万3,000円の計上でございます。静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金や地震・津波対策等減災交付金の増額が主な要因となりまして、前年度と比較をしまして2,323万6,000円の増額でございます。

県支出金の内訳と致しましては、1項県負担金として3億5,805万7,000円、2項県補助金としまして3億4,892万7,000円、3項県委託金として6,761万9,000円を計上しております。

次に、16款財産収入につきましては1,884万8,000円の計上で、1項財産運用収入として700万7,000円、2項財産売払収入として1,184万1,000円を計上しております。

17款寄附金につきましては6億3,200万円の計上でございますが、そのうちふるさと納税分としまして、ふるさとよしだ寄附金6億3,000万円を計上しております。

31 ページを御覧ください。

18款繰入金につきましては6億3,310万2,000円の計上でございます。その内訳と致しましては、1項特別会計繰入金として12万6,000円、2項基金繰入金として6億3,297万6,000円を計上しておりまして、合計で前年度と比較しまして6,347万9,000円の増額となっております。

次に、19款繰越金につきましては2億円、20款諸収入につきましては1億7,006万1,000円の計上でございます。

21款町債につきましては13億470万円の計上でございますが、これは前年度と比較を致しまして4億5,290万円の増額となっております。

続きまして、歳出でございます。

32 ページを御覧ください。

まず、1款議会費につきましては9,958万4,000円の計上でございます。

次に、2款総務費につきましては14億8,738万円の計上でございます。ふるさと納税が主な要因となりまして、前年度と比較をしまして2,491万2,000円の増額となっております。

3款民生費につきましては29億8,459万9,000円の計上でございます。心身障害者自立支援事業費の増額や保育無償化の通年実施に伴う扶助費の増加などが主な要因となりまして、前年度と比較をしまして6,299万3,000円の増額となっております。

4款衛生費につきましては17億798万5,000円の計上でございます。吉田町牧之原市広域施設組合し尿処理費、ごみ処理費や後期高齢者医療に係る療養給付費負担金の増加が主な要因となりまして、前年度と比較をいたしまして7,066万2,000円の増額となっております。

5款労働費につきましては306万5,000円の計上でございます。

33 ページを御覧ください。

6款農林水産業費につきましては2億4,244万2,000円の計上でございます。多目的広場整備事業の増額が主な要因となっております。前年度と比較をしまして2,336万2,000円の増額となっております。

7 款商工費につきましては 2 億 997 万 7,000 円の計上でございます。企業立地促進事業費補助金の減額やプレミアムつき商品券事業の終了が主な要因となりまして、前年度より 1 億 917 万 5,000 円の減額となっております。

次の 8 款土木費につきましては 17 億 986 万 5,000 円の計上でございます。防潮堤整備事業費、橋梁維持補修費、治水対策推進事業費、そして町営住宅維持管理費の増額が主な要因となりまして、前年度と比較を致しまして 4 億 1,108 万 7,000 円の増額となっております。

9 款消防費につきましては、5 億 9,581 万 1,000 円の計上でございます。消防救急広域事業費の関係で消防救助工作車、消防指令センター総合情報システム改修の増額が主な要因となりまして、前年度と比較をいたしまして 7,428 万 2,000 円の増額となっております。

次に、10 款の教育費につきましては 13 億 7,912 万 4,000 円の計上でございます。総合体育館の空調設備の整備、幼児教育・保育無償化の通年実施に伴う扶助費の増加、そして国の G I G A スクール構想に伴う学習用端末の購入費などが主な要因となりまして、前年度と比較をいたしまして 2 億 8,439 万 9,000 円の増額となっております。

34 ページを御覧ください。

次に、11 款災害復旧費につきましては 4,000 円、12 款公債費につきましては 10 億 2,999 万 7,000 円、13 款諸支出金につきましては 1 億 5,816 万 7,000 円の計上でございます。

14 款予備費につきましては 2,000 万円の計上でございます。

続きまして、35 ページと 36 ページに掲げます第 2 表地方債につきまして御説明申し上げます。

令和 2 年度におきまして起債を予定している事業は 22 事業でございます。

その 22 事業に加えまして、臨時財政対策債 2 億 5,900 万円を予定し、総額 13 億 470 万円の限度額となる起債をお認めいただくとする内容となっております。

以上が第 12 号議案 令和 2 年度吉田町一般会計予算についての概要でございます。

なお、予算に関する説明書を用いました詳細な説明は、後刻それぞれ担当課長からございますので、企画課からの説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは、第 3 号議案、第 10 号議案、第 14 号議案、第 15 号議案の 4 議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第 3 号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の 3 ページ、4 ページと参考資料ナンバー 2 を御覧いただきたいと存じます。

平成 30 年度の制度改革により、県が財政運営の主体となり県単位の広域化となったことに伴い、安定的な財政運営及び効率的な事業運営を図るため、県が運営方針を策定しております。この運営方針では、国も進めております県内保険料水準の統一を目指すことが明記されており、統一を達成させるための取組の一つとして国民健康保険税の賦課方式について、資産割

を廃止し、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式に統一することが示され、順次各市町において3方式とするための条例改正が進められておるところでございます。

このことから、当町におきましても現在の4方式から資産割を廃止し、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式へ改めることとし、先般、国民健康保険運営協議会に諮問を行い、承認する旨の答申を頂きましたことから、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正することをお認めいただくとするものでございます。

改正の内容でございますが、第2条第2項におきまして資産割額の記載を削除し、併せて第4条の資産割額に関する条文を削除することと致しました。

また、附則により、施行期日を令和2年4月1日からとし、この条例の適用区分は令和2年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和元年度分までについては従前の例によることとしたものでございます。

以上が第3号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、議案書の24ページ、第10号議案 令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊となっております令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の1ページを御覧いただきたいと存じます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ858万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,914万1,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

引き続き、その詳細について御説明させていただきます。

別冊の令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書を御覧ください。

初めに、2ページの歳入の1款後期高齢者医療保険料でございますが、804万7,000円の増額でございます。後期高齢者広域連合の決算見込みにより増額するものでございます。

次に、3款繰入金は53万9,000円の増額でございます。1款の保険料の増額に伴い、均等割額の減額分である一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

続きまして、3ページの歳出につきまして御説明申し上げます。

1款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、858万6,000円の増額でございます。歳入の増額を受けまして、後期高齢者医療保険料を804万7,000円増額、低所得者世帯と社会保険被扶養者の均等割額減額分を合わせて53万9,000円増額し、後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

以上が第10号議案 令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての内容でございます。

続きまして、議案書の40ページから43ページまでの第14号議案 令和2年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の41ページを御覧いただきたいと存じます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ27億2,267万2,000円と定め、第2項では款項の区分及び当該区分ごとの金額は、42ページ、43ページの第1表歳入歳出予算のとおりとすることとし、また、第2条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険給付費における同一款内での各項の間の流用ができることをお認めいただこうとするものでございます。

では、引き続き、その詳細を別冊となっております予算に関する説明書により御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の吉田町国民健康保険事業特別会計の2ページを御覧いただきたいと思います。

それでは、歳入から御説明を申し上げます。

2ページから3ページにかけての1款国民健康保険税は6億3,585万9,000円の計上でございます。被保険者数の減少と資産割を廃止したことによる減額、また、予定収納率を前年度よりも引き上げたことによる増額により、前年度に比べ5,551万6,000円の減額でございます。

1項1目一般被保険者国民健康保険税は6億3,514万1,000円、3ページの2目退職被保険者等国民健康保険税は71万8,000円の計上でございます。

次に、4ページの2款使用料及び手数料は、督促手数料の10万円の計上でございます。

3款国庫支出金は287万2,000円の計上でございます。

1項1目の災害臨時特例補助金1,000円と2目の社会保障・税番号制度に係るオンライン資格確認等システム改修の整備費補助金287万1,000円でございます。

次に、5ページの4款県支出金は18億6,906万4,000円の計上でございます。歳出の保険給付費に充当されます普通交付金が18億3,170万3,000円、保険者努力支援分等の特別交付金が3,736万1,000円でございます。

次に、6ページの5款財産収入は、基金利子の2万円の計上でございます。

次に、6款繰入金は1億9,028万4,000円の計上でございます。

1項1目の一般会計繰入金は、低所得者対策のための保険基盤安定繰入金や、7ページにあります出産育児一時金等繰入金などの法定繰入金でございます。

また、2項1目の国民健康保険事業基金繰入金は、予算不足を補うため4,900万円の計上でございます。

次の7款繰越金は1,000万円の計上でございます。

次に、8ページから9ページにかけての8款諸収入は1,447万3,000円の計上でございます。

内訳としましては、1項1目の延滞金11万円、2項1目の預金利子1,000円、3項雑入の1,436万2,000円でございます。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

予算に関する説明書は10ページを御覧ください。

1款総務費は1,459万6,000円の計上でございます。

内訳でございますが、1項総務管理費は、1目一般管理費と、11ページの2目国民健康保険団体連合会負担金の計上でございます。1目一般管理費においては、社会保障・税番号制度に係るオンライン資格確認等のシステム改修を予定しておりますことから、前年度より増額と

なっております。これは、先ほど歳入の3款国庫支出金でも御説明いたしましたシステム改修整備費補助金により充当されるものでございます。

次に、11ページから12ページにかけての2項徴収費は383万4,000円の計上でございます。これは、国民健康保険税の賦課徴収に係る経費で、電算処理委託料が主なものでございます。

次の3項運営協議会費は40万3,000円の計上で、国民健康保険運営協議会の委員報酬等でございます。

次に、13ページから18ページにかけての2款保険給付費は18億4,673万円の計上でございます。被保険者数の減少、過去5年間の決算額及び令和元年度の決算見込みを踏まえ算出した結果、前年度と比べ1億6,046万7,000円の減額でございます。

内訳でございますが、13ページから14ページにかけての1項療養諸費は15億9,814万1,000円で、一般及び退職被保険者等の療養給付費と療養費でございます。

次に、14ページから16ページにかけての2項高額療養費は2億3,345万2,000円で、一般及び退職被保険者等の高額療養費と高額介護合算療養費でございます。

3項移送費は11万円の計上でございます。

以上の1項療養諸費、2項高額療養費、3項移送費の費用の財源につきましては、全額県からの保険給付費等交付金が充当されるものでございます。

次に、17ページの4項出産育児諸費の1,302万7,000円と、次の5項葬祭諸費の200万円につきましては、過去の実績を踏まえた計上でございます。

次に、18ページから20ページにかけての3款国民健康保険事業費納付金は8億1,088万1,000円の計上でございます。県が各市町の所得水準と医療費指数を基に算定した納付金額を町から県に支払うもので、被保険者数の減少と公費の増額により県全体の必要額が減少したことから、前年度と比較して4,806万2,000円の減額でございます。

次に、21ページの4款共同事業拠出金1,000円は、退職者医療制度に係る共同事業の事務費でございます。

次に、21ページから22ページにかけての5款財政安定化基金拠出金は1,000円の計上でございます。これは、災害や景気変動などの特別な事情により、県の財政安定化基金から市町が交付を受けた場合に、各市町の拠出金により基金を補うためのものでございます。

次に、22ページから24ページにかけての6款保険事業費は2,949万5,000円の計上でございます。

内訳でございますが、1項保険事業費は1,002万1,000円でございます。これは、医療費通知や後発医薬品差額通知の発送、また、人間ドックの助成事業などを実施することにより、医療費の適正化と疾病の早期発見に努めるための事業でございます。

次に、23ページの2項特定健康診査等事業費は1,947万4,000円の計上でございます。被保険者数の減少に伴い健診対象者が減少したことで、前年度と比較して201万6,000円の減額でございます。

次に、24ページの7款基金積立金は2万円の計上でございます。

次に、25ページから27ページにかけての8款諸支出金は1,594万8,000円の計上でございます。所得更生などによる保険税の還付金と、26ページにあります5目保険給付費等交付金の償還金の計上でございます。

最後に、9款予備費は500万円の計上でございます。

以上が第14号議案 令和2年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についての説明でございます。

続きまして、議案書44ページから46ページの第15号議案 令和2年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の45ページを御覧いただきたいと存じます。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,270万円と定め、第2項では、款項の区分及び当該区分ごとの金額は46ページの第1表歳入歳出予算のとおりとすることをお認めいただくこととさせていただきます。

では、引き続きその詳細を、別冊になっております予算に関する説明書により御説明させていただきます。

予算に関する説明書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計の2ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は2億4,682万1,000円の計上で、被保険者数の増加に伴い、前年度より2,022万7,000円の増額でございます。

次に、2款使用料及び手数料は、保険料の督促手数料等で2万1,000円の計上でございます。

3ページの3款繰入金は4,444万7,000円の計上で、低所得世帯と社会保険被扶養者の軽減分で、一般会計からの保険基盤安定繰入金でございます。

4款繰越金は1,000円の計上でございます。

次に、4ページから5ページにかけての5款諸収入は141万円の計上でございます。所得更正などにより被保険者に保険料を還付することとなった場合、町が広域連合に納めた保険料を広域連合から町へ返還していただくための還付金の予算計上が主なものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

6ページの1款後期高齢者医療広域連合納付金は2億9,126万8,000円の計上でございます。これは、歳入でも御説明しましたとおり、被保険者数の増加により、前年度と比較して2,311万4,000円の増額でございます。被保険者から納付していただいた保険料と一般会計から繰り入れた軽減分を合わせて広域連合へ納付するものでございます。

次に、7ページから8ページにかけての2款諸支出金は140万6,000円の計上でございます。これは、歳入の5款諸収入で御説明しましたとおり、所得更正などにより発生した還付金等の支出の計上でございます。

最後に、8ページの3款予備費は2万6,000円の計上でございます。

以上が第15号議案 令和2年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についての説明でございます。

町民課から提出いたしました4議案についての説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

〔福祉課長 杉田香織君登壇〕

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、本定例会に上程いたしました第 11 号、16 号、21 号の 3 議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書の 25 ページ、第 11 号議案 令和元年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

別冊の令和元年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）及び補正予算（第 2 号）に関する説明書を御覧いただきたいと思っております。

まず初めに、補正予算（第 2 号）の 1 ページを御覧ください。

第 1 条でございますが、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 1,352 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 1,009 万円にするものでございます。

また、第 2 項にありますとおり、款項区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明させていただきます。

今回の補正は、第 7 期介護保険事業計画に沿った予算に対しまして、歳出の総務費及び地域支援事業費の実績見込み額により、歳入歳出それぞれの予算額を補正するものでございます。

補正予算（第 2 号）に関する説明書の 2 ページを御覧ください。

2 の歳入から申し上げます。

3 款国庫支出金は 199 万 6,000 円を減額し、総額 4 億 1,831 万 6,000 円とするものでございます。こちらは、地域支援事業費の減額に伴い、法定負担割合分を減額するものでございます。

さらに、事務費交付金、保険者機能強化推進交付金を増額するものでございます。

次に、3 ページを御覧ください。

4 款支払基金交付金は 556 万 3,000 円を減額し、総額 5 億 920 万 6,000 円とするもので、歳出の地域支援事業費の減額に伴い、交付金を法定負担割合分減額するものでございます。

5 款県支出金は 297 万 2,000 円を減額し、総額 2 億 8,362 万 8,000 円とするもので、国庫支出金と同様に、歳出の地域支援事業費の減額に伴い、法定負担割合分を減額するものでございます。

次に、4 ページを御覧ください。

6 款の財産収入は基金利子収入でございます。

次の 4 ページ、5 ページの 7 款繰入金金は 250 万 7,000 円を減額し、総額 3 億 1,609 万 5,000 円とするもので、これまでの国・県支出金と同様に、歳出の地域支援事業費に対しての一般会計からの法定負担割合による繰入金を減額し、事業費繰入金は実績見込みに合わせ増額するものでございます。

9 款諸収入は 50 万 1,000 円を減額し、総額 371 万 1,000 円とするもので、地域支援事業費の介護予防生活支援サービス事業利用者負担額を実績に合わせ減額するものでございます。

次に、6 ページを御覧ください。

3 の歳出でございます。

1 款総務費は 138 万円を増額し、総額 3,762 万 6,000 円とするもので、介護保険制度運営事業費を増額するものでございます。

6 ページ、7 ページを御覧ください。

3 款基金積立金は 823 万 8,000 円を増額し、825 万 8,000 円とするものです。

次に、7 ページから 9 ページを御覧ください。

4 款の地域支援事業費は 2,314 万 3,000 円減額し、総額 1 億 5,768 万円とするもので、介護予防生活支援サービス事業費、包括的支援事業費、一般介護予防事業費を実績見込みにより減額するものです。

以上が第 11 号議案 令和元年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

次に、議案書の 47 ページから 50 ページ、第 16 号議案 令和 2 年度吉田町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

初めに、議案書の 48 ページを御覧ください。

第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 20 億 4,107 万 9,000 円と定め、また、2 項にありますとおり、歳入歳出予算の款項区分及び当該区分ごとの金額は、次ページの第 1 表歳入歳出予算によることとし、第 2 条でございますが、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合を、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について定めることとお認めいただくとするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の 1 ページを御覧ください。

令和 2 年度は、第 7 期吉田町介護保険事業計画の最終年度に当たります。予算案につきましては、計画に沿った内容となっております。前年度の当初予算と比較しまして、総額で 5,239 万 6,000 円、率にして 2.6%の増となっております。

2 ページを御覧ください。

2 の歳入から申し上げます。

1 款保険料は、第 1 号被保険者保険料で 4 億 3,968 万 9,000 円でございます。

第 7 期計画により、第 1 号被保険者の保険料を給付費及び保険者数等を基に、これまでの第 6 期の計画と同額の月額 4,800 円と設定いたしました。内訳は、特別徴収保険料が 3 億 8,132 万 4,000 円、普通徴収保険料が 5,719 万 8,000 円、滞納繰越分が 116 万 7,000 円でございます。

2 款使用料及び手数料は 3 万 1,000 円で、督促手数料等でございます。

次に、3 ページ、4 ページを御覧ください。

3 款国庫支出金は 4 億 2,428 万円で、介護給付費国庫負担金、財政調整交付金、地域支援事業国庫補助金、事務費交付金、保険者機能強化推進交付金で、それぞれ法定負担割合等により計上させていただいております。

5 ページを御覧ください。

4 款支払基金交付金は 5 億 2,110 万 3,000 円で、介護給付費交付金及び地域支援事業費支援交付金で、第 2 号の被保険者の負担分となります。

次に、6 ページを御覧ください。

5 款県支出金は 2 億 9,138 万円で、介護給付費県負担金、地域支援事業補助金で、法定負担割合により計上させていただいております。

7 ページを御覧ください。

6 款財産収入は 2 万円で、介護給付費準備基金利子でございます。

次に、7 ページ、8 ページを御覧ください。

7 款繰入金は 3 億 5,946 万 1,000 円で、介護給付費地域支援事業費に対しての一般会計からの法定負担割合による繰入金と事務費繰入金、低所得者保険料軽減繰入金、介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

9 ページを御覧ください。

8 款繰越金は 100 万円で、前年度繰越金でございます。

9 ページ、10 ページを御覧ください。

9 款諸収入は 411 万 5,000 円で、地域支援事業費の利用料が主な収入でございます。

以上が収入でございます。

次に、3 の支出を申し上げます。

11 ページから 14 ページを御覧ください。

1 款総務費は 4,093 万 8,000 円で、会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員）の 1 名分の人件費や介護保険事業運営に係る必要な経費、介護認定審査会事業費が主な事業費となっております。

次に、14 ページから 17 ページを御覧ください。

2 款保険給付費は 18 億 3,083 万 7,000 円で、1 項介護給付費は、居宅介護サービスや地域密着型サービス、施設介護サービスなど介護サービスに係る給付費、そして、2 項高額介護サービス等諸費は、サービス利用者が一定の上限額を超えたときに支払われる給付費です。3 項は審査支払手数料、4 項特定入所者介護サービス等費は、低所得者が施設サービスで支払った食費や居住費に対して、限度額を超えた分を支給するものです。

いずれも第 7 期介護保険事業計画に沿った給付見込み額を計上させていただいております。

次に、18 ページを御覧ください。

3 款基金積立金は 2 万円で、介護給付費準備基金への積立金になります。

18 ページから 25 ページを御覧ください。

4 款地域支援事業費は 1 億 6,474 万 5,000 円で、介護予防・生活支援サービス事業費、地域包括支援センター委託料を含む包括的支援任意事業費、一般介護予防事業費が主なものです。

次に、25 ページ、26 ページを御覧ください。

5 款保健福祉事業費は 321 万 3,000 円で、高齢者移動支援事業、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム、ワンコイン 500 のサービス、アクティブシニア等活動支援事業、日常生活用具貸与や給付の事業が高齢者の自立支援・重度化防止に関する取組として、介護保険事業特別会計にて実施できることとなりました。

26 ページ、27 ページを御覧ください。

6 款諸支出金は 32 万 6,000 円で、補助金等償還金及び保険料の還付金、一般会計繰出金でございます。

28 ページを御覧ください。

7 款予備費は 100 万円でございます。

以上が第 16 号議案 令和 2 年度吉田町介護保険事業特別会計予算でございます。

次に、第 21 号議案 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の 56 ページと参考資料のナンバー 12 を併せて御覧ください。

本議案は、吉田町老人福祉センター設置条例第 11 条の規定に基づき、令和 2 年 4 月 1 日から吉田町高齢者人材活用センターの管理を指定管理者に行わせようとするもので、現在、同施設の管理を行っております、一般社団吉田町シルバー人材センターを指定管理者に指定することをお認めいただこうとするものでございます。

指定管理者の指定理由でございますが、施設の指定管理者として既に 1 期 5 年間、吉田町シルバー人材センターを指定しており、指定管理者の指定を行うに当たり、各種書類の内容を精査し、適正に管理運営されていることが確認でき、当該施設の事業運営である「豊かな知識、経験、技能等を保有する老人と、その技能等を必要とする町民を結びつける生涯現役人材バンク事業」の実施のためには、高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進を図り、高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりを活動目的としている一般社団法人吉田町シルバー人材センターを引き続き指定管理者とすることが最適であると判断し、吉田町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条ただし書によりまして、引き続き一般社団法人吉田町シルバー人材センターを指定管理者に選定するものでございます

指定期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間とし、令和 2 年度における指定管理料は、年額 14 万 1,200 円を予定しているものでございます。

業務の範囲は、施設の運営に関する業務として、生涯現役人材バンク事業の計画及び実施に関する業務、施設の使用許可及び許可の取消しに係る業務、施設利用料の徴収に係る業務、貸出し施設の利用の相談・案内に係る業務、運営管理全般を総括する業務としております。

また、施設の管理に関する業務として施設を維持していくための保守・点検及び修理、備品等の保守管理としております。

利用料は、老人福祉センターの分館でありますことから、吉田町老人福祉センター設置条例別表第 1 に掲げる金額を上限として指定管理者が定める利用料金を徴収することとし、徴収した利用料は指定管理者の収入とすることとしております。

以上が第 21 号議案 指定管理者の指定についての御説明でございます。

福祉課から提出いたしました 3 件の議案につきましての説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） ここで暫時休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 零時 59 分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は 13 名です。

続きまして、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、太田順子君。

〔こども未来課長 太田順子君登壇〕

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

こども未来課からは、第 7 号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案つづり 11 ページから 20 ページ、そして、参考資料ナンバー 6 を御覧いただきたいと思
います。

本議案は、令和元年 10 月から実施されました幼児教育・保育無償化に伴い、子ども・子育て
支援法及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正が実施され、支援法第 8 条に定める子ども
・子育て支援給付の種類が、「子どものための現金給付及び子どものための教育・保育給
付」から、「子どものための現金給付、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施
設等利用給付」に改められるとともに、同施行令では、幼児教育・保育の無償化の対象者が位
置づけられました。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内
閣府令により、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱いが変更されま
した。

これらの一部変更に伴い、町の条例で定めている用語を、子どものための教育・保育給付に
沿った用語に改正するとともに、幼児教育・保育の無償化の対象者及び食事の提供に要する費
用について条文を追加するものでございます。

なお、本条例は、市町村における準備期間を考慮し、改正法の施行後 1 年間は布令で定めた
内容を条例で定めたものとみなす経過措置が設けられたものですが、このたび条例制定のめど
が立ちましたので、上程させていただき御審議をお願いするものでございます。

それでは、改正内容につきまして参考資料を基に御説明を申し上げます。

参考資料 1 ページ、第 2 条は、用語の規程を定めており、法の一部改正に合わせ、「支給認
定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、
「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めさせていただくとともに、幼児教
育・保育無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱いに必要な用語として、第 12 号に「満
3 歳以上教育・保育給付認定子ども」を、第 13 号に「特定満 3 歳以上保育認定子ども」を、
第 14 号に「満 3 歳未満保育認定子ども」を、第 15 号に「市町村民税所得割合算額」を、第
16 号に「負担額算定基準子ども」を追加させていただきました。

以後の条文につきましては、用語の改正以外の主な条文について御説明申し上げます。

3 ページの第 3 条は、一般原則を規定している条文でございますが、幼児教育・保育無償化
の実施に当たり、施設の運営上の原則に経済的負担軽減の内容を加える改正を行ったものでご
ざいます。

第 5 条は、特定教育・保育施設の内容及び手続の説明及び合意を規定している条文ござい
ますが、第 20 条第 1 項第 5 号と整合を図るよう修正を行ったものでございます。

6 ページを御覧ください。

第 13 条は、利用者負担額等の受領を定めている条文でございます。第 1 項及び第 2 項に
は、特定教育・保育施設で実施する特定教育・保育以外に特別利用保育及び特別利用教育を含
んでおりましたが、法令布令の改正に合わせ、条文を第 35 条に移動させていただきました。

また、同条第 4 項第 3 号に食事の提供に要する費用の取扱いを変更するため、条文を追加さ
せていただきました。

アには、満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者と同
一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が、次の（ア）、（イ）に定める金額未満
であるものに対する副食費の提供に要する費用は受領しない規定を定める、いわゆる低所得者

に対する支援の規定で、（ア）は、法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども、いわゆる 1 号認定に該当する保育の必要性がない 3 歳以上の子どもは 7 万 7,101 円、（イ）は、法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども、いわゆる 2 号認定に該当する保育の必要性がある 3 歳以上の子どもは 5 万 7,700 円と規定しております。

イには、満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定子ども、または小学校第 3 学年就学前子どもが同一の世帯に 3 人以上いる場合の副食の提供に要する費用は受領しない規定を定める、いわゆる多子世帯に対する支援の規定で、（ア）は、法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども、いわゆる 1 号認定に該当する保育の必要性のない 3 歳以上の子どもは、小学校第 3 学年修了前子どもである者、（イ）は、法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども、いわゆる 2 号認定に該当する保育の必要性のある 3 歳以上の子どもは負担額算定基準子どもである者と規定しております。

ウには、満 3 歳未満保育認定子どもに対する食事の提供に要する費用は受領しない規定を定めるものでございます。

14 ページを御覧ください。

第 34 条は、法の一部改正に合わせた表現に修正を行わせていただきました。

第 35 条は、特別利用保育の基準について、15 ページの第 36 条は、特別利用教育の基準について規定されておりますが、さきの第 13 条で御説明させていただいたとおり、本文を追加させていただきました。

16 ページの第 37 条からは特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めておりますが、利用定員の言い回しを法令に従い、表現を改めさせていただきました。

20 ページを御覧ください。

第 43 条は、利用者負担額等の受領を定めている条文でございます。第 1 項及び第 2 項には、特定地域型保育以外に特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含んでおりましたが、法令布令の改正に合わせ、23 ページ下段から始まる 51 条及び、25 ページ下段から始まる 52 条に移動させていただきました。

27 ページを御覧ください。

現行の附則第 3 条、地域型給付等に関する経過措置につきましては、今回の法令等の一部改正により削除し、次の条を繰り上げて規定させていただきました。

また、附則により、この条例の施行日は公布の日から施行すると規定させていただきました。

以上がこども未来課から上程する議案の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

〔建設課長 大石 充君登壇〕

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは、第 23 号議案 町道の路線認定についてにつきまして御説明を申し上げます。

議案書の 58 ページ、59 ページ及び参考資料ナンバー 14 を御覧ください。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするもので、民間の宅地造成工事に伴い築造された道路1路線を認定しようとするものでございます。

提出議案59ページの一覧表と参考資料ナンバー14の表と裏、位置図と公図写しを併せて御覧ください。

北区下川原9号線は、神戸集落センター東側に位置し、延長が52.2メートル、幅員が6メートルから10メートルでございます。

以上が町道の路線認定についてでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

〔都市環境課長 石間智三郎君登壇〕

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、第5号議案の1議案について御説明申し上げます。

第5号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書7ページ、8ページ、参考資料ナンバー4を御覧ください。

本議案は、民法の一部改正により公営住宅法の改正が行われたことに伴いまして、不正の行為によって入居したことにより、住宅の明渡しを要求された者が支払うべき支払期後の利息が明渡し時点の法定利率となることから、当町におきましてもこの法定利率を適用する体制を整えるため、当条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、令和2年4月1日施行の民法の一部を改正する法律により、法定利率の規定が「年5分とする」から「年3%とする」に改められるとともに、3年に1度利率が見直されることとなり、この法定利率を採用しております公営住宅法第32条第3項の規定について改正されますことから、これに伴いまして、吉田町営住宅管理条例第41条第3項の規定につきまして必要な改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、条例第41条第3項中、「年5分の割合」とあるものは、「法定利率」に改める改正をするものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行することとするものでございます。

以上、都市環境課からの1議案の説明でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第17号議案、第18号議案の2件につきまして御説明申し上げます。

初めに、第17号議案 令和2年度吉田町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

令和2年度吉田町水道事業会計予算について、別冊の令和2年度吉田町水道事業会計予算参考資料ナンバー8の1、令和2年度吉田町水道事業会計予算附属書類、参考資料ナンバー8の2、令和2年度吉田町水道事業会計予算資料により御説明申し上げます。

別冊の令和2年度吉田町水道事業会計予算の1ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量でございます。

給水戸数は1万3,684戸です。これは、期別世帯数の平均値を基に算出いたしました。

年間総配水量は452万1,000立米です。これは、平成30年度と平成31年度の期別ごとの配水量の増減率を算出し、その平均値に令和元年度の予定配水量を乗じた数値を年間総配水量としました。

1日平均給水量は1万837立米です。これは、年間総配水量を365日で除した値になります。

主要な建設改良事業は、基幹管路耐震化事業費として1億1,828万2,000円、耐震ネットワーク事業として5,517万7,000円とするものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額でございます。

ここに記載してある金額は税込金額でございます。

収入の第1款水道事業収益は6億568万8,000円、支出の第1款の水道事業費用は5億5,379万3,000円とするものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

第4条は資本的収入及び支出の予定額でございます。

ここに記載してある金額は税込金額でございます。

収入の第1款の資本的収入は1億5,095万9,000円、支出の第1款の資本的支出は4億4,348万7,000円とするものでございます。

また、資本的収入金額から資本的支出金額を差し引いた不足金額は2億9,252万8,000円となります。この不足金額を減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,762万3,000円、過年度分損益勘定留保資金9,636万2,000円、当年度分損益勘定留保資金7,854万3,000円で補填するものでございます。

第5条は起業債で、起債の目的を建設改良事業として、限度額を9,500万円として措置するものでございます。

第6条は一時借入金で、借り入れの限度額を2,000万円とするものでございます。

第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用で、業務量の増加などにより業務のための直接経費及び消費税などに不足が生じた場合に流用ができるものとするものでございます。

第8条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費は7,813万6,000円、交際費は1万円を定めるものでございます。

第9条の棚卸資産購入限度額は1,088万4,000円とするものでございます。

以上が令和2年度吉田町水道事業会計予算の内容でございますが、第1条から第9条までそれぞれお認めいただくとするものでございます。

その内容について、参考資料ナンバー8の1、令和2年度吉田町水道事業会計予算附属書類により主なところを中心に御説明申し上げます。

目次を御覧ください。

この項目の中で税込金額で記載しているものは、1行目の吉田町水道事業会計予算実施計画と3行目の給与費明細書、ページ一番下の吉田町水道事業会計予算執行計画です。その他の項目については、税抜き金額で記載してあります。

1ページを御覧ください。

これは令和2年度吉田町水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

まず初めに、収入、水道事業収益でございます。

営業収益の給水収益は5億3,654万6,000円とするもので、水道料金の算出根拠の基となる有収水量に供給単価を乗じて算出したものでございます。

受託工事収益は223万3,000円とするもので、耐震性貯水槽の清掃点検と消火栓の修繕でございます。

その他の営業収益は197万6,000円で、材料検査及び設計審査などの手数料や消火栓維持管理料でございます。

次に、営業外収益の受取利息及び配当金は1万2,000円で、減債積立金、建設改良積立金の利息でございます。

長期前受金戻入は6,016万8,000円で、建設改良事業などの償却資産の取得、改良のために交付された補助金などを収益化した金額でございます。

雑収益は475万3,000円で、下水道使用料賦課徴収事務委託料、コピー代などでございます。

次に、支出の水道事業費用でございます。

営業費用の原水、浄水及び配水給水費は1億5,507万2,000円で、主な支出は、職員人件費、漏水調査業務委託などの委託料や水道施設の修繕費、動力費などでございます。

受託工事費は283万3,000円で、主な支出は、耐震性貯水槽の清掃点検でございます。

業務費は4,798万3,000円で、主な支出は、職員人件費、料金システム使用料、検針業務の委託料などでございます。

総係費は3,015万2,000円で、主な支出は、職員人件費や令和3年度の水道料金不納欠損処分額の貸倒引当金繰入額などでございます。

減価償却費は2億4,039万5,000円で、配水管などの構築物、電気設備などの機械及び装置などの減価償却費でございます。

資産減耗費は960万8,000円で、配水管等の布設替え工事による除却費でございます。

その他営業費用は9万9,000円で、公用車の車検に伴う重量税や代行料でございます。

次に営業外費用の支払利息及び起業債取扱諸費は4,509万9,000円で、財務省及び地方公共団体金融機構からの借入金の利息でございます。

雑支出は8万1,000円で、仕入控除できない仮払消費税などでございます。

消費税は2,147万円で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いたものでございます。

その他特別損失は1,000円で、臨時的な取引の損失に備えるものでございます。

予備費は100万円とするものでございます。

2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

まず初めに、収入の資本的収入でございます。

企業債は9,500万円で、水源から浄水場までの導水管、浄水場から配水池までの送水管を耐震化する基幹管路耐震化事業と、配水池から避難所までのルート耐震化する耐震ネットワーク事業に対して起債を借り入れるものでございます。

他会計出資金は120万円で、新設の消火栓2基分の設置費でございます。

国庫（県）支出金は3,440万円で、基幹管路耐震化事業に対して国から交付される静岡県生活基盤施設耐震化等補助金でございます。

その他資本的収入は2,035万9,000円とするものでございます。

その内訳として、工事負担金は1,225万6,000円で、下水道関連工事に伴う補償費でございます。

また、加入分担金は810万3,000円で、量水器出庫に伴い、給水申込み者から徴収するものでございます。

次に、支出の資本的支出でございます。

建設改良費は2億7,418万6,000円で、主な支出は、委託料と工事請負費でございます。

固定資産購入費は71万7,000円で、新品の量水器を出庫する費用などを購入するものでございます。

企業債償還金は1億6,698万2,000円で、財務省及び地方自治体金融機構からの借入金の元金を償還する費用でございます。

国庫（県）支出金返還金は160万2,000円で、補助事業に関わる消費税返還金でございます。

3ページを御覧ください。

これは、令和2年度吉田町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。

1の業務活動において2億2,196万4,000円の現金が増える予定でございます。

また、4ページの2の投資活動においては1億9,802万2,000円、3の財務活動においては7,078万2,000円の現金がそれぞれ減る予定で、この結果、令和2年度は4,684万円の現金が減り、令和2年度の資金期末残高は4億6,046万3,000円となる予定でございます。

5ページから9ページまでは、給与費明細書になりまして職員人件費を記載してあります。

10ページは、令和元年度吉田町水道事業会計予定損益計算書でございます。

下から4行目の令和元年度分の予定純利益は4,296万8,000円を予定しております。

11ページから13ページは、令和元年度吉田町水道事業会計予定貸借対照表でございます。こちらは、今年度末における水道事業の財政状況を示すものでございます。

14ページから18ページまでは、令和2年度吉田町水道事業会計予定貸借対照表でございます。

14ページの2の流動資産の現金預金については、先ほどキャッシュフロー計算書で説明したように4億6,046万3,000円ありまして、資産合計として72億5,145万9,000円を予定しております。

15ページの3の固定負債の企業債については20億8,713万4,000円でありまして、負債合計として37億9,183万9,000円と予定しております。

16ページの7の（2）の利益剰余金のハの当年度末未処分利益剰余金は1億3,423万6,000円でありまして、資本合計として34億5,962万円と予定しております。

17ページ、18ページは、注記として重要な会計方針、予定貸借対照表等関連、リース契約により使用する固定資産を記載してありますので、御確認いただければと思います。

19ページから25ページまでは、先ほど説明いたしました収益的収入及び支出、資本的収入及び支出及び棚卸資産購入限度額の詳細でございます。

最後になりますが、参考資料ナンバー8の2、令和2年度吉田町水道事業会計予算資料について御説明申し上げます。

1ページ、2ページは、予定執行計画書比較でございます。

3 ページは、令和 2 年度当初の資本的支出補填財源であります。

4 ページから 7 ページまでは、令和 2 年度執行予定事業一覧表と工事施工箇所図でございます。事業種別の基幹管路耐震化または耐震ネットワークと記載してある事業が起債の借入れを行うものでございます。

以上が第 17 号議案 令和 2 年度吉田町水道事業会計予算についての説明でございます。

続きまして、第 18 号議案 令和 2 年度吉田町公共下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

令和 2 年度吉田町公共下水道事業会計予算について、別冊の令和 2 年度吉田町公共下水道事業会計予算参考資料ナンバー 9 の 1、令和 2 年度吉田町公共下水道事業会計予算附属書類、参考資料ナンバー 9 の 2、令和 2 年度吉田町公共下水道事業会計予算資料により御説明申し上げます。

初めに、別冊の令和 2 年度吉田町公共下水道事業会計予算の 1 ページを御覧ください。

第 2 条の業務の予定量でございます。

年間処理水量は 87 万 1,000 立米です。これは、過去 5 年間の増加率を基に算出したしました。

1 日平均処理水量は 2,386 立米です。これは、年間処理水量を 365 日で除して算出しました。

主要な建設改良事業は、管渠建設改良として 2 億 3,200 万円、処理場建設改良として 1 億 8,336 万円とするものでございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額でございます

ここに記載してある金額は税込金額でございます。

収入の第 1 款の下水道事業収益は 7 億 6,384 万 4,000 円、支出の第 1 款の下水道事業費用は 7 億 4,575 万 7,000 円とするものでございます。

次に、2 ページを御覧ください。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

ここに記載してある金額は税込金額でございます。

収入の第 1 款の資本的収入は 9 億 9,796 万 4,000 円、支出の第 1 款の資本的支出は 10 億 469 万 2,000 円とするものでございます。

また、資本的収入金額から資本的支出金額を差し引いた不足金額は 672 万 8,000 円となります。この不足金額を引継金で補填するものでございます。

第 4 条の 2 は、特例的収入及び支出の予定額でございます。

そこに記載してある金額は税込金額でございます。

地方公営企業法施行令第 4 条第 1 項の規定により、債権及び債務により整理する未収金は 415 万 6,000 円、未払金は 1,387 万 1,000 円とするものでございます。

第 5 条は債務負担行為で、事項をストックマネジメント計画策定業務としまして、期間を令和 3 年度から令和 5 年度まで、限度額を 8,200 万円とする債務負担を措置するものでございます。

第 6 条は企業債で、起債の目的を建設改良事業として、限度額を 2 億 9,620 万円として措置するものでございます。

第 7 条は一時借入金で、借り入れの限度額を 3 億円とするものでございます。

第8条は予定支出の各項の経費の金額の流用で、営業費用と営業外費用との間で経費の流用ができるとするものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費の5,216万3,000円と定めるものでございます。

第10条の他会計からの補助金は1億2,006万9,000円とするものでございます。

以上が令和2年度吉田町公共下水道事業会計予算の内容でございまして、第1条から第10条までそれぞれお認めいただくとするものでございます。

続きまして、その内容について、参考資料ナンバー9の1、令和2年度吉田町公共下水道事業会計予算附属書類により主なところを中心に御説明申し上げます。

目次を御覧ください。

この項目の中で税込金額で記載してあるものは、1行目の吉田町公共下水道事業会計予算実施計画、3行目の給与費明細書、一番下の吉田町公共下水道事業会計予定執行計画です。その他の項目については、税抜き金額で記載してあります。

1ページを御覧ください。

これは、令和2年度吉田町公共下水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入の下水道事業収益でございます。

営業収益の下水道使用料は9,299万2,000円とするもので、平均使用量に軒数と単価を乗じて算出したものに使用量の多い企業を別に加えて算出したものでございます。

その他の営業収益は12万円とするもので、排水設備指定工事店指定手数料と公共ますの代金でございます。

次に、営業外収益の受取利息及び配当金は6,000円で、預金の利息、延滞金でございます。

他会計補助金は1億2,006万9,000円で、一般会計からの補助金でございます。

長期前受金戻入は4億2,455万3,000円で、一般会計国庫補助金、受益者負担金などの償却資産の取得、改良のために交付された補助金などを収益化した金額でございます。

消費税還付金は1,797万7,000円でございます。

他会計負担金は1億222万7,000円で、企業債償還利子などでございます。

特別利益のその他特別利益は590万円で、令和元年度分の消費税還付金でございます。

次に、支出の下水道事業費用でございます。

営業費用の管渠及び処理場費は1億5,102万8,000円で、主な支出は処理場などに関わる光熱水費、処理場の運転管理などの委託料及び下水道施設の修繕費でございます。

総係費は6,895万8,000円で、主な支出は職員人件費、経営戦略策定業務委託などの委託料及び下水道使用料賦課徴収負担金でございます。

減価償却費は4億2,455万6,000円で、建物、構築物及び機械及び装置などの減価償却費でございます。

次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は9,590万5,000円で、政府及び地方公共団体金融機構などからの借入金の利息でございます。

次に、特別損失の過年度損益修正損は88万5,000円で、不納欠損処分見込み額でございます。

その他特別損失は 342 万 5,000 円で、令和元年度分賞与及び法定福利費引当金繰入額でございます。

予備費は 100 万円とするものでございます。

2 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

まず初めに、収入の資本的収入でございます。

企業債は 2 億 9,620 万円で、下水道事業建設費に充てる起債でございます。

受益者負担金は 457 万 5,000 円で、令和 2 年度の供用開始に関わる土地の分でございます。

他会計負担金は 4 億 5,648 万 9,000 円で、企業債償還元金に対するものでございます。

国庫補助金は 2 億 4,070 万円で、公共下水道事業に対して交付される社会資本整備総合交付金でございます。

次に、支出の資本的支出でございます。

建設改良費は 5 億 4,820 万 3,000 円で、主な支出は委託料と工事請負費でございます。

企業債償還金は 4 億 5,648 万 9,000 円で、財務省及び地方公共団体金融機構から過去の建設費に充てた下水道事業債に関わる償還金で、借入金の元金を償還計画に基づき償還する費用でございます。

3 ページを御覧ください。

これは、令和 2 年度吉田町公共下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。

1 の業務活動においては 1,790 万 4,000 円の現金が減る予定でございます。

また、4 ページ 2 の投資活動においては 1 億 6,755 万 8,000 円が増え、3 の財務活動においては 1 億 5,571 万 4,000 円の現金が減る予定で、この結果、令和 2 年度は 606 万円の現金が減り、令和 2 年度の資金期末残高は 4,798 万 4,000 円となる予定でございます。

5 ページから 9 ページは給与費明細書になりまして、職員人件費でございます。

10 ページは債務負担行為に関する調書ございまして、(1) は当年度に関わるものとして、事項はストックマネジメント計画策定業務、期間は令和 3 年度から令和 5 年度まで、金額は 8,200 万円とするものと、(2) は過年度に関わるものとして 3 件ございまして、事項は浄化センターの電気・機械設備更新工事の長寿命化施設整備事業と、経営戦略策定業務及び片岡 2 号汚水幹線工事として、限度額はそれぞれ 2 億 2,800 万円、1,400 万円及び 1 億 2,300 万円でございます。期間は、3 件とも令和 2 年度とするものでございます。

11 ページから 14 ページまでは、令和 2 年度吉田町公共下水道事業会計予定貸借対照表でございます。

11 ページの 2 の流動資産の現金預金については、先ほどキャッシュフロー計算書で説明したように 4,798 万 4,000 円と予定しております。

また、未収金については、現年度分の下水道使用料及び消費税還付金などとして 2,320 万 7,000 円と予定しております。

12 ページの 3 の固定負債については、企業債 47 億 2,246 万 9,000 円、4 の流動負債の未払金については、令和元年度の委託料などとして 1,014 万 2,000 円と予定しております。

13 ページの 7 の (2) のイ、当年度未処分利益剰余金は 51 万 5,000 円と予定しております。

14 ページは注記として、重要な会計方針、予定貸借対照表等関連を記載させていただきましたので、御確認いただければと思います。

15 ページ、16 ページは令和 2 年度吉田町公共下水道事業会計予定開始貸借対照表でございます。

15 ページのイの流動資産の現金預金については 5,404 万 4,000 円と予定しております。

また、未収金については、下水道使用料などとして 415 万 6,000 円と予定しております。

16 ページの 3 の固定負債については 48 億 7,240 万円、3 の流動負債の未払金については、令和元年度の業務委託料などとして 1,387 万 1,000 円と予定しております。

資本合計は 5 億 3,927 万 9,000 円を予定しております。

17 ページから 20 ページまでは、先ほど説明いたしました令和 2 年度の予定執行計画でありまして、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の詳細でございます。

最後になりますが、参考資料ナンバー 9 の 2、令和 2 年度吉田町公共下水道事業会計予算資料について御説明申し上げます。

1 ページから 4 ページまでは令和 2 年度公共下水道事業主要工事箇所一覧表と工事施工箇所図でございます。

①と②は、片岡、川尻地区の管渠工事でありまして、令和 2 年度の施工延長は 1,430 メートルを予定しております。③、④は、地震対策工事としてマンホール浮上防止対策工事と、浄化センター内の耐震補強工事、⑤、⑥、⑦は、ストックマネジメント対策工事として腐食環境下における管渠更新工事と、浄化センター内の電気・機械設備更新工事でございます。

以上が第 18 号議案 令和 2 年度吉田町公共下水道事業会計予算についての説明でございます。

上下水道課から 2 件について御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、八木寿彦君。

〔議会事務局長 八木寿彦君登壇〕

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

議会事務局からは、第 4 号議案 吉田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 1 議案について御説明申し上げます。

議案つづりの 5 ページ、6 ページ及び参考資料ナンバー 3、吉田町監査委員に関する条例の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

本議案は、平成 29 年 6 月 9 日に地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、施行期日を令和 2 年 4 月 1 日とする地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責を規定した地方自治法第 243 条の 2 が新設されることに伴いまして、現行の法第 243 条の 2 が第 243 条の 2 の 2 に繰り下がることから、繰下げの影響を受ける本条例を新設される法第 243 条の 2 の施行期日に合わせ改正するもので、本条例第 7 条中、「第 243 条の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」に改めるとともに、附則において、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行する旨を規定するものでございます。

以上が第 4 号議案 吉田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、生涯学習課長、お願ひします。

生涯学習課長、大井一弘君。

〔生涯学習課長 大井一弘君登壇〕

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

生涯学習課からは、本定例議会に上程いたしました第6号、第22号の2議案について御説明申し上げます。

初めに、第6号議案 吉田町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の9ページ、10ページを御覧ください。

本議案は、町内の小・中学校の体育館に本年度中に空調設備の設置が予定されていることに伴い、一般開放を行っている学校施設のうち新たに空調設備を設置する屋内運動場及び格技場について、その使用料を空調設備設置後の使用料に変更するものであり、吉田町学校施設使用条例の一部を改正することをお認めいただくとするものであります。

改正の内容でございますが、議案書の10ページ、参考資料ナンバー5の吉田町学校施設使用条例の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

別表に記載されております屋内運動場の住吉小体育館アリーナ、中央小体育館アリーナ、自彊小体育館アリーナ、吉田中体育館第1アリーナの一般開放にしている4時間当たりの現行使用料「1,852円」から「2,392円」に、吉田中第2アリーナの現行使用料「649円」から「784円」に、吉田中武道場の現行使用料「649円」から「919円」とするものであります。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上が第6号議案 吉田町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

続きまして、第22号議案 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の57ページと参考資料ナンバー13を併せて御覧ください。

本議案は、吉田町立コミュニティ広場設置条例第7条に基づき、吉田町神戸コミュニティ広場の指定管理者として北区自治会を指定することをお認めいただくとするものであります。

指定管理者の選定理由といたしましては、吉田町神戸コミュニティ広場の管理運営は地元自治会である北区自治会を指定管理者に指定することが最適であることから、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書によりまして、引き続き北区自治会を指定管理者として指定するものであります。

指定の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

令和2年度に係る指定管理委託料は200万円を予定しております。

業務の範囲としましては、神戸コミュニティ広場における施設の貸出し、施設使用料の徴収、施設を維持していくための保守点検、修繕及び安全管理などを行っていただくとするものであります。

また、施設の使用料金につきましては、吉田町立コミュニティ広場設置条例の別表に掲げている金額を上限として指定管理者が徴収することとし、徴収した使用料金は同条例第10条第2項の規定により指定管理者の収入とするものでございます。

以上が第22号議案 指定管理者の指定についてでございます。

生涯学習課から上程いたしました2議案につきまして説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 各担当課長からの説明が終わりました。

ただいま説明のありました第19号議案、1議案については、この後、全員協議会で内容確認を行い、5日に審議を行います。

また、第9号議案、1議案につきましては、9日月曜日に質疑を行い、最終日19日に討論、表決を行います。

また、第12号議案、1議案につきましては、3日火曜日に項目ごとの詳細説明を行い、13日に質疑を行い、最終日19日に討論、表決を行います。

そして、第10号議案、第11号議案、第13号議案、第14号議案、第15号議案、第16号議案、第17号議案及び第18号議案の8議案については、10日に質疑を行い、最終日19日に討論、表決を行います。

その他の第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第20号議案、第21号議案、第22号議案及び第23号議案の11議案につきましては、最終日19日に審議いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎報告第1号の報告

○議長（増田剛士君） 日程第27、法令に基づく報告を行います。

第1号報告 専決処分事項の報告について（令和元年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター反応タンク耐震補強工事請負契約の変更について）の1件について、町長から報告願います。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和2年第1回吉田町議会定例会における報告事項の概要につきまして御説明申し上げます。

今回の報告事項は1件でございます。

それでは、1事項の概要につきまして御説明申し上げます。

第1号報告は、専決処分事項の報告について（令和元年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター反応タンク耐震補強工事請負契約の変更について）でございます。

本報告は、昨年9月に議会の議決を頂きました令和元年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター反応タンク耐震補強工事の請負契約につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき変更契約の締結を専決処分しましたので、御報告するものでございます。

以上が報告事項1件の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（増田剛士君） 町長からの報告が終わりました。

続いて、担当課長から詳細報告願います。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課から第1号報告の専決処分事項の報告について御説明申し上げます。

提出議案つづりの60ページを御覧ください。

第1号報告 専決処分事項の報告について（令和元年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター反応タンク耐震補強工事請負契約の変更について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、第2項の規定に基づき、報告させていただきます。

議案書61ページの専決処分書を御覧ください。

令和元年9月4日、議会の議決を経た令和元年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター反応タンク耐震補強工事請負契約について、工事内容の一部変更に伴う設計変更により請負金額を変更する必要が生じたため、別紙のとおり令和2年2月6日に専決処分したものでございます。

議案書62ページの2の契約方法の変更後は、一般競争入札による契約及び随意契約でございます。

3の契約の金額は、変更前契約金額が5,247万円、変更後契約金額が5,497万9,100円、増額250万9,100円でございます。議決を経た契約の金額の100分の10の金額の範囲内において変更契約を締結したものでございます。

4の契約の相手は、静岡県榛原郡吉田町大幡2130番地、大石建設株式会社代表取締役、大石真也でございます。

参考資料ナンバー15の平面図を御覧ください。

工事内容の変更理由は、断面修復工の増工、躯体増し打ち工の増工及び後施工せん断補強鉄筋工のための仮設工の増工でございます。

図面右の断面修復工がこの工場の主な変更でございまして、後施工可とう継手の施工部の壁面全体が汚水から発生するガスの影響により劣化していたことから、そのままではボルトの固定をすることができないため、表面をはつた後に断面修復工を増工する必要が生じたものでございます。

図面左の躯体増し打ち工については、後施工可とう継手の施工部を現地調査した結果、施工箇所のうち引き出し箇所において、汚泥流入ゲートが支障となり、後施工可とう継手を設置することが困難なため、躯体の増し打ち工を増工したものです。

3つ目が後施工せん断補強鉄筋工のための仮設工の増工につきましては、施工方法等の調整の結果、安全性・施工性を確保するため、後施工せん断補強鉄筋工の梁の部分6か所について足場工を増工したものでございます。

以上が第1号専決処分事項の報告についての説明でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただきありがとうございました。
本日はこれをもって散会と致します。

散会 午後 2時02分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会2日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案訂正の承認

- 議長（増田剛士君） ここで、町長から本定例会に上程されました第12号議案 令和2年度吉田町一般会計予算について、提出された議案における金額の一部について訂正を求める申出がありましたので、報告いたします。
この訂正は、字句の誤謬によるものと認めましたので、お手元に配付のとおり正誤表の提出による訂正としましたので、御了承願います。
-

◎議案第12号の詳細説明

- 議長（増田剛士君） それでは、議事に入ります。
日程第1、第12号議案 令和2年度吉田町一般会計予算についてを議題といたします。
これから、第12号議案について、項目ごとの詳細説明を行います。
初めに、歳入の1款から11款及び21款について説明願います。続けて、歳出の説明を順次お願いいたします。
なお、歳入の12款から20款までは、歳出の説明に合わせてお願いします。
説明は、一般会計歳入歳出予算事項別明細書により項目順に各事業区分に沿って、分かりやすく簡潔にお願いいたします。一部順序が前後する場合がありますが、御了承願います。また、説明は自席でお願いします。
それでは、歳入の1款から11款まで及び21款について説明を求めます。
初めに、税務課長、お願いします。
税務課長、松浦伸子君。
○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。
歳入1款町税について御説明申し上げます。

お手元の予算に関する説明書1ページを御覧いただきたいと思います。

令和2年度の町税予算額は53億3,250万5,000円でございます。前年度対比1億4,218万9,000円、2.6%の減となっております。

項目ごとに御説明申し上げます。

3ページから5ページを御覧いただきたいと思います。

1項町民税でございますが、20億4,161万8,000円を計上いたしました。前年度対比2億91万8,000円の減でございます。

1目個人町民税につきましては、16億1,039万9,000円を計上いたしております。前年度対比3,742万8,000円の増でございます。現年度課税分は15億9,039万9,000円でございます。

内訳といたしまして所得割額は15億3,315万5,000円、前年度対比3,645万2,000円の増でございます。令和元年度の課税状況につきましては、納税義務者数及び課税標準額が前年度より増加している状況でございます。雇用、所得環境の安定が続いていることなどから、令和2年度につきましても増額と見込み、計上をしております。

均等割額は5,724万4,000円で、前年度対比97万6,000円の増でございます。納税義務者の増加によるものでございます。滞納繰越分につきましては、令和元年度の決算見込額から前年度と同様、2,000万円を計上しております。

続きまして、2目法人町民税でございます。4億3,121万9,000円を計上いたしました。前年度対比2億3,834万6,000円の減でございます。まず、現年課税分といたしましては4億3,111万9,000円でございます。

内訳といたしまして法人税割額3億1,859万4,000円、前年度対比2億3,961万9,000円の減でございます。減額となりました主な要因は、税制改正が行われ、法人税割の税率が引き下げられたことによるものでございます。

均等割額は1億1,252万5,000円で、前年度対比127万3,000円の増でございます。令和元年度の課税状況に基づき予算計上をいたしました。

滞納繰越分につきましては、前年度と同様、10万円を計上しております。

続きまして、2項固定資産税でございます。27億5,755万7,000円を計上いたしました。前年度対比4,615万9,000円の増でございます。

1目固定資産税は27億5,505万6,000円でございます。現年度課税分は27億3,805万6,000円、前年度対比で4,623万7,000円の増でございます。

土地につきましては、7月1日時点の地価調査を基に下落修正を行うとともに、地目変更等を含め試算を行い、7億9,944万3,000円を計上いたしました。前年度対比294万7,000円の減額でございます。町内の地価につきましては、沿岸部の地価下落が続いており、町内の地価の平均下落率は2.5%、最高下落率は6.0%となっております。

家屋につきましては、11億8,155万3,000円、前年度対比990万円の増でございます。令和元年減失処理分の減、新築家屋分の増を見込み、計上しております。

償却資産につきましては、経年の減価率に企業への見込み調査結果からの新規投資分や除却分を勘案し、令和元年度の課税状況から判断いたしまして7億5,706万円、前年度対比3,928万4,000円の増となっております。

滞納繰越分につきましては、令和元年度の決算見込みから1,700万円を計上しております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、県の算定基準を基に算定しております。250万1,000円を計上しております。

続きまして、3項軽自動車税でございますが、9,989万1,000円を計上いたしました。前年度対比603万7,000円の増でございます。

1目環境性能割でございます。令和元年10月1日から軽自動車税として環境性能割が導入され、432万9,000円と見込み、計上しております。現年課税分は432万円、滞納繰越分は9,000円と見込んでおります。

2目種別割でございます。従来、軽自動車税として予算計上していたものでございます。9,556万2,000円を計上いたしました。現年課税分は9,496万2,000円で、前年度対比383万3,000円の増でございます。令和元年度の登録台数を基に経年による税額の増を見込み、計上しております。滞納繰越分につきましては、令和元年度の決算見込みにより60万円を計上いたしました。

続きまして、4項たばこ税でございます。現年課税分1億9,529万2,000円、前年度対比563万1,000円の増でございます。前年度の課税状況により見込み本数を算出し、予算計上をいたしました。販売本数は減少しておりますが、税率の改正により増額となっております。

次に、5項都市計画税でございます。2億3,814万7,000円、前年度対比90万2,000円の増でございます。現年課税分につきましては2億3,684万7,000円を計上いたしました。土地につきましては1億723万7,000円、前年度対比で62万1,000円の減でございます。家屋につきましては1億2,961万円、前年度対比152万3,000円の増となっております。滞納繰越分につきましては、令和元年度の決算見込みにより計上をいたしました。

以上が1款町税でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

それでは、歳入の1款から11款及び21款のうち企画課に関する歳入につきまして、予算に関する説明書に沿って御説明申し上げます。

説明書の5ページから6ページを御覧ください。

まず、2款地方譲与税は1億100万円でございます。これは地方財政計画の伸び率を考慮し、1項地方揮発油譲与税を2,740万円、2項自動車重量譲与税を7,100万円、3項森林環境譲与税を260万円計上するものでございます。

次に、3款利子割交付金は360万円でございます。これは県民税として利子等の額の5%が課税され、その収入額から事務費として1%分を控除した額の5分の3に相当する額が県から市町村に交付金として交付されるものでございます。

次に、7ページ、8ページを御覧ください。

4款配当割交付金は1,780万円でございます。これは県民税として特定配当等の額の5%が課税され、その収入額から事務費として1%分を控除した額の5分の3に相当する額が、県から市町村に交付金として交付されるものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金でございますが、1,200万円の計上となっております。これは県民税として上場株式等の譲渡所得金額の5%が課税され、その収入額から事務費としての

1%分を控除した額の5分の3に相当する額が、県から市町村に交付金として交付されるものでございます。

次に、6款法人事業税交付金でございますが、こちらは7,810万円を計上しております。法人事業税交付金は、税制改正により市町村分の法人住民税、法人税割、税率では9.7%から6%になるため減収分の補填措置として、県税であります法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度として創設されたものでございます。

7款地方消費税交付金につきましては、7億2,620万円でございます。これは都道府県間における清算後の地方消費税収入額の2分の1に相当する額が市町村に交付されるものでございます。交付額は直近の国勢調査の結果による各市町の人口と経済センサス基礎調査による各市町の従業員数によって算出されます。

なお、別添の参考資料ナンバー7の19ページを御覧いただきますと内訳を計上させていただいております。総額として3億8,039万円が社会保障財源としての予算となっているものでございます。

続きまして、説明書の9ページ、10ページを御覧ください。

8款環境性能割交付金につきましては、2,280万円の計上でございます。これは県に納付された環境性能割収入額から徴税費の額を控除した額、100分の95に当たる額の47%相当額が交付されるものでございます。市町への交付基準は道路の延長及び面積によって案分されるものでございます。

9款地方特例交付金につきましては、3,630万円の計上でございます。これは個人住民税における住宅借入金等特別税額控除、住宅ローン減税の実績に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される個人住民税減収補填特例交付金として3,160万円を計上、また、令和元年度地方税制改正により消費税率引上げに伴う対応として、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による地方公共団体の減収を補填するために交付される自動車税減収補填特例交付金として270万円、軽自動車税減収補填特例交付金として200万円をそれぞれ計上するものでございます。

10款地方交付税につきましては、4億800万円の計上でございます。普通交付税2億9,800万円のほか、特別交付税1億1,000万円を計上してございます。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、400万円の計上でございます。これは道路交通法第128条第1項の規定により納付されます反則金の収入相当額から通知書送付費、支出金相当額などを控除した額が、都道府県及び市町村に交付されるものでございます。

続きまして、37ページ、38ページを御覧ください。

21款町債でございます。町債につきましては13億470万円を計上するものでございます。まず、1項1目民生債につきましては、2,040万円を計上するものでございます。これはさくら保育園駐車場整備事業に1,870万円、さゆり保育園給食室空調設備整備事業に170万円を充てる起債でございます。

次に、2目農林水産業債につきましては、1,670万円を計上するものでございます。これは水産業債として、水産物供給基盤機能保全事業に310万円、漁港環境整備事業に1,360万円を充てる起債でございます。

次に、3目土木債は1億9,800万円の計上でございます。これは道路橋梁債として、吉田町内道路舗装修繕事業に2,640万円、町上3号線整備事業に2,660万円、シーガーデン整備区域

道路整備事業に 1,030 万円、吉田町内橋梁維持補修事業に 3,390 万円、そして古川橋維持補修事業に 450 万円を充てる起債を、また、河川債としましては大幡川改修事業に 2,640 万円、川尻地区治水対策事業に 2,830 万円、河川堤防改修事業に 570 万円を充てる起債を、住宅債としましては松下団地改修事業に 3,590 万円を充てる起債を計上しております。

次に、4 目消防債は 4 億 5,920 万円の計上でございます。これは防潮堤整備事業に 3 億 2,150 万円、消防救助工作車両整備事業に 5,990 万円、消防指令センター総合情報システム改修事業に 1,960 万円、消防ポンプ車両整備事業に 1,540 万円、同報無線デジタル化整備事業に 3,220 万円、そして同報無線基地局改修事業に 1,060 万円を充てる起債でございます。

次に、5 目教育債は 3 億 5,140 万円の計上でございます。これは小中学校債としまして自彊小学校校地拡張事業に 370 万円を充てる起債を、また、社会教育債としまして総合体育館空調設備整備事業に 3 億 4,400 万円、学習ホール屋根改修事業に 370 万円を充てる起債をそれぞれ計上しております。

最後に、6 目臨時財政対策債でございますが、これは国の地方交付税の財源不足につきまして国と地方との折半ルールに基づき借入れを行う制度の下、町で地方債を発行するものでございます。制度の性格から、この起債につきましては全額一般財源となりますが、令和 2 年度の当町の臨時財政対策債の発行可能額を 2 億 5,900 万円と推計して計上いたしております。

以上が歳入の 2 款から 11 款及び 21 款に関する概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（増田剛士君） 歳入の説明が終わりました。

これから歳出に入ります。

歳出の 1 款議会費、2 款総務費の 1 項までの説明を求めます。

初めに、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

一般会計予算に関する説明書の 40 ページから 42 ページを御覧ください。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費になります。財源は全て一般財源でございます。

40 ページから 41 ページ、3 の事業、議会運営費は 6,757 万 4,000 円でございます。議員報酬、議員期末手当、議員共済費が主な内容でございます。前年度と比べまして、議員期末手当が微増し、議員共済費の給付費負担金が負担率が下がったことによりまして減額となっております。また、委託料の速記反訳委託料は実績を踏まえ微減しております。

次に、41 ページ、4 の事業、議会調査活動費でございますが、こちらは 463 万 4,000 円でございます。この事業は主に議員に係る研修、各委員会等の活動費を計上しております。前年度と比べまして、執行予定の会議、また見積りの結果を踏まえた経費の微増減のほか、議会運営費と同じく前年度は統一地方選挙に伴う議会構成の変化に対応するため一部経費が増加してございましたが、令和 2 年度は例年並みの予算計上となっております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

2款総務費、1項総務管理費の当課が所管します予算につきまして、令和2年度吉田町一般会計予算に関する説明書の事項別明細書により御説明を申し上げます。

なお、令和2年度からの会計年度任用職員制度によりまして、これまでの臨時職員賃金は削除され、新たに会計年度任用職員の給料、手当、共済費につきまして各款項目の2の事業、会計年度任用職員人件費として事業費を計上させていただいておりますので、1の事業、職員人件費と併せて、後ほど総括的な人件費として御説明申し上げますので、御了承ください。

それでは、説明書の44ページから45ページ、2款1項1目一般管理費の3の事業の一般行政事務費を御覧いただきたいと存じます。予算額は4,529万7,000円で、財源内訳は一般財源のほかに県支出金及び諸収入でございます。行政事務の円滑かつ適正な執行を行うとともに、他の部署に属さない事務を全庁的に執行するもので、例規集などの追録代をはじめ、後納郵便代、複写機借上料など経常的経費が主なものでございます。

次に、説明書の45ページの4の事業、吉田町表彰費でございます。予算額は81万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。町の各分野における業績顕著な方、または行政に貢献していただいた方を表彰し、町政のさらなる発展に寄与することを目的としたものでございます。表彰状及び感謝状受賞者への記念品代が主なものでございます。

次に、説明書46ページ、5の事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金（総務管理費）でございます。予算額は3,106万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の事務費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は一般管理費としての人件費が主なものとなるものでございます。

次に、説明書の46ページの2款1項2目文書広報費の3の事業の広報・広聴事業費でございます。予算額は1,112万1,000円で、財源は一般財源のほかに、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。行政の様々な情報を迅速かつ積極的に提供し、町民の多様なニーズに沿った情報提供をするもので、広報紙の発行に係る印刷代やFM島田における放送番組制作委託料、ホームページの保守管理業務、そしてスマートフォンやタブレットを活用した情報発信アプリケーション「よしだポケットニュース」の保守管理委託料が主なものでございます。

次に、説明書の49ページ、2款1項5目財産管理費の3の事業の庁舎管理費でございます。予算額は7,687万5,000円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。役場庁舎及び周辺の附属施設等の快適な公共施設空間の確保を図るため維持管理を行うもので、庁舎管理に必要な施設点検業務、電話料などの役務費に加えて、庁舎の清掃業務、警備保障業務の委託料など庁舎管理に係る経常的な経費が主なものでございます。

次に、説明書の50ページの4の事業の公有財産管理費でございます。予算額は2,322万3,000円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。公共施設及び町有地の適正な管理を図ることを目的に、総務課が管理しております公共施設の修繕をはじめ、町が所有する公共施設の損害保険料、土地借上料など経常的な経費が主なものでございます。

令和2年度は住吉会館の照明をLED化するため、静岡県市町村振興協会の公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業助成金を受けて、住吉会館のLED化を実施する予定でございます。

次に、説明書の51ページの5の事業、公用車管理費でございます。予算額は536万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。公用車の適正な維持管理を図るため、総務課の管理

車両の修繕、車検等の維持管理費と、公用車リース料が主なものでございます。総務課管理車両は集中管理公用車を含めて10台となっております。

次に、説明書51ページの6の事業、契約管理費でございます。予算額は206万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。町が行う契約管理事務の円滑かつ適正な執行を図るため、発注工事に係る材料検査の旅費をはじめ、担当職員が発注予定事業の設計積算事務を進める上で資料として徴取する見積書や図面等の作成費用とする設計手数料が主なものでございます。

次に、説明書の59ページの2款1項7目自治振興費の3の事業の自治振興費でございます。予算額は1,832万2,000円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。自治振興費は自発的、積極的にコミュニティ活動を行ってもらい自治意識の高揚を図ることを目的に、地域の自治組織であります各自治会の正副自治会長、町内会長、隣組組長の活動に対しまして定額の補助金を交付するとともに、円滑なコミュニティ活動が図れるよう自治会連合会に対しまして研修費やスポーツ大会等の補助金が主なものでございます。

次に、説明書59ページの4の事業、自治会運営費でございます。予算額は456万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。自発的、積極的にコミュニティ活動を行ってもらい、自治意識の高揚と地域の特色が生かされた自治会活動に資するため、各自治会の基礎数値となる世帯数に定額の補助額を乗じて得た額を運営補助金として各自治会に交付するものでございます。

次に、説明書の59ページの5の事業の地域施設管理費でございます。予算額は265万円で、財源は全て一般財源でございます。町が管理委託しているコミュニティ施設の指定管理委託料や各自治会が所有するコミュニティ活動の拠点施設に対して、管理運営に係る補助金を交付するものでございます。

次に、説明書59ページの6の事業、町内会運営費でございます。予算額は380万円で、財源は全て一般財源でございます。各自治会の下部組織になります町内会の活動に対しまして、1町内会当たり20万円の補助金を交付し、円滑な町内会の運営に資するものでございます。

次に、59ページの7の事業の町内会活動費でございます。予算額は862万円で、財源は一般財源のほか利子及び配当金収入でございます。各町内会活動の活性化を図るため、交通安全、防災会、社会福祉、環境美化、青少年育成の五つの分野に、コミュニティ活動費補助金として4自治会に交付し、自発的、積極的なコミュニティ活動の推進と自治意識の高揚を図ろうとするものでございます。

次に、説明書の63ページの2款1項10目人事管理費の3の事業の職員福利厚生費でございます。予算額は450万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。職員福利厚生費は、職員の健康管理に資するため定期的に職員の健康診断を実施するほか、産業医の委託料が主なものでございます。

次に、説明書64ページの4の事業、会計年度任用職員対策事業費でございます。予算額は417万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。以前の臨時職員対策事業費から新たな制度となります会計年度任用職員の健康診断委託料が主なものでございます。

次に、説明書の64ページの5の事業の職員研修事業費でございます。予算額は600万円で、財源は一般財源のほか国庫支出金でございます。職員が研修へ参加しやすい環境を整える

とともに自立した職員を育成するため、研修参加のための旅費や研修負担金が主なものでございます。

次に、説明書の 65 ページの 6 の事業、人事管理費でございます。予算額は 486 万 1,000 円で、財源は全て一般財源でございます。必要な人材を確保しながら定員管理を適正に実施していくため、職員採用に係る経費をはじめ、適正な人事管理を行うための給与・人事システム委託料などが主なものでございます。

次に、説明書の 65 ページの 2 款 1 項 11 目の事務改善対策費の 3 の事業の情報化推進費でございます。予算額は 6,054 万 5,000 円で、財源は一般財源のほかに国庫支出金でございます。事務の効率化と適正な情報管理を図るためのもので、情報通信費としてネットワーク通信のための回線使用料をはじめ、セキュリティー対策に係る委託料、庁舎内で使用するパソコン機器類の使用料などが主なものでございます。

次に、説明書 66 ページの 4 の事業、情報公開制度推進費でございます。予算額は 395 万 7,000 円で、財源は全て一般財源でございます。町政の透明性の向上及び公平性を確保するため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求に係る事務に必要な経費をはじめ、例規集の電算化サポート処理業務のための委託料、法制支援業務委託料などが主なものでございます。

次に、1 款から 10 款までの各項目の 1 の事業、職員人件費、そして 2 の事業、会計年度任用職員人件費を総括して御説明申し上げます。

説明書の 223 ページから 230 ページの 4、給与費明細書を御覧いただきたいと存じます。

1 款から 10 款までの職員人件費及び会計年度任用職員人件費の総計を掲載しておりますので、こちらで御説明をさせていただきます。

まず、223 ページでございますが、1、特別職の表の長等の欄を御覧ください。

町長、副町長及び教育長の 3 名分の給与費及び共済費でございます。前年と比べ、期末手当が人事院勧告による率が改正されたことによります増額となっております。

続きまして、224 ページを御覧ください。

一般職の職員分でございます。こちら(1)総括表に正規職員と会計年度任用職員の給与費及び共済費が載せてございます。

まず、本年度の職員数でございますが、上段の 284 人は正規職員とフルタイム会計年度任用職員の合計人数でございます。その内訳は正規職員が 221 人、フルタイム会計年度任用職員が 63 人でございます。下段の括弧内は短時間勤務の職員数で 178 人、その内訳は再任用職員で短時間勤務職員が 7 人、パートタイム会計年度任用職員が 171 人でございます。

次に、給与費のうちの報酬 2 億 589 万 2,000 円はパートタイム会計年度任用職員に係る給料や時間外勤務手当などの総額で、地方自治法の規定により報酬として計上しております。

次に、給料 9 億 3,285 万 2,000 円は正規及び再任用職員、そしてフルタイム会計年度任用職員の給料の総額でございます。そのうち会計年度任用職員の給料総額は 1 億 7,354 万 2,000 円でございます。

次に、職員手当 6 億 3,659 万 4,000 円は正規職員及び会計年度任用職員の手当の総額で、その内訳につきましては 224 ページの下段にそれぞれの手当の総額が載せてございます。そのうち会計年度任用職員の手当の総額は 6,495 万 3,000 円でございます。

次に、共済費の3億2,539万4,000円につきましても、給与費と同様に正規職員と会計年度任用職員分の共済費でございます。そのうち会計年度任用職員の共済費は7,101万9,000円でございます。

給料及び職員手当の増減額の要因につきましては、225ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細に記載されておりますとおり、令和2年度は、前年度と比較して給料及び職員手当とも会計年度任用職員制度の導入により増額要因となっております。加えて、人事院勧告に基づく給与改定及び定期昇給によるものが要因となっております。

226ページ以降は、給料や職員手当等についての現状を示す数値資料となっております。このため、ここの数値と令和2年度当初予算額との相関関係はございませんので、御承知おきくださるようお願いいたします。

以上が2款1項の総務管理費及び各款項目に係る1の事業及び2の事業であります人件費の御説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

それでは、歳出の2款1項のうち企画課に関連します歳出につきまして、予算に関する説明書に沿って御説明申し上げます。

最初に、説明書の46ページを御覧ください。

2款1項1目の6の事業、行財政構造改革推進事業費でございます。予算額は4万円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は行政改革や吉田町まちづくりステップアップ行政評価に係る事務を推進するものでございまして、全庁的に対応すべき新たな行政課題の検討や総合計画の進捗状況の確認をはじめ、総合戦略の評価等の行政評価につきまして、行財政構造改革推進本部会議を開催して行っているもので、経常的な経費が主なものでございます。

次に、47ページ、3目財政管理費でございます。予算額は332万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は予算編成事務、交付税算定、起債管理、決算統計、その他財政の健全化への取組を行っている事業でございます。

次に、52ページの6目企画費の3の事業、企画調査費でございます。予算額は371万8,000円で、財源は5市2町連携中枢都市圏構想事業負担金261万8,000円、残りは一般財源でございます。この事業は企画調査事務全般につきまして、他の事業に含まれない企画調査事務経費を支出しているところでございます。

令和2年度は、毎年の行政評価のほか第5次吉田町総合計画前期基本計画及び第1期まち・ひと・しごと総合戦略の評価等を行うための総合計画等審議会の委員報酬を計上してございます。また、5市2町連携中枢都市圏内の交流人口の拡大を図るため、吉田漁港にWi-Fi環境を整備し、来訪者の利便性の向上を図ろうとするものでございます。

次に、53ページの4の事業、多文化共生推進事業費でございます。多文化共生推進事業費は予算額333万4,000円で、財源は国庫補助金、外国人受入環境整備交付金146万6,000円と残りは一般財源でございます。この事業はこれまで国際交流推進費の名称でございましたが、令和2年度からは多文化共生推進事業費に名称を変更しているものでございます。これまでと同様に外国人のための日本語勉強会、地域住民と外国人の相互理解を深めるための異文化交流会などを実施します吉田町国際交流協会への補助金交付事業のほか、令和2年度からは新たに

多文化共生社会の実現を図るため、役場内に外国人受入相談窓口を新たに設置する経費を計上してございます。

次に、54 ページの 5 の事業、地域交流費は予算額 401 万 5,000 円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は福岡県八女市との都市間交流事業をはじめ、町内で開催される大規模イベントの開催を促進し、交流人口の拡大を図り、もって当町のにぎわい創出と併せて町の活性化を図ろうとするものでございます。

同じく 54 ページとなりますが、6 の事業、男女共同参画推進費は予算額 168 万 8,000 円で、財源はふるさとよしだ寄附金基金繰入金 56 万 2,000 円、地域振興セミナー開催事業助成金 60 万円、残りは一般財源でございます。この事業は男女共同参画の普及啓発を推進するための事業費でございます。令和 2 年度も男女共同参画のさらなる普及啓発を図るため、町内企業向けのセミナー開催に係る講師謝礼金を計上しているものでございます。

次に、55 ページの 7 の事業、ふるさと納税推進事業費でございます。予算額は 3 億 1,997 万 3,000 円で、財源は全て一般財源でございます。この事業費は、ふるさと納税制度を活用したシティプロモーション活動及び返礼事業などのふるさと納税に係る事業費でございます。

同じく 55 ページの 8 の事業、生活交通確保対策費は予算額 2,787 万 8,000 円でございます。財源は国庫補助金、地域公共交通調査事業費国庫補助金 338 万 8,000 円、5 市 2 町連携中枢都市圏構想事業負担金 1,450 万円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金 32 万円、残りは一般財源でございます。この事業は地域住民の交通の利便性を確保することを目的としておりまして、島田静波線と藤枝相良線の二つの国庫補助対象路線を維持するために必要な経費を関係市町と協議して交付することが主なものとなりますが、令和 2 年度はバス路線の維持のための補助金のほか、静岡市及びバス事業者と連携し、特急静岡相良線の利便性の向上を図るため、片岡北バス停の上屋整備等を進める補助金を計上しているものでございます。

また、町に適した公共交通体系の構築に向けまして、本年度に引き続きまして調査業務を実施するとともに、令和 2 年度中に吉田町地域公共交通網形成計画の策定を目指すものでございます。

次に、56 ページの 9 の事業、住民参画推進事業費は予算額 3,000 円、そして同じく 56 ページの 10 の事業、ユニバーサルデザイン推進費は予算額 3,000 円でございます。

11 の事業、コミュニティ施設整備事業費は予算額 200 万 3,000 円で、財源は静岡県市町村振興会のコミュニティ助成事業補助金 200 万円で、補助率は 10 分の 10 でございます。残りは一般財源でございます。この事業は、コミュニティにおける住民の主体的な活動を支援することによりまして、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を図る取組を行っているものでございます。令和 2 年度は一般コミュニティ助成としまして、片岡区の下組町内会の屋台太鼓購入事業費に対する交付金でございます。

12 の事業、大井川流域 s m i l e ネット事業費は予算額 121 万 2,000 円で、財源は全て一般財源でございます。これはコミュニティ FM を活用した町の情報発信事業費でございます。株式会社 FM 島田に対します放送番組制作と中継局整備の保守委託料を計上しているものでございます。

次に、57 ページ、13 の事業、大井川流域交流費は予算額 35 万 7,000 円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は大井川流域の市町が連携し、様々な交流を図るとともに流域全

体の振興と発展を図ることを目的としておりまして、大井川長島ダム流域連携協議会、大井川の清流を守る研究協議会に係る経費として、それぞれ負担金などを計上しております。

なお、これまで静岡市、島田市、川根本町、吉田町の2市2町で構成しておりました大井川流域振興連絡会の負担金につきましては、令和2年度中に同会が解散する運びとなりましたことから、令和2年度の負担金の計上はございません。

次に、同じく57ページの14の事業、吉田町総合計画策定事業費は予算額205万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は吉田町の町政運営の基本的かつ総合的な指針となります吉田町総合計画の策定に関する事業費になります。

令和2年度は本年度に策定をいたしました第5次吉田町総合計画後期基本計画を、議員の皆様をはじめ、町民の皆様に対しまして見やすく分かりやすい冊子、概要版を取りまとめるための印刷費としまして205万3,000円を計上しているものでございます。

次に、15の事業、シーガーデンシティ推進事業費は予算額164万4,000円で、全て一般財源でございます。この事業はシーガーデンに係る事業費をはじめ、静岡県“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組を含めましたシーガーデンシティ構想に係る事業を総合的な企画調整及び推進に関する事務を行うための事業費を計上しているものでございます。

令和2年度では、本年度に引き続き、シーガーデンシティ構想のさらなる推進を図るため、シーガーデンシティ構想推進委員会の開催経費やシーガーデンに係る調査委託費などを計上いたしております。

また、町の玄関口となります吉田インターチェンジ周辺につきましては、地元の皆様をはじめ、関係団体の皆様などの御協力を得ながら、引き続き吉田インターチェンジ周辺の活性化策を検討してまいります。

次に、57ページから58ページの16の事業、シティプロモーション事業費は予算額5,151万6,000円でございます。財源は国庫支出金の結婚新生活支援事業費補助金90万円、地方創生推進交付金移住支援金150万円、県支出金の移住支援事業費補助金75万円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金228万5,000円、諸収入の地域づくり推進事業費助成金140万円、残りは一般財源でございます。この事業は様々なツールを活用し、町の魅力や特徴ある施策を効果的に発信し、移住・定住者や交流人口の増加を図り、町の新たなにぎわいを創出しようとする事業でございます。この事業では大きく四つの事業を実施しておりまして、吉田町PR部長よし吉を活用したPR事業をはじめ、移住・定住促進事業、町のシティプロモーション事業、一般社団法人吉田町まちづくり公社への負担金等の事業を展開しております。

本年度に引き続きまして、町のPR部長よし吉を活用した町のPR等を行い、町と事業者が一体となつてにぎわいづくりに取り組む吉田町賑わい創出事業費補助金、また、地域イノベーション推進事業費負担金は当町と川根本町による実行委員会を構成し、地域の課題解決に向けた取組や地域資源を活用する取組などを行う地域イノベーション推進事業を進めるための負担金、そして国の結婚新生活支援事業費補助金を活用した定住促進事業費補助金や若年世帯の町内定住をサポートする若年者住宅取得応援補助金などを計上してございます。

次に、17の事業、地域おこし協力隊事業費は予算額859万6,000円で、全て一般財源でございます。この事業は総務省が推奨します地域おこし協力隊事業を活用し、町の観光イベント等の企画運営をはじめ、地域の魅力発信業務や地域間交流、移住・定住促進支援業務のさらなる推進に資する事業費でございます。

地域おこし協力隊はこれまで非常勤の特別職として位置づけ、報酬を支給する形態となっておりましたが、制度改正により非常勤の特別職としての身分ではなくなりますことから、令和2年度からは地域おこし協力隊の柔軟で機動性のある活動を保障するため他市町と同様に業務委託方式に変更いたします。

なお、この業務委託方式に移行しましても、地域おこし協力隊の業務はこれまでと同様になるものでございます。また、この地域おこし協力隊事業につきましては、1人当たり400万円を上限に特別交付税が措置されるものでございます。

次に、67ページ、12目空港対策費は予算額102万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。空港対策協議会や島田市、牧之原市などと連携した空港対策や利活用事業の調整を進めるための経費を計上しております。

以上が歳出の2款1項のうち企画課に関連する歳出の概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、中村真也君。

○会計管理者兼会計課長（中村真也君） 会計課でございます。

予算に関する説明書の48ページを御覧ください。

会計課からは、2款1項4目会計管理費の3の事業、出納管理事務費について御説明申し上げます。予算額は241万円で、財源内訳は全て一般財源でございます。前年度対比54万5,000円の増額でございますが、増額の主な要因といたしましては10節需用費の印刷製本費、11節役務費の指定金融機関派出手数料、13節使用料及び賃借料の事務器借上料でございます。公金の収納及び支払い事務を円滑かつ適正に執行するための事務管理費で、全て経常的な経費でございます。主なものといたしましては、11節の役務費の指定金融機関派出手数料132万円の計上でございます。また、12節委託料は備品の登録や廃棄などの処理を行っている備品管理業務システムの電算処理委託料で26万4,000円の計上でございます。

新たなものといたしまして、13節使用料及び賃借料は口座振込通知書のはがき用ラベル貼り機の事務器借上料で17万2,000円の計上でございます。

以上が会計課に関わる予算の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

2款総務費、1項総務管理費のうち防災課関係の予算につきまして、令和2年度吉田町一般会計予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の60ページ、8目防犯対策費、3の事業、防犯対策推進費を御覧ください。予算額は1,017万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。防犯活動の支援や犯罪の起こりにくい環境を整備することで、健全で明るい社会を形成することを目的としているものでございます。防犯まちづくり推進協議会の委員報酬、各自治会に管理委託をしております防犯灯の整備委託料や防犯カメラの借上料及びLED防犯灯の借上料などを主に計上しております。

次に、説明書の61ページ、62ページの9目交通安全対策費、3の事業、交通安全推進費でございます。予算額は643万3,000円で、財源は一般財源のほか、ふるさとよしだ寄附金基金

繰入金 137 万 1,000 円でございます。交通安全意識や交通安全マナーの高揚を図るため交通安全運動等を展開することで、安全で安心な町づくりを推進することを目的としているものでございます。主に交通安全施設の修繕や新設工事費及び県交通安全指導員 4 人分の設置費負担金を計上しております。

次に、説明書 62 ページ、4 の事業、交通指導員活動費でございます。予算額は 647 万 2,000 円で、財源は一般財源のほか、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。525 万 1,000 円でございます。交通安全活動の推進を担う交通指導員の活動費でございます。主な内容は交通指導員 34 人分の報償金、出動手当及び指導員研修会補助金でございます。交通指導員につきましては、非常勤特別職の職の整理が行われたことによりまして、これまでの報酬の支払いに替えまして報償金を計上させていただいたところでございます。

以上が 2 款 1 項に係る防災課関係の説明でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは 2 款総務費、1 項 9 目交通安全対策費のうち 5 の事業、交通安全施設整備費につきまして予算に関する説明書に基づき御説明をいたします。

それでは、説明書の同じく 62 ページを御覧ください。

5 の事業、交通安全施設整備費について御説明をいたします。予算額は 500 万円で、財源は一般財源となっております。町内全域を対象に通学路や生活道路等の安全性・利便性を確保するため、各種交通安全施設を維持・修繕し、町民の皆様が安全で安心して暮らせるよう実施をしているものでございます。主な事業内容は区画線工 3,200 メートル及び転落防止柵 30 メートルを施工するものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 次に、2 款総務費、2 項から 6 項、12 款公債費、13 款諸支出金及び 14 款予備費の説明を求めます。

初めに、税務課長、お願いします。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

2 款総務費、2 項徴税費につきまして予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の 69 ページから 70 ページを御覧ください。

1 目税務総務費、3 の事業、税務総務費を御覧ください。予算額は 5,217 万円でございます。財源は一般財源でございます。こちらの事業は各種協議会への負担金及び過年度分町税還付金が主なものでございます。

続きまして、説明書 70 ページ、3 の事業、賦課徴収費を御覧ください。予算額は 4,722 万 4,000 円で、財源は一般財源でございます。課税の適正化、収納率向上を図るため、税務相談員の顧問料、電算システム委託料、固定資産課税基礎作成委託料、滞納整理機構負担金等が主なものでございます。令和元年度から開始されました共通納税システム収納に関わる負担金、軽自動車環境性能割事務負担金を新たに計上しております。

以上が 2 項徴税費でございます。よろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課に係ります予算について御説明申し上げます。予算に関する説明書の72ページを御覧ください。

町民課からは、2款3項1目戸籍・住民基本台帳費の3の事業、戸籍・住民基本台帳事務費につきまして御説明申し上げます。予算額は5,028万7,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか国・県支出金でございます。この事業は戸籍事務、住民基本台帳事務等に関する届出の受理及び住民票等の証明書の交付事務に係る予算を計上しております。主な支出といたしましては、73ページでございます12節委託料の戸籍電算事務委託料のほか、同じく12節の社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料で、これは戸籍の情報連携に係るシステム改修などを予定しており、国庫補助金の10分の10補助でございます。

また、18節負担金、補助及び交付金の個人番号カード交付事業費交付金は、地方公共団体情報システム機構への事務委任に係る交付金で、こちらも国庫補助金の10分の10補助でございます。

以上が町民課に係る予算でございます。御審議のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

2款総務費の4項選挙費と13款諸支出金の1項普通財産取得費につきまして予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の74ページ、2款4項1目選挙管理委員会費の3の事業、選挙管理費を御覧いただきたいと存じます。予算額は60万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。選挙の適正な執行に資するため、公職選挙法に基づく定期的な選挙管理委員会の開催の経費及び適正な選挙人名簿の管理に資するため電算処理委託料などの経費が主なものでございます。

次に、説明書の75ページの2目明るい選挙推進費の3の事業の明るい選挙推進費でございます。予算額は7万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。選挙に対する意識を向上させるとともに、きれいな選挙が行われるよう選挙啓発を行うため、小・中学校の児童・生徒を対象としたポスターコンクールへの参加賞、副賞代などのほか新成人及び18歳になる高校生への出前授業用の選挙啓発物品の経費が主なものでございます。

続きまして、説明書の220ページ、13款1項1目普通財産取得費の3の事業の普通財産取得費を御覧いただきたいと存じます。予算額は2,000円で、財源は全て一般財源でございます。土地購入費、補償費、それぞれ1,000円の頭出しでございます。

以上が総務課からの2款4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費の説明でございます。御審議のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

2款2項から6項、12款、13款及び14款のうち企画課に関連します歳出につきまして御説明申し上げます。

説明書の76ページを御覧ください。

76ページの5項統計調査費、1目統計調査総務費の3の事業、統計一般事務費を御覧ください。予算額は21万3,000円でございます。財源は一般財源のほか県支出金に計上いたしました統計調査費委託金4万7,000円でございます。この事業は毎年度発行しております町の統計要覧の発行が主なもので、統計に係る経常的な経費を計上しているものでございます。

次に、2目諸統計調査費の3の事業、諸統計調査費は予算額1,053万4,000円で、財源は全て県支出金でございます。

令和2年度は工業統計調査及び5年に一度の国勢調査が実施されますことから、事業費が例年に比ばまして増額しているものでございます。

続きまして、218ページを御覧ください。

12款公債費でございますが、1項公債費、1目元金の3の事業、公債費（元金）は予算額9億6,513万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。

218ページの2目利子の3の事業、公債費（利子）は予算額6,485万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。

次に、219ページの3目公債諸費は1,000円の計上でございます。

次に、220ページの13款諸支出金のうち220ページから221ページにかけましての2項基金費、1目基金費の積立金でございますが、3の事業、財政調整基金費は予算額14万5,000円、4の事業、減債基金費は予算額4,000円、5の事業、環境保全基金費は予算額1,000円、6の事業、小・中学校建設基金費は予算額1万9,000円、7の事業、教育振興基金費は予算額47万9,000円、8の事業、ふるさとよしだ寄附金基金費は予算額1億5,751万7,000円とそれぞれ計上しており、積立金の合計は1億5,816万5,000円となっております。財源は財産収入に計上いたしました基金利子でございますが、7の事業、教育振興基金費につきましては基金利子のほか諸収入に計上いたしました高等学校等奨学金返還金47万3,000円、8の事業、ふるさとよしだ寄附金基金費につきましてはふるさと納税の指定寄附金1億5,750万円となっております。

最後に、14款予備費でございますが、昨年と同様2,000万円の計上でございます。

以上が企画課に関連します歳出の2款5項1目から2目までの事業並びに12款、13款、14款の事業に関する概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、議会事務局長、お願いたします。

議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

予算に関する説明書の77ページを御覧ください。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費でございます。予算額は134万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業費は監査委員の例月出納検査、定期監査、決算審査などに係る監査委員報酬が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、会計管理者兼会計課長、お願いたします。

会計管理者兼会計課長、中村真也君。

○会計管理者兼会計課長（中村真也君） 会計課でございます。

予算に関する説明書の218ページ、219ページを御覧ください。

12 款公債費の 1 項 2 目利子の 3 の事業、公債費（利子）について御説明申し上げます。219 ページのほうを御覧ください。この中の会計課が所管いたします一時借入金償還利子についてでございますが、これは一時的に資金不足となった際に不測の事態に対応するため一時借入れで生じる利子で、一時借入金の借入れの最高額を 5 億円と定めておりますことから、借入最高額の 5 億円に対する利子として 45 万円の計上でございます。

以上が会計課に関わる予算の説明でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） 次に、3 款民生費の説明を求めます。

初めに、福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

予算に関する説明書の 78 ページからの 3 款民生費のうち福祉課が関係する 1 項 1 目社会福祉総務費、4 目老人福祉費、5 目心身障害者福祉費、6 目人権・地域改善費、7 目介護保険費、3 項 1 目生活保護費、4 項 1 目災害救助費につきまして予算に関する説明書により御説明申し上げます。

初めに、79 ページ、3 の事業、福祉総務費を御覧ください。予算額 51 万 6,000 円で、財源は一般財源のほかに県支出金でございます。社会福祉事業に係る消耗品や自動車修繕費等の経常的な経費を計上しております。

次に、80 ページ、4 の事業、民生・児童委員活動費を御覧ください。予算額 672 万円で、財源は一般財源のほかに県支出金でございます。民生・児童委員の活動費に係る負担金が主なもので、3 年に一度の一斉改正が令和元年 12 月に実施され、4 月からは民生・児童委員が 51 人、主任児童委員が 3 人、地域の代表として活動していただきます。

5 の事業、戦没者追悼事業費を御覧ください。予算額 60 万 8,000 円で、財源は全て一般財源でございます。戦没者の御霊を弔う事業として 10 月に挙行しており、戦没者追悼式に係る記念品と委託料が主なものでございます。

6 の事業、社会福祉協議会補助金を御覧ください。予算額 3,494 万 7,000 円で、財源は全て一般財源でございます。事務局人件費のほか相談事業、民生・児童委員活動費、福祉団体に対する補助金でございます。

7 の事業、福祉介護手当支給事業費を御覧ください。予算額 294 万円で、財源は全て一般財源でございます。在宅で寝たきりの高齢者や重度の心身障害者の介護者に対して支給する福祉介護手当で、月額 1 万円でございます。

次に、8 の事業、地域福祉計画策定事業費を御覧ください。予算額 8 万 4,000 円で、財源は全て一般財源です。地域福祉計画は町の地域福祉を総合的に推進するために 5 年ごとに見直し、策定を行い、毎年進捗状況を確認しております。

次に、82 ページ、4 目老人福祉費、3 の事業、老人福祉対策費を御覧ください。予算額 30 万 7,000 円で、財源は全て一般財源でございます。老人福祉事業のための経常的経費に加えて、紙おむつなどの費用を助成する在宅支援生活品助成事業など、高齢者の在宅生活を支援するための事業費を計上しております。

次に、83 ページ、4 の事業、敬老事業費を御覧ください。予算額 390 万 8,000 円で、財源は全て一般財源でございます。高齢者を敬い長寿をお祝いするために 100 歳の方へのお祝い

金、米寿を迎えられた方へのお祝い写真の贈呈、80歳以上の方への敬老記念品の贈呈を行っております。

次に、84ページ、5の事業、社会福祉施設管理事業費を御覧ください。予算は4,713万8,000円で、財源は一般財源のほかに使用料、手数料でございます。当課が所管する各施設の指定管理料及び牧之原市にあります相寿園管理組合負担金でございます。相寿園管理組合負担金におきまして、指定管理料の不足額を措置費に組み替えたため、令和元年度に比べ減額されております。

6の事業、老人保護措置費を御覧ください。予算額は772万6,000円で、財源は一般財源のほかに負担金でございます。現在2人の方が措置入所されており、入所に係る措置費と指定管理料の不足額を牧之原市、御前崎市、吉田町で利用者割した額でございます。

次に、85ページ、7の事業、高齢者社会参加推進事業費を御覧ください。予算額は961万3,000円で、財源は一般財源のほかに県支出金でございます。さわやかクラブやシルバー人材センターへの運営費補助金で、高齢者の社会参加を支援しております。

8の事業、高齢者見守り体制整備事業費を御覧ください。予算額は3万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。高齢者の見守りネットワーク連絡会を開催し、地域で見守ることの大切さを理解していただいております。

9の事業、ひとり暮らし高齢者等対策事業費を御覧ください。予算額は7万8,000円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。救急連絡カード郵送代や配食サービス委託料など、ひとり暮らし高齢者等の在宅生活を守るための事業を実施しております。

次に、10の事業、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業費を御覧ください。予算額は282万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。3年に一度の計画策定のための委員報酬、委託料が主なものでございます。

次に、86ページ、5目心身障害者福祉費、3の事業、心身障害者福祉費を御覧ください。予算額147万円で、財源は一般財源のほかに県支出金及び諸収入でございます。身体、知的、精神の3障害の方の相談員の報償金と心身障害者扶養共済に係る納付金でございます。

4の事業、心身障害者更生援護費を御覧ください。予算額5,026万5,000円で、財源は一般財源のほかに県支出金です。重度障害者に対する医療費や移送費が主な事業費でございます。

5の事業、心身障害者施設等負担金を御覧ください。予算額2,236万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。駿遠学園とつくしの家に対する負担金でございます。

次に、87ページ、6の事業、心身障害者自立支援事業費を御覧ください。予算額5億3,452万円で、財源は一般財源のほかに国・県支出金です。障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスを提供しております。障害者就労継続支援給付費や障害児の放課後等デイサービスに係る事業費が増加しておる状況です。

次に、89ページの7の事業、障害者自立支援施設管理事業費を御覧ください。予算額は373万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。障害者自立支援施設あつまりーナに係る指定管理料が主なものでございます。

8の事業、地域生活支援事業費を御覧ください。予算額は2,851万4,000円で、財源は一般財源のほかに国・県支出金及び諸収入でございます。手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業、成年後見推進委員会報償金、訪問入浴サービス、相談支援事業など障害者が在宅で生活し続けられるよう支援する事業でございます。

次に、91 ページ、6 目、3 の事業、人権・地域改善費を御覧ください。予算額は 36 万 3,000 円で、財源は一般財源のほかに県支出金でございます。人権啓発を推進するため人権教育後援会やパンフレットなどを作成いたします。

4 の事業、神戸西会館運営事業費を御覧ください。予算額は 298 万 9,000 円で、財源は一般財源のほかに県支出金及び使用料でございます。

次に、93 ページ、7 目、3 の事業、介護保険事業会計繰出金を御覧ください。予算額は 3 億 583 万 8,000 円で、財源は一般財源のほかに国・県支出金でございます。令和 2 年度の介護保険事業の介護給付費、地域支援事業費、事務費の法定負担割合繰出金と低所得者の保険料に対する軽減分繰出金でございます。

4 の事業、低所得者利用者負担額軽減措置事業費を御覧ください。予算額は 24 万 6,000 円で、財源は一般財源のほかに県支出金でございます。社会福祉法人が低所得で生活が困難な利用者に対して保険サービスの利用負担額の軽減を行った場合に、法人に対して補助を行うものでございます。

次に、113 ページ、3 項 1 目生活保護費、3 の事業、生活保護費を御覧ください。予算額は 20 万 3,000 円で、財源は一般財源のほかに県支出金です。行旅人に対する隣市へのバス代支援や行旅病人救護費用、行旅死亡人の措置料です。

次に、4 項 1 目災害救助費、3 の事業、災害救助費は 4,000 円でございます。

福祉課からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は 10 時 40 分とします。

休憩 午前 10 時 28 分

再開 午前 10 時 38 分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は 13 名です。

続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

予算に関する説明書の 81 ページを御覧ください。

3 款 1 項 2 目国民年金事務費の 3 の事業、国民年金事務費につきまして御説明申し上げます。予算額は 122 万 8,000 円で、財源は全て国庫支出金でございます。国民年金の事務は国の法定受託事務であり、町では国民年金の資格に関する届出や保険料の免除申請などの手続を行っております。主な支出といたしましては 12 節委託料の電算処理委託料で、2 件のシステム改修を予定しております。

続きまして、82 ページの 3 目国民健康保険費の 3 の事業、国民健康保険事業会計繰出金でございます。予算額は 1 億 4,128 万 4,000 円で、財源につきましては一般財源のほか国・県支出金でございます。主な支出といたしましては低所得者に対する軽減対策の保険基盤安定繰出金でございます。このうち保険税の軽減分を補填する保険税軽減分は、県が 4 分の 3、町が 4

分の1を負担し、保険税負担を緩和するための保険者支援分は、国が2分の1、県と町が4分の1ずつを負担するものでございます。

以上が町民課に係る予算でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

予算に関する説明書95ページを御覧ください。

3款2項1目、3の事業、児童福祉費でございます。予算額は673万8,000円でございます。財源といたしましては全て一般財源でございます。この事業は子供たちが健やかに育つために、子供たちの成長や子育ての喜びを地域全体で実感できる町づくりを進めるための事業でございます。主な支出としましては、19節出産祝金事業費は第2子以降の子供を持ちたいと思う世帯を応援する施策として、第2子の出産で5万円、第3子以降の出産で10万円をお祝い金として母親に支給するものでございます。当初予算では過去の実績を鑑み、第2子を69人、第3子以降を31人と計上させていただきました。

次に、96ページの4の事業、児童虐待防止事業費を御覧ください。予算額は42万円でございます。財源といたしましては一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。この事業は、子供の安全を確保するために保護者の相談や見守りを実施し、虐待等の早期発見、早期対応を図る事業でございます。

次に、96ページから97ページにかけましての5の事業、ひとり親家庭対策事業費は予算額621万3,000円でございます。財源としましては一般財源のほか県支出金でございます。この事業は、ひとり親家庭の経済的な自立と安定を図るため、日常生活を支援する事業でございます。主な支出としましては19節母子家庭等医療費であり、これは二十歳未満の児童を扶養している母子家庭、父子家庭等に対する医療費の助成でございます。また、ひとり親家庭就学支援事業費は、小学校に入学する際に必要なランドセル及び学校指定用品の購入費の一部を補助するものでございます。

次に、6の事業、こども発達支援事業費は予算額597万2,000円でございます。財源といたしましては施設の利用料や給食代、そして国民健康保険団体連合会からの諸収入でございます。この事業は、児童の発達に応じて少人数でのサービスを提供することで、日常生活の自立、人間関係の苦手さを改善するための事業で、他の園と同じように毎日通う定期通園と、保育園や幼稚園に通う子供たちが週一度だけ通園する並行通園や親子通園がございます。主な支出として12節委託料は子供の発達チェックや保護者の相談、指導等について専門知識を有した職員が保育園、幼稚園を訪問し、子供と保護者へ働きかけをする心理士、児童相談員派遣委託料でございます。

次に、7の事業、こども医療費助成事業費は予算額1億5,686万円でございます。財源といたしましては一般財源のほか県支出金、静岡県町村自治振興協会からの諸収入でございます。この事業は、保護者の経済的負担の軽減を図り、子供の疾病を早期に発見し、適切な治療を受けさせるためにゼロ歳から18歳までの児童の医療費を負担する事業でございます。主な支出としまして11節医療費支払事務手数料は国民健康保険団体連合会に支払う費用、19節扶助費は保険診療に要した自己負担分の支払いでございます。

次に、8の事業、ファミリー・サポート事業費は予算額46万5,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。この事業はファミリー・サポート事業の運営費で、主な支出は会員の連絡調整のための通信運搬費や損害保険料等でございます。

次に、99ページ、2目児童措置費の3の事業、児童手当費は予算額5億1,154万9,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。この児童手当はゼロ歳から3歳未満の児童に対し月額1万5,000円、3歳から小学校就学前の第1子及び第2子の児童に対し月額1万円、第3子は1万5,000円、中学生は月額1万円、高所得の方が該当する特例給付者は月額5,000円の支給を年3回お支払いしております。

なお、対象年齢の子供の減少が見込まれますことから、19節扶助費は昨年度と比べ1,611万円減額となっております。

次に、101ページから102ページ、3目保育所費の3の事業、保育園管理費は予算額1億3,132万7,000円でございます。財源としましては一般財源のほか一時預かり等の使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、ふるさと寄附金基金繰入金、そして地方債でございます。この事業は共働き家庭等の支援としての保育サービス、子育て支援を行うためのもので、主な支出は12節保育園人材派遣委託料で、派遣の保育士の力を借りながら待機児童ゼロを維持しております。また、16節公有財産購入費としてさくら保育園駐車場用地購入のための予算を計上させていただきました。19節に計上いたしました施設型給付費は子ども・子育て支援法に該当する他市町の保育園、認定こども園等に通う子供に対しての給付費、施設等利用給付費は認可外保育所の保育料や認定こども園で行う預かり保育に対応した給付費でございます。

なお、保育園管理費の中には幼児教育・保育無償化を進めるための消耗品、電算処理や例規整備の委託料、一般備品としてパソコンの購入費等を計上させていただいておりますが、これらは国の幼児教育・保育無償化推進事業費補助金を活用し、実施する事業でございます。

次に、4の事業、さくら保育園運営費から107ページの7の事業、わかば保育園運営費は各園を運営するための事業費を計上してございます。財源としましては一般財源のほか利用者負担金、給食代の諸収入でございます。各園共通の主な支出は保育に係る材料費や給食の賄い材料費でございますが、各園の特筆すべき予算を御説明申し上げます。

まず、102ページの4の事業、さくら保育園運営費は予算額2,123万1,000円でございます。4月の入所予定者は89人で、平成31年の同時期よりも3人少ない状況となっております。また、14節の工事請負費はさくら保育園用地の擁壁を設置するものでございます。

次の104ページから105ページまでの5の事業、すみれ保育園運営費は予算額2,745万2,000円でございます。4月の入所予定者は148名で、31年度の同時期よりも6人少ない状況となっております。

105ページ、107ページの6の事業、さゆり保育園運営費は予算額2,159万8,000円でございます。4月の入所予定者は108人で、平成31年の同時期よりも6人多い状況となっております。また、14節工事請負費は給食室の空調機器を増設するための工事費を計上させていただきました。

107ページ、108ページの7の事業、わかば保育園運営費は予算額2,500万1,000円でございます。4月の入所予定者は141人で、平成31年の同時期よりも7人少ない状況となっております。

ります。また、17 節備品購入費は低年齢児のための砂場備品を購入させていただき予定で
ございます。

次に、109 ページ、110 ページ、4 目児童館費、3 の事業、児童館運営費は予算額 366 万
8,000 円でございます。財源としましては一般財源のほか利用者からの材料費の諸収入でござ
います。この事業は、児童が心身ともに健やかに成長するために児童館において各種事業を行
う経費でございます。児童館は月平均 1,600 人の利用者があり、児童厚生員 2 人が常駐し運営
しております。

次に、110 ページ、111 ページの 4 の事業、放課後児童健全育成事業費は予算額 1,894 万
3,000 円でございます。財源といたしましては一般財源のほか国庫支出金、県支出金でござ
います。この事業は、学校終了後の放課後の時間に保護者が就労等で家庭にいない子供たちに、
適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブの運営費でございます。4 月の入所予定児
童数は 413 名でございます。平成 31 年の同時期と比較すると 61 人増えております。

なお、13 節機器借上料はクラブに AED を配備するためのものでございます。

次に、111 ページ、112 ページの 5 の事業、地域子育て支援拠点事業費は予算額 69 万 8,000
円でございます。財源といたしましては国庫支出金、県支出金でございます。この事業は子育て
支援センターに係る運営費で、子育ての不安感を緩和し、保護者同士が交流の場としてセン
ターを利用できるように運営するものでございます。

次に、6 の事業、子ども会育成連合会助成事業費は予算額 40 万円でございます。財源とい
たしましては全て一般財源でございます。この事業は、地域における児童の健全育成を推進す
る子ども会育成連合会への補助金でございます。

最後に、5 目児童厚生施設整備費の 3 の事業、児童厚生施設整備費は予算額 36 万 1,000 円
で、財源は全て一般財源でございます。町内にあります 8 か所の児童遊園地の管理費でござ
います。

こども未来課からは以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 次に、4 款衛生費の説明を求めます。

初めに、健康づくり課長、お願いします。

健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費のうち、健康づくり課に関する事業につきまして予算に関する
説明書により御説明いたします。

115 ページから 117 ページを御覧ください。

1 目保健衛生総務費、3 の事業、保健衛生管理費でございます。予算額は 616 万円で、財源
は全て一般財源でございます。健康づくり課の総務経費と保健センターの施設管理に係る経
費、健康管理システムの電算処理委託料が主なものでございます。

次に、4 の事業、救急医療対策事業費でございます。予算額は 716 万 1,000 円で、財源は一
般財源のほか、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。志太榛原地域の市町が連携
し、地域の救急医療体制を整えるための事業に対する負担金が主なものでございます。このう
ち令和 2 年度、単年度の事業でございますが、西部ドクターヘリ格納庫整備事業に対する補助
金を交付するための予算を計上しております。

これは静岡県では県内を東部と西部の二つに分け、2機のドクターヘリが運航されており、西部では総合病院、聖隷三方原病院のドクターヘリ運航事業が、志太榛原地域以西の14市町の救命救急医療をカバーしております。地域住民の救急医療の確保を図るために必要なドクターヘリの安全な運用、運航に向けた体制強化として病院の開設者が行う西部ドクターヘリ格納庫整備事業に対し、関係14市町が補助金を交付し、支援するものでございます。

次に、5の事業、榛原病院負担金でございます。予算額は3億9,701万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。町民に安定した医療を提供するため、地域の基幹病院であります榛原総合病院の運営に必要な負担金を支出いたします。令和2年度の吉田町の負担割合は33.645%でございます。

次に、118ページを御覧ください。

7の事業、災害時医療救護対策事業費でございます。予算額は39万4,000円で、財源は一般財源のほか県支出金及び諸収入でございます。この事業は災害時の医療救護体制の整備を目的に事業を進めており、令和2年度も引き続き医療救護訓練の実施等を通じて災害発生時に必要な体制整備を進めてまいります。また、特定消耗品費、防災備品費には救護所の医療救護活動に必要な物品を配備するための予算を計上しております。

次に、8の事業、地域医療対策事業費でございます。予算額は2万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。核家族化や高齢化の進行により変化する地域が必要とする医療体制を構築するための会議、研修会等の事業費でございます。

次に、119ページを御覧ください。

2目予防費、3の事業、感染症予防費でございます。予算額は9,879万7,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。伝染のおそれのある疾病の発生と蔓延を予防するため予防接種の実施、また、こどもインフルエンザ予防接種等に対する費用助成を行うとともに、感染症及び予防接種について正しい知識の普及などを行います。

主なものは予防接種委託料で、新たに令和2年10月1日から予防接種法に基づく定期予防接種として導入されます乳児に対して実施するロタウイルスワクチン予防接種に係る費用と、このロタウイルスワクチン予防接種が定期接種化されることに伴い、さらに予防接種を受けやすい体制を整える必要があることから、本年度まで集団接種で実施しておりましたBCG予防接種を令和2年度から医療機関で個別に実施する体制とするため予防接種委託料が増額となっております。

また、定期予防接種は全て医療機関での個別接種体制とするため、集団接種に係る医師、看護師謝礼金、医薬材料費が不要となることから予算計上はしておりません。

次に、124ページから126ページを御覧ください。

5目母子保健衛生費、3の事業、母子保健衛生費でございます。予算額は6,429万9,000円で財源は一般財源のほか国・県支出金、諸収入及びふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。この事業は母子手帳の交付、妊婦、産婦、乳幼児の健診、相談、健康教育、家庭訪問等の母子保健事業に加え、各種助成事業を実施するもので乳幼児・妊婦健診委託料、不妊治療費、妊娠出産応援パッケージ助成などの扶助費が主なものでございます。

次に、4の事業、妊娠・出産包括支援事業費でございます。予算額は241万7,000円で、財源は一般財源のほか国・県の支出金と諸収入及びふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございま

す。妊娠・出産・子育て期にわたり健やかに安心して出産、育児ができるよう切れ目ない支援を行うための子育て世代包括支援センター事業の看護師等謝礼金が主なものでございます。

次に、127 ページから 128 ページの 6 目健康づくり事業費、3 の事業、健康づくり事業費でございます。予算額は 466 万 5,000 円で、財源は一般財源のほか県支出金及び諸収入でございます。地域の健康づくりのリーダーとして活動していただく保健協力員活動事業、町の健康づくりの推進を図る健康づくり推進協議会等の開催など、町ぐるみの健康づくりの体制整備に加えまして、健康マイレージ事業、ウォーキングイベント等の事業費でございます。

また、令和 2 年度は健康増進計画と食育推進計画を一体的に策定した健やかプラン吉田 21 の次期計画の策定を予定しており、委託料に健康増進計画策定委託料を計上しております。

次に、4 の事業、ダンス健康づくり事業費でございます。予算額は 350 万円で、財源は一般財源でございます。吉田町オリジナルダンスを用いて健康づくりを推進するダンス健康づくり推進会の事業に対しまして、実績に基づき補助金を交付いたします。

次に、5 の事業、健康体操運営費でございます。予算額は 144 万 7,000 円で、財源は諸収入でございます。各種健康体操教室を実施することにより運動不足の解消や体力低下の防止を図り、運動習慣の定着を目指す事業で、成人を対象とした若返り貯金塾、親子体操教室を実施するための講師謝礼金が主なものでございます。

次に、6 の事業、食育推進事業費でございます。予算額は 40 万 3,000 円で、財源は一般財源のほか諸収入でございます。食育推進連絡会議の開催、食育に関する講座、調理実習等の実施、健康づくり食生活推進協議会に対する補助金等、町ぐるみで食育推進を図るための事業でございます。

次に、130 ページから 131 ページの 8 目、3 の事業、健康増進事業費でございます。予算額は 2,900 万 5,000 円で、財源は一般財源のほか国・県支出金でございます。この事業は各種がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周病検診、骨粗鬆症検診などの成人検診事業、健康相談、検診事後の個別指導と集団指導等を実施するもので、各種検診委託料、電算処理委託料が主なものでございます。また、令和元年度新規事業として開始しました若年がん患者等支援事業も同額、予算計上しております。

以上が健康づくり課に関する事業の当初予算の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、4 款衛生費、1 項保健衛生費の事業につきまして、予算に関する説明書に基づき御説明申し上げます。

予算に関する説明書の 117 ページを御覧ください。

1 目保健衛生総務費、6 事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金（火葬場費）でございます。予算額は 1,628 万 5,000 円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合火葬場の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。火葬業務委託料や例年実施しております火葬炉補修工事などに係る負担金でございます。

次に、120 ページを御覧ください。

3目環境衛生費、3事業の環境衛生推進事業費でございます。予算額は342万3,000円で、財源は一般財源のほか使用料及び手数料、県支出金でございます。死亡猫等の回収や狂犬病予防注射等、犬猫を初めとする動物保護に係る経費が主なものとなっております、主な予算項目といたしましては犬猫等死体収集運搬委託料や飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金などがございます。

次に、121ページを御覧ください。

4事業のごみ減量・リサイクル推進事業費でございます。予算額は810万円で、財源は一般財源とふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。この事業はごみの分別収集や排出抑制により減量化、リサイクル率の向上を図るものでございます。主な予算項目といたしまして生ごみ処理機等設置費補助金やシルバー人材センターに剪定枝等をチップにし、堆肥化するための委託料などがございます。

次に、122ページを御覧ください。

6事業の地球温暖化防止対策事業費でございます。予算額は60万円で、財源は一般財源とふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの利用を促進し、環境保全を図るため、太陽光発電システムを設置する方、太陽光発電等で作られた電力を安定的かつ効率的に利用するために蓄電池を設置する方に、その経費の一部として補助金を交付するものでございます。

次に、7事業の環境教育推進事業費でございます。予算額は21万8,000円で、財源は一般財源とふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。主な予算項目としましては子供たちがエコリーダーとなり、学校や家庭で地球温暖化防止に取り組むエコチャレンジKIDS事業の開催のための負担金でございます。エコチャレンジKIDS事業につきましては、令和2年度につきましては住吉小学校で実施する予定でございます。

次に、8事業の環境保全費でございます。予算額は818万4,000円で、財源は一般財源と県支出金でございます。公園や河川等公共用地の除草や低木の剪定、害虫駆除、不法投棄の回収等の作業に係る経費でございます。主な予算項目としましては燃料費などの需用費、車両の借上料、草刈り機等の修繕費などの経費を計上しております。

次に、123ページを御覧ください。

9事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金（し尿処理場費）でございます。予算額は1億718万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合し尿処理施設の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は施設運転管理委託料や修繕費などの施設の管理に係る経費が主なものでございます。

次に、10事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金（ごみ処理費）でございます。予算額は4億8,214万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合ごみ処理施設の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は施設設備修繕費や施設運転管理委託料、ごみ収集業務委託料などの経費の負担金でございます。

次に、124ページを御覧ください。

4目公害対策費、3事業の公害対策費でございます。予算額は729万5,000円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。主な予算項目は通年で実施しております環境調査及び分

析調査委託料や緊急時の調査手数料、大井川地域地下水利用対策協議会負担金などが主なものでございます。

以上で都市環境課の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

説明書 122 ページを御覧ください。

上下水道課からは、4 款 1 項 3 目環境衛生費の 5 の事業、生活排水改善対策事業費につきまして御説明申し上げます。予算額は 3,288 万円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。この事業は合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的として執行するもので、主な支出は浄化槽設置費補助金でございます。

上下水道課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

予算に関する説明書の 129 ページを御覧ください。

4 款 1 項 7 目老人保健事業費の 3 の事業、後期高齢者医療事業事務費につきまして御説明申し上げます。予算額は 2 億 8,929 万 6,000 円でございます。財源といたしましては一般財源のほか県支出金と後期高齢者医療広域連合からの健康診査委託金などがございます。この事業は後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務、資格の管理事務及び各種届出に係る事務を行うものでございます。主な支出といたしましては 12 節委託料の健康診査委託料、18 節負担金、補助及び交付金の広域連合に支払う療養給付費負担金、27 節繰出金の後期高齢者医療事業特別会計へ繰り出す保険基盤安定繰出金でございます。

なお、保険基盤安定繰出金は県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 を負担するものでございます。

以上が町民課に係る予算でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 次に、5 款労働費、6 款農林水産業費及び 7 款商工費の説明を求めます。

初めに、産業課長、お願いします。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

産業課からは、5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款商工費につきまして一般会計予算に関する説明書により御説明申し上げます。

初めに、5 款労働費でございます。

説明書の 132 ページを御覧ください。

5 款 1 項労働諸費、1 目労働諸費、3 の事業、雇用対策費でございます。予算額は 51 万 3,000 円で、財源は一般財源のほか繰入金でございます。この事業では町内企業の人材不足解消や企業 P R の場の提供、求職者と求人者のマッチング機会の創出を図るため町内企業に御参加いただき、合同企業説明会を開催する計画でございます。そのためのチラシ作成に伴う印刷

製本費と施設の使用料がございます。そのほかといたしまして職業訓練法人榛南職業訓練協会への職業訓練校補助金を計上してございます。

次に、4の事業、労働福祉費でございます。予算額は255万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。勤労者の福利厚生をはじめ、中小企業と大企業との間にある雇用・労働条件、労働福祉など、様々な格差を縮小するための支援といたしまして、榛南地区労働者福祉協議会と榛南地区勤労者共済会に対し、それぞれ補助金を交付するものでございます。

5款労働費は以上であります。

続きまして、6款農林水産業費でございます。

説明書の133ページから134ページにかけて御覧いただきたいと存じます。

6款1項農業費、1目農業委員会費、3の事業、農業委員会運営費であります。予算額は435万1,000円で、財源といたしましては一般財源のほか県支出金及び諸収入でございます。農業委員会の所掌事務を進めるための運営費であります。主な支出は農業委員及び農地利用最適化推進委員への委員報酬のほか、静岡県農業会議等の各関係団体への負担金でございます。なお、農業委員会総会につきましては、毎月1回、年間計12回の開催を予定してございます。

次に、説明書の134ページ、4の事業、農業者年金事務費を御覧ください。予算額は20万9,000円で、財源は全て諸収入でございます。この事業は農業者年金基金からの受託事業でありまして、事務に伴います需用費が主なものでございます。

次に、説明書の135ページを御覧ください。

2目農業総務費、3の事業、農業総務費であります。予算額は139万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。公用車のリースに伴う自動車借上料や静岡県中部農業共済組合等の各関係団体への負担金等でございます。

次に、説明書の136ページを御覧ください。

3目農業振興費、3の事業、農業振興費であります。予算額は356万6,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか県支出金であります。意欲的な農業経営と地域農業の振興に寄与することを目的とした農業経営振興会と部農会等の活動に対する補助金が主なものとなっております。

次に、説明書の137ページを御覧ください。

4の事業、担い手育成総合対策事業費であります。予算額は474万円で、財源といたしましては一般財源のほか県支出金と使用料及び手数料でございます。この事業では吉田町「人・農地プラン」の実質化を図っていくため、吉田たんぼを対象に5年後から10年後の農地の在り方についてアンケート調査の実施や地域での話し合いなどを行う予定でありまして、その検討会の開催に伴う報償費やアンケート調査の取りまとめ、図面作成等の業務を行う委託料でございます。このほか、負担金、補助及び交付金では農用地の有効利用及び利用権の集積を通じて担い手の育成を図るため農用地利用集積奨励補助金と、新規就農者が地域の担い手となるためにその経営が軌道に乗るまでの間を支援いたします農業次世代人材投資資金などがございます。

次に、5の事業、農業経営所得安定対策推進事業費であります。予算額は15万円で、財源は全て国庫支出金でございます。この事業は自給率の向上と農業経営の安定を図ることを目的に実施しており、主な支出といたしましては水田台帳システムの保守に伴う委託料と事務用品の需用費でございます。

次に、6の事業、荒廃農地再生事業費でございます。予算額は10万円で、財源としましては全て一般財源であります。この事業では荒廃農地の再生を行う農業者に対しまして、補助金を交付することにより荒廃農地の解消や農地の有効活用に取り組んでまいります。

次に、説明書の138ページを御覧ください。

4目畜産業費、3の事業、畜産業費でございます。予算額は6万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。中部家畜保健衛生推進協議会への負担金や死亡獣畜の適切な処理を図るための補助金が主なものでございます。

次に、説明書の139ページを御覧ください。

5目農地費、5の事業、土地改良事業費でございます。予算額は3,401万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。大井川土地改良区への負担金が主なものでございまして、国営大井川用水の第1期事業及び第2期事業の元利償還金、賦課助成金などがございます。

次に、説明書の140ページを御覧ください。

2項林業費、1目林業総務費、3の事業、松くい虫防除事業費であります。予算額は354万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。例年と同様に保安林等における松枯れの蔓延を防止するため、地上散布防除、予防剤注入防除、被害木伐倒駆除を実施する計画であります。

次に、4の事業、保安林等保護環境整備事業費を御覧ください。予算額は336万2,000円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。例年同様、保安林帯の除草や支障木の伐採をはじめ、大幡川の桜並木の保護といたしまして薬剤散布、枯損木の処理を実施することによりまして、保安林等の公益的機能を生かすための環境維持に努めてまいります。

続きまして、説明書の141ページを御覧ください。

3項水産業費、1目水産振興費、3の事業、水産振興費でございます。予算額は792万8,000円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。事業内容であります。水産業の振興や活性化を目的に水産関係団体等への負担金や補助金が主なものとなっております。新規といたしましては南駿河湾漁業協同組合が実施いたします製氷施設の更新工事に伴います実施設計業務に対し、水産業振興総合推進事業としまして補助金を交付するものでございます。

次に、4の事業、地域栽培推進事業費でございます。予算額は46万7,000円で、財源は全て一般財源となります。この事業では榛南地域における漁場の環境整備や漁業資源を確保する活動としまして、ヒラメやマダイの稚魚放流、藻場の保全のためのアイゴ等の藻食性魚類の駆除を行うなど、豊かな漁場を取り戻す活動に対しまして負担するものでございます。

次に、説明書の142ページから143ページにかけて御覧いただきたいと存じます。

2目漁港管理費、3の事業、漁港管理費でございます。予算額は1,635万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田漁港の維持管理に伴う事業でございます。内容といたしましては津波・高潮防災ステーションや陸間、大幡川水門の保守点検業務などの委託料をはじめ、漁港管理会の開催に伴う報酬、公用車の維持管理や漁港施設等の修繕などの需用費がございます。また、役務費の植栽管理手数料では、多目的広場のり面部に張芝を植生してございますので、その芝生の管理を実施する予定であります。

次に、説明書の143ページ、4の事業、水産物供給基盤機能保全事業費を御覧ください。予算額は5,000万円で、財源は一般財源のほか県支出金と分担金及び負担金、繰入金、町債であります。事業内容といたしましては水産物供給基盤機能保全計画に基づき、2件の工事を実施

する計画であります。漁港改修では鋼矢板の腐食が進んでいる4号岸壁の防食工事として、陽極の取付けを33個、電位測定装置取付けを2個施工いたします。港内しゅんせつ工事は湯日川河口付近に堆積している土砂、1万2,000立方メートルをしゅんせつする計画でございます。

次に、5の事業、漁港環境整備事業費を御覧ください。予算額は3,849万9,000円で、財源は一般財源のほか県支出金、繰入金、町債でございます。この事業においては防潮堤機能の役割とともに、水産業の振興や新たなにぎわいを創出する施設となるよう多目的広場を整備しているものでございます。工事内容でございますが、防潮堤との取り合い部と進入道路となる部分の盛土工事として盛土工6,300立方メートルを施工するほか、第9陸閘の撤去工事などを実施する予定であります。

次に、6の事業、津波・高潮危機管理対策事業費であります。予算額は632万2,000円で、財源は一般財源のほか繰入金でございます。本事業は、吉田漁港背後地に津波が越波することのないよう胸壁などの海岸保全施設と多目的広場等の漁港施設との多重防護により、レベル2クラスの津波に対応すべく整備を実施するものでございます。内容としましては、吉田漁港における津波対策整備検討業務として、これまでの試案などについて資料の取りまとめや条件整理のほか、県などの関係機関との協議を行いながら、現実性のある整備方法を検討していきます。

6款農林水産業費は以上であります。

続きまして、7款商工費であります。

説明書の145ページを御覧ください。

7款1項商工費、1目商工総務費、3の事業、消費生活費でございます。予算額は33万7,000円で、財源は全て県支出金でございます。主な内容といたしましては消費者被害防止用のリーフレットや教育用副教材などの印刷製本費と、静岡県消費者団体連盟や消費者団体に対する負担金補助金でございます。

次に、説明書の同じく145ページ、2目商工業振興費、3の事業、商工業振興費を御覧ください。予算額は200万8,000円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。商工会が行っております経営改善普及事業を支援するため、その運営に伴います補助金が主なものでございます。

次に、4の事業、中小企業振興費であります。予算額は94万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。事業内容としましては、中小企業者の事業資金の低利融資や利子補給を実施することで借入れ者の負担を軽減し、経営基盤の安定及び合理化を図るため補給金、助成金、負担金が主なものとなっております。

次に、説明書の146ページを御覧ください。

5の事業、産業支援事業費でございます。予算額は406万8,000円で、財源としましては一般財源のほか使用料及び手数料と繰入金でございます。この事業では、創業支援ネットワークによる創業応援セミナーの開催に伴います講師謝礼やチラシの印刷代などをはじめ、創業支援センターの維持管理経費として電気使用量や複写機の借上料などがございます。また、産業振興事業費補助金によりイベント交流事業や新規創業事業、特産品開発事業、6次産業化事業を促進し、産業の振興や商工業等の活性化に努めてまいります。

次に、6の事業、企業立地振興費でございます。予算額は1億3,929万円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。主な事業は企業立地促進事業費補助金でございます。地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、町内で製造工場などを新規に立地した企業の用地取得費と新規雇用に対し、県と連携して補助金を交付いたします。令和2年度については、町内に立地する企業3社が対象となっております。

次に、説明書の147ページから149ページにかけて御覧いただきたいと存じます。

3目観光費、3の事業、観光振興費でございます。予算額は3,146万9,000円で、財源といましては一般財源のほか国庫支出金と県支出金、使用料及び手数料、繰入金、諸収入であります。この事業では展望台小山城等の観光施設の維持管理に係る需用費、役務費などの経常経費をはじめ、イベントや施設管理の委託料、各観光関係団体への負担金、補助及び交付金でございます。

説明書の148ページの委託料につきましては、凧揚げまつり、港まつり・花火大会、小山城まつり開催に伴う観光協会へのイベント委託をはじめ、展望台小山城関係においては女坂の手すり設置工事設計業務や警備保障業務、樹木管理業務などがございます。

負担金補助及び交付金は、説明書の同じく148ページから149ページになりますが、静岡県観光協会や静岡県大型観光キャンペーン推進協議会、静岡県中部・志太榛原地域DMOなどへの負担金を計上してございます。

次に、説明書の149ページ、4の事業、観光PR事業費を御覧ください。予算額は175万7,000円で、財源は全て一般財源であります。事業内容といましては、県内外での観光PRキャンペーンやイベント出展等をする際に活用いたします観光パンフレット等の増刷に係る印刷製本費のほか、小山城夜桜ライトアップ実施に伴う経費を計上してございます。

以上が産業課からの説明でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは、6款農林水産業費、1項5目農地費のうち3の事業と4の事業につきまして、説明書に基づき御説明をいたします。

それでは、少し戻りますが、説明書の138、139ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項5目農地費のうち3の事業、水門・排水機場管理費について御説明をいたします。予算額は1,179万3,000円で、財源は繰入金と一般財源になります。用排水路の維持管理で、主に排水機場の維持管理を行っております。各施設の電気使用料や委託料として農業用水門を4自治会ほかに依頼し、排水機場の電気保安関係も計上をしております。負担金は片岡新橋頭首工や、第2排水機場の修繕を全国土地改良連合会の適正化事業として行うことに関わるものでございます。

次に、139ページを御覧ください。

4の事業、用水路改良維持修繕費について御説明いたします。予算額は211万6,000円で、財源は一般財源となります。用排水路の維持費となります。機械借上料は用排水路内の堆積土砂等のしゅんせつなどの撤去費用を計上しております。公有財産購入費は片岡、大幡地区の用水路の用地買収費用でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 次に、8款土木費及び11款災害復旧費の説明を求めます。

初めに、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

8款土木費及び11款災害復旧費につきまして、予算書に基づき御説明をいたします。

それでは、説明書の151ページ、152ページを御覧ください。

8款土木費のうち土木総務費の3の事業、土木管理費について説明をいたします。予算額は1,644万8,000円で、財源は県支出金と一般財源となります。土木管理費につきましては土木行政の事業を円滑に運営するための費用で、委託料は道路台帳の更新費用となります。使用料及び賃借料につきましては大型複写機の借上料、土木積算システム使用料と道路河川占用システム借上料でございます。この中で新たに新世代CAD、建設測量総合システムを計上しております。負担金及び交付金では土木事業の推進を支援するため、各同盟会への負担金と同盟会等が主催する研修会への参加、県への要望活動等を行う計画でございます。

続きまして、説明書の152ページを御覧ください。

8款土木費のうち土木総務費の4の事業、防潮堤整備事業費について説明をいたします。予算額は3億4,274万8,000円で、財源は繰入金及び地方債と一般財源となります。防潮堤川尻工区の整備に伴う費用でございます。盛土や植生によるのり面保護、階段工、坂路舗装などを行います。また、側道の測量設計も実施いたします。

次に、説明書の153ページを御覧ください。

2項1目道路維持費のうち3の事業、道路維持費について説明をいたします。予算額は4,246万8,000円で、財源は一般財源となります。委託料は植栽管理委託料を計上しております。幹線道路の樹木の剪定、除草、防除等を行います。維持修繕では突発的に発生する道路の陥没、舗装の剥離などに対処するため、年度当初に単価契約を行い、修繕工事を行っております。地元からの要望や道路パトロールの結果に基づき執行しておる状況でございます。

次に、同じく4の事業、吉田町内道路舗装修繕事業費でございます。予算額は6,000万円となり、財源内訳としまして国庫支出金と地方債、そして一般財源でございます。国の社会資本総合整備事業費などを活用し、特に状況が悪いところから舗装の打ち換えや切削オーバーレイなどの工事を実施し、道路の長寿命化を図るものでございます。

次に、154ページ、3の事業、大幡川幹線道路整備事業費です。予算額は864万6,000円となり、財源内訳は一般財源となっております。令和3年度からの交付金事業着手を目指し、国の事業採択に必須となります社会資本総合整備計画の策定を行うとともに、路線測量も計上しております。

次に、同じページ、4の事業、町上3号線道路整備事業費です。予算額は5,339万2,000円となり、財源内訳は静岡空港関連県支出金と地方債と一般財源となっております。この事業は川尻、小山地区において大幡川尻2号線と大幡川幹線を結ぶルートとしまして、用地買収と物件移転補償を行いまして、工事まで完了させるものでございます。

次に、同じページ、3目橋梁維持費のうち3の事業、橋梁維持補修費です。予算額は1億400万円で、財源内訳としまして国庫支出金と地方債及び一般財源となります。国の社会資本総合整備事業費を活用し、橋梁の長寿命化を図る事業でございます。橋梁点検の2巡目を行う

とともに、早期措置段階に判定された橋梁の補修設計や補修工事を行うものでございます。また、古川橋の国による直轄代行修繕事業負担金も計上をしております。

次に、155 ページの 3 項 1 目河川総務費のうち 3 の事業、河川総務費について説明をいたします。予算額は 169 万 9,000 円で、財源内訳としまして県支出金と一般財源となります。委託料の水門管理委託料ですが、湯日川水系 3 か所、坂口谷川水系 3 か所の水門管理につきまして、県から委託を受け、町は消防団に再委託をしております。

次に、同じページの 4 の事業、治水対策推進事業費について御説明をいたします。予算額は 4,083 万 4,000 円で、財源内訳は繰入金及び地方債と一般財源となります。委託料では川尻地内道路冠水対策と住吉地区浸水対策計画策定の二つの業務を実施し、工事請負費では今、説明を行いました川尻地内の道路冠水対策と大窪川をはじめとしたしゅんせつ工事を実施いたします。また、坂口谷川河口部への水門設置推進のため同盟会への負担金も計上をしております。

次に、156 ページの 3 項 2 目河川維持費のうち 3 の事業、河川維持管理費につきまして説明をいたします。予算額は 1,146 万円で、財源内訳としまして県支出金及び地方債と一般財源となります。委託料としまして大井川と大幡川の堤防除草を計上し、工事請負費として川尻上地区における大幡川の堤防補修工事を実施します。

次に、同じく 156 ページ 3 項 3 目河川新設改良費のうち 3 の事業、大幡川改修事業費について説明をいたします。予算額は 4,162 万 2,000 円で、財源内訳としまして国庫支出金と地方債及び一般財源でございます。この事業は大幡川、大窪川の治水対策として行っているもので、川尻地区の大幡川不明橋撤去工事と片岡地区の大窪川改修工事を計上しております。また、工事に伴う電柱移転補償費も計上をしております。

次に、161 ページを御覧ください。

4 項 3 目街路事業費のうち 3 の事業、都市計画道路事業負担金について説明をいたします。予算額は 13 万 8,000 円で、財源は一般財源となります。町は各種事業促進のため、都市計画道路関係の協議会、同盟会に加入をしております、その負担金でございます。

次に、説明書の 161、162 ページを御覧ください。

4 項 5 目公園費のうち 3 の事業、公園維持管理費について説明いたします。予算額は 3,524 万 3,000 円で、財源は一般財源となります。この事業の主な内容は管理委託料としまして都市公園の樹木や芝生等の剪定、除草、防除を実施するものでございます。

次に、同じく 162 ページの 4 の事業、公園愛護会支援事業費でございますが、予算額は 30 万円で、財源は一般財源となります。公園愛護活動を自発的に行う団体に報償金を交付しております。現在の活動団体数は 6 団体で、小藤路公園、青柳公園、湯日川親水公園、西ノ坪公園、西の宮公園、大井川清流緑地で活動をしております。

次に、説明書の 217 ページを御覧ください。

11 款災害復旧費のうち 1 項 1 目農林水産施設災害復旧費と、同じページの 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費につきまして説明をいたします。農林水産施設と土木施設のどちらも頭出しとして 2,000 円を計上しております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、8款土木費、4項都市計画費及び5項住宅費の中の都市環境課に関する事業につきまして、予算に関する説明書に基づき御説明申し上げます。

予算に関する説明書の157ページを御覧ください。

1目都市計画総務費、3事業の都市計画総務費でございます。予算額は64万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。事業としましては、都市計画事業を円滑に進めるための事業であり、都市計画協会の負担金と都市計画審議会の委員報酬が主なものでございます。

次に、158ページを御覧ください。

4事業の建築確認事務費でございます。予算額は15万6,000円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。主なものとしましては建築確認事務に係る図書の追録代でございます。

次に、5事業の土地利用対策費でございます。予算額は183万4,000円で、財源は一般財源のほかは県支出金でございます。主な事業としましては宅地分譲地内公園等の樹木の剪定、調整池施設の修繕等でございます。

次に、159ページを御覧ください。

6事業のTOUKAI-0促進事業費でございます。予算額は3,478万9,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。事業としましてはわが家の専門家診断事業、木造住宅耐震補強助成事業、木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）、ブロック塀等耐震化促進事業の4事業でございます。令和2年度につきましては、木造住宅耐震補強助成事業、ブロック塀等耐震化促進事業ともに国の新しい助成制度を最大限活用するため町の助成要綱を見直し、助成制度を拡充することで耐震化の促進を図ってまいります。また、引き続き対象世帯への戸別訪問やダイレクトメールの送付などにより掘り起こしも進めてまいります。

次に、160ページを御覧ください。

2目土地区画整理事業費、3事業の土地区画整理事業費でございます。予算額は3,236万9,000円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。この事業の主なものは浜田土地区画整理組合への補助金でございます。補助金につきましては吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づき事業費の一部を助成しております。

次に、162ページを御覧ください。

6目緑化推進費、3事業の緑化推進費でございます。予算額は331万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。主な事業としましては委託料としまして、みどりのオアシスマつり実行委員会に委託し、毎年みどりのオアシスマつりを開催しており、令和2年度につきましても4月29日に開催する予定でございます。また、新築家屋に苗木を配布し、緑化の推進を図るための事業費も計上しております。

次に、163ページを御覧ください。

4事業の花のまち推進事業費でございます。予算額は194万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。主な事業としましては花街道事業用の花苗の購入、吉田町花の会への補助金、花いっぱい活動団体への補助金でございます。

次に、5事業のみどりのまちづくり事業費でございます。予算額は5万円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は道路に面している部分を生垣として利用する個人に5万円を上限に補助金を交付しております。

次に、5項住宅費、1目住宅管理費、3事業の町営住宅維持管理費でございます。予算額は6,719万5,000円で、財源は地方債のほか国庫支出金と使用料、手数料でございます。現在、吉田町が管理しております町営住宅の戸数は141戸で、令和2年2月末現在での入居数は103戸となっております。主な事業としましては通常の維持管理業務に加え、吉田町公営住宅長寿命化計画に基づく改修事業としまして、令和2年度につきましては松下団地A棟の居住性改善工事と松下団地B棟の居住性改善工事のための設計業務の委託でございます。

以上で都市環境課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

説明書161ページを御覧ください。

上下水道課からは、8款4項4目公共下水道費の3の事業、公共下水道費につきまして御説明申し上げます。予算額は6億7,878万5,000円で、財源は一般財源のほか、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金で、この事業は公共下水道事業会計の繰出金でございます。

上下水道課からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） ここで、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 零時59分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、9款消防費の説明を求めます。

初めに、防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

9款消防費、1項消防費につきまして御説明申し上げます。

説明書の165ページ、1日常備消防費、3の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（消防費）を御覧ください。予算額は1,382万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の消防費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。消防庁舎整備事業などにおける公債費償還のための費用負担でございます。

次に、4の事業、消防救急広域事業費でございます。予算額は3億5,363万8,000円で、財源は一般財源のほか県支出金及び地方債でございます。3市2町で構成する静岡地域の枠組みにより消防事務を静岡市へ委託しており、その事務委託料を計上しているものでございます。令和2年度は救助工作車の更新及び消防総合情報システムの部分更新を予定しております。

次に、165 ページから 167 ページの 2 目非常備消防費、3 の事業、消防団運営費でございます。予算額は 1,841 万 4,000 円で、財源は全て一般財源でございます。消防団員の育成と消防技術の向上を図るものでございまして、主に消防団員の報酬、費用弁償、消防団車両の維持管理費及び本部運営費交付金、分団運営費交付金の計上でございます。

次に、説明書の 167 ページ、4 の事業、消防団員福利厚生費でございます。予算額は 1,172 万円で、財源は一般財源のほか諸収入でございます。消防団員の福利厚生の充実を図るもので、主な内容としましては退職団員の報償金、福利厚生事業のための自動車借上料、消防団員退職報償金負担金、損害補償掛金の計上でございます。

次に、説明書の 168 ページ、3 目消防施設費、3 の事業、消防施設整備事業費でございます。予算額は 2,823 万 6,000 円で、財源は一般財源のほか県支出金及び地方債でございます。消防団の装備品の充実及び消防施設の適切な維持管理を図るものでございます。消防団第 2 分団の消防ポンプ車の更新費用、消防活動における情報伝達手段の強化、充実を図るためのトランシーバーの配備、また消火栓及び消火栓器具類の維持管理に関する経費が主なものでございます。

次に、説明書 169 ページから 172 ページ、5 目災害対策費でございます。まず、3 の事業、地震対策費でございます。予算額は 1,383 万 9,000 円で、財源は一般財源のほか県支出金及び諸収入でございます。大規模地震などから地域住民の生命、財産を保護するため、津波防災まちづくりを推進するとともに、災害に強い町づくりを進めることを目的としたものでございます。主な内容としましては防災用資機材や備蓄品の充実を図るため、特定消耗品費、防災備品におきまして災害用救急医療セットを更新するとともに、避難生活用間仕切りセット、毛布、非常食、組立て式トイレを配備する予定でございます。そのほか、耐震シェルターなどの整備に係る防災対策推進事業費補助金やコミュニティ助成事業に係る交付金の計上、繰出金では小藤路公園に設置している 100 トンの飲料水兼用耐震性貯水槽の保守点検料を計上してございます。

次に、説明書の 171 ページ、4 の事業、国民保護対策費でございます。予算額は 5,000 円で、財源は全て一般財源でございます。旅費のみの計上でございます。

次に、同じく 171 ページ、5 の事業、防災意識向上事業費でございます。予算額は 2,329 万 8,000 円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、県支出金及びふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。防災訓練などを通じて防災意識の高揚と地域防災力の向上を図ることを目的とするものでございます。主な内容でございますが、防災講演会や地域防災指導員養成講座の開催及び防災公園の指定管理委託料の計上でございます。

また、水防法改正によりまして想定最大規模の洪水浸水想定区域図が国及び県から示されたことに伴いまして、その情報や避難場所などを周知するための洪水ハザードマップを作成する予定でございます。この事業につきましては国の防災安全交付金を活用して実施してまいります。

次に、説明書の 172 ページ、6 の事業、情報伝達充実・強化事業費でございます。予算額は 7,521 万 4,000 円で、財源は一般財源のほか県支出金及び地方債でございます。情報伝達用資機材等の整備を通じて、災害時における情報収集及び情報伝達体制の充実強化を図ることを目的としたものでございます。防災メールの通信回線使用料、MCA 無線機の電波塔利用料及び

防災行政無線点検委託料など情報伝達機器の運用や維持管理に要する経費を計上しております。

同報無線デジタル化工事でございますが、これは移動系防災行政無線の整備でございます。現在運用しているアナログ式移動無線局につきましては、無線設備規則の改正により平成19年11月30日以前に製造された無線機器は令和4年11月末をもって使用できなくなることから、設備の更新が必要となっております。このため町の公用車に配備している車載型の移動無線局などを更新するものでございます。

また、同報無線基地局更新工事ですけれども、これは各世帯に無償配布しております防災ラジオを今後も引き続き利用していただくための基地局の整備でございます。同報無線につきましては、平成29年度から本年度までの3か年でデジタル化が完了しまして、全面的に運用を開始しているところでございます。

一方、アナログ式の防災ラジオにつきましては、令和4年12月以降、同報無線が受信できなくなることから、今後も安定した情報伝達手段を確保するため防災ラジオの有効活用について東海総合通信局と協議した結果、令和4年12月以降もアナログ波が使用できることとなったものでございます。このようなことから、引き続き防災ラジオを利用していただくための同報無線基地局の更新工事を実施するものでございます。

以上が9款1項における防災課関係予算の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは、9款消防費、1項4目水防費につきまして、説明書に基づき御説明をいたします。

少し戻りますが、説明書の168ページを御覧ください。

3の事業、水防費について説明をいたします。予算額は60万9,000円で、財源内訳は一般財源となります。水防資機材の充実を図ることにより、水害の軽減を図ることを目的としております。土のうやバリケードなどの購入や排水ポンプの借り上げを行うものでございます。

また、第3ポンプ場の電気設備の修繕も行います。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 次に、10款教育費の説明を求めます。

初めに、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

学校教育課からは10款教育費のうち学校教育課に関する内容について、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の173ページから175ページを御覧ください。

10款1項教育総務費、1目教育委員会費のうち3の事業、教育委員会費でございます。予算額は134万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づきまして設置をされている教育委員会の活動を円滑かつ効率的に運営

するためのものをごさいますて、教育委員の委員報酬など経常的な経費が主な内容でございます。

続きまして、説明書の175ページから176ページを御覧ください。

2目事務局費のうち3の事業、事務局事務費でございます。予算額は334万3,000円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。教育委員会事務局を運営するための経費で、経常的な経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の176ページから177ページを御覧ください。

3目教育諸費のうち3の事業、小・中学校健康診断費でございます。予算額は1,457万8,000円で、財源は全て一般財源となります。児童・生徒並びに教職員の健康を管理し、正常な学校運営を維持しようとするものをごさいますて、学校医等の報酬、また健診の委託料などが主な内容となっております。

続きまして、説明書の177ページから178ページを御覧ください。

3目教育諸費のうち4の事業、教育振興事業費でございます。予算額は7,269万5,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、教育振興基金等繰入金、日本スポーツ振興センター納付金等諸収入でございます。学校の教育活動を支えるための環境整備を行おうとするものをごさいますて、いじめ問題対策連絡協議会の開催経費でありますとか、TCPトリビンスプランに基づき実施いたします公設学習塾運営に係る委託料、個に応じた支援の充実に向けた心理検査、心理相談員派遣業務委託料といったものが主な内容でございます。そのほか、吉田町高等学校等奨学金を計上させていただいております。

令和2年度の新規事業といたしまして、国が進めておりますGIGAスクール構想に掲げられている1人1台の学習用端末の整備を実現すべく、まずは小学校5、6年生及び中学校1年生用の学習端末、約800台分の購入費を計上させていただいております。

続きまして、説明書の178ページから179ページを御覧ください。

3目教育諸費のうち5の事業、英語教育推進事業費でございます。予算額は1,504万6,000円で、財源は一般財源のほか諸収入でございます。新学習指導要領を踏まえた外国語教育の充実のため外国語指導助手、いわゆるALTを全小・中学校に引き続き1名ずつ配置するための経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の179ページを御覧ください。

同じく3目教育諸費のうち6の事業、教職員等負担金・補助金でございます。予算額は121万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。学校運営が円滑にできるよう組織されている各種団体への負担金と部活動など中学校の課外活動への補助金が主な内容となっております。

続きまして、説明書の179ページから180ページを御覧ください。

3目教育諸費のうち7の事業、確かな学力定着事業費でございます。予算額は2,541万9,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。本事業の内容といたしましては、学校の授業や部活動など教育課程を中心とした学校における教育活動を支援しようとするための経費でございます。主な内容は講師謝礼金のほか小学校教師用教科書及び指導書の購入費、吉田町学力調査委託料やプログラミング教育支援業務委託料、プログラミング教育用教材購入費といったものが主な内容となっております。

令和2年度から本格実施となりますプログラミング教育を円滑に実施すべく、プログラミング用教材を用意するとともに、ICT支援員の各学校派遣等を通じて教職員のスキル向上や授業の充実を図ることを目的に実施するものでございます。

続きまして、説明書の180ページを御覧ください。

3目、教育諸費のうち8の事業、幼児教育振興事業費でございます。予算額は1億82万5,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。主な内容としたしましては幼稚園や保育園などにおける幼児教育の振興のための経費でございます。幼児教育カリキュラムを推進するための経費、また、私立幼稚園運営費補助金、昨年10月からの幼児教育・保育無償化に係る幼稚園利用給付費がその主な内容となっております。

続きまして、説明書の同じく180ページを御覧ください。

3目教育諸費のうち9の事業、小・中一貫教育振興事業費でございます。予算額は78万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町教育大綱にも掲げられております小学校と中学校とのつながりのある教育を推進していくための会議開催経費や先進事例の調査、研究に係る旅費、吉田探求における町内視察のためのバス借上料等が主な内容となっております。

以上が10款1項教育総務費の説明でございます。

続きまして、10款2項小学校費について御説明申し上げます。

説明書の182ページから184ページを御覧ください。

1目学校管理費のうち3の事業、住吉小学校維持管理費でございます。予算額は3,208万4,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、施設使用料、諸収入となっております。住吉小学校の教育活動が円滑に行われるための消耗品の購入等を計上しており、経常的な経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の同じく184ページから187ページを御覧ください。

同じく1目学校管理費のうち4の事業、中央小学校維持管理費でございます。予算額は4,254万円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、施設使用料でございます。中央小学校の教育活動が円滑に行われるための消耗品の購入でありますとか、施設整備費を計上しており、経常的な経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の187ページから189ページを御覧ください。

同じく1目学校管理費のうち5の事業、自彊小学校維持管理費でございます。予算額は3,268万8,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、県支出金、施設使用料、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金、地方債でございます。自彊小学校の教育活動が円滑に行われるための消耗品等の購入費でありますとか、施設整備費を計上しており、経常的な経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の190ページを御覧ください。

2目教育振興費のうち3の事業、住吉小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。予算額は229万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。住吉小学校に子供を通わせている世帯のうち要保護・準要保護世帯への就学援助を行うための経費で、経常的な経費が主な内容でございます。

続きまして、説明書の同じく190ページを御覧ください。

2目教育振興費のうち4の事業、中央小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。予算額は218万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。中央小学校に子供を通わせている世帯のうち要保護・準要保護世帯への就学援助を行うための経費で、経常的な経費が主な内容でございます。

続きまして、説明書の同じく190ページを御覧ください。

2目教育振興費のうち5の事業、自彊小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。予算額は132万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。自彊小学校に子供を通わせている世帯のうち要保護・準要保護世帯への就学援助を行うための経費で、経常的な経費が主な内容でございます。

続きまして、説明書の191ページを御覧ください。

3目特別支援学級費のうち3の事業、住吉小学校特別支援学級費でございます。予算額は67万5,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金でございます。住吉小学校の特別支援学級の運営及び援助に関する経費でございます。経常的な経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の同じく191ページを御覧ください。

3目特別支援学級費のうち4の事業、中央小学校特別支援学級費でございます。予算額は126万3,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金でございます。主な内容につきましては先ほど申しあげました住吉小学校と同様でございます。

続きまして、説明書の同じく191ページを御覧ください。

3目特別支援学級費のうち5の事業、自彊小学校特別支援学級費でございます。予算額は58万2,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金でございます。主な内容につきましては先ほど申しあげました住吉小学校、中央小学校と同様でございます。

以上が10款2項小学校費についての御説明でございます。

続きまして、10款3項中学校費について御説明させていただきます。

説明書の192ページから194ページを御覧ください。

1目学校管理費のうち3の事業、吉田中学校維持管理費でございます。予算額は5,566万5,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、施設使用料、諸収入でございます。吉田中学校の教育活動が円滑に行われるための消耗品の購入費でありますとか、施設整備費といったものを計上しており、経常的な経費が主な内容でございます。

続きまして、説明書の195ページを御覧ください。

2目教育振興費のうち3の事業、吉田中学校要保護・準要保護生徒就学援助費でございます。予算額は679万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田中学校に子供を通わせている世帯のうち要保護・準要保護世帯への就学援助を行うための経費でございます。経常的な経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の同じく195ページを御覧ください。

3目特別支援学級費のうち3の事業、吉田中学校特別支援学級費でございます。予算額は182万1,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金でございます。吉田中学校の特別支援学級の運営及び援助に関する経費でございます。経常的な経費が主な内容となっております。

以上が10款3項中学校費でございます。

最後に、10款5項保健体育費について御説明いたします。

説明書の213ページを御覧ください。

2目給食施設費のうち3の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金でございます。予算額は1億2,062万3,000円で、財源は全て一般財源となっております。主な内容としましては吉田町牧之原市広域施設組合の吉田榛原学校給食共同調理場の経費を吉田町と牧之原市とで規約に基づき、それぞれ負担するものです。

以上がこのたび上程させていただきました学校教育課の予算の説明となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

予算詳細説明の前に、令和2年度から予算項目が変わった事業がありますので御報告させていただきます。その事業はちいさな理科館事業で、今年度までは10款1項3目教育諸費のうち6の事業でありましたが、来年度からは10款4項社会教育費の5目のちいさな理科館事業の3の事業に変更になります。

それでは、生涯学習課からは10款4項社会教育費、5項保健体育費に関する内容について、予算に関する説明書で御説明いたします。

初めに、10款4項社会教育費について御説明いたします。

説明書の197ページを御覧ください。

1目社会教育総務費のうち3の事業、社会教育総務費でございます。予算額は53万5,000円で、財源は一般財源と財産収入でございます。この事業は、社会教育関係職員を対象にした各種研修会等への参加や公用車等の適正な管理などの経常的経費が主なものでございます。

同じく197ページを御覧ください。

4の事業、社会教育委員費でございます。予算額は91万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、社会教育法第15条に基づき設置された社会教育委員の活動を円滑かつ効率的に運営するためのもので、社会教育委員の委員報酬などが主なものでございます。

次に、説明書の198ページを御覧ください。

5の事業、人権教育事業費でございます。予算額は3万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、人権教育の充実を図り、人権に対する意識の啓発を行うことを目的としたもので、令和2年度は人権教育講演会の開催に伴う手話通訳の講師謝礼金などが主なものでございます。

同じく198ページを御覧ください。

6の事業、芸術・文化振興事業費でございます。予算額は367万円で、財源は一般財源のほかジャズコンサート等の入場料の諸収入でございます。この事業は、芸術文化活動の場を提供し、地域に根差した芸術文化活動に親しみ、楽しむことを通じて心豊かな暮らしの創造を育むことを目的とするもので、ジャズコンサート等の謝礼金や文化協会補助金、文化協会文化祭負担金などが主なものでございます。

同じく198ページ、199ページを御覧ください。

7の事業、文化財保護事業費でございます。予算額は62万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、文化財に対する理解と関心を高めるとともに、文化財の保護と

活用を図ることを目的としたもので、文化財保護審議会委員報酬や樹木剪定手数料が主なものでございます。

同じく 199 ページを御覧ください。

8の事業、青少年健全育成事業費でございます。予算額は 61 万円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、家庭や地域から青少年の健全育成を図ることを目的としたもので、吉田町笑顔いっぱい運動スタッフベストを制作する特定消耗品が主なものでございます。

次に、説明書の 200 ページを御覧ください。

9の事業、生涯学習推進事業費でございます。予算額は 12 万 1,000 円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、人が生涯にわたり学び続け、豊かな生活を送ることを目的として行う生涯学習を推進するための経費で、生涯学習推進委員の研修のための経費と講座委託料が主なものでございます。

同じく 200 ページを御覧ください。

10の事業、地域教育推進事業費でございます。予算額は 323 万 1,000 円で、財源は一般財源のほか県支出金の学校家庭地域連携協力推進事業費補助金及びふるさとよしだ寄附金の繰入金でございます。この事業は、子供たちが地域の大人と様々な体験や活動を通して、地域で子供を育む体制を確立することを目的として、地域で活動する団体への支援を行うもので、放課後子ども教室委託料や地域教育推進協議会等への補助金が主なものでございます。令和 2 年度の新規事業としましては、新たに住吉小学校に開設する放課後子ども教室のための委託料を計上しております。

同じく 200 ページを御覧ください。

11の事業、コミュニティづくり推進事業費でございます。予算額は 2 万 2,000 円で、財源は全て一般財源で、静岡県コミュニティづくり推進協議会主催のコミュニティカレッジ研修に参加するための旅費を計上しております。

次に、2 目公民館費のうち 3 の事業、中央公民館運営費でございます。

説明書の 201 ページと 202 ページを御覧ください。

予算額は 553 万 1,000 円で、財源は一般財源のほか公民館使用料及びコピー代の諸収入でございます。この事業は、中央公民館の維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次に、説明書の 202 ページ、203 ページを御覧ください。

4の事業、中央公民館活動費でございます。予算額は 670 万 4,000 円で、財源は一般財源のほか生涯学習教室やシニアカレッジの講座受講料等の諸収入でございます。この事業は、中央公民館を活用して、教育、技術及び文化に関する各種の事業を行うことを目的としたもので、生涯学習講座やシニアカレッジの講師謝礼金が主なものでございます。

同じく 203 ページを御覧ください。

5の事業、地域教育活動費でございます。予算額は 279 万 5,000 円で、財源は一般財源のほかチャレンジ教室の参加料等の諸収入及びふるさとよしだ寄附金の繰入金でございます。この事業は、地域の教育力を活用して町内の児童を対象とした講座や体験活動を行うチャレンジ教室の講師謝礼金等が主なものでございます。

次に、3 目学習ホール運営費のうち 3 の事業、学習ホール運営費でございます。

説明書の 204 ページ、205 ページを御覧ください。

予算額は1,361万8,000円で、財源は一般財源のほか県地震・津波対策等減災交付金の県支出金や学習ホールの使用料、また5市2町連携中枢都市圏構想事業負担金の諸収入や地方債でございます。この事業は学習ホールの維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

なお、令和2年度は学習ホールの屋根の雨漏りや合併浄化槽の原水ポンプを修繕するための施設補修費を新たに計上しております。

次に、4目図書館費につきまして御説明いたします。

説明書の206ページから208ページを御覧ください。

3の事業、図書館管理費でございます。予算額は4,561万7,000円で、財源は一般財源のほか県地震・津波対策等減災交付金の県支出金や図書館視聴覚ホールの使用料、また5市2町連携中枢都市圏構想事業負担金の諸収入でございます。この事業は図書館の維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

なお、令和2年度は図書館の窓ガラス飛散防止フィルム貼付けや消火栓ホースの取替えなどの修繕費を新たに計上しております。

同じく208ページを御覧ください。

4の事業、図書館活動推進費でございます。予算額は956万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、図書館機能を活用した地域の知の拠点づくりを推進するため、主に図書館サービス運営のための経費で、図書費等が主なものでございます。

次に、5目ちいさな理科館費のうち3の事業、ちいさな理科館事業費でございます。

説明書の209ページ、210ページを御覧ください。

予算額は383万4,000円で、財源は一般財源のほか講座参加料の諸収入でございます。この事業はふるさとの自然に愛着を持ち、自然の現象に触れる活動を通して、子供たちの自然科学に対する興味や関心を引き起こすことを目的として行われるちいさな理科館講座に要する経費の講師謝礼金や、施設の維持管理のための清掃管理業務委託などが主なものでございます。

次に、10款5項保健体育費につきまして御説明いたします。

説明書の211ページ、212ページを御覧ください。

1目保健体育総務費のうち3の事業、社会体育振興費でございます。予算額は869万1,000円で、財源は一般財源のほか各種大会参加料や教室受講料の諸収入でございます。この事業は町民のスポーツ振興と体力の向上を目的として、町民1人1スポーツを目指したスポーツ活動の場の提供や、スポーツ推進員による各種スポーツ教室の実施、また体育協会等への補助金交付などを行うもので、スポーツ推進委員報酬や講師謝礼金、体育協会やスポーツ少年団等への補助金が主なものでございます。

次に、説明書の213ページを御覧ください。

4の事業、体育施設・広場維持管理費でございます。予算額は808万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は各コミュニティ広場や高島グラウンド等の体育施設の維持管理を目的としたもので、スポーツ広場等管理業務委託料やコミュニティ広場指定管理委託料が主なものでございます。

次に、214ページから216ページを御覧ください。

3目体育館運営費のうち3の事業、総合体育館運営費でございます。予算額は3億7,374万円で、財源は一般財源のほか県地震・津波対策等減災交付金の県支出金や総合体育館のアリー

ナ等の使用料、また5市2町連携中枢都市圏構想事業負担金の諸収入や地方債でございます。この事業は、総合体育館の維持管理及び町民が快適な環境で安心してスポーツのできる場を提供し、トレーニング室管理運営業務、清掃管理業務などが主なものでございます。

令和2年度は総合体育館空調設備設置工事費や空調設備設置工事管理業務委託料を新たに計上しております。

最後に、216ページを御覧ください。

4の事業、吉田町体育センター運営費でございます。予算額は177万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は吉田町体育センターの維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

以上が生涯学習課関係の当初予算の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） これで、第12号議案の詳細説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 1時45分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会4日目でございます。
ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第19号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第1、第19号議案 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

これから第19号議案についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、お願いします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから第19号議案について討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田 剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎散会の宣告

- 議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。
御協力いただきありがとうございました。
本日はこれをもって散会します。

散会 午前 9時01分

開会 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会8日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第9号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第1、第9号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから第9号議案についての質疑を行います。

質疑は最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関係すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

総務費というよりも補正予算歳出の全般について、町長に伺いたいと思います。

今、コロナウイルス対策ということで、この町としては18日に対策本部を立ち上げたということで、28日付の文書について、各町民がコロナウイルスの内容について読んで、ある程度理解をしているところではありますが、今、ニュース等で聞きますと、この対策がまだなかなか十分に行き渡らないということで、今後の見通しもなかなか見通せないという状況の中で13日以降どうするんだというような話もいろいろ出ているところです。

この補正予算の中で、そうした対策について、どうなるかということで、内容確認についてお聞きをしてきましたが、子供たちの放課後児童クラブの予算についてもやりくりでという話もありますし、最終的に補正予算という形もあるわけですので、そういう形で対応できればいいと思うんですが、今後の状況がどうなるのか、はっきり分かりませんし、国のほうの話もありますが、予算がいつ来るのかも分からない。そういう中で町長として、今後の予算の絡みを含めて、町としてさらに一層の対策を取る、そうした必要性があるのがどうか、その点について施政方針の中でも、ある程度のお話は聞いているわけですが、改めてもう一度町長の所信を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） まず、どうしても対策を取らなければならないような事態になれば、当然予備費を使いますし、また、さらに大きな問題になれば、補正予算を組むと、それだけでございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（増田剛士君） 次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 平野です。

説明書の18ページ、心身障害者自立支援事業費についてです。

その扶助費のうち、デイサービス等給付費と就労継続支援給付費が増額になっています。

これは毎年繰り返してしまっていて、当初予算増やしてもまだそれよりも増額になっているという状況が続いているわけでありまして。

その原因が、障害者の方が増えているのか、デイサービスとかそういうサービスが良好なので、どんどん人が集まって来るのか、その辺はどうなんでしょう。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

18ページにあります心身障害者自立支援事業ですが、デイサービス等給付費につきましては、児童の数が増えているということもありますけれども、それよりも利用できる事業所が増えてきて、皆さんにサービスの周知がされているところが主なところですよ。

週に1日しか使っていなかった方も利用し始めて利点が分かっただけで、利用できる事業所が増えて、週5日使われている方という形で増えてきているのが現状です。

毎年増額になるということで御指摘ありましたが、増減の指標というものが特にないものですよから、前年度の利用実績を見込んで当初予算を組んでおります。それで増額になってきている状況です。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今回、これは補正ではないんですけども、介護保険の特別会計の4款地域支援事業サービス第1項の介護予防生活支援サービスの事業というのは毎年当初予算に比べて半額とか、そういうふうになっています。

この民生費でサービスが増えているのに対して、反対に減額になっている。その辺はどういう差があるというふうにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

本日は一般会計の質疑になるんですが、特別会計について少し説明をさせていただきます。

介護保険事業につきましては、地域支援事業とあって、議員がおっしゃられた事業もございしますが、基には介護サービス、介護給付というのがあります。介護給付というのは高齢者が増えるに従って、今利用者も増えていて、利用のほうは増えている状況です。

地域支援事業につきましては、介護認定を申請をされた方の中で要支援となった方と、あと、介護申請をされていなくても基本チェックリストを受けた方の中で必要な人という方が使うサービスになります。

ですので、こちらのサービスが減ってきているといった実情につきましては、介護サービスのほうで十分使われている方について、使いにくい方についてはこちらのサービスを使っているというのが実情です。

介護保険のこの総合事業、地域支援事業というのは総合事業の中に含まれるものなんです。この事業がスタートしたのが平成 29 年からになります。

人口の増えていく状況と高齢者が増えていく状況、介護サービスを使っている状況からシステムを使いまして、どれぐらいの方がこの総合事業を使うかどうかといった見積りを出したんですが、当初からちょっと予算が足らなくならないように、予算のほうはつけております。どれぐらいの方がどれぐらいチェックリストを受けるのかといったところが試算がしにくかったものですから、3 年かけてちょっと試算をさせていただいて、精査ができてきた状況になります。

もう一点、事業のほうも 3 年かけまして、随分、項目が増えて、事業所の方も委託を受けて実施をしてくださるようになりまして、皆さんが選ぶことができっております。

現実には合った実績になってきたというところで、数字が大分整ってきたということになってきておりますので、特に地域支援事業につきましては、一般の方でも利用できたりですとか、認定受けていなくても利用できるというものになりますので、そのときの状況によりまして増減はしておりますけれども、3 年かけて数字が随分落ち着いてきたところですので、ここで今度は中身のほうを充実していくような年になってくると見込まれております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、4 款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、6 款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、7款商工費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、8款土木費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

24ページのところです。

道路維持費について。

吉田町内道路舗装修繕事業について、お伺いたします。

最初の予算の当初が31年度が6,000万がついていますよね。そして、見たとおり6割弱が執行できないということで、執行率が28%、ほとんどやっていないということですね。

それで、内容で国がお願いしたものに関して、結果的にそういう結論しか出さなかったと、許可をいただいたものが28%に近い数字だということは説明を聞きました。

ただ、これは予算のときもやらせてもらいますけれども、毎年見ていくと当たり前のごとく30%、38%、28%、予算の出し方が本当に出すことが意味があるのかという予算の思いがちょっと強くなるんです。

この執行に関して内容は聞きましたけれども、町として、このものに関してのどういう見解を持っているのか、どういう分析とどういう見解をしているのか。

それと、これからの町に、今できなかったことに関して、それをどこでフォローしていくのか、ライフラインに関しては皆さんが必要と思っている大事な施策だと思うんですよ。そのために、皆さん税金を納めてやっているわけですから、それは国が結論を出さなかった。それによって、ああ、そうですかというわけにはいかないと思うんです。

そういう意味で、はっきり言って、町単のお金であっても本当はやるべきだと思うんですけれども、そういう連続性の中で、今回こういう結果が出た。それに対して町のほうの分析とこれからのその対応、対策、施策に関するものに関してはどういうものがあるのでしょうか、お聞きしたいんですけれども。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま議員のほうから道路の関係の、補助の関係、減額してまた今回も減額しているじゃないかというお話でございます。

やはり財政を基本的に進めていくためには、収入をいかに確保するかというのがまず1つの考えとしてはございます。

そうした中で、当町が現在、国の補助制度に乗っかるものは乗かって何とか確保したいということの中で事業展開していきたいということで、その点は毎年話をさせていただいているところだと思います。

確かにその必要なもの、例えば危険度とか、そうしたものにつきましては、やはり町単でやらなければいけないようなものも出てくるかと思えます、補助がなかった場合にあってものです。

ね。そうしたこともあるかと思いますが、まずは財源を確保する。予算の段階では見込みとしまして、国の補助制度ございますので、そこをまず申請をして国の補助金を確保するというところにまづなっています。

そうした中で、当然結果として事業が今回採択ができなかったということでございますので、あとは優先順位というのもございますので、こうした国庫補助が予定どおり行かなかった場合の対応というのは、今後当然考えていかなければならないというふうに思っています。

ただ、道路関係については道路舗装の維持修繕については別途予算化をさせていただいております。そうした中で緊急度の高いものは対応させていただくという措置を講じておりますので、今後、優先度を踏まえながら国庫補助がなかった場合の対応というのを考えていきたいというふうに思っております。

まずは、予算を、国のですね、収入をいかに確保するというところが必要になってくると思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 言わんとすることはよく分かります。当然、財政ですから、限られた範囲の中でやるしかない。

ただし、地域によって税を使っているのに、差があり過ぎるんじゃないかと思っているんです、私はね。

例えば、極論を言いますね。下水はやっていますが、下水やっていくと、そのところは全部きれいになるわけですね。全部道路がね。それもやっぱり町のお金であり、税金でやっているわけでしょう。そうすると、そういう税の確かに不公平感というか、そういう意味で非常にこういう議論を持つわけです。

それはそれでいいんですけれども、しっかりやってくださいということなんですけれども、ただし、以前も何回かこれは質問していますけれども、例えば、東名の東へ行く道路も途中で上げてもらって、ここまでしかできませんようでしたと、国の予算がつかみませんでした。

ところが、地元の人たちは非常に期待をしているわけです。そういうものに関して、今回、31年度の補正に関して、なぜこの執行率の28.42%が出たことと、その残りに対して、これからどういう戦略を持っていくのか、もし分かれば、我々を安心させていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今回、国の補助がつかなかった場合のその後の措置ということだと思います。

そうしたことは、やはり優先度ということの中で当然道路の関係につきましても、翌年度も引き続き、国への補助申請等も行っています。

そうした中で優先順位を考慮しながら、今後、対応のほうを考えていきたいと思っております。今後の計画につきましても、当然実施計画等もございます。計画はしても実態がこうだということの中で改めて計画の練り直しを含めて対応のほうをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) 確かにそのとおり。私も理解はしているんですね。ただし、毎年毎年こういうことが起きることによって、特に今回30%を切るような、それが、ああ、そうですかと、なかなかいかないものですから。

その中で今回の補正に関してお聞きしますけれども、この中で、ほとんどできなかった部分、その部分のどんなものが、要するに具体的に聞きたいんです。もし、分かれば。

具体的に聞くことによって、その具体性を先に持って確実性として持っていきたいと思っていますので、その辺の具体的なものというのをちょっと分かったら教えていただきたいんですけれども、どうですか。

実際に100を申請して30%を切った、その60%に対してできなかった部分というのは具体的に何ができなかったのかというのを教えてもらえますか。

○議長(増田剛士君) 建設課長、大石 充君。

○建設課長(大石 充君) 建設課でございます。

議員お尋ねなのは工事の中身というか、何ができなかったということに理解をしまして、お答えをさせていただきますと、先ほど、企画課長のほうからお話がありましたように、急な穴ぼこだとかそういうものは道路維持のほうで直しています。このものにつきましては、東名片岡線といいまして、農免道路といいまして、トンネルから島田境まで縦に南北に走る道を直しています。

吉田大東線との交差点の辺りまではきれいになっていまして、具体的に申し上げますと、それから100メートルぐらい上のところまで完了していまして、令和元年度の予算では、そのところから東名のガードのところまで一気にやってしまう予算を要望しています。6,000万という額で事業費ですけれども、事業費ベースで6,000万円ということで一気にやってしまいたいということで国のほうに要望いたしましたところ、3割弱という内示率ということの中で、具体的に申し上げますと、どこまで行ったかということ出井川という川がちょっと道路が高くなっている川があるんですけれども、湯日川に合流している、そのところの橋のところまで行けました。ですので、延長がようかん切りになってしまったと、中身が何かの工種がなくなったということではなくて、延長が短くなったということでございます。

以上です。

○議長(増田剛士君) 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) 分かりました。

実際、今の箇所をやってもらうために、動いていただくために10年近くかかっているわけですね。ぜひ、その辺もまずさっき言った優先順位の中で、皆さん生活に困っている、その道路、本当困ったんです。やっていただきましてありがたく思いますけれども、そういうものを優先順位をつけながら皆さんの意見をどう反映させるか。税の使い方をどういうふうな形でやっていただけるかということ、ぜひ、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。要望になりますけれども、お願ひいたします。

○議長(増田剛士君) ほかに質疑ありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番(大石 巖君) 12番、大石です。

同じ項目について、お聞きしたいと思ひますが、今、国の補助金が減額になったということで、大変大幅な工期縮小ということになるわけですが、毎年、当初予算、それから補正、この

項目については減額が大きいわけですね。ということになりますと、当初予算の見込みという部分がどうなったのかというふうになると思うんです。

ほかのにも補助金たくさんあるわけですが、それほど大きな減額というものはあまりないわけですね。

結果としては実績で減らされるということではありますが、当初予算の中で、私たちが事業計画3年間の計画に沿って、こういう計画でやりますよという裏づけもいただいていますし、当然その予算がつくものだろうということで、予算を決定しているわけですね。ですけれども、この項目についてはなかなかそれが内示と実際の補助決定が違ふと。ここにはどんな理由があるのか、その点をちょっと明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、予算なんですけれども、今の乖離があるということでもございましたけれども、これはあくまでも結果であって、町としましてはやはり補助率等も含めて、この事業をやりたいということの中で計画をさせていただいています。

予算はやはり当然、支出負担といくには全体の額をしっかりと予算化をしていかないと、支出負担が切れないということで、結果として今回下がってしまったというのがありますけれども、確かに国の事業ということの中で、結果として、満額認めていただければ一番いいわけでもございますけれども、今回は結果として、やはり交付率が下がってしまったということの中で事業の縮小という形になっているというところでございます。

ただ、予算化につきましては、過剰ではなく、当然一番の見込みとして見積額として計上をするものですから、そうしたことでその差異というものが出てきているということだと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

確かに国のほうの補助金のいろいろ内示額、あるいは決定額について差異はあると思うんですが、各年度の当初予算を決めるときに、あらかじめ事業の国のほうの補助制度を使って、どうなのかということは、それぞれ県に対しても内示の、あらかじめの申請の中で大卒の内示のそうした枠組みがあって、それに基づいて町のほうも一応予算化をするというような、根拠があるはずなんです。それがないと、ただ見積もっているだけということでは、実際に根拠のない予算になってしまいますので、その点の県のほうに内示折衝といいますか、その辺の根拠というものはどうなのか、教えていただければと思いますが、いかがですか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 議員のおっしゃることも分かりますが、ただ、議員の感覚とすると、大分、国の補助制度の以前の補助制度のイメージでお話をされているのではないかと思います。

国の今、補助制度というのは社会資本整備総合交付金ができるときから大きく変わってしまっていて、以前は1つの事業に対して補助を採択するかどうかというような、そういう一見審査的などころがございましたけれども、社会資本整備総合交付金以降、大体、計画をつくって1つ

のパッケージの中でどういう補助を採択していくかというような、そういう国の制度は国土交通省関係の補助制度というのが、特にそういう嫌いがございます。

今回の場合も、ここ数年そうですが、自然災害等の影響によって、大分、国の採択する内容が変わってきておりますし、事前の要望を上げるときなどには把握できなかったような要素も本採択の中ではまたプラスして入れられるというような傾向がございます。

そういうこともございまして、当町が実施計画等を立てる場合も財源内訳というのを必ず示しているわけです。その中で、国庫補助金を活用しながら、事業を進めるというようなことで計画をしまして、それに基づいて予算も計上させていただいたわけです。その予算を計上しておかないと、補助申請そのものがないです。

議員がおっしゃるようなことをやっていきますと、じゃ、あらかじめ二十数パーセントの予定で減額をして予算化をすれば、それから、またさらに落ちます。

そういうことが実情で毎年続いているということは、毎年そういう状況にあるということを議員も認識されているということだと思いますが、実際はそういう状況ですので、予算を絞って上げるというようなことをやりますと、ますます事業進捗が遅れるというような実情でございますので、それは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） また関連です。

平成30年度の主な施策と成果に関する説明書の中に、この事業の効果として定期点検として町内主要路線の路面正常調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、維持管理計画を作成することができたということになっています。

今年の事業ということは、その計画に沿った計画を達成しているのか未達成なのかという点ではどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

議員のおっしゃるように平成30年度に路面正常調査をしまして、その結果に基づきまして今年から計画どおりやっていく予算取りになっております。

そういう中で、今おっしゃったような内示率ということの中では、予定どおりには進まなかったということです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 6,000万で3分の1ぐらいできたと。路面正常とか計画立てるのにお金を使ってやっているわけですね。それが3分の1だと、毎年このペースでいくと、3年で31年度の計画が達成できるというような感じになってしまうんですけども、そういう計画というのはある程度想定済みで計画を立てるのか、毎年、駄目だからまた来年やればいいやというような感じで、また計画を立て直すのか、その辺はどうなんでしょう。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 路面正常調査につきましては、国庫補助制度の中で行ってございまして、その路面正常調査を行って、計画をつくらないと補助制度にも乗らないということなんです。

で、当町の財源確保策としてはどうしても計画を策定をする必要があるという認識で計画策定をしております。

その中で、当然、計画ですので、事業進捗も当然うたいますが、そういう中で採択率が非常に低いと、これもそこを補うだけの事業をやりますと、当然、財源をほかに確保しなければいけないというようなところになりますので、税をそこに充てるかどうかという選択肢、それから起債を充てるとか、いろんな選択肢を考えるわけでございますが、ほかの予定をしている財源を振り返ると、ほかの事業を削らなければいけないと、当然のことですけれども、そういう選択の中で今後将来において財源を確保できる可能性がある事業であれば、ここ1年、2年遅らせても、維持管理については全く車が通れないとか、歩行できないとか、そういう状況にある道路じゃないということは認識しておりますし、計画を延ばす際にはそうしたところも全て調査をした中で延伸をしますので、そういう総合的な判断の下に延ばしてもやむを得ないというようなところまで吟味をして、事業を実施をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） いろいろ吟味してやったというのは理解しますが、町債で2,690万確保しているわけですよ、予算上。それを使えば、補助が減ったとしても、その道路を計画どおりに進めようという観点からすれば可能だったと思うんですが、それが今回は町債も減らしているわけですよ。その辺の判断はどういう判断、まあ大丈夫だという判断が強かったということになりますか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ここ町債の活用ですけれども、起債メニューというのは、いろいろ制限がありまして、国庫補助の補助裏に対しての起債充当率とか、それを超えるものについては単独事業債とか段々条件が悪くなってきます。

そういう制約もある中で、最もいいお金の借り方をどうするか、そういうところも全部吟味をさせていただきます。

起債をどこでどういう増やし方をしていくかと、また、減らし方をしていくかというのも、非常に財政運営の中ではよく考えながらやらなければいけないところでございます。当町の実質公債費比率というのは、議員も御承知のとおり、県内においても高いほうでございます。そうした余裕を残しながら起債を活用しなければいけないという中では、この起債をさらに増やして、6,000万の事業を何が何でもやるかという選択はしなかったということです。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

25ページのTOUKAI-0のことでちょっと聞かせてください。

質問で、全協の中でいろいろ聞かせてもらったんですけれども、この今回のTOUKAI-0、実際私がやっているんですけれども、皆さん頑張っているんですけれども、なかなか町の人たち飛び込みやってくれたり、やっているんですけれども、なかなかこの数字が伸びないことの原因が、途中でシステムの変更であるとかという話が出たんですけれども、次に進むため

にお聞きをしているんですけれども、具体的にはどんなものがあって、それに対して町のほうでは、どういう方向性を持ったかというのを、ちょっと聞かせてもらおうとありがたいんですけれども。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

TOUKAI-0の件数の今後の方針といいますか、方向性ですけれども、現在、このTOUKAI-0について伸びない原因といたしまして、今年度につきましては、来年度から要項のほうを改正させていただくというところで、来年度に回っていただくという方もかなりいたということが原因が1つと。あと、全協の中でもお話しさせていただきましたが、やはり高齢者の方の意識がなかなか変わっていないところもございます。

あとは、今回、改修が伸びない1つの原因といたしましては、耐震の診断をやった中で、実際は改修ではなくて、建て替えのほうへ行く方もかなりいらっしゃいます。そういうところにつきましては、改修のほうに件数としては現れてきませんので、どちらにしても耐震は完了するということもございます。

それと、あとは先ほど言った高齢者の方の中でも、やはり金銭的なものでなかなか踏み切れないということもございますので、今回、そのほうもなるべく利用者の方の負担を軽減するという中では、国の新しい制度を活用して、なるべく負担を少なくするというところで、今後、そういうものを利用して、事業のほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

1月の我々が時々勉強に行くJIAMというところが、多分知っているでしょう、市町村議員研修センター、滋賀県にあります。そこで、こういういろんな講習を聞くわけです、いろんな先生から。そうすると、今回特に地震の問題、テレビでもいよいよ間近に来たということでやっていますけれども、その先生がここに鍵屋先生という人の講習があったんですけれども、その先生が言うには、耐震で、今までの地震で耐震だけしっかりしておけば、少なくとも7割の人間は助かっているだろうと。私も全くそう思います。私はもっと高いと思います。

なぜかという、3.11のときに、実際行ったときに、何でこの建物が建っているんだというやつを見てきました。それを考えると、我々のこのTOUKAI-0に関して、いかにこの町を助けるか、防災、町づくりをやっていくかということに関していくと、今までやってきたこと、今年やってきた、今、結果というか、要因は聞きましたけれども、そういうものの上に立った反省というか、振り返ったときの都市建設課としての持った、やらなきゃならんこと、見つけたこと、そういうのは当然前にいくと思うんですけれども、そういうのは分析をしながら、毎年毎年どういう形でやっていくかというのをお聞きしたいんですけれども。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

やはり毎年戸別訪問であるとか、電話等の問合せであるとか、そういう中で出てきた話につきましては、世帯の方がいろいろ金銭的にちょっと無理であるとか、何かもう少し簡易な方法があるのではないかと、いろんな問合せございますので、そういうのも踏まえまして、じ

や、例えば、今年は戸別訪問にしましても全部の世帯を回るのではなくて、今年はこの方を中心に回りましょとか、そういうのをあらかじめ一緒に同行していただく建築士会の方との話合いの中でも、どういう人をターゲットにしていくかということについても、そういう打合わせの中で話をさせていただきまして、毎年その訪問一つにつきましても課題を持ちまして、どういうふうな方向性で行くかということもお話をさせていただいて、進めていくというふうには進めております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

ぜひ、その辺やってください。

ただ、今先ほど言いました、私も見ていて、非常に頑張っているということはよく分かるんですね。その中で、1つだけ具体的にこの結果的なものとして、飛び込みをやっていますよね。何件くらいやって、どのくらいの成果があったのか、統計は出しているんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今の御質問ですが、戸別訪問ということで、毎月、建築士の方、あと、うちの担当、あと、県の方と3名で回っておるわけですが、令和元年度の成果でいきますと、6月から戸別訪問回っております。戸別訪問の中で全部で今、11月までですが99件、実際、戸別で回らせていただいております。その中で、実際99件の中から工事まで何とかたどり着いたという方が今6件ございます。

その辺も今年度につきましましては、なるべく補助金の関係もございまして、計画で終わっている方を中心に回っているということもございまして、実際成果としましては6件、今年度は今のところ、成果に結びついているということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 期待をしていますので、よろしくお願いします。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

28ページの(3)教育振興事業費の中の13の事業料の設計監理委託料の減額ですね。

全協でも伺ったんですけども、この減額した、委託をやめたというきちんとした理由をまだ聞いていなかったと思うのでそれをお願いします。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

今回の工事につきましては、設計前の状況においては、エアコンを設置する工事という中で体育館の躯体であるとか、その耐力壁等そういったものにどの程度影響がある工事になるかというのがやはり判断できなかったことから、施工管理の委託を予算として計上させていただいております。

実際、設計が完了した段階で今回の工事においては、特に構造上、大きく触るようなものはなく、単に空調を設置する工事という管工事でございますので、今回そういったところも島田土木事務所等とも相談させてもらった上で、管理者は設置が必要ないというところで、今回、委託のほうを出さずに、委託を発注しなかったということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） いろいろ建物とかそういうものを造ると、やっぱりものによってというか、ほとんど設計があれば対外、設計監理ということで、設計した方が大体管理の中に入るわけですけども。なので、自分のちょっと、ここの設計事務所が管理までできなかったかなというようなことも想像はしたわけですよ。

以前、中学校の教室のエアコンをつけたときは、4,861万5,000円の予算で、そのときはちゃんと空調設備の設置工事の管理業務委託が91万3,500円という形で工事やっていたわけですね。このときの工事と今の工事とでは何が違うんですかね。

このときは確かにそうしてやったので、別に何とも思わなかったんですけども、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

エアコン設置するという工事は同じでございますが、今回、体育館というところで、本当に構造上、特にただ単純に設置するだけという中で、また、不可視部分とか見えなくなるような部分も特にございませんで、あと、子供の安全管理上、体育館は区切った中で施工ができるということで、特に安全管理上も特に支障ないと考えております。

前回の工事につきましては、当然教室等直接入っていったり、不可視部分もあったり、子供の安全管理上の非常に施工管理するに当たっては細心の注意がそれこそ必要になるということで、そういったところで前回は施工管理をつけさせていただきましたが、今回はそこまでなくてもできるだろうということで、今回実施をしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

今、安全管理ということはかなり強調しておりましたが、では、使うものが中学校の教室につけたときは、エアコンはエネルギーが電力のもので、今回はガスということで、どちらかというとなんか電気よりもガスのほうが危険度が高いかなというような、危険度があるかなと、ガスなものであるということで、そうした場合の今、安全管理、施工管理と言われましたけれども、品質管理においては、エアコン自体が電力をエネルギーとするよりもガスをエネルギーとしたもののほうが、ガスの配管とかそういうものも、実際中学校の体育館の外は露出でこうやってある

んですけれども、中はどうなっているかちょっと見たことがないもので分からないですよ、中の配管。

それで、機械については説明があつて、籠のようなものでちゃんと覆つて、ボールが当たっても損傷しないようにしますと言つたけれども、配管自体がどうなっているかというのはちょっと私は見ていないので分からないんですけれども、そういう中で、よく設計管理というと、設計したものときちんと同じものが使われるかどうかということ、承認図とか出して、承認をもらつて初めてそれを発注して、それを使うことができるというのが、その設計管理の中の1つの業務でもあるものですから、それを今の段階、安全管理と言つたけれども、設計管理がないと、そういった品質管理がきちんとしてできないんじゃないかなと私は思うんですよ。その辺に対してはいかがですか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

一応その材料等については当然、設計を組んだ段階で定められているもの、それを使用しておりますので、そこについて特に支障ないかと思います。

また、今回については特にそういったところで、品質上悩むような部分は特になかったということで、今回については特に必要なかったと考えております。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） それでは、設計したものが、そのものがきちんとして材料として使われていたということで、よろしいですか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 設計されたもので施工しているということで理解しております。

また、当然判断難しいのがあるとするならば、その設計業者のほうと相談体制は取っておりますので、そういったところで相談できる体制も取っていたということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 相談するというのが、その設計部署が設計管理をするということじゃないんですかね、私からすると。

じゃ、実際に設計に使われたいろいろな器具の機種とか、配管がどういうものを使いなさいとかいろいろな種類があるわけですね、材料的には。それもある程度ピンからキリまでであると思うんですよ。ですから、相当品を使って、ある程度能力が同じなら金額の安いものを使つたりとか、そういうことも考えられると思うんですけれども、そういうことはなかったということでよろしいですね。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

設計書に定められている品質のものを使用しているということです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） それじゃ、一応、設計管理、業務委託がありませんが、設計管理としてあれば、担当課がきちんとしてやっているということでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今の議員の御質問を聞いていますと、設計があつて、設計は町の設計でございます。委託をしたにしても設計調査は町でやりますので、町の設計に基づいて、町が発注をするわけです。そうした場合、施工管理というのは自主管理を行ってはいけなと、町は自主管理を行うことはできなと、そういう御意見なのかどうなのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） ちょっと今質問が自分でもあまりそこまで詳しく分からないので、あれですけれども、ただ、私が言ひたいのは、それじゃ、たしか全協のとき、町のほうで担当がいて、管理をしていますよとちよろつと言ひたすものですから、そうすると、当然材料にしてもどういふものを使うかといふことで、これを使ひていいですよといふ、ちゃんとした印を押すといふか、それに対して許可をするわけですよ。そういう業務を設計管理委託をして、その設計管理委託をされた方が役所と施工業者の間に入つて、そういう通常業務でそれをこういふものがあります、これでいいですよといふ形で、最終的には発注者のほうがそれを確認してといふことがあると思ひますよ。

なので、そういうことで、ですから、こういうものを使うとか何とかじゃなくて、設計図どおりやっているよといふだけのことで、実際、こういうものを使ひましたといふことを確認しているかどうかといふことを今、お伺ひしたいと思ひますよ。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 施工管理の自主管理といふのは許されているものですので、土木などでも施工管理、委託をして施工管理者を置いているといふような業務といふのは、かなり少ないと思ひます。

全て町の職員が監督員となつて施工管理も行っている。材料承認も当然行ひます。ですから、施工管理を第三者に委託して行わなければいけななといふことは全くありません。

ですから、委託をして施工管理を行つたと同じ状況を、町の職員が、監督員が行っているといふことです。そこは御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今、理事が言ひたすこと分かります。

結局、先ほど、中学校のとき4,861万5,000円の工事に対して、91万3,500円の管理委託をお願いした。それで、今度、金額が落札で1億7,000万の工事なもので、金額がうんと大きくなるものだから、そういった面で割かし簡単といふか、工事はみな同じだと思ひますけれども、規模の小さい、発注する金額が小さいものについては、担当課の中でも割かしそこで管理をやつてもやりやすいかなといふふうに入ひますよ。

ですけれども、今回は中学校のときの金額よりも、また何倍もする予算、工事費でやっているもので、中学校のときもちゃんと管理をつけた。そういうことを言ひると、何で中学校のときはつけて、今回はつけなかつたのといふ話になつちゃうものだからね。金額が大きいもので、そういうものをつけたほうがしっかりと管理ができるんじゃないかなといふ気持ちから、何でわざわざ今回減額したのかなといふ気持ちになつたものだから、それで伺ひただけで、それじゃ、今のような言ひ方でいふと、そのときによつて自分たちでやれると思ひば、そ

れで自分たちが管理すればいいと、それはそれでいいと思いますけれども、金額がやっぱり大きい、小さいというのものもありますので、特に1億7,000万円ですか、そうすると、かなりの金額なもので、そうすると、しっかりしたところの設計管理、委託とした業務で出したほうが、しっかりした管理をしていただけるんじゃないかなという気持ちがあったものですから。

じゃ、中学校のときはやったんですけれども、なぜ、中学校のときはそれがそういうふうな委託をしたのかなという、その違いがあったら教えてください。

○議長（増田剛士君） 議員、先ほどからずっと同じようなことが、ずっと続いているんですけれども、一応、前の小学校、中学校の教室のその管理と、今回の体育館の違いというのは、先ほど担当課長から述べられていて、さらにまたずっと同じようなことが続いているんですが、いかがなんでしょう。

特に、何か問題があったということがあれば、そこを追及していただければいいんですが、その辺いかがですか。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） まだ工事が終わっていないものですから、問題あったとか分かりません。とにかく先ほど伺ったように、工事的内容的に躯体を傷つけるような工事が教室をやるような工事で、それで体育館のほうは躯体を傷つけるとか、そういうことが構造的にいろいろ建物自体に関わることで影響が割かしなかったものですから、工事としても露出でほとんどやってあるというような形で今言われたもので、目に見える感じで工事でも割かしどっちかと言うと、簡単という言い方はちょっと悪いかもかもしれませんが、施工にするに当たっては、ある程度問題がないような形でできるものですから、自分たちの担当課で今回はやるようにしたと。ですから、これを今回減額したということ。

ですけれども、当初は1,400万ぐらいあったんですよね。1,400万円管理費があって、なので、ほかへ流用したと言えればそれでいいんですけれども。じゃ、結局はそういう工事に対する構造を傷めるか傷めないかの差があったからということの解釈でよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 小学校と今回のエアコン、教室への設置と今回の違いというのは、学校教育課長からもう説明済みですので、そこは省略させていただきますが、町がどういう考え方で施工管理を委託をしているかということ、ちょっとお話をさせていただきますが、建築関係については建築が伴うもの、特に構造計算をしなければいけないとか、それから建物を建てるとかいう場合には部材なども非常に大きく使われることになります。それから不可視部分もかなりの箇所が出てまいります。

そうしたところ、職員の監督員が常駐をしながら、そこを全て管理をしているというのは、かなり難しいことであります。そういう場合には、施工管理を委託によって第三者に入っただけというのが望ましいというふうに思っておりますので、建築工事などの場合には、往々にして施工管理をお願いをするというのが多くなります。

あと、一般的に町がノウハウを持っているような工事、それから非常に簡易といいますか、そんなに監督をする内容があまり難しくないというようなものについては、町の職員の施工管理で臨むというような、そういう考え方を持っております。

当然、委託すれば、お金もかかりますし、最少の経費で最大の効果を挙げるというところからいきますと、当然自前でできることは自前でやるという鉄則の下に選択をしていくと。

今回の場合は、国庫補助事業にもなりますので、国庫補助事業の場合には、会計検査院の検査も受けると、そういう内容ですので、なおさら慎重に事業を行っているわけですので、こうした施工管理を自主管理できるかどうかということについては、県とか、それからまちづくりセンターとか、それから設計業者とか、そういうところと密に打合せをした中で選択をしておりますので、その結果として、今回は工事費の額に多寡にかかわらず、工事内容から判断して大丈夫であろうと、そういう判断をしたものです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） こうやってある程度大きい金額でも町のほうで直接やったりすれば、それがまた町の経験とか自信とかそういうものになって、今後にもまた、そういうこともできることも分かりますので、先ほどちょっと伺ったんですけれども、1つだけ確認というか、もう一回先ほどのことなんですけれども、設計どおりの材料を使ったということで、町が管理したということによろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課です。

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今、やり取り聞いていました。理事にお聞きしますね。

私がこれを質問しようと思ったのは、今言った理事の持っている理念から、何で管理委託を、それを除外した、その理由は何なんですか。

基本的に最初は管理をしましようという話で予算かけた。そして、その後、自分たちでできるだろうという考えで減額しましたと。その減額した本当の理由というは何なんですか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 学校教育課長から既に答弁済みでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 答弁済みと言われても、いいですか。

確かに設備設計の範囲は分かります。3階建て以上5,000平方メートル、多分県の判断でそういうことでしょうか、それは分かります。

ただし、以前にも何回かやりましたけれども、品質管理のために、建築で一番問題になってきたのは、品質管理をどうするかということが、ずっと問題になっていたんです。

その中で、やっぱり私としては、こういう大事なものを皆さんの子供たちが安心して使えるため。自分では全部いいとは思っていません。その中でやっぱり必要なものというのは、かけてもらってもいいじゃないですか。僕はそう思うんですね。

管理って、先ほど問題になっていきますけれども、1つの例を言うと、同じものができました、使いましたね。設計書を見ても必ず同等品という言葉が絶対出ているんです。同等品を使う。どこかのメーカーのこれだけじゃなくて、同等品を使いなさいと。そのときに、同等品の感覚というのは、我々が一番やる側からすると、ものすごいキャパが広いのは、同等品とは金額の同等なのか、精度の同等なのか。精度を含めて、メーカーと、一流メーカー、二流メーカ

一、どこでもいいのか。必ずその承認図はもらいますから。我々がやるときには、管理するときには。その管理の下に何が正当性をもっているか、同等品というね。それが一番大事なことなんです。極論を言うと、半分のお金でできますからね。そういうものって。そういうのを含めて、私はしっかりと管理をそういう形でやっていかないと、非常にまずいこと、まずいとはいかなければ、もし何かあったときの結果的に、管理者誰だという印鑑を打つんですね、瑕疵があったときに。そういう意味でしっかりと組織というか、やっていただきたいと思います。

ぜひ、その辺はやっていただくことによって、我々がやっているものに関して見ていますからね。吉田町のやつ見えていますけれども、言わないだけです。言いたいこともいっぱいあるんです。だから、その辺をお願いしたいんです。いいですか、その辺をぜひお願いしたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 質疑をお願いします。

○9番（山内 均君） 回答済みではなくて、町の意味として、管理者の意味としてどういう形でこれからいくのか、本当のところその方向性とか聞かせていただけるとありがたいんですけれども。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今御質問にありました品質管理の面でございますが、これにつきましては、町としても発注者側としても、当然注意をしているところでございまして、劣悪な完成品を取得をしてもいいなんていうことは、全く思っておりませんので、できるだけ高品質のものを取得をしたいということで施工管理を考えておりますので、そういう意味で、悪かろう、安かろうのようなそんな考えは持っていないということは、まずお話をしておきたいと思えます。

そうした中で、同等品等の取扱いとかそういうものでございますが、先ほど、私、設計は町のものですというふうにお話をしましたけれども、設計上、同等品を使えるか使えないかと、そうしたものについては設計上、普通はうたわれます。同等品を認めるか認めないかと、こういうような、そういうところで、その同等品の範囲もある程度は設計の中でうたわれるというのが好ましいわけですが、もし決まらないような部分があれば、施工管理を置いていない場合ですね、直営の自主管理をする場合、どういう方法を取るかといいますと、それなりの相談できる窓口、県とか県の出先とかというところにはございますので、必ずそういうところで確認をさせていただきます。

それで、品質として間違いないものを取得できるかどうかというところまで確認をしながら、同意をするかどうかというところまで決めてまいりますので、全くやみくもに何も分からない中で工事を管理しているというようなことではなくて、ちゃんと設計そのものが町の設計であるという認識の下で、分からない部分についてはちゃんと解きほぐしながら施工管理を行うというスタンスで臨んでいますので、その辺は御安心いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 町の設計というのが分からない。町の設計という意味はが分からない。設計者が町なんですか。資格はどこにあるんですか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） どうも先ほどから誤解があるようなんですが、設計は設計に委託をしても設計委託、ただ、委託を委託業者をお願いをするだけです。それを町が取得をした、ちゃんと町がそれをもたらうわけですね、その時点で町のものです。

ただ、もらうだけではなくて、ちゃんと完了の検査をします。検査済みでもらうわけです。その時点で町のものです。

ですから、町は委託で上がった設計をそのまま使うとか、修正の必要がないものについてはそのまま使う場合もあるでしょうけれども、その中で修正が必要であれば、町が独自で修正します。

したがって、設計が委託業者のものであるなんていう考え方自体が間違っていますので、全て町が発注するものについては、町の設計という中で発注するわけです。

それと、工事の施工についても請負業者とは請負契約を結びます。その中ではちゃんと責任を持って、ちゃんとした施工しますよというような対等な立場で、ちゃんとしっかりした工事を行いますというような、そういう工事契約をまず結ぶわけですよ。

聞いていますと、工事業者というのは信用しちゃう駄目だというような、そういうことをおっしゃっているように聞こえるんですが。

〔「俺が」の声あり〕

○理事（塚本昭二君） いや、皆さん。

全てが契約行為で成り立っていますので、そこは工事業者もちゃんとしっかりした工事を行わなければいけないと、しっかりしたものを納入しなければいけないという、そういう責任を持っています。

発注者側もそれを確認して、ちゃんとしたものを取得をしなければいけないというのは、議会でもそうですし、町民の皆さん方にも、そういう付託を背負って発注しているということになりますので、その中で施工管理者を置かなければいけないかどうかというのは、ただの手段ですので、委託として置くかどうかというのはただの手段ですので、それがちゃんとしたものは手に入れば、そこが施工管理を委託するかどうかというのは、争点になるものではないというふうに思っております。

そういう姿勢で臨んでおりますので、御理解いただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 意識は、施工業者は駄目だとは誰も言っていません。それはないです。ただし、そのときの一番いい方法、ベストなものをどうしたらできるかということ、管理も含めて、そういうものをやっていますので、私としては先ほど言った管理を、先にあげたやつに対して、管理の委託料がなくなったというものに関しては、もうちょっとやっぱり必要なものは必要でやっていいじゃないですかという提案なんです。それは一にも二にも、前もよくあったんですけども、何回か言わせてもらったんですけども、ここに例えば、町の中に、大きな町だと営繕課ありますよね。そこに技術者がそろっています。そういう人は、例えばタイヤした人であっても、1人でもいてくれると、臨時で、臨時というか、今度は、そういう形でいてくれれば、それが非常に安心していけるわけですね。我々も議論をする中でも、そういう意味で、私の言いたいことは、ぜひ、そういう中で、管理業者のまちづくりセンターとか、そういうのがあります。そういうのを利用するとか、そういう形でよりいいもの、そうい

うものができるシステム。例えば、臨時で入れてもらうとか、そういうものをぜひ提案をしたいと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（増田剛士君） 議員、今議論をしているのは、この設計監理委託料を減額した、そのことについては、もう理由は御理解いただいていると思います。そうした中で今の制度上、町がこれを外したということについて、問題があるよというところで、お尋ねされているんですよ。

だから、今いろんな方向に行っちゃっているんで、そこはちょっと整理していただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今まで言ったとおり、そういう心配じゃなくて、駄目なことは駄目じゃなくて、より確実なものを造るために当然こういうやつを反省の中でやるわけでしょう、予算の。我々が今、そのために議員いるわけですから。そういう中で一番いい方法がもしあれば、やってくださいよということなんです。

私が最終的に言いたいことは、先ほど言ったことです。そのシステムを持ってもらえませんか。それによって、管理もスムーズに、仕上げとかいろんな管理業者に対する指導であるとか、設計者指導であるとか、そういうところが対等であるとか、そういうもの全てできるわけですから、ぜひ、その辺は考えていただけませんかということなんです。それが私の解決に向かう道だと思っていますけれども。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今、組織のお話になってきましたので、総務課のほうでお答えさせていただきますけれども、今言われましたように、適正なところに適正な方を配置するということも必要かもしれませんが、今回の場合に関しては、今までお話をさせていただいたとおりだと思っています。

その中で、専門の者を配置したらどうかということにつきましては、土木につきましては、専門の資格を持った人間も数人にいるということでもあります。

建築に関しては、これからそういう人間を育てていかなければならないのではないかというふうには思っておりますけれども、そこに臨時職員を充ててやるかどうかということにつきましては、今後の話になりますので、またそのところも検討の一つかなというふうに思っております。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） すいません、度々ですけれども。

先ほどの今回、これをなくしたのと、過去にあったよというのの違いというのは、ちゃんと先ほど聞いたもので。ですから、その違いを、現場行ってみれば、外から見れば分かると思うんですけども、今の体育館のほうは、一応ですけれども、外から中へ配管が行くもので、当然、建物の壁の貫通というのはあると思うんですよ。それでコンクリートでできているものだから。そういうことで軽微なものというような形で。過去にやった教室のほうは構造検査もしなきゃいかんということで、その主だったものを、例えば、こういうことの構造計算をし直して、安全かどうかというのを確認したよと。

今回は、そういうことが必要としない、ただこれくらいの程度の、躯体を傷めるのはこれくらいの程度だったよという、それ代表的なものをちょっとそれぞれ挙げていただければ、私も納得できるもので、すいませんけれども、お願いします。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

ちょっと中学校のときの施工の細かいところが、今自分の中でないんですが、ただ、少なくとも学校の校舎の中を触っていますので、当然、天井裏に配管を通していくようなところでは、防火施設的なところとかも考えなきゃいけないところもあったのではないかとということもまずあります。

今回、体育館につきましては、基本的に壁に配管を通すために穴を空けている部分は、中学校の体育館のみでして、そこも10センチ程度の穴が8か所程度空くぐらいでして、それ以外は躯体自体をいじめないように、窓のほうをはめ替えをした中でやっているものですから、全く本当に構造上触るようなものではなかったということです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

半ば納得しました。

ここで特別聞いても結果が今、分からないということなので、もしあれなら後で寄って、自分なりに納得したいなということが一つあるものですから、その辺で質問としては、じゃ後で寄って聞かせていただけますか。

○議長（増田剛士君） ほかにございませんか。

学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 後でお待ちしております。

○議長（増田剛士君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、本議案の質疑を終結したいと思います。また疑義があるようでしたら、全般にわたり、特に質疑を許したいと思います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これをもって第9号議案についての質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。
御協力いただきありがとうございました。
本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時18分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は、定例会9日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
それでは、議事に入ります。
-

◎議案第10号の質疑

- 議長（増田剛士君） 本日は、提出された特別会計及び企業会計の予算に関する議案の質疑を行います。

初めに、総務文教常任委員会の所管に係る議案について議案番号順に質疑を行います。

次に、産業建設常任委員会の所管に係る議案について議案番号順に質疑を行います。

途中、説明員の入替えを行い、進めてまいりますので御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

日程第1、第10号議案 令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
-

◎議案第11号の質疑

- 議長（増田剛士君） 日程第2、第11号議案 令和元年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

◎議案第13号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第3、第13号議案 令和2年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

◎議案第14号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第4、第14号議案 令和2年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

まず、歳入のほうでお聞きをしたいのですが、国のほうでこの2年度から保険者努力支援制度というものが導入されるというような報道がありました。中身を見ますと、メタボ健診や特定保健指導実施率、そうした実施状況によって減点方式で国からのそうした補助金を増減するというような制度らしいんですが、その点について吉田町のほうとしてその対応策といいますか、考え方がどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

この保険者努力支援制度につきましては、やった分だけ、頑張った分だけこの制度の交付金はもらえるというものになります。

内容としましては、今議員がおっしゃったように特定保健指導の受診率だとか、あとは重症化予防の対策とか、あとは給付の関係の適正化、収納率の向上とかいろいろ制度はあるんですけども、この中でも特に特定健診だとか、収納率の向上、この辺を特に当町では今頑張ろうと、点数を上げようというところでございます。

令和2年度から今度、減点方式が始まりまして、今までは頑張った分だけもらえるというものだったんですが、そこから例えば特定健診ですと前年度よりも率が下がれば減点というような形で減点方式も取り入れられるようになっております。ですので、今まで同様に特定健診などについては、PRとあとは個別の指導、こちらの方を頑張っていく。それ以上に、この令

和元年度の終わりにも少し手をつけておるんですけれども、各種団体へ出向いて受診率の向上を促すような訪問をしたりとか、また令和2年度にもやっていきたいと思っております。

あと、まだ項目はほかにもたくさんあるんですけれども、そちらのほうも今、特定健診の受診率だとか収納率の向上といったようなところを頑張っておるんですけれども、それ以外のところ、重症化予防の取組、こちらも他市町では力を入れ始めておりますので、当町でも令和2年度にはちょっと取組をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です、

なかなか国のほうもいろんな方式で、その減点方式とか、そういうことで大分厳しい措置がいろいろされていますけれども、ぜひこれは町全体の、町民全体の問題ということで、ひとつ頑張ってもらいたいと思いますし、そうしたPRも徹底をしないとなかなかその率があ上がらないわけですし、これはお互いの健康のためですから一生懸命やっていただきたいと思いますが、ただ、国保税の収納率が毎年ほかの税に比べてすごく滞納者が多いわけですよ。そして、今の話にもありましたが、収納率がなぜ低いのかということと、それから、それをもっと上げるための要するに方策といいますか、それをもう少し具体的に、改善策があれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（増田剛士君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

国保税の収納率の向上につきましては、国保に入られる方がまず、現在ですとお仕事を退職されて入る方が多いということで、入られる時点では収入の割合が少ないということもございまして、なかなか収めていただくということが困難になっている方も多いかとは思っております。

税務課といたしましては、収納率の向上のために滞納繰越しを出さないということを目指してございまして、現年の分の収納をきちっとやっていこうというところで、現年分につきましては早期に納税者の方にアプローチさせていただいて、収納を促したり、あと調査につきましても滞納繰越しではなく、現年のときから早め早めの調査をさせていただいて、処分のほうもさせていただくように、今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

条例の中で、資産割の制度をなくすということで今までの4方式から3方式に切り替えるということになりまして、それによってこの予算も組み立てられているということだと思いますが、ひとつ運営協議会の中で議論がされたかどうか伺いたいんですが、4方式の中に資産割とは別に均等割、1人当たり幾らという、今国を挙げて少子高齢化といいますか、子供さんを増やそうということで、そうした子供が増える場合には、保育園から学校からいろいろ、そして国としての施策もあるわけですが、ただ国保の中にはこうした均等割ということで、子供が生まれても、生まれればその1人分が国保の中に加算されるという、ちょっと逆行したような制度になっていると思うんですよ。そして、均等割をなくすという方向での、運営協議会でそうした議論があったのかどうかですが、その点を伺いたいんですが。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

運営協議会では、このまず資産割をやめると、廃止をするということで議論をしていただきました。その中では資産割をやめるということは、制度が改正されて、もうすぐに皆さんも承知をしておったものですから、やめること自体に反対はなくて、ただやめた場合に、じゃほかの税率を、今お話あったようにほかの税率はどうするかということもあったんですが、そちらも今の状況では据置きで、言い方あれですけど少し様子を見るということで落ち着いたので、今回のこのような当初予算の組み方になっております。

今お話のあった均等割についてですけれども、均等割個別についてどうのこうのという協議はなかったんですが、今言ったように据置き、当分の間は据置きということになっています。子供の均等割の軽減ですか、国のほうが言っている話ですが、これは県全体で賦課方式を統一をして保険料水準の統一を図ろうとして今進めておるところでして、その中で県全体としては、子供の均等割の軽減については、この先は分かりませんが今は軽減もしないということで、今県全体では話についております。ですので、吉田町としても町単独で均等割をどうするという協議は今しておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

均等割についても今後の中でぜひ検討していただけたらと思いますが、資産割をなくすことによって大分国保税が下がってくると思うんですよ、土地建物をお持ちの方は。ただ、そういう資産がない方は今までと同じ据え置きという話ですけども、1人当たりの平均の国保税が昨年と、この元年度と2年度で、どれくらい差が出てくるのか、今確定数字ではないと思いますが、昨年の所得が確定した段階で国保税も確定してくると思いますので、推計で何かそうした数字がありましたら、1人当たりどのくらいの減額なるという数字があったら教えていただきたいんですけども、いかがですか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

1人当たりの国保税の調定額ですかね、つきましては、令和元年度につきましては、予算額をそのまま被保険者数で単純に割ったものになりますけれども、1人当たり11万6,951円、令和2年度につきましては、今回挙げております当初予算の予算の計上値を被保険者数で割り戻したもので10万7,945円、差が9,006円となっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 本年度の保険税は資産割で出しているということでしたけれども、町政連絡会におきまして、資産割ありの場合は4億6,842万8,000円であるということになっています。前年の医療保険分だけですけども、医療保険分が4億6,525万円であったということで、若干300万円ほど上がっているわけですよ、対前年。それを資産割することによって下げているわけですけども、全員協議会において国民健康保険に入っている加入者が減っていると、350人くらい減っているというお話だったにもかかわらず、資産割ありの場合で比べた

場合、アップになっているというのは所得割が増えたということなんではないでしょうか。なぜ上がったかの説明をお願いします。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

まず1つは、この数字を出すに当たって、計上の数字を出すに当たって調定額に収納率を掛けて数字を出しております。その予定収納率が、このところ少しずつではありますが、上がっておりますので、例えば、令和元年度の当初予算を計上するときには92%で出しておいたものが、今回令和2年度につきましても、前年度の実績から93%で計上しております。そこで少し上がっている部分もあります。

あとは、1人当たりの所得額、国保税を出すときの所得割の係数6.3%、今つけておるんですが、こちら自体は据置きになっておりますので変わっていないですけれども、1人当たりの所得金額は年々上がっておりますのでそれぞれの所得が上がっているんで、そこに所得割を掛けて全体の医療分が上がってきている。あとは限度額、限度超過の分ですが、今、限度額が61万円になっているかと思いますが、それが年々限度額が上がっておりますので、そこでも高額所得者からは、たくさん頂いているというところもあるかと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 単純に計算すると、人数が減ったりなんだかんだして所得割が上がると考えると、7.6%加入者の所得が上がらなければならない。今の説明で上限額が上がっているからというのは、そこはちょっと目減りすると思うんですけども、町民税のアップを単純に計算すると、2.3%くらいアップしているわけです。そうすると、結構この国民健康保険に入っている方の所得が、一般町民に比べて所得アップが非常に高いという計算になってしまうんですが、今、先ほど税防課長のほうから、退職して所得が減っているというお話があって、その辺なかなかつじつまが合わないと思うんですが、どうでしょう。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。すみませんでした。

先ほど言った1人当たりの所得も確かに上がっております。1人当たりで2万円、単純に計算するとですけども、約2万円ずつ上がっておることになっております。

あとは、先ほどの収納率を92%から93%に上げて推計を出しているというところでも、1%しか上がってはならないんですが、そこでも四、五百万円の差が出てきていると。

それとあとは、この当初予算を今回令和2年度の当初予算を立てるに当たっては、まず過去5年間の決算の実績を踏まえて出しておるんですが、収納率が上がっているということでその実績自体が上がっております。ですので、前年の当初の予算と比べて今回の予算を計上しているわけではなくて、実績から推計を出して計上しておりますので、決算のとおり上がっているということになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） その件は置いておきます。

もう一点あって、繰入金に関してです。繰入金は今回、一般会計からの繰入金を1,000万かな、減らして、基金からの繰入れを増やしていますよね。一般会計からの繰入れを減らして基

金からの繰入れを増やしたという、その考え方、どういう考えの下、そういうふうな方針にしたのかというところをお願いできますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

ただいまの繰入金につきましては、議員がおっしゃった1,000万減っているほうですけども、こちらは繰入金の中の特に保険基盤安定繰入金、こちらが、これは被保険者の軽減分を国と県と町で補填をしているという部分になります。これが減っているところの減です。

それから、あと基金からの繰入金が増えているというところですけども、これはその増えている部分が直接何かに充てているというわけではなくて、歳入歳出を全体の予算を組んだときに、最終的に不足した部分を基金から繰入れをしているものでありまして、ここで上がっている部分がなんで上がっているのかという理由となりますと、全体の収支で不足した部分を基金からの繰入れを充てているということになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 保険税が減ると、これからも人数が減っていくとしたら減っていくわけですよ。給付金に関しては、県から補助されるから、それは差っ引けば大丈夫だと。国民健康保険税というのは、納付金もちょっと減ってきているんで、何とかしているんで、その不足分が繰入金で補っているというふうになんかちょっと解釈しているわけですが、これから保険税が減ってくるとしたら、今後も基金のほうから繰り入れていくという考えで進めていくということなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

全体の、それこそ歳入と歳出の予算を組み立てたときに、不足が出た場合は基金を使わせていただくというのも一つあるんですが、今後は毎年その決算の状況を踏まえながら、必要に応じて税率の改正も考えていく必要も今後出てくるかと思えます。というのは、激変緩和措置、国からのガイドラインに基づく激変緩和措置、平成28年度の納付金1人当たりの金額と令和2年度、今でいうと令和2年度ですが、納付金の1人当たりの金額、ここの差が大きい場合は国からの激変緩和措置が設けられております。

当町では、今年度はそこには該当はしていないんですが、ただ国から県へ下りてきた激変緩和措置の経費の中で割り振りをした残ったものが、全市町で定率配分にはなっておりますけれども、当町もそのお金を頂いております。これが令和5年度にはもう廃止になるということになっておりますので、その補助もなくなりますので、今後はこの基金を使いながら、あとは税率改正もちょっと頭に入れながら、収支のバランスを取っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これ、最後で確認ですが、税率、今後、国民健康保険税は上がっていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

上がっていくのかと言われて、そうですとはちょっと言えないところなんです、それぞれ状況見ながら、県全体で保険料統一を目指しておりまして、ただその期限がはっきりしていないところがあって、どの市町も不安に思っ基金を取り崩して補っていたり、あとは、一応廃止にはなっているんですが、赤字の繰入れ、一般会計からの繰入れをまだやっていてそこで補っていたりしているところもありますし、既にもう税率を上げてカバーをしているところもありますので、そういった状況を見ながら、もし必要になれば、やはり税率の改正も考えなくてはいけないときがくるかもしれないということで御了承いただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

◎議案第15号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第5、第15号議案 令和2年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

◎議案第16号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第6、第16号議案 令和2年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時31分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

◎議案第17号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第7、第17号議案 令和2年度吉田町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） はい、質疑なしと認めます。

◎議案第18号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第8、第18号議案 令和2年度吉田町公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 資料の9の1という資料があると思いますけれども、令和2年度の附属書類の中です。その中の16ページのところに、16から17にかけて、今回これ、企業の会計資料が変わって、中身がようやくいろいろ見えてきた、初めてなものですから、いろいろ分かりにくいところがありますので、ちょっと教えてもらいたいですけれども、課長にはいろいろ迷惑かけてお聞きしましたけれども、その中の16ページのところに負債のところ、まず固定負債合計というやつがありますね。これが多分、工事をやっていくうちに借金として残った金額だと理解しております。その中に当然この公共下水道、事業やるに当たって起債を起こしていくんですけれども、その起債を起こしたときに当然負の遺産として利子であるとか、そういうものが当然どこかで集計をされているはずなんですけれども、この中では、貸借対照表の中では見当たらないんですけれども、これはどこかに統計としてあるものですか。もしあれば、その金額を教えてくださいと思います。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課です。

この貸借対照表の中で、利子は資産ではないので、この中では計上は載っていません。載っていませんが、利子として現状ある金額としましては、平成30年度末で7億3,800万円が利子としてあります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） システムの中でそうなっていると思うんですけれども、そのものが当然どこかでは統計ありますよね。それと同時に、そういう統計、利子に関しては、延々と25年にかけて、5年据置きで25年にかけて払っていくわけですから、その中に今これで見るとやっぱり結構大きな数字が出てくるんですけれども、そういうのが見られるような資料とか、そういうのを公表されるようなものはないんですか。もしあれば、できれば毎年起こしている起債の中にどのくらいずつ増えていって、減っていったという増減が見えるものがあるれば、下水の資産運用の状況が分かるんですけれども、そういうものというのは基本的にはないんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この利子に対しての公表しているものというものは、ないです。うちの支払いの償還利子としての金額は、確認して事業運営しているもので、ありますけれども、公表しているものはございません。累計の資料はないです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） できればそういうのがあれば、非常にその中では返済以上には借入れを起こさないというルールがあるんですけども、それはやっぱり見える状況があれば全体を見られるかなど。特に今回、初めてこういう形で出てきたものですから、非常に受益者負担金であるとか、収用であるとか、それが8%くらいの全体の金額持つわけですけども、そういうものが出てくれたことに関しては非常に分かりやすいなと思っております。これから注視して見ていきます。

それからもう一つ、お伺いします。9の2の資料、一番最後のところです。地図が載っています。表と地図が載っています。この中でまず1ページ、その中で5番の管渠更新工事、いろいろ聞いているところによりますと、湯日川を横断している古川橋のところのマンホール、ポンプが化学反応を起こして硫化水素による劣化が激しいと、そして、それに対して今度1,500万かけてやるということですけども、その内容とそれと状況を教えてもらいたいと思いますけれども。

○議長（増田剛士君） 議員、質疑をお願いします。

○9番（山内 均君） 次、入りますから大丈夫です。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この管渠更新工事の腐食環境下というものにつきましては、9月の補正で議会の承認を得て今年度に調査、点検させてもらいました。その結果で今回、湯日川の西側のマンホール、3つのマンホールと2スパンを調査させてもらって、この調査結果で湯日川の一番下流の古川橋の西側のマンホール1つと、その1スパンですけども、約40メートル弱なんですけれども、その1スパンについては腐食がひどいということで、令和2年度に業務委託と工事を実施するものであります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今この質問をするに当たって、私の考えとしては今、吉田町に起きている大プロジェクトがどういう状況であって、そしてどういうことが問題を抱えているか、それは十分、担当課長にお聞きをして私も理解をしています。ただし、なぜ言うかといいますと、今後こういう重大な問題に関して、私だけが知っているわけでは駄目なものですから、明らかに。それは皆さんが共有できる情報としてやってもらいたいということで、あえてまた聞くことがありますので、すみませんが、よろしくをお願いします。

その中で一番心配するのは、今言ったマンホールトイレ、同じ状況が、化学反応ですから、絶対によく起きてくるわけですね。そうすると、今あるマンホールトイレ、当然これから検査

をして状況を確認すると思うんですけども、今の状況というのは、これから町がやる計画としては、どんなものをどうやっていくんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今回、このマンホールの腐食環境下における調査、点検をさせてもらったのは、下水道法改正されたことによって実施したものでございまして、この腐食環境下でのうちのマンホールとしては、当町では6か所、その腐食環境下における状況が発生するところが6か所あります。それについては、ストックマネジメント事業の中で、今後5年に一度、定期的に点検をして確認していくような形になるものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 実は、この古川橋のところの施工されたのが花博のとき、時代かな、大体その辺の時代と聞いています。実際そのときから約10年くらいですか、15年くらいたっていると思いますけれども、この偶発的に出てきたことに関して、これから非常に懸念をするわけですけども、そういう下水のマンホールトイレも含めて、管も含めて、私としては、合流するところには同じような状況が出てくると思ってはいるんですけども、それを含めてこれからの点検の中で、下水道事業に対して大丈夫かというのを私は聞きたいんですけども。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今回、この腐食したものについては、平成11年に施工したもので、ちょうど20年たったものになります。先ほどちょっと繰り返しになりますけれども、腐食環境下で硫化水素が発生してコンクリートがさらされるというか、コンクリートが薄くなっていくという状況になるのは、この6か所になっていまして、それについては5年に一度という形で、コンクリート管も含めてやっていくことになります。

あと、塩ビ管とか管種が幾つかありますんで、この管渠、マンホールについては一般環境下というのもありますんで、それを含めた計画をつくって調査、点検した上で維持管理していく、長寿命化させるという方法で、今後やっていく予定であります。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時44分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 12 日目でございます。ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
それでは、議事に入ります。
-

◎議案第 12 号の質疑

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、第 12 号議案 令和 2 年度吉田町一般会計予算についてを
議題とします。

これから第 12 号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入の 1 款から 11 款及び 21 款についての質疑を行います。引き続き歳出は
款別に区切って質疑を行いたいと思いますが、説明員を入れ替えながら進めるため、出席する
説明員により順番が前後する場合がありますので御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお
願いします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで及ばないよう御協力をお願
いします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、歳入の 1 款から 11 款及び 21 款についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番、盛 純一郎君。

- 3 番（盛 純一郎君） 3 番、盛です。

歳入 1 款の町税全般及び 1 項 2 目法人町民税についてお尋ねします。

説明書は 3 ページです。

平成 28 年度の税制改正により、法人住民税、法人税制の税率が引下げが行われ、引下げ相
当分で地方法人税、国税が引上げられることとなりました。引下げ率は 9.7%から 6%、実に
3.7%の減になります。この国が持っていくというか、国にとってのその引下げ分は、これ全
額が地方交付税の原資となることと、それからこの改正法が令和元年の 10 月 1 日以降に開始
する事業年度から適用、つまり次年度予算からに反映されるということと認識しております。

その結果、吉田町の歳入においては、いわゆる自主財源部分、これが前年度から2億3,834万6,000円の減として表れているということだと思います。

ところが、これ町の一般の方から見ると、ちょっと数字だけを見ると歳入が減ったぞと、町は大丈夫かとか、あるいは法人にばかり減税手厚いのではないかというような、いわば誤った認識を持つ人も出てくる可能性があると思っています。

そこで、まず、町民の方に今回の税収減はそういうことではないよということを理解してもらうために、国がこうした税制改正を行った背景や考え方について、そして、そのことに町がどう捉えているかということについて、改めて説明を求めます。

○議長（増田剛士君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

ただいまの法人住民税につきまして、お答えをさせていただきます。

国の考え方といたしましては、消費税率が上がった段階におきまして、地域間の税源の偏在性の格差を是正して、財政力格差の縮小を図るために、法人住民税、法人税割の税率を引下げをいたしました。

それに伴いまして、その引き下げられたものが全て国税となりまして、地方法人税、これは国税になりますが、創設いたしまして、交付金として各縣市町村に交付されることとなりました。

そのことを受けまして、当町におきましても法人住民税におきましては税率が下がったことによりまして法人税は下がっております。その分が、法人事業税交付金として、歳入が増えているところでございます。

町といたしましては、国の施策でございますので、それに伴って予算を組み立てていくということになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

ともあれそのような措置によって、ちょっとまた変わったところがございます。次年度においての、歳入予算における自主財源と依存財源のバランスというか構成比について、質疑します。

前年度比において、自主財源が64.4%から60.8%、今回の結果でもって3.6%の減となります。この構成比という部分で、将来どのようになるかという予測を含めて、町がどう考えているか、これをお聞かせください。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま自主財源と依存財源の比率ということで、特に自主財源の3.6%減ということでございます。

この構成比につきましては、自主財源につきましては、やはり町税につきましては、町税含めて、そのときの住民税であるとか、また固定資産等の関係もありますので、なかなか予測は今の状況を維持していくだろうというふうには思っています。

また、一つがやはり税制改正の影響で、やはり法人税が減額ということになっておりますので、こうしたことがちょっと続くというふうに見込まれるというところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 今のお答えの関連で、特に個人や町民のいわゆる住民税、法人税に対する懸念についてでございます。

毎年、次年度予算作成のタイミングが12月の中旬、下旬ぐらいから1月初旬にかけて行われるとのことですが、この算出については、例えば前年度分の所得に対しての課税ということでした。ここで昨今の経済状況の大幅な変化を考えたときに、町民においては、固定資産税が払えないとか、あるいは個人事業主において、法人税どころか個人の町民税も払えないといった方が出てくる可能性があるのではと考えているんですが、そうした事象が起こり得ることについての町の認識、さらに実際に歳入不足が起こったときの予算上の措置というものを教えてください。

○議長（増田剛士君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

議員のおっしゃるとおり、この予算を立てるときにおきましては、昨年の末から今年の初めにかけての作業でございますので、その後の状況につきましては、把握できていないところがございます。

個人の住民税につきましては、昨年、令和2年の予算で申し上げれば、令和元年の1月から12月までの所得に基づいて、令和2年の個人住民税が決定されてまいりますので、税額としては変わらないこととなります。ただ、その上で、昨今の状況を見ておきまして、常にです、いろいろな御事情があって、例えば病気とかお仕事を離れたりとかして、そのとき一時的に収入が少なくなって、その税額を払えないという事態が生じるということも考えられることではございますので、その場合におきましては、常々、私どもも個別に税務相談に応じさせていただいて、納付方法とかを一緒に考えさせていただきたいというところでやっております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 分かりました。

では、最後にします。

新たな自主財源の歳入確保について、町がどう考えているかということをお聞きします。

各自治体、様々な工夫を凝らしまして、税収以外の自主財源の創出などに力を入れているということは、事例を見ればよくあることでございます。

この款別でいうところの13款使用料や手数料に当たるとは思いますが、町としてもそうした新たな歳入の創出、あるいはその確保に努めるということについて、どうお考えになっているかお聞かせください。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま盛議員のほうから、新たな財源確保といいますか、新たな収入の創出ということで御意見いただきました。当然、この新たな収入確保というのは、町としましても常に行っているかなければならない、また、新たな取組を今までこれまでにやっていない幾つかまだ方法があるかというふうに思いますけれども、そうした新たな財源確保に向けて、今後、検討をしまして、少しでも財源を歳入のほうを増やしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 今の言葉よく覚えておきます。

これで終わります。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 都市計画税のことでお聞きをいたします。

5ページになります。

都市計画税の中で、特に土地も建物も下がることなく、現実的には地域によっては土地に関して、平均的にはこういうことになるでしょうけれども、この都市計画税を内容というか、都市計画税に関する考え方をお聞きをしたいです。

実は、私も下水道をやっていくうちに、だんだんいろいろ税とかそういうものに当然いろんなものが絡んできて、だんだん知識の中で増えていった中で、都市計画税というものが、実際には目的税になっていますので、それを時々そう聞かれる方がいますので、その都市計画税の目的税の中に、特に今、公共下水道はほとんどやっているところに8割くらいの金が入っていく。でも、実際、この都市計画税が出されて、当然この都市計画税というのは入ったものに関して、納税の義務に関して、受益の権利があるわけです。

ところが、それが残念ながらそういう形のしっかりしたものが見えないということになると、やはりここにちょっと疑問符を付けざるを得ないとなりますけれども、町の考え方としてはこの都市計画税、この本来都市計画税がなかなかこの今の状況で増えていくというのは大変いいことだと思うんですけれども、その使い道の考え方について、もしお答えいただければと思います。

目的税に対する都市計画税の使い道、それとその割合、それが大きな割合になっていることに関しての吉田町の見解をお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

議員御質問の都市計画税につきましては、目的税ということで、今、条例に基づいて都市計画税を徴収させていただいているということでございます。

当然、都市計画税ですので、使途は都市計画事業ということになりますので、先ほど下水道ということもありましたけれども、当然下水道も都市計画事業の一つになってまいります。

また、道路等も都市計画のほうに入ってきますので、そうしたところに当然当て込むという財源になっています。

今、この負担の割合ということでの関係ですけれども、今回参考資料で18ページに出ています。参考資料ナンバー7の18ページに、都市計画税の使途の内訳ということで掲載をさせていただいています。

こちらにつきましては、この計画税のお金については、ちょっと色がないものですから、今、ここはあくまでも各その現年の予算の都市計画事業にそれぞれ比率案分をして、今、配分を充当しているということになっております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

ここであえて聞いたということは、毎年、目的税の中で、私としてはそれが目的に合致しているかどうかというのは、非常に疑問符を持つもんですから、それに対して都市計画税そのものにそのこれから町の当然、今日、入の部分でやっていますけれども、それに対する、すみません、普通に疑問があるもんですから、お聞きをしたいのは、これからもずっと同じような税率できて、今の考え方に基づいて、町のこれからの当然方向性とかそれは皆さんが受容できるような、納得できるような方向にしていっていただきたいと思う、思いがあるもんですから、お尋ねをするわけです。当然、こういうものに関しての、これからの町の方向性とか、そういうものをぜひお聞かせをしていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 都市計画税につきましては、企画課長からの説明のとおりのような考え方でございますが、都市計画税そのものは、都市計画決定している事業ということになりますので、当町、都市計画事業いろいろこれまでも進めてきた中で、現在、都市計画決定を受けて事業推進を行っているものとして、参考資料の18ページに掲げさせていただいているとおりでございますが、現時点においては、都市計画決定事業が公共下水道事業にかなり傾斜しているという状況で、こうした公共下水道への充当率が非常に高い。

今後、都市計画決定を受けている事業というのは、ほかにも多々ございますし、令和2年度の予算にも少し顔出しはしておりますが、大幡川幹線の整備とかそうしたものについては、都市計画事業としてこの都市計画税を充て得る事業ということになってきますし、そうした都市計画税を活用させていただいて、都市計画事業としての基盤整備を今後とも進めさせていただきたい。

その地域性については、それぞれの事業の必要性ということで決めてまいりますので、今後ともこれまで同様の考え方を維持していきたいというふうに考えていきます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 最後にします。

都市計画税が、今言ったできたそのものの過程が、戦後混乱期のそれも日本のどうするかという形で導入されて、昭和の遺産ですよ、まさに遺産です、負の遺産ですよ、私に言わせると。

そうするとその辺をこれから、今、いただいた中で、確かにいろんなことをやっているのは分かっているんですけども、大体、都市計画税から下水事業に7割ぐらい、7割以上が入っているということになると、どうしてもその辺の比率の分も含めて、また町のほうにはぜひいい方法で考えていただきたいと、そういう思いでありますので、その辺の将来的なものも含めてはどうなんでしょうか。

最後にします。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 大変、先ほど盛議員からも御質問がありましたけれども、国においても税制改正等を行いながら、国の税の使い方そのものが環境として変わりつつあるというような、そういう時代を迎えております。

そうした中で、この都市計画税というのも未来永劫このままのものであるかどうかというのは、私どもも確信を持たないという、そういう税の一つだと思っております。

先ほど、手数料とか使用料を上げていくとかいうお話がございましたけれども、今の行政運営の基となる、根幹となる財源というのはやはり税金なんです。いかに税金を上げていくということが課題でございまして、使用料とか手数料そのものを上げていくという考え方になりますと、公営企業に限りなく近づいていきますので、そこは限界があります。

それから、企画課長、工夫してというような話をしましたけれども、工夫にはおのずと限界がある。そういう考え方に沿っていくのであれば、公営企業をどんどん立ち上げていく、そういうような考え方になりますので、今のところそうした考えを持ち合わせているわけではなくて、税金をどう上げていくか、企業誘致を図ったり、定住を促進させる事業を行ったりしながら、いかに根幹となる税金をどうしていくかということが、絶えず我々の財源確保の主題であるというふうに思っております。

その中で、都市計画税もあるわけでございますので、制度として変えていかなければいけないという環境を迎えたときには、即座に制度の見直しということは行ってまいりますが、それまでの間については、貴重な財源の一つであると、こういうことで活用させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） すみません、いろいろありがとうございます。

都市計画税に関しては、任意税でありますので、それも含めてこれから、皆さんよく分かるんです、財政に関しては。ただ、納得のできないものはどこかで追及していただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 町債についてお伺いします。

当町においては、町債するときにはその償還額よりも少ない金額にするというルールがあると思います。

令和2年度の通常分の町債が4億円前後金額になっているわけでありまして、令和2年度の通常償還額は7億円を切って、6億6,000万円ぐらいだというふうに予算上はなっております。このペースでいけば、近い将来その町債可能な額がどんどん減ってしまうのではないかと心配がございまして、その辺に関して、その町債とかその償還額を含めたその町債のシミュレーション、将来どうなっていくのかというふうなお考えというのは説明いただければと思います。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいまの町債の関係で御質問いただきました。

今、議員がおっしゃるとおり、これまで当町は、借り入れる額は償還の元金を上回らないという基本的ルールを定めましてこれまで進めてきました。

さらに、平成24年にはやはり津波防災まちづくりの推進ということの中で、都市防災総合推進事業関連、いわゆる津波防災まちづくりの関連に係る町債の発行額を除くという追加を一部させていただいています。ただし書というかしています。

現状の今、シミュレーションのほう、今、私どももかけていまして、借入れ、今後の借入れを……。

○議長（増田剛士君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時23分

再開 午前 9時37分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名でございます。

引き続き、答弁のほうを、理事、塚本昭二君。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） それでは、地方債の現状の御質問でございましたので、私のほうから引き続き、御説明をさせていただきます。

平野議員のほうから、当町の起債管理の1つのルールとして、償還元金の額を上回らない中で起債をしていくと、こういうルールがあるのではないかというようなお話をいただきましたけれども、まさに長い間、そのルールの下で起債残高を減らしていくという努力をしながら、財政の健全化を目指しております。

そうした中で、一つだけ、2011年3月11日の東日本大震災を受けて、津波防災まちづくり事業については、そのルール外という例外のルールを設けまして、ここまで至っているところではございますが、その津波防災まちづくり事業と位置づけたもの以外のものについては、令和2年度の予算の中でもそのルールに基づいて行っておりますが、ただし、この令和2年度の資料ナンバー7の8ページに、地方債総括表を掲げさせていただきましたが、この地方債総括表の中でいきますと、令和元年度の起債見込額と償還見込額というところがございますが、ここでいきますとそれぞれ元年度においては、起債見込みが11億3,300万円程度ということで、償還見込額というのが16億500万円程度ということで、こういうことで償還見込額、これ償還元金でございますが、こちらのほうがはるかに上回っているということで、確実に起債残高を減らしていると、これがこれまで大体こういう状況で推移しております。

これが令和2年度の増減見込額というところを御覧いただきますと、起債見込額については16億9,590万円という予定でございます。これに対して、償還見込額が15億8,860万7,000円ということになっておりますので、令和2年度の財政計画としては、全体として起債残高が増えていくと、こういうようなそういう計画を提出をさせていただきました。

これにつきましては、やはりここに至って、津波防災まちづくりをさらに進めるという中では、一時的にはやむを得ないであろうと。財政、起債残高に対する財政シミュレーションはずっと公表させていただいておりますが、その中でもピークというのは本年度がピークという中で、あとはずっと減っていくというシミュレーションの中で行っておりますので、ここで一時的には増えますけれども、そのピークがさらに高くなっていくというようなそういうシミュレ

ーションの中で、これを決断しているものではなくて、減っていく中での一時的な増減ということで、シミュレーション上は把握をしているという状況です。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 私がちょっと心配しているのは、一般会計の中での起債額が、去年が4億程度、今年も4億程度であるとする、その元金、借り入れる額が将来減っていつてしまわないかという心配なわけです。

そういうので、どんどんその元金が減ってくれば、借りれる可能性の額が低くなってくるんで、そこがちょっと心配だけれども大丈夫ということなんです、その辺はいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 質問の御趣旨よく分かりましたが、同じ懸念は持ってはおりますが、もともとこの起債ルールを自らに課したという経緯については、実質公債費率が非常に高くなりまして、18も超えてしまったというようなそういう中から、財政規律をかなり厳しくいかにざるを得ないという中から生み出した手法でございます。

まだまだ、今、現状の実質公債費率も県内ではワーストの位置にある。借入れが少なければ健全な財政だなどとは全く考えていなくて、必要な投資がちゃんと健全な財政の中で行われているということが望ましい効果で、全く将来負担を残さないで今の現世代に全て債務を負担させて、それで将来の人たちは何も負担をしないで利益だけを受取るというような社会というのは、これは健全な社会とはとても言えませんので、当町の運営がまともだというふうに思っております。

そうした中で、まだまだ実質公債費比率の比率というのは、まだやはり高めにあるかなというふうに思っていますので、ある程度の数値に下げるまでは、ここのルールというのはそのまま継続をして、何%というのはここでは申し上げられませんが、ある程度目標のところを設定して、そこまでいったらルールを変えていくということが必要かというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 一方、津波防災まちづくりはこのルール外すということになっていて、私の記憶では、あの当時、津波避難タワーをしっかりと作るんだと、早急に作るんだということで緊急にやるというような捉え方でやりましょうという話になったと思うですけども、ここの1年見ると、何かちょっと防災に絡めば、全部そっちに入っていて、町債のルールから外れてしまっているという、ちょっと懸念が一方ではあるわけです。その辺に関しては、今、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この津波防災まちづくりを対象外としたとき、最も詳しく情報共有していただいたのは平野議員でしたので、一番詳しいわけでございますが、やはりそうしたところは現在も出てきております。

当時は、都市防災推進事業を起債メニューの中心に据えて、それで、その起債メニューを対象から外していくという方法を行っていたわけでございますが、今、緊急防災・減災事業債と

いうものが令和2年度を終期にして、その制度は終わろうというようなものになっていますけれども、防災メニューが新たなものがまた出てまいっております。

そうした防災メニューで、今、津波防災まちづくりという事業の対象かどうかというのは判断しているんですが、かなりもともと対象にならなかったようなものが対象になってきたりしていることは事実でございますので、そうした線引きというのはしっかり行った上で、現状のルールも生かしながら、財政規律を保っていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れ替えを行います。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時48分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は13名です。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費、1項総務管理費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 企画費ですが、いいですか。

地域おこし協力隊についてお伺いします。

今回、地域おこし協力隊が会計年度任用職員の制度によって、非常勤から個人との契約になるということですが、地域おこしに関して、地域おこし協力隊のその権限というか、そういうものはどういうものがあって、今回のその契約が変わることによって、その権限が制限が起きてくるとか、そういうことはないでしょうかということなんですが。

○議長（増田剛士君） 企画課長補佐、鈴木 久君。

○企画課長補佐兼企画調整統括（鈴木 久君） すみません、代理で私のほうから答えさせていただきます。

委託にしても町のほうからの委嘱ということでやらせていただく中で、権限につきましては変わらないというふうに考えています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 権限は変わらないということなのですが、具体的にはどういう権限をお持ちで、協力隊として今までやってきたのかというのはどうなのでしょう。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 権限ということですが、今までは特別職として任用していたという中で、今年度末までは特別職の公務員ということですが、そこで与えられる権限というのは、町長から付与されたものということになりますが、権限的なものは特に与えていなくて、活動をどうできるかというような活動の制約的なものをどこまで広げるかというような、そういう動けるような体制をつくっていたということですが。

自らの決裁権限を持っているわけでもないですし、自らの判断で公金支出もできませんし、何らそうした自由度は持っていないで、活動の仕方についてはかなり自由な発想で活動していただけたというような、そういう環境を整えていたということですが。

したがって、それが公務員ではなく、私人契約になってもほとんど変わらないと、あと待遇的には今まで出していたような保険とか、健康保険については公務員ですので、今まで共済の対象になっていたけれども、社会保険の対象になるとか、そういう少し身分が変わったことによって異なる対応もありますが、そうした経費については、公費で賄えるというだけの委託料をお出しするという、そういう中で、変わりのないような活動ができるように予算的にも措置をしているというところでございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 私のちょっと言葉が悪かったのかもしれないんですが、権限と言って、要は今まで町の仲間としてこうやって、これやっていこうというような感じだったのが、契約になって、なかなか意思の疎通がいかないようなことにはならないかという心配ですが、そういうことはないということだと理解します。

家賃は別に保障するわけですね。それはトータルで1人当たり400万円以下の中でしっかり管理はするということで理解しておけばいいということでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 御質問のとおりでございます。町で予算的にも措置をさせていただいているということですが。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 57ページを見てください。

この中で、シティプロモーション事業についてお伺いをいたします。

過去平成30年度が4,952万7,000円で、31年度が5,392万4,000円、今年度が5,151万6,000円です。この間、中の組織が大分変革をいたしました。

それで、特に毎年、これだけのお金をお願いをしているわけですが、その中で、この予算を組むに当たって、過去の人員が、中の人員構成が変わってきたことによって、それはこの予算にどういう形で何かが反映されていると思うんですけども、過去との比較をしながら現在の状況と、それと、今年度これに向かって何をしていくかという目的、一つはこれだけのお金を中でやって入っていくわけですから、そうするとそういうところにはどうしても一つの目標を持って、そして、その目標を達成することによって、やはりそうした具体的なものを

出すことによって、何がどういったしっかりしたものが目的が出ないと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。過去とそのこれに向かったの先ほどの状況の変化、そういうのをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） このシティプロモーション事業費ができ上がってから、あまり間もないわけですが、当町がシティプロモーションというのを意識し始めて、それで、その部署を企画課に置いたというところから始まっておりませんが、その中で、シティプロモーションの持つ当町が力を入れなければいけないというふうに感じたところは、なかなか吉田町、高齢化もよそと比べてかなりは進んでいないというような、それから、あまり人口減少も他と比べてはそんなに進んでいないというようなところもございますが、こうした状況を継続をさせる、全国的な少子高齢化社会にあって、人口減少も進むという中において、確実に町長なども何度も口に出されておりますが、激しい地域間競争の世の中に入っているんだということで、少子化が解消されて自然増が望まれる状況であれば、そうしたところを確実にこ押しをしていけば、人口減というのはある程度防げる可能性はあるわけですが、そこがなかなか見込めないと、不確かなところがあるということになりますと、社会増を何とか望んでいくということを行わない限りは、人口というのはどんどん減ってくるということになってきます。

そうした中で、借家住まいの一過性の人口移動でいいかどうかと、こういうところを考えますと、そうしたものではなくて、やはり定住をしていただけないような人口増を目指しながら、当町というのをプロデュースしていく必要があるのではないかとということで、シティプロモーションというものに、当町遅まきながらぐらいの状態だったのですが、力を入れようということで、企画課にその部署を置いて、しかも一般社団法人吉田町まちづくり公社も設立しながら、それを一緒に民間レベルと行政レベルと、相乗効果を生むような形で展開をしていこうということで事業化したものでございます。

これが、軌道に乗ったかどうかというのは、まだまだその実感は持っておりませんが、ただ、定住促進のための補助制度とか、それからふるさと納税を通してのシティプロモーションとか、そうしたことも着実に成果は上がっているのではないかとこのように感じているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） この中でちょっと非常に具体的な話になると、以前にもちょっと言いましたけれども、あの付近、夜9時頃まで電気ついています。9時頃まで、夜、結構何時までついているんですか、結構夜の電気が中において、非常に中の電気はついているんだけれども、あの辺一帯が歩く人がほとんどいなくてとか、そういう状況がある中に、こういうのがどこかでいろいろな部分で改善をしていかなければいけないと思っているんです。

私は、以前にも言ったとおり、地域の人が、知っている人が地域の人があそこにはないと、ちょっと吉田町というふうにするか非常に分からないと言いながら、言ったことがあるんですけれども、それが変わってきて、その中で聞いたかったのが、その辺の要するにまちづくり公社の役割がうまく機能してきているとは思いますが、その辺はどうなんですか、以前と比べて。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 以前も、公社のスタッフの中に町内者が少ないのではないかというような御質問をいただいた記憶もございまして、現実として、設立当時からここ3年ぐらいの間というのは、中心スタッフも町内の方ではなかったというところもございまして、御心配をいただくような状況にはあったかというふうに思っておりますが、昨年の4月、それから定期総会を踏まえた6月、5月の末ぐらいから、もともと当町の副町長が理事長を務めていたのも、なかなか行政と切り離れた中で、もう少し民間としての育ち方をちゃんとしていただいたほうがいいのではないかとということで、副町長ではなくほかの町内の方を理事長に就任していただいて、それから、中のスタッフについても、今、ほとんどが町内の住民の方が職員として入っているというところまでこぎ着けております。

あと、大変申し訳ないですが、ようやく軌道に乗り始めているというようなところまで来ているというふうに認識しております。あと、さらに、それに町づくりをどう展開しながらその公社を運営して、情報発信とか、町づくりに的確に貢献してもらうかというところのビジョンづくり等に、今、着手しようということになっておりますので、大変申し訳ない、もう少し長い目を持って育てながらこれを着実に吉田町の町づくりにつなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 非常に少子化の中に、人口減少の中に非常に重要な位置を占めると思っていますので、是非その辺はしっかりとしたビジョンを持ちながら、しっかりとした目標を持ちながらやっていただければと思うんです。

特にこの中で聞きたいのは、聞こうと思っていたのは、若年層の移住とか、そういう形でどんな目標を持ちながらどういう形で結果を出したか、これが何を望んでいるかというやつがもし数字的なものが分かれば、出ているのであれば、またちょっと教えていただいてもと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 定住についても、本格的なこういう補助制度を設けて行っているのは、令和元年度がとりわけ力を入れている年度でございまして、もう少しこの場ではなく決算まで見通して、御報告をさせていただければというふうに思っております。ここでは、ちょっとお答えをできる状況にないということで、御了解をいただきたいと思います。

以上です。

○9番（山内 均君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 6番、山口です。

一つ前に戻りますけれども、56ページ、6目の企画費についてお聞きしたいと思います。

12の大井川流域 smile ネット事業費ということで、先日の全員協議会で企画課長からの説明を受けました。この中の121万2,000円で、放送番組委託料として31万幾らと、また、中継局設備保安委託料として、合計合わせて121万2,000円ということで、その中で町の方のインタビューと街角情報ということの費用だということを知ったんですけれども、総務課長にお聞きしたいと思うんですけれども、この街角情報ということで、昨日は吉田町の上下水

道課の情報がラジオで流れたんですけれども、どのようなものでこのFM島田に情報を流しているのかということでお聞きしたいんですけれども、企画課長はメールとかファクス等で流すということなんですけれども、どのようにチェックをされているのかというのは、私、この町のいるときには、このFM島田を聴いているんですけれども、町内の街角情報ですと、例えばイントネーションが違ったり、あとはほかの市町は関係ないのかもしれませんが、地名さえ違った読み名で言っているんですけれども、総務課としては放送後とか、放送前ではどのようにチェックをされているんですか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

FM島田の街角情報の情報の発信の仕方ということだと思いますけれども、情報については町の行事とかそういったものを中心に情報を提供させていただいて、朝、昼、晩、放送を流しさせていただいております。

情報の提供の仕方としては、各課から流していただきたいものについても情報をいただいていますし、総務課の中で情報も選別しながら、情報提供させていただいていますけれども、情報の出し方としては、メールで出させていただいています。

今、議員が、チェックしているかどうかというところのお話なんですけれども、内容についてはチェックさせていただいていますけれども、そのイントネーションとか呼び名が違うというところのことにしましては、お客様から、今、議員から御指摘いただいたんですけれども、御指摘がない限りはこちらのほうもチェックしようがないというか、私たちも耳にすれば、違ってはいますよということはあるかと思うんですけれども、そういうところの流したテープの内容については、こちらのほうが送られてくるんですけれども、そのときのイントネーションとか、そここのところのチェックはなかなか私どもではできていませんでした。

○議長（増田剛士君） 6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 6番、山口です。

この121万2,000円という、例えば民間企業とか事業所で例えば自分の店とか会社のほうの宣伝とかチラシを打つ場合、これ120万という費用を使う場合は、例えば何度も何度もすり合わせをしたり、例えば新聞、チラシですと、文字の間違えはないかとかというチェックは必ずすると思うんですけれども、この金額に対してそれらチェック機能とかというのは、今後どうする予定でしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 議員がおっしゃっているのは、56ページの12事業のsmileネット事業費を、今、言われましたけれども、ここにある121万2,000円というのは、議員もおっしゃっていましたが、中継局、吉田町庁舎の6階にあるんですが、中継局を設置していますので、その中継局を運営するためのFM島田に委託をしていますので、その委託料を含んだ委託料が121万2,000円です。

ここで、この中にはそのハードのメンテナンス費用とか、そういう委託と、企画課でここに積んでいるのは、特集的に企画して、町の動きを特番的に知らせたりとかという放送を作るための費用がここにある金額になります。

今の御指摘されているのは、文書広報費47ページの2目の中の一番上に12節の放送番組制作委託料72万2,000円というものがありますが、これがこの近隣もほかの市町も一緒に同じ

ような取組をしながらFM島田を活用しているものになりますが、お聞きいただいているのであれば分かっていると思いますが、ほかのところも自分たちの住民向けにお知らせしたいものとか、それから、ほかの方々を呼び込みたい事業とか、そうした広報的な見地を出しているものでございますので、できるだけ状況、そうしたタイムリーな情報をタイムリーに発信していくというのが、こちらの72万2,000円になってまいります。

そういう違いを持って予算を運営しているわけですが、このFM島田の取組自体も、かなり長い間同じような運営をしているということもございまして、もう少し慎重に情報を取り扱っていただけるような、そういう連携を今後取っていくように、もう少し注意深く要請をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。
いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。
ここで暫時休憩いたします。
休憩中に説明員の入れ替えを行います。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時16分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は13名です。
次に、2款総務費の2項町税費から6項監査委員費までについての質疑を行います。
質疑はありませんか。
いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、12款公債費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、13款諸支出金についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、14款予備費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れ替えを行います。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時27分

○議長（増田剛士君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 民生費で98ページ、ファミリーサポート事業について、46万5,000円ついているわけですが、ファミリーサポートもう何年かやっていると思うんですが、今の状況は、その計画どおりにどんどん広まっていっているのかどうかということで、私自身は町民が町民と助け合ってやっていくといういい事業だと思うので、その辺はどうなのかと思って。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

ファミリーサポートの件についてお答えさせていただきます。

ファミサポにつきましては、平成28年度から立ち上げをさせていただきまして、現在に至っております。

今、会員数でございますけれども、依頼会員、サポートしていただきたいというリクエスト会員につきましては、現在88名の会員数がございます。それに対しまして、サポート会員、そのリクエストを受けて支援しますよというサポート会員は、現在のところ23名の登録がございまして、当初から比べましても、年々、年数がたつにつけて、会員数は伸びている状況でございます。

実績のほうでございますけれども、例えば放課後児童クラブのお迎えだとか、あと子供さんたちの習い事のお迎えだとか、送りお迎えとか、そういった事業が多く、内容としてはうちのほうで把握してございます。

状況としては、以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これをもっとどんどん促進していこうということに関しては、何か手段とか方法とかいうことをお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

ファミリーサポート事業の実施要項というものの中で、原則としてサポート会員の家庭において、こういったサービスを行うというような決めで、今、事業を行っております。

なかなかサポート会員と事業を支援してくれる方のお宅によそのお子さんをお預かりしてやる事業で、御家庭に子供さんが入ってくるということで、ちょっとそこがハードルが高いとい

うか難色を示されている部分ということも、うちのほう把握していますので、公共の施設が空いているところであるならば、公共の施設でその事業が展開できるとか、そういったことを柔軟に考えていくようにというふうに、今、思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れ替えを行います。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時32分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

119ページ、感染症予防費についてお尋ねします。

現在、全国的にマスクが不足している状況です。

2009年の新型インフルエンザでもマスクが不足したときがありました。そして、今回、新型コロナウイルスでもマスクが不足しております。

計画的に一定のマスクを備蓄していくのがよいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

今回の新型コロナウイルス感染症の対策の中で、確かに全国的にマスクが不足していて、政府のほうでもチームをつくりまして対応をするという報道もございます。

当町におきましては、今、議員がおっしゃいました新型インフルエンザが流行したときの備蓄のマスクがございまして、そのマスクを、現在、少しずつ不足する医療機関、それから放課後児童クラブ等に配布して、使用をしているところでございます。

今回のこの当初予算の中には、そのマスクを購入するというような予算は計上しておりませんが、今後、現在は新型コロナウイルス感染症の対策のために、今、起こり得る状況に対応すべく、日々変わっている状況の中、対応させていただいておりますが、今後、今回のこういった対応を踏まえまして、平時に有事に備えてどういった対応をしておくべきかをマスクの備蓄も含めまして、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 感染症予防の対策にもマスクは必要だと思いますし、災害時にもマスクは必要だと思います。

また、医療機関や必要とされる施設への配給はもちろんそうですし、必要に迫られた場合は町民への配布もあるかもしれません。備蓄にはある程度、一定の備蓄が必要だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

マスクをどの程度備蓄したらいいかということにつきましては、やはり先ほども申し上げましたとおり、今回、どのような配布をしたであるとか、あとは全国的にどういった備蓄が必要であるかといった考え方も出てくることも予測しておりますので、マスクの備蓄の量につきましては、今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○4番（中田博之君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

同じく119ページの感染症予防費の中の予防接種委託料の中に、今年度初めてロタウイルスのワクチンを接種ということなのですが、ロタウイルスのワクチンというのは、2回接種ワクチンと3回接種のワクチンがあるんですが、町としてはこの2種類あるワクチンに対してどのように進めていくのか、そのお考えをお聞きしたいです。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

今回、10月1日から定期予防接種として導入されますロタウイルスのワクチンにつきましては、今までの定期予防接種ではなかったワクチンを2種類、どちらを使ってもいいというようなことになっております。

今現在は、議員がおっしゃいましたロタテックとロタリックスという2回接種するもの、3回接種するもの2種類ございますが、町としてどちらのワクチンを使うとか、そういったような考えというか、そこは町が考えるところではございませんで、予防接種法の中でどちらを使っても構わない、それは医師と保護者の判断で使用するということになっておりますので、町としてどちらを使っていくかといった方針は特に立ててはおりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

この今回、新しくロタウイルスのワクチンを接種、10月からするんですけれども、そのPRの方法とか周知の方法は、町民に対しての周知の方法ってどのような方法を考えているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

今回、10月1日から始まるロタウイルスワクチンの予防接種を当初予算で計上させていただいたというところで、予防接種法が10月1日にロタウイルスが導入されるということで、

1月に予防接種法が既に改正をされておりますので、この予算をお認めいただきましたら、4月から8月1日の出生のお子さんからが対象になりますので、順次個別でのお知らせもできますし、ホームページ等広報使いまして、お知らせをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

ほかの感染症のことについて、ちょっとお聞きをしたいと思います。

感染症、予防接種委託料の中に、去年から風疹の接種をしています。それと、家族の部分と、家族の部分は別に出してあるんですけども、男性の検査プラス接種に対して、昨年度から出ていますけれども、それ計画は3年ということをお聞きしました。今、1年目が終わろうとしているところで、今のまたこの間の補正の予算のときに、その戻って補正した額もあるんですが、現在、その風疹の男性向けの抗体検査プラス接種の状況というのは、どのようなもので、町としては計画どおりにいっているのかどうか、そういったことについて、ちょっとお聞きをしたいんですがいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

議員がお尋ねの風疹の追加的対策ということの抗体検査と予防接種の第5期の風疹の予防接種ということにつきましてですが、今年度から3年間の時限付の実施というふうになっております。

今年度の実施につきましては、6月の補正予算でお認めいただきまして、6月に入りまして早々にクーポン券を郵送をしたわけですけれども、全国的にも抗体検査の実施率が低いということが課題になっておりまして、当町におきましても、当初見込んでいただけの抗体検査の実施まで至っていないという状況で、実施率は低いという状況になっております。

率にしますと、国の率並みの低さというようなことで、今、私たちは評価をしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

では、今後、町としてはその抗体検査の実施率を上げていく、接種を上げていくのに、どのように考えているのか、どのような方法をしていくのか、ちょっとお考えをお聞きしたいです。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

風疹の追加的対策の今後の実施方法と言いますか、今年度、クーポン券を郵送してごさいます対象者の方には、引き続き、そのクーポン券が使える延長期間を1年設けて使えるように、国のほうでも整備を行いまして、医療機関にもそのようにお伝えをすると同時に、対象者の方には、はがきをもって通知をしたいと考えております。

クーポン券を紛失してしまったという方には、再度クーポン券をお作りしてお渡しするというを考えております。

それから、令和2年度の対象者の方には、同じくクーポン券を郵送をいたしますが、さらにその実施率を上げるべくホームページと個別の通知等で勧奨を図っていききたいと考えておりま

すが、国ではこの状況を踏まえまして、企業等への事業者健診での実施の強化というところを対応するというので、既に企業等にそういった通知を出すであるとか、国のほうでも対応を考えるということ聞いております。

以上です。

○7番（蒔田昌代君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございませんか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 9番、山内です。

122ページの生活排水改善対策事業費でお聞きをいたします。

全協の中で、平成30年が74基と元年が66、今期が80基を予測というか、やろうと計画をしている。

その中でこの排水改善に関してはお聞きをしますけれども、この中で単独から合併へ入れ替えたもの、そうなった、30、元年、それと本年度の計画って分かりますか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

過去2年実績と、令和2年度の予算の計画について、切替えについての数値ですけれども、平成30年度につきましては、実績としては74基やったうちの5基が設置替えになります。令和元年まだ2月見込みですけれども、2月末現在なんですけれども、現在で2基となっております。

令和2年度の計画の中では、単独からの切替えが何基、新規が何基という分けはしてなくて、計画の中では80基を合併浄化槽を実施するという形で予算を組んでおります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今、聞いたごとく、30年が74基中5基と元年が66基中2基、要するにこの生活排水の改善というのの意識が皆無に等しいのではないかという感じをしているんです。当然、先ほどの税の公平性も含めながら、このやつは、この部分に関しては、もっともっと改善をしていって、切替えをしていく。そうして、そういう計画をしていくお願いをしたいと思うんです。

理由は、もう実際に20年、30年になってきて、今の時代に非常に非効率的な水も含めて、今は3分の1から5分の1の水でというものも出ていますので、そういうのを含めて、その改善を、生活の排水の改善その対策、それをちょっとぜひ意識を持ってやっていただきたいと思っているんですけれども、その辺の今言った、2基というのは計画の、今年の計画も含めて意識が足りないと思うんですけれども、どうですかその辺は。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この浄化槽については、全国的に浄化槽問題で一番問題になっているのが、当然、単独浄化槽から合併浄化槽への切替え、そこについての改善がされれば、生活環境の改善が図られる、そこが一番課題なものという認識は持って、通常毎年、広報だったり切替えのことをやっているんですけれども、なかなか今の現状の制度の中で、一般家庭でいくと経済的な面であるとか、現状で単独浄化槽で困っていないというところがということら辺でなかなか進まない、広

報しても進まないというところがあるのは当然課題だと思っておりますけれども、そこについては、令和2年度に、今、実施する経営戦略の中でも、浄化槽の促進が図れるかどうかということについても、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） なぜこの部分にいつもこだわるかという、昨今、豪雨の被害がよく出てきて、それで、我々北区の連中にとっては流れていくからいいんです。ところが住吉よく水が溜まるでしょう。ところが、今、外人の人も増えてきて、生活環境が変わって、油とか非常に環境汚染するものが増えてきたと、いつも思っているのが、排水、雨で床上まで行くじゃないですか、そのときに単独浄化槽から出る、単独浄化槽は今、本当トイレやつかないです。

ところが今、その部分というのは汚す中の数%であって、ほかの部分に関してがたくさんのパーセントの悪い影響を出すんです。

それと、水のたまったときに、よく映像で見るじゃないですか、歩いている。あれは汚物の中を歩いているのと一緒になんです。そういう意味で、私としてはちょっとこだわっているんですけども、その辺の意識改革というかそれも含めて、今回も洪水対策が出てきていますけれども、そういうものを含めて、そういうものややっていっていただかないと、そこに住んでいる人が本当のことを知ったら、たまったもんじゃないです。そういうときに、排水の水質調査をやってくれば、多分、分かると思うんですけども、そういうものを含めて、ぜひこの意識の改革をしながら、合併浄化槽の推進、それをぜひお願いをしたいと思っておりますけれども、その辺はどうでしょうか、これからの方向性として。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

その意識改革というところは、当然、職員の意識も環境対策についてやらなければならないところもありますし、当然、単独処理浄化槽を使っている人に、広報の仕方とかも検討して、その中で、何かしらの例えばインセンティブ働けばいいのかもしれないんですけども、そこについては、やり方、ちょっと今後の課題だと思っております。ただ、やらないというわけではございませんので、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 上下水道課長からの答弁ありましたけれども、やらないとかやるとかいうことではなくて、意識改革そのものは本当に必要なものでございまして、当町が公共下水道の事業を始めるときの意識も、やはり水環境をしっかりと保つという、そういう社会的な要請も踏まえながら、当町もそれに寄与していくというような決意の下に、公共下水道というのを始めておりますし、それがなかなか面整備が全て行き届いていないということで、単独浄化槽が残っている、最終的には単独浄化槽というのはなくしていくという方向としては、誰も承知されていることだと思いますので、そうした今後、町の汚水処理の仕方をどうイメージしていけるかということをもう少し具体的に時間軸を短くして、イメージできるように行政としてもしていくことが、それを解決できる道ではないかということをおもっておりますので、先ほど上下水道課長が経営戦略の中で検討もしていきたいというようなことも申し上げております。

し、そうした中では、主要な課題ということで捉えながら、事業を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） その先ほど言った、ゴムの中に非常に雑菌が多い、その中に生活するわけですから、特にこの中で、7番もそうです、8番もそうです、環境に関しては、これから世の中はそっちへ進んでいくでしょう。そのときにやはり全体的にそういう意識を持ちながら、この22ページにあるいろいろなものを考慮しながら、トータル的な改善とかそういうのはやはりやる必要はあるし、いずれなっていくだろうと近いうちにとお思いますので、ぜひその辺は意識の改革をしながらやっていっていただきたいとお思いますので、よろしくお願ひしますというところで終わります。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 平野です。

ページ121 ページの飼い主のいない猫不妊去勢手術についてお伺ひします。

今年、来年度の予算が従来の半額になる。これは全協で半額になった理由というのは御説明があったんですけども、その背景として、27年から300万円かけてやってきたことで、その飼い主のいない猫が大幅に減ったという認識の下、これをやったのかどうかということに関して、まずお伺ひします。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

飼い主のいない猫の今までの成果ということでござりますが、前にもお話しさせていただきましたが、飼い主のいない猫の、まず最初に、母体の個体数というのがなかなか把握できなくて、母体数に対して何匹やったというふうにして割合で示せればいいんですが、なかなかそれが難しいという中では、業務している中では、猫の被害というかそういうものの苦情が年々減ってはきているというところはござります。

なかなかその数字として評価するのが難しいという中で、うちのほうの町としましては、一つの目安というか評価といたしましては、この予算の中にもござります犬猫と鳥獣等の死骸の収集というものがござります。その収集の件数というものが、飼い主のいない猫というものは基本的には手術をした後は、元に戻すというのが原則でありますので、元に戻すと必然的に飼い主のいない猫が増えれば、逆に言うとそういう不幸な猫が、路上で亡くなったりだとかそういう猫がかなり多くなっていくという中では、その個体数が、28年度につきましては159体、猫だけに限定いたしますと159あったものが、去年の平成30年度の実績からいきますと133、今年度につきましても113とかなり減ってはきておりますので、そういうことで考えますと、路上とか飼い主のいない猫、外にいる猫の死体数が減ってきているということは、それなりの成果が表れているのではないかとこのように町のほうでは考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 平野です。

先ほど、被害の報告というのが減ってきているということだったんですが、これ具体的にどのくらい減っているんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

件数というのはちょっとあれなんですけれども、今、年間ですと大体数件程度です。そういう中でも、今まではそれこそさっき言った路上に死んでいる猫がいるとかそういうのでありますとか、猫がうちの中に入ってきて困るといふ苦情の電話が少なくなっているというのが、最近でございますと数件程度しかないということで、うちのほうでは減っているのではないかといいふうに判断しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 先ほど猫の死骸が150ぐらいから113ぐらいまで減ってきているということなんですけれども、逆に言えばまだ百数十匹いるということで、補助金を半額にするということによって、その効果は単純にいけば半減するかもしれないし、繁殖を考えればもっと増えるかもしれないというおそれもあるわけですが、その辺はどういうふうな判断だったんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

確かに、今、議員さんおっしゃるとおり、今までどおりの方策でいけば、かなりやはり金額が半分になるので、個体数も単純に言えば手術する猫も半分になってしまうという中では、今回、その全協の中でもお話しさせていただきましたが、去年あたりから、その取組といたしまして、まず、その手術ができない小さい若い猫を、まず、不幸にする猫を少なくすると、飼い主の元で飼っていただくというところに重点を、そちらも並行して進めていくという中で、飼い主を見つけてその方に飼っていただくというところを今後は重視していきまして、そういう中でも、やはり成人になった猫もいますので、それも含めて進めながら、飼い主を見つけて、なるべくそういう飼い主のいない猫を減らすということも含めて、今後、事業のほう進めながら、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 最後にしますけれども、以前、餌やりをする方が、通報受ければ町のほうは指導に行くというようなお話があったんですが、今もそういう方はいらっしゃるということでもよろしいですか。それでも減ってきているということなんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 確かにそういう苦情と言いますか、そういう方もいらっしゃいます。そういう方につきましては、今年度も3回ほどやりましたが、中部保健所の指導員の方も含めまして、そういう方と話し合いを持ちまして、その地域猫という感覚であれば、これはあくまでも地域の同意の下でないといけません。そういう中で、むやみに餌をやるのではなくて、その方が管理できるような状態で餌やりをやるのか、そういうことの話合いについては、今年度につきましても3回ほど持たせていただいて、そういう中で指導していくという形を、今、取っております。

以上です。

○5番（平野 積君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れ替えを行います。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、5款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 147ページの観光費についてです。

吉田町ではにぎわいづくりということをうたっておりますけれども、観光交流客数に関して言えば、平成27年度から県下で一番少ないという状況が続いているという状況において、令和元年度の実施計画においては、令和2年度の経費として6,600万円を予定していたはずなんです。今回予算として出てきたのは3,973万円だと、減額になっている。対前年度に比べても800万円減額になっている。その理由は何なんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山考宏君。

○産業課長（中山考宏君） 産業課でございます。

ただいまの御質問、今年度と来年度の予算の差ということでございます。

今年度につきましては、一昨年度の台風被害がありました展望台小山城施設の修繕ということをやらせていただきましたので、その分が令和2年度は少ないということになっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それは、予算で分かるんですけども、実施計画、令和元年度の実施計画に令和2年度には6,600万円使いますという計画が載っていたんですけども、それは今年の実施計画も減っているし、実際の前算も減っていると、2,600万円ぐらい減っているわけです。その差というのは、もともとそのときは何をやろうとしていて、それをやめたのかということなんです。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山考宏君。

○産業課長（中山考宏君） 産業課でございます。

それこそ令和2年度につきましては、実施計画上、小山城の老朽化調査を今年度、実施しました。その調査結果を基に詳細設計をやって、工事につなげていくということで、そのための小山城の実施設計業務を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ちょっと答弁に食い違いがあるんですが。

産業課長、中山考宏君。

○産業課長（中山考宏君） 産業課でございます。

申し訳ありません。

実施計画上は、小山城の修繕に伴う実施設計をやるという予定で、実施設計のほうを計上させていただきましたが、予算上は来年度、それは先送りにしたということで、令和2年度の前算の観光振興費につきましては3,146万9,000円ということで、それは入っていないということになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 平野 積君。

○5番（平野 積君） その診断した結果、しばらくは大丈夫だということで、来年に延ばしたというふうに考えればいいんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山考宏君。

○産業課長（中山考宏君） 産業課でございます。

それこそ劣化診断調査を行いまして、その状況も見まして、令和2年度でなくそれ以降でもという判断をして、予算計上したところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） いろいろ工事が入って、その観光費、高くなったり低くなったりしているわけですけども、要するに観光交流人数、要するににぎわいづくりという観点でいけば、大体同じくらいの予算が毎年やっていけば、工事があれば増える、やはり低いという観点であればもっとPR活動も含めて進めていったほうがいいと思うんですけども、その辺に関して、現状をどう踏まえていますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山考宏君。

○産業課長（中山考宏君） 産業課でございます。

それこそ吉田町の観光施設ということにつきましては、展望台小山城ということで、あとその周辺の売店でありますとか、そういったところを、今、既存の観光施設等資源ということで、活用をしているところでございます。それこそシーガーデンシティ構想の中におきましても、位置づけをされているという中で、昨年7月に売店のほうをリニューアルさせてもらい

まして、しらすのまどぐちということで、吉田町、そして特産品であるシラス商品、そういったものを少しずつではありますがPRをして、町外に向けての周知、啓発のほうしているところでございます。

今後におかれましては、シーガーデン多目的広場吉田漁港の周辺ですとか、今、整備している途中でございますが、そういったものも観光資源の一つとして、シーガーデンシティ構想の中で位置づけられておりますので、そういったものを活用して、にぎわいを生んでいきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 145ページと6ページのところを見てもらえますか。この中に中小企業振興費ありますね、それと次のところには産業支援事業費、これは予算の中からこういう形で出ているんですけども、今、状況がコロナウイルスの状況で、非常にこれからも目に見えて、いよいよ世の中がそういう方向に動き出したでしょう。それに関して、これ当然、どこかで国も方向見せるでしょうけれども、そういう形で力づけるというか、助けなければいけないときが出てくると思うんですけども、そこに方向性について、緊急として聞かせてもらおうんですけども、どういうふうな形で吉田町の中ではこれ考えていますか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

ただいま国のほうからセーフティネット、融資の関係で来ておりますので、そういった手続等町に、金融機関が来ておりますので、そういった手続のほうをしている状況でございます。

今後におきましても、県のほうがそういった対策ということを考えているということで聞いておりますので、そういった中で、町として何ができるのかということころは、今後、検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 先日、町長がそれに対して、準備金とかそういうものによって対応しますよという話は、答弁の中でやっていただきました。大石議員の質問に対して。私としては、それは当然必要になると思っているんですけども、今回のやつに関しては、そういう基金とかそういうので間に合わない可能性があるんですけどもとは私は思っているんです。

今、世の中動き始めました。倒産が非常に出てくるでしょう。吉田町も今、見ていて、本当に車自体も動いていないです。非常に少なくなってきた。それがもろに来るでしょうから、そのときの準備というのは、今からしておかないといけないんですけども、そういう準備というものに関しての、町は今、何か対策とかそういうのは取ろうとはしているんですか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、先走っては困るんですけども、基本的に状況の推移を当然のことながら判断しなければならないわけで、情報の収集をまずやると、どういうふうな状況になれば、どういうふうな手を打つとそれだけでございますので、議員のように先走ることはないと思います。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 先走っているわけではなくて、私たちはここで生まれて、ここで育て、ここで子孫を残していく中で、やはりそういうもの来たときに、常に臨機応変に対応できるような体制をぜひ作ってあるべきだと思うんです。今回、特にそう思うんですけれども、その辺で今、そういう考え方というか、対応する仕方、準備というか、そういうものがあるかどうかということをお聞きしたい。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先日、大石議員にお話ししたように、状況のまず推移がどんなふうになるか分かりませんが、はっきり言って、当然のことながら、いろんな影響が出ることは当然予想しますけれども、まずやるのは予備費であるとか、それから状況の推移によっては補正予算組むとか、そういうふうなことになってくると思います。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に説明員の入れ替えを行います。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時15分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

154ページの橋梁維持費で、全協でもお伺いしたんですけれども、わざわざ念佛橋の撤去費用を組んだにもかかわらず、撤去しないで、今回この橋梁を補修設計業務委託料の中に調査するという予算を取ってあるということで、最初は撤去してそこ造らないという話だったものですから、それをなかなかやらないと思ったらこういう形で、今度予算の中でいま一度調査をするよというふうになったものですから、その撤去しなくなった理由というのは、ちゃんとしたものがあると思うんです。その辺をどういうことでこれが撤去しないで、また再調査という形になったかということをお聞かせください。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

念佛橋の経緯ということだと思います。

まず、御存じだと思いますが、念佛橋の状況をお話をさせていただきますと、2級河川、県の管理の2級河川の湯日川にかかっている橋でございます。

点検をしたところ、至急に対応しなければならない橋だということの中で、現在、通行止めさせていただいております。撤去の方向で令和元年度の予算づけもされております。

そんな中で、私どもとしましては、河川管理者でございます県島田土木事務所と河川協議を撤去に向けての河川協議を行いました。そうしたところ、その撤去に当たる工事に当たりまして、非常に難しく厳しい条件となったものですから、再度方向性を見直しているところでございます。

今年度の予算につきましては、川尻大道を下がりました中橋のほうの補修の設計に振り替えているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 県との協議をしてということでありましたが、内容がもう少し分かったら教えていただきたいと思えます。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

一部、河原崎議員の一般質問の答弁とも少しかぶりますけれども、お話をさせていただきますと、河川協議の中で、河川管理者である県島田土木事務所のほうからは、主に2点大きく私どもとの開きがある条件がございます。

1点目につきましては、橋の橋脚と言いまして脚の部分でございますが、ちょっと見えない川の底から下に潜っている部分、それもぼつきし取りなさいというような状況です。

もう一つは、アバットといって橋台なんですけれども、右岸と左岸に上部工が乗っかっているコンクリート構造物があるんですけれども、それを撤去した場合には、護岸をきっちり整備をなさいたいというような条件がございます、私どもの考えている範囲を著しく超えたものですから、少し今、方向性を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今、内容聞いて、橋脚の撤去と橋台の撤去とその後の護岸の補修という、最初の撤去というのは橋だけの撤去で予算が組んであったのかと思うんですけれども、そうするとこれまでやるとお金がかかってしまうということで、撤去するが勘定が合わなくなったもんで、そのためにもう一回、それをもう一回調査して、予算の検討をするのか、それとも、これまで撤去するというのをやめて、そのまま残して、これまで撤去してあそこにはなくなっちゃうというのをやめて、あくまでもそのままの形で、これまでの撤去するということをやめるのか、その辺はどちらかはっきり伺いたいです。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） はっきりということでございますが、今ある橋の利活用を含めた方向で検討していきたいと思っております。

以上です。

○10番（八木 栄君） 了解です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今の関連ですけれども、今の話を聞いていると、撤去すると決めたときには、島田土木事務所には相談しなかったということですか。それとも、決めた時期から、今、工事始めようとしたときに規制が厳しくなったという、そういうことでしょうか、どちらなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

島田土木事務所との打合せの経緯と協議の経緯ということだと思います。

撤去を判断したときには、全然話をしていなかったということではございません。撤去という方向が決まりましたので、細かく河川協議ということで、書類的なもの、現場も精査をしまして、調査をしまして、こういう方向性だということで町として設計を組みまして、上げたのがその後でございますので、全然島田土木事務所とお話をしていなかったということではございません。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それで判明したのはいつですか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

今年度、令和元年度の夏ぐらいに町としての撤去の報告書がコンサルタントとやった中で上がってきまして、それをチェックしまして、夏ぐらいには、うちとしてのものができました。そこから、河川協議を細かく島田土木事務所としまして、最終的に条件でもないですが、正式に来ましたのが11月、12月という段階でございます。

○5番（平野 積君） 了解。

○議長（増田剛士君） ほかに。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 153ページの吉田町内道路舗装修繕事業費、これに関しては全協の中でも、何人かから質問が出たと思うんですけども、この実際の経緯というのと、やっていくと29年度が6,600万円の経費だったんです。上げて、そして、補正でマイナスをかけたのが、4,400万円で、実際執行したのが30%ちょっとくらいですかね、できたのが。

30年度が6,000万円を用意しておいて、その中で執行をやめたのが、マイナスにしたのが、補正をかけたのが3,679万円、31年度それが6,000万円の予定で、補正額が4,295万円、これなんかは実に執行が30%切ったと、28%でした。

全協の中では、国からの予算の中に計上した中で、国の内示が出なかったと、それはそれでいいでしょう。結果的にそうなった。ただし、中でちょっと課長に言われたのが、実際に53ページを見ていくと、一般財源が入るわけです。この吉田町内舗装道路修繕工事には。その中で、優先順位を毎年、毎年つけながら、つけながらですよ、そうやっていって、そうして出なかったとそこで切っちゃって、実際には30%切るところで切っちゃって、そうしてもう次は新しいもの考えるのではなくて、本来ならこういうのは優先順位をつけた以上、一般財源を含めてやっていくべきだとは思いますが、そういう形の計画というのは、なかなか持てないものなんですか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

先の本会議の中でも、少しそういうお話が出たとは思いますが、緊急的に修繕をやる場所は、また、道路維持費というところの中でありまして、これにつきましては、傷んでいるところを延長の面的に、帯的に整備をしていく肌のものでございますという中で、国庫補助事業を使いましてやっていくものでございます。

せっかく国庫補助を使って効率的に運営をしていこうと考えている中で、たまたま内示率がここ5年間でいくと平均26%ぐらいになってしまっているんですけども、そこで先ほど議員が新しくというようなことをおっしゃったんですけども、そうではなくて、私どもはその事業を来年も引き続きやって、延長を上へ上へ伸ばしていくものでありまして、せっかく来年も国費をもらえてやっていけるものに対しまして、単費を入れてやっていくということも検討する中ではせっかくやっていただける国費でありますから、それを継続的に使っていくということで判断をして、事業を進めているものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 全協の中で聞いた富士見幹線、それに関してはよく分かります。ようやく30年、40年かかってあそこ、ようやくやってくれたんです。それでつなげてくれるのは分かるんです。それはそれで、それを否定するものではない。

ただし、その前の段階で、よくいう東名から出たところが、本当に周りの人たちから要望が多くて、そして、多分そのやつが乗っけていただいたと思うんですけども、そのときに出なかったということで、あと進まないんです。

要は言いたいことは、優先順位をつけた中で、国から出ないからといってやめるのではなくて、当然優先順位は吉田町の優先順位ですから、その中でつけたものに関しては、どこかでやはり一般財源使ってもやっていってもらいたいというのが、税を納める側の立場です。その辺はどうでしょう。その辺も含めて、非常にこの数字を見ていっちゃうと、不満だらけなんですけれども、その辺はどうなんですか。やはり私は優先順位を上げたものに関しては、やはり町のこの一般財源を使ってでもやるべきだと思うんですけども、その辺は、ぜひちょっと聞かせていただきたいです。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 全体的な事業採択の件でございますので、こちらから答弁させていただきますが、一般財源の取扱いが実際どうかということからちょっと説明をさせていただきます。

ここの153ページ、道路改良費6,000万円のうちの工事費として上げてあるのは、5,870万2,000円です。この予算上の財源をどうやって見ているかということからお話をさせていただきますが、まず、国庫補助金が2,935万1,000円です。約3,000万円です。2,935万1,000円。それから、起債が2,640万円です。残りが一般財源ということになります。295万1,000円だと思いますけれども、一般財源というのはこれしか割り振っていません。

国庫補助事業になりますと、国庫補助事業の裏負担部分というのは、起債対象ということで、優先的に起債措置を、起債を認めていただける対象になりますので、そういうことで、国庫補助事業に乗っかるかどうかというのは、補助金をもらえるのも助かるんですが、その裏負担を起債メニューとして、一般単独事業みたいな起債よりももう少し有利な起債が措置されるということで、そこも非常に財政運営として楽になってまいります。

大体、補助金と起債とで大体一つの事業が成り立つんですけども、ただ、いろんな事業費の変動があったりなんかしますので、一般財源を措置しておいて、その中で補助対象にならないような継ぎ足し部分が出てきたら処理をしていくというような、そういうのが一つの国庫補助事業の場合の事業立てになります。

この事業がなくなったから、一般財源振り当てればいいのかということになりますと、非常に大きな一般財源を必要とします。どこかやめるしかないというような、そういう選択をしなければいけないんです。

そういうこともあって、でき得る限りこうした国庫補助事業に乗るために、路面正常化調査とか、国の事業の中に乗るための努力をして、ようやく乗せるわけです。満額認めていただければいいんですけども、なかなか今の国交省の予算の配分の仕方というのは、非常に通常の事業には薄くなっています。河川改修とか海岸事業とか、そういうところに厚くなっていますので、なかなか従来どおりのような補助金の回り方がしてこないということで、今のところやむを得ずそういう中ででき得るだけの事業量を達成して、少し時間がかかっても仕方がないというような判断をしているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） テーブルの向こう側の話はよく分からない、もちろん分かりません。ただし、こっち側の話というのは、それを含めて、それを住んでいる方は、それを、ああ、いいですかというわけには、なかなかいかないではないですか。そういう中で、やはりどこかでしっかりとした財源を町の人たちの受益の部分を考えていただきたいということなんです、私としては。

今、言われた、継続的にやって、そうしてずっとつながりを持っていってくれるのであれば、それはそれでやはり一つの方法論としては納得しますので、ぜひその辺は進めていただきたいということです。

この道路とか公園に関しては、やはり皆さんの期待が多いです。それに含めて、ぜひ理論だけではなくて、向こうの理論だけではなくて、やはりしっかりとした我々に答えられるようなものを、しっかり考えているとは思いますが、その辺をぜひ継続していただきたいということで、質問はさせていただきますので、これからの方向として、それに何か妥協とは言わなくても、方向性のものがあれば、町の考えているものが、例えばそういう継続していくときに、大変な一般財源も無駄なところとか中途半端なところもあるわけですから、その辺も含めて、やはりやっていただきたい、それが私の本音なんです。その辺は、もし何か回答があれば。

○議長（増田剛士君） 答弁よろしいですか。

○9番（山内 均君） ちょっと、もしあれば。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 9番です。

なければいいです。あれば言ってくださいということです。

○議長（増田剛士君） ちゃんと質疑としてまとめていただきたいと思います。どちらでもいいはず인데、よろしくお願いします。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） いただきます。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 全体的なこの予算全般を見て、どこに予算を配分していくかということが、町長の予算編成権に当たるわけでございますが、それを御審議していただいているとい

うところの中での御質問ですので、その中でこの補助メニューがあるものでさえ、補助メニューを使うことをやめて、一般財源を充当してでも早くやるという対象にするかどうかというのは、やはりそれなりの決断が必要になってまいりますので、よほどの全くそこが通れなくなっているとか、安全性が保てないとかというような緊急性があれば、当然、補助事業ではなくて、一般財源を充てても緊急性があるので当然やらなければいけないという判断はしますけれども、少し猶予をいただけるものであれば、できるだけ補助事業があるのであれば、そこに乗っかりながら事業を進めさせていただくということで、できるだけ多くの事業を取り込めるように予算運営をしているということでございますので、そうした考え方は今後とも変わらないというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

同じ項目について、お聞きをします。

これ補正予算のときに、この問題についてはお聞きをしましたが、6,000万円の道路舗装修繕事業費ということで計上されています。

今のお話ですと、財源内訳としては、補助金とそれから起債と一般財源。私としては、当然補助事業として、採択される事業があればそれに乗かって、しかもその事業費の裏の起債も認められるということについては、一般財源を使うよりも有利な事業計画だと私は思いますが、この6,000万円の予算の組立てなんですけれども、今までの実績見ると30%切るかどうかというような実績がある中で、毎年、この6,000万円を計上しているこの根拠がはっきりしないのではないかと思うんですけれども、どうしてこの根拠で6,000万円が計上されているのか、そこ伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

令和元年度の6,000万円の当初の工事の内容ということでお伺いしていますが、と解釈しましてお答えをさせていただきます……。

○議長（増田剛士君） 令和2年度です。

○建設課長（大石 充君） 令和2年度ですか。失礼しました。

令和2年度の予定ということで、令和2年度おきましては、農免道路、通称農免道路、町道東名片岡線の出井川という橋から東名のガードの下まで約400メートルあると思いますが、部分を舗装修繕することと、大幡地区に工業、名前を出してあれですけれども、日本ハムさん、シービーエスさん、いろいろある中で、あの周りの道路が傷んでおりますので、その舗装修繕を行うという計画になってございます。

これにつきましては、路面正常調査の中での優先づけを行いまして、計画したものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

そうした事業計画、2年度で行うという予算が6,000万円と、その内訳としては2,900万円ほどの国庫補助を見込んでいるということなのですが、当然、国のほうの2,900万円のその予算の補助金が今まではいただけなかったと、だから事業が執行できなかったということがあるんですけども、この2年度について、この2,900万円を頂くそうした根拠、そうした補助申請のそうした裏づけ、そうしたものがあるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この令和2年度の予算の根拠でございますけれども、路面正常調査をやりまして、長寿命化計画も出しております。国のほうには、この当町の長寿命化の取組方というのはどうやってやるかということ、計画として上げてありますので、その中で6,000万円をベースにして事業を進めていきますということは、計画として国には上がっています。これを補助採択の実績に合わせて、予算を落としていこうかということになると、それしか計画を落としてきたんだという判断しかされません。

当初上げている計画、それ以上に出せば当然、国だって予定していません。満額つけてもそれ以上つくなんてことはあり得ないわけです。出さなければ、まずつかないです。

そういう中で、国としては、当初の計画値だけしか見ない中での判断ですので、内々示なんか受けておりません。当町としてやり得ることは、その計画に合わせて予算要求をしていくということしか、今のところできる状況にはございません。決して甘い予算とかそういうわけではございません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

毎年のこの予算、あるいは補正で減額、そうした経過を見れば、今のお話はある程度は分かりますが、ただ、この社会資本整備のこの補助金というのは、そうした計画を出してもなかなかつきにくいという、そうした補助金の制度あるのでしょうかね。

そうすれば、それに社会資本整備の補助金に関連する事業というのは、計画を出してもほとんどがつきにくいということで、計画が実行しにくいというような補助金の制度になるわけですけども、そう理解してよろしいのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） そういう制度というわけではなくて、最近の傾向をみるとそれが実情だということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

この予算書が出てきて、こういう金額でこの事業やりますよということで、私たち説明受けていますし、この予算どおりにやっていただきたいという気持ちというのは皆さん持っていると思います。

ただ、その実際にはそれが実行できないという中味が、今の段階である程度分かっているのに、この予算を、そうですか、分かりましたというのは、なかなか言いにくいわけですけども、そうしますとこの6,000万円という予算が実行不可能な予算だというふうに私は理解をしてしまうんですけども、そうした予算書ということによろしいですか。

○議長（増田剛士君）そこは違うと思いますよ。今までの説明聞いていると、そこは違うと思いますけれども、いかがですか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君）12番、大石です。

先ほどからも建設課長の答弁を、中でも、これまでの何年間かの実績、予算から実績見れば、30%を切るようなそうした状況が出てきている。毎年こうですよ。

その6,000万円の今ある予算も、結果としてはどうなるのかとか、そこは見通しは立つていないですか、どうなんですか、その点は。

○議長（増田剛士君）理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君）議員、勘違いされているんだと思うんですが、予算とは見積りです。そのとおりにやらなければいけないなんていうことはないです。6,000万円が国のまだ内示も受けているわけではない段階で、どうなるかなんて誰も分からないじゃないですか。ただ、傾向としてはそういう傾向にあると、実情がそうだと申し上げただけです。そうなるなんて言っていない。議員の勘違いだと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君）12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君）12番、大石です。

私だけの勘違いであればよろしいんですけども、実際には、この予算を組めば、こうした事業をやっていただけると、できるというような期待があるわけですので、ぜひこの予算を組んだ状況を実現できるように、ぜひ努力をお願いをしたいと思います。

○議長（増田剛士君）理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君）少なくともこの予算を組まなければやれる可能性すらないということですので、そういう予算でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君）よろしいですか。

ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君）我々もこうやるのは、そっちの理論、こっちの理論、その中で一番いいやつを見つけてくださいということだもんですから、切っちゃうとそこで終わりますので、ぜひその辺は、私もよく分かるんです。

それで、その次です。聞きます。

TOUKAI-0のやつをお聞きします。159ページです。

この今回の措置、いろいろ質問しました。そして、まずTOUKAI-0の実績を見ていくと、平成31年度から今年の予算にかけて大幅な減額があって、補正が2,292万円とか非常に大幅な減額があった。それはもちろん実績の中でいくことであるからこういう形が出るんでしょうけれども、今回、新しく形が出ましたよね、行政評価報告書、その中にも令和2年度の町の方向性は示されていますよね。令和2年度からはプロジェクトTOUKAI-0の支給事業に関しては、社会資本整備総合交付金を要するに国庫補助金を活用した事業を実施をしていくと、その中で、特に変わったのが新しい制度では、耐震補強計画と耐震補強工事、それが確定した人しかできないと、これからね、令和3年から。

2年の特徴として、それ今までやった人の救済措置が出されているわけですがけれども、ちょっとお聞きしたいのが、内容としては、今言った一体化していく、そのときに実際工事をやるときまでの経過として、建築士の連中がやってもらうのは、耐震補強一般診断から、耐震補強計画に対して、計画から実際の図面を作って、そして予算を立てて、そうするとその順番をずっといくわけです。国はどう考えているかちょっと分からないけれども、今回やるとなると、そのやる人しかできないよとなりますと、先にあらかじめやっておかないとできないということになる。

ここで一番問題になるのは、資金繰りのときに、年の多い人は多い、そういう住宅に住んでいる人たちって、そうすると7割、8割の人たちが資金繰りで大体できないです。

今、この制度は確かに理論上は、一体として増やすからいこうと言っていますけれども、多分私としては恐らく激減するのではないかと思っています。建築士の連中もあまり人数少ないですからね。

そのときに、一つは質問しますけれども、一つは2年のうちに救済します、私もしっかりやりますけれども、地震から守るために、そのときにもし増えたときに、予定から増えたときに、今回の特別として補正でやるよというそういう準備というのはあるんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

それこそ今年度、2年度につきましては、従来の制度につきましては、令和2年度で終了ということで、令和3年度から新しい体制になるという中で、2年度については今まで計画で終わっている方を何とか令和2年度の間で工事までということで、今、今年度につきましても戸別訪問では回らせていただいております。

そういう中で、実際、令和2年度に工事のほうに移るという判断をされまして、そういうことで工事を進める方が予算以上になれば、それこそ県のほうの補助金の関係もございまして、そこは県と相談いたしまして、しかるべき措置はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 建築士の連中も一生懸命やって、我々も努力していますけれども、その辺はしっかりと柔軟な形でやっていただきたい。

それともう一つ、別にいきますけれども、今言った、一体になること、一体やるときに、今私が説明したとおり、図面を最初から順番が追って行って長い時間かかるわけです。その中に物すごい労力を必要とするわけです。見積りを出してやるのもやりましょうとか。それと改装なんかするときなんかは、本当に大きな金がかかってくるから、すごい準備の段階で、こういう形をぱっとやってしまうと、やろうとする人が多分尻込みしているんじゃないかと、そういうものを非常に警戒をするんですけれども、その中で、一体化して増えていきますよと、そういう形で結果的に、結果これからですけれども、いろんな状況が出たときには、柔軟な対応をする、そういう準備というかシステムとか、そういうのがあるんですか。もしうんと減ったときには、元へ戻すとか、その辺の形というのは国としては一切見ていないんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この制度につきまして、今、議員のおっしゃるとおり、一番ネックとなるのはやはり1年間
の間に、計画から工事まで全て行わなければならないという中で進めていくわけですが、今年
度の戸別訪問につきまして、その前に問合せがある中につきましては、この辺の制度のことは
説明をしながら理解していただくという中と、あともう一つ、やはりその一番その判断
の材料の中に、金額的に幾らぐらいかかるのかということが実際、詳細については計画ができ
て、その中でしか判断できないというお話もありますけれども、一応わが家の専門家診断とい
うことで、その前にTOUKAI-O事業の中では無料診断をしていただいて、その結果1.0
未満のものについては、1.0以上になるような形で計画を立ててもらおうというのがあります。

そのわが家の専門家診断の結果の報告の中で、これ建築士会の耐震の補強相談士の方にお願
いをしていかなければならないのですが、一応診断をやっていた方に報告する中の案件
といたしまして、その工事内容であるとか、工事の工期であるとか、工事の概算どのくらい大
まかにもしやればかかりますよというような説明も、その診断を終わった段階で、報告する段
階で、その後もその相談士の方をお願いをしていると、その報告書うちのほうに上げていた
だいた中で、きっちり詳細ができた中ではありませんけれども、そういう中で相談に乗って
もらって報告をいただくということも、今、その相談士の方にはやっていたというところ
もございます。

それと、金額的なものについても、やはり1.0以上あれば何とか建物のほうももつという中
では、その方法につきましては、できれば一番、物といたしましては筋交いを入れて、ちゃん
と壁とか屋根とかというものを全て変える中で進めていくのが一番ベストだとは思ってす
けれども、例えば先ほど言った、いわばお金がなかなか予算のほうやりくりできないという方
につきましては、県のほうでも日本建築士防災協会という中で、ダンパーであるとか、もっ
と簡易的などというか、大まかにリフォームするのではなくて、そういう新しい工法によ
って1.0以上をやるという方法もございますので、そういう新しい工法も紹介しながら、
そういう相談に乗っていただくということも、今後、うちのほうでもその補強相談士の方
との連絡会みたいなものをうちのほうでは組織していますので、そういう中で、その
相談士の方にその辺もお願いしながら、今後、事業のほうは進めていきたいというふう
に考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） よく分かります。

ただ、ただし、今まで実績がないものですから、ダンパーとかそういうのに関しては、それ
に関しては非常に不安を持っています。その中で、やっていかなければならない事業だろ
うということはよく理解するし、本当はさっきは課長ね、予算でなかなか難しいと思
うんですけども、前回1月の末に、JIAMに私勉強に行きます。そのときに、鍵屋とい
う先生が言った言葉の中に、耐震の工事に関して、特に今まで大きな工事、阪神大震
災が一番主でしょうけれども、耐震さえやっていけば7割、8割の人間は死ぬことはな
かっただろう、私はもっと高いと思っています。それはなぜかと言うと、東日本に行
ったときに、私の目から見て、何でこのうちもっているんだろうといううちが何軒あ
ったんです。そのくらい強いもんだと思っています。

そういう意識を、今言った、国がどうと確かにそれもあるでしょうけれども、できたら
町がそういう形で進むことができれば、私としては、一番いいかなと。

その中でも、高知の黒潮町というところが、一つのその町長の号令で、全体の全部で業者がそこに集中をして、もう全部終わっちゃったと、そういうところもあるんです。ぜひその辺を、私はそういうのを聞いているもんですから、ぜひ紹介しながら、その辺の意識を持っていただきたいなとそういう形で思っていますので、その辺もちょっと、これは答えは聞いてもしようがないかな、そういう形です、私の意識としてはね。ぜひその耐震の重要性を意識してほしい。

それと、もう一つ、次にいきますけれども、ブロック塀に関して、今回、またブロック塀もちょっと変わってきました。そのときに、吉田町としては、ブロック塀を設置そのものには、今、動きはしていないですね。要するにブロック塀ではなくて、ブロック塀の方法としては、低くして上を軽くしなさいと、そういうものしか補助は出ないんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、町のほうの事業といたしましては、ブロック塀の改修というものもございしますが、それは限られたところしかできないので、一般的にはブロック塀は撤去ということになっております。

このブロック塀のうちのほうで予算づけをさせていただいているものにつきましては、原則は撤去というところで、60センチ下を残していいとかいろんな細かいことはありますが、基本的にはブロック塀は撤去ということで、事業は進めております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 最後にします。

ブロック塀に関しては、大阪で1人の小学生が亡くなりました。ブロック塀の一番怖いのは、耐震で鉄筋入れて強固にするでしょう。そうするとそれが限度を超えて倒れたときに、1人の頭のところに全体のピンポイントでかかるわけです。もしあのブロック塀がそんなに頑丈ではなくばらばらだったら、彼女多分死ななかつたと思う。そういう怖さがありますので、今、ブロック塀に関しては、吉田町の方向性を聞いたことによって、安心もできるし、通学路も、前にもやりましたけれども、たくさんありますので、ぜひその辺もこれからの目的、それと具体的なものを持っていけば、件数的な具体的なものを持っていけば、それに向かって我々も頑張りますので、そういうのは幾つかお持ちの数値というのはあるんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

それこそこのブロック塀の撤去というところの対象につきましては、42条の道路というところで、建築用の道路に面しているところにつきましては、全て対象にしているということもございしますので、民家があって、建築できるような道路は全て、できれば撤去をして、新しいものに変えていくというふうに町のほうでは考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 具体的な数字はないということによろしいですか。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

具体的な数字というのは、それこそ今、ブロック塀のほうは全体で幾つというところまでは把握していませんので、毎年、今、予算に上げている件数につきまして、上げていく中でブロック塀のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 先ほどの153ページの道路舗装修繕事業に関して、大石議員からの御質問に対して説明不足のところがありましたので、少し補足をさせていただきたいと思いますが、予算がこの6,000万円ついている中で、このとおりに執行できないものを認めなければいけないのかのような御質問がありましたけれども、あくまでも歳出予算というのは、このとおりにやらなくてもいいじゃないかと、先ほど申し上げましたけれども、その意味は、歳出予算というのは、議会でお認めいただいた以上に支出することができないということです。そういう限度を定めていただいて、それに見合うだけの財源手当てが歳入予算の中に入っているということが原則でございますので、そうしたものが予算だと思っていますので、6,000万円がこのまま執行できるかできないか分からないということを議論していただくためのものではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩とします。

再開を13時、午後1時といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 零時58分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、11款災害復旧費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛でございます。

171ページの洪水ハザードマップ作成業務委託料に関連してお尋ねします。

○議長（増田剛士君） 災害復旧費です。

○3番（盛 純一郎君） 失礼いたしました。すみません。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れ替えを行います。

休憩 午後 零時 59分

再開 午後 1時 00分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 先ほど失礼いたしました。

消防費のほうですね。171ページの洪水ハザードマップ作成業務委託料に関連してお尋ねします。

洪水ハザードマップの作成は、町民の関心事でありました。ありましたというのは、最近ちょっと別の災厄の関係で、少し忘れ去られているというか、ちょっと後に回されているような、町民の中での関心事がイメージがございませぬ。

ただ、今年度、この894万3,000円の予算が計上されるということで、これからまた夏、秋といやが応にも意識する時期がやって来ると思います。

そこでお伺いします。この作成業務が、スケジュールといいますか、町民としては大体どのぐらいのタイミングで出てきて、どのぐらいで配布されるのかということをお聞かせください。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

洪水ハザードマップの件でございます。

現在、計画規模のハザードマップを作成し、町民の皆様には全戸配布して周知をしているところでございますが、改めて大井川、湯日川、坂口谷川の想定災害規模の浸水図が、県・国から想定されましたので、それを基に町のほうで洪水ハザードマップを作成するということでございますけれども、スケジュールにつきましては、このハザードマップにつきましては、国の補助を頂いて行うものでございます。

それから、この計画につきましては、県の事業計画のほうに載せてありまして、国の社会資本整備事業のほうで行うという形になってございます。

そんな中で当町としましては、当初、令和3年度作成ということで考えていたわけですが、やはり住民の皆様には早くお知らせをしないとイケないという中で、1年前倒しをさせていただきました。

そんな中で県のほうも変更承認を国のほうに求めるというところをやっていたいただいております。その変更承認の結果と言いますか、承認が下りるのが、大体令和2年9月頃になるという形でございます。

そうした中でそれから発注をかけまして、作成をするということになりますと、年度の終わり頃に住民の皆様にお知らせができるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 今の御説明はよく分かりました。

ただし、台風災害、やはり秋口にあるということ意識すると、少し前倒せるものなら、年度内と言わずに、例えば年末ですとか、スピード感を持ってやっていただければと思います。

もう一つ伺います。以前のハザードマップに比べて、最新のものになるので、過去のいろんなデータが積み上がったところで、例えば以前のマップに比べて、こういうところが非常に精密になったよとか、こういうところが以前に比べてはよくなったというようなところが、今の段階で分ければ一つ、二つ教えていただきたいです。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

従来の計画規模の想定浸水につきましては、やはり今の新しく出た想定最大規模 1000 年に一度の降雨と言われるようなものを想定しておりますので、浸水域、それから浸水深、両方とも大きくなってございます。ほぼ町内全域が浸水をするというような想定をされております。

これにつきましては、県・国も今の想定区域図につきましては、ホームページ上で公開しておりますので、御覧になれるかと思っております。

ハザードマップのほうにつきましては、そうした河川ごとの想定浸水深であるとか、想定浸水域を載せながら、重ね合わせの地図を作ったり、あとはどこに避難をしたらよいかというような避難場所、そういったところも詳しく載せて、住民の皆さんが適切に避難ができるようなハザードマップにしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○3番（盛 純一郎君） 了解いたしました。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れ替えを行います。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時08分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は 13 名です。

次に、10 款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、平野 積君。

○5 番（平野 積君） 179 ページの確かな学力定着事業について伺います。

対前年度 72 万円ほど減額されているんですけども、その理由とこの、すみません、確かな学力で、学力調査研究委託料です。それが 72 万円減額されているわけですけども、この

学力調査研究に関しては、どういう狙いで、実際どういう効果が得られているのかという認識でこの事業を進められているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

確かな学力定着事業の吉田町学力調査研究委託料というところで、そちらにつきましては、今回減額されている分につきましては、今年度、1年から6年までの小学校実施しているんですが、1年から6年までの分を計上させていただきました。それは、11月にちょっとやる可能性もあったので、そうやって予算取りはさせていただきました。実際、昨年度4月のほうに2年から6年までやらせていただいて、1年生のみ11月にやって、6年生は全国学調ですので、その6年分がちょっと今年度落としていますので、そういった減額については、そういったところが減額の理由です。

この学力調査につきましては、当然、吉田町の子供たちが、今、どの位置にいるのかというところでは、今、全国とか県の比較ができるというところでそういったデータを予測するには、非常に有効なものとなっております。

また、その結果に基づいて、授業改善ということで、児童・生徒の弱いところを授業改善に役立てたり、公設学習塾も活用したりして、学力向上を図っているというものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 狙いに関しては、そういうことだと思うんですけども、実際、先生が車座会議やりましたよね。そのときに先生方からは、結構これが負担になっていると、まとめたり、その時間を取ってしまうということで、その狙いどおり有効にそれが使われているかどうかということに関しては、確かにそうだというようなことは言えるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、車座対話を実施したときの先生方の御反応ですけども、当時はまだ2回、年に2回学力調査を行っておりました。

また、小学校と中学校で先生方の反応というのは大きく違って、小学校の場合には2回やるのは負担だけれども、1回はやってほしいというような御意見でございました。

中学校の場合には、県の学力調査とかいろいろなテストがありますので、中学校については、負担を考えるとゼロ回答というようなところが御意見としてありました。

今回は、今年度からは小学校で1回実施をしておりますので、基本的には先生方の御負担にも配慮をして行っているというような状況であります。

その上で、そのとおりできているのかということですけども、これかなり細かく分析された情報が手元に来ることになります。ですので、先生方はそこからどう授業改善をしようかというようなところは、これは先生にやってもらうしかないんですけども、集計とかそういうところは全く先生方の負担にはなっておりませんので、そういった意味では、先生方の負担にも配慮して、効率的に効果的にデータをもらえるというようなところで、先生方の授業改善にも生かしていけているのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 215、216 でお願ひします。

まず、総合体育館の215、設計委託料です。

この設計委託料の中で、今、同じような小学校の、それぞれ小学校、中学校やりましたね。そのときに設計のちょっと中、中味見ていないので分からないんですけども、今、現状見て行くと、配管が外にぐっと回っていますよね。あのね、配管の耐力検査とかそういうのってやっているんですか。実際見ていると、耐力壁にあれだけつけていくと、あの配管、ずっと固定環状になりますので、すごい重たい影響が出るわけですよ、見ていて。そうすると、問題があって、恐らくビスで留めていると思うけれども、その留めているものがどんな調査をしているのか分からないけれども、例えば鉄筋に当たることによって、イオン化傾向というやつで錆びちゃうという部分でうんと早めるから、そういう意味ではどのような設計の中で、何を配慮して、そこまでやっているのかどうか、ただ配管だけを重視してやっているのか、それをちょっと最初にお聞かせください。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

当然、設計するに当たっては、国の基準であるとかいろいろなそういったものを設計業者のほうがちんと取り入れてやっている。それで、また当然、構造計算等も必要な部分については、当然実施しておりますので、今、施工については特に問題ないと認識しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 認識はいいです、認識は、やったかどうかなんです、要は。

〔「予算の……」の声あり〕

○9番（山内 均君） あ、そうか、それまでやってくれるかどうかということです。

一つ見ていくと、美的感覚はゼロですよ、ぐるっと回っていて。あれで設計かどうかというやつが、ちょっと心配するもんですから、ああいう形になるのかどうかと心配するんです。

○議長（増田剛士君） 山内議員、補正のときに、それが出ていて、今年度予算のこの設計監理委託料とは違うんじゃないと思うんですが、そこをまず確認されて。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） これに関しては、昨日、確認をして、そして、教育委員会の生涯課のほう、担当課のほうに確認をして、今、やっています。そういうことだったもんですから、聞かせていただいています。

補正でやったのは、多分、小・中学校のあれじゃないですか。

○議長（増田剛士君） だから、それをまず確認とか、確認は駄目なので、まあ、いいや。

生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今、山内議員がおっしゃいました215ページの設計監理委託料というのは、その540万7,000円は総合体育館に空調設備をするときの監督、工事の監督業務をやるものでございます。

そして、今、先ほど学校教育課長がおっしゃった配管の件でございますが、うちのほう、今、設計をやっている段階でございますが、設計事務所のほうからは、通常考える配管等の軽

量物は設計時に想定する積算荷重の範囲内として、外壁の影響には問題ないというような報告を受けておりますので、その壁には影響ないというふうに私たちは思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 影響ないとその判断したのは、どこで判断をされたんですか。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） なぜ聞くかと言うと、多分その影響ないという人の判断と私の見たときの経験からする判断とちょっと、私の中で乖離していますので、その辺がちょっと心配をしているわけです。

もう一つは、あえて聞きますけれども、それともう一つ、配管で抜くでしょう。外から通して中に。できたら耐力壁以外のところで、窓のあるところとかそういうところから抜くといいんだけど、現実にはそうではないものですから、必ず出ているはずなんです。その辺は大丈夫ですか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今、うちのほうは設計のほうを、設備設計の者にやっておりますが、その設備設計の下請けに建築事務所のほうの建築の基準を持った者に相談するようなことを、うちのほうは仕様書に書いてありまして、その相談元の建築士の資格を持った者から配管等は軽量物であるのという報告書を頂いて、特に壁には問題ないよというようなことは報告を受けております。

それと、あと穴のほうですけれども、穴のほうは主筋に被害がないようにレーザーのようなものを当ててやるような感じで施工するつもりでいます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今、コアを抜く穴を突き抜ける部分にはそういう形でやるということで、今、非破壊検査、そのままできますので、ぜひやってくださいということは、耐力壁で1本切ると耐力壁、もちませんから。それと、あとは抜くときには、できたら窓のところで抜いてくれるような形が取れるとありがたいし、言いたいことは美的なものを見ると、あそこにやるのではなくて、同じことではなくて、例えば地下とか地下の中であるとか、何かの方法やって、ぜひせっかいいいスタイル持っている建物ですから、その辺を壊さないでほしいと思っていますので、その辺も再度相談していただいて、もし考慮することができるならば、考慮してあるということならばしょうがないけれども、やりませんということならばしょうがないけれども、それも含めて今一回見ていただきたいと思っていますけれども、その辺はどうですか、用意はありますか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今、設計をやっている段階でございますので、もう一度、設計業者と相談をしながら、でも壁を抜かなければならないところは抜くような形になりますけれども、配管に外から見て、美観がいいように努めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） ぜひそれをやってください。

先日、理事と話をしたときに、町のものであるということを知ったんですけども、基本的には成果物一式、設計図書一式は町のものになるんですけども、設計するというそういう意味です。意味はないんですけども。

そのときに、今回ぜひやってほしいのは、設計監理委託料が入っていて、これは3億からの3億5,000万円の大きな施設ですので、実際には設備設計が入る条件というのは、3階建て以上と5,000平方メートルという枠組みがあって、それからは外れますけれども、絶対、今度設計の監理というものがなくなるということはないということは、ちょっとありますよと聞いてから、終わろうと思います。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

設計監理委託料がなくなるということはないかねという御質問だと思います。

うちのほう、今回の総合体育館の設備設計工事は、アリーナなどに空調設備を設置するほか、受電設備や非常用発電機の更新を予定しております。

現在、29年度に実施した耐震改修工事に伴う、躯体や耐力に影響がないような施工方法を検討しているところでございます。その施工に当たりましては、アリーナなどの空調の設置に伴い、必要な配管を取り付けるために、壁や床に穴を20か所ほど開ける予定であります。

そして、今回の施工はアリーナなどをエリアを区切って施工を部分的に、一般の方には開放しながら施工を予定をしていることから、施工業者が行う施設利用者に対する安全管理、また安全確保が適切になされているかどうかを担当監督員が定期的に現地に出向き、確認をすることが大変重要だと思っています。

これらの多岐にわたる確認をすることのために、現地の立会いは生涯学習課の担当が行いますが、また、その担当の職員が通常の業務を抱えながら、そのようなことをやるものですから、時間的な余裕はないということで、施設管理業務を発注する予定であります。

そして、今、現時点では予算を減額するようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 最後です。

今回の以前、品確法の、品質確保法というものがあって、以前はまちづくりセンターで外部に委託をしてやったことがあったんですけども、これだけ大きなものでより安全を含めて、いいものが求められるということになると、ぜひそういうものの利用、管理をする管理委託をする利用も考えてほしいと思うんですけども、その辺はどうですかね、一体としてということではいかがですか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今、うちのほうは設計のほうをやっている業者にその現場の管理委託もやろうと考えておりますが、この管理委託のうちのほうは、先ほど言いましたまちづくり公社のほうの支援も受けて、設計業務をやっておりますので、必要があればまちづくりセンターの方の意見もやりながら、また現場の管理もしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかに。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今のことですけれども、今、設計監理を、今、設計している設備屋さんですか、たしか入札結果を見ると、小・中学校の体育館の設計したところが、また、同じで、今度の総合体育館の設計もやるように落札している、今、やっていると思うんですけれども、その中でよく分からないんですけれども、その設計監理というものは、今やっているのは設備の設計屋さんですよ、設備の。設備設置の設計事務所で、建物のほうは建築の設計さんが設計して、体育館を造ったんで、その委託するところが設備のほうへ頼んでやるのか、今、設備だったけれども、建物を多少なりとも傷めたりするということ、構造計算から何から必要になるというのは、この間、全協で学校教育課長から伺ったわけですけれども、そうすると本来なら、自分の考えですよ、本来なら建築のほうの設計事務所がその設計監理をするのが妥当ではないかと思うんですけれども、今、生涯学習課長の話だと、今お願いしている設備の設計のほうに業務委託したいというんですけれども、どっちがいいかと思うと僕は建物を傷めたりするもので、この間の答弁もありましたように、躯体を傷めたり何なりする必要性があるとしたら、構造計算をやり直したりしなければいかんとか、そういうこともあるよということでお話があったもので、私の考えでは、建物のほうの建築の設計事務所のほうに業務委託をしたほうが妥当ではないかと思うんですけども、その辺の見解はいかがですか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 設計監理委託料というものに予算上なっているものですから、設計監理と言われますが、施工管理だと思います。施工管理をどうするかということで、それを管理委託にするのかどうなのかということだと思います。

その管理委託をする場合にどこを使うのかということですが、生涯学習課長は、設備設計を考えているというような答弁の内容のようですが、どこに委託するかというのは、現時点ではまるで決まっておりませんですし、設計に当たっては、先ほど山内議員からもお話がございましたけれども、まちづくりセンターの御指導もいただいておりますので、そうした中で、しっかりした品質管理できるような体制を整えてまいりますので、しかるべきしっかり適切なところに委託できるような準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 委託料だもんで、もしかしたら入札でやるのかもしれないということで、自分がどこそこ使えとかというわけではなくて、現状考えたときは、設備設計屋さんよりも建築の設計さんのほうがその全体の管理をするには妥当ではないかというふうに思ったものですから、今、発注してある設備の設計さんのほうでも、建築の設計の資格を持っていて、その辺のことも明るくて、別にそういうことも経験があるよというなら別に話は別にいいんですけれども、私は出してある設計屋さんというのは、入札結果見ただけだもんで、内容詳しくよく分からないもので、今、そういうことで伺ったもので、一番いいところに設計監理していただくという返事であるならば、それはそれで大変結構なことだと思いますので、そうしていただきたいと思います。

質問になっていませんけれども、そういうことでお願いしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今、設計の中で、管理があちこちと言っているじゃないですか。そのときに必ずやりますから大丈夫です。必ず設備設計やるときに、必ず我々の中では、建築の設計した人と絶対にコンタクト取りますから、間違いなくやりますから。穴を開けたときに、本当に破壊検査の中で鉄筋を絡まないかとか、それは一番重要なことだよ、それをなくしたら全て、耐力駄目になりますから。そういう可能性を持っていますので、それは私としては安心はして、ましてまちづくりセンターもし入っていたとしたら、ああいうところが入ってくると全般的にやってくれますから、その周りの部分もやってくれると思っていますので、非常にそのときのスタッフそろっていますから、そういう意味では、やはり今の話を聞いていて、一つはいいものができるだろうと、ただし、やはり美的な感覚は持ってくださいねということです。

その辺をぜひ返事があつたら。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今、議員さんがおっしゃったとおり、美観にまた気をつけて施工をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これをもって、第12号議案についての質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会とします。

散会 午後 1時32分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 15 日目でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから、本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、一般質問を行います。
会議規則第 57 条第 1 項及び第 2 項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。
また、同条第 3 項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1 人の質問及び答弁に要する時間は 60 分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 盛 純一郎 君

- 議長（増田剛士君） 3 番、盛 純一郎君。
〔3 番 盛 純一郎君登壇〕

- 3 番（盛 純一郎君） 3 番、盛です。
さきに通告した内容に従い、一般質問を行います。
今回は簡潔に申しますと、一つ目として、現在実施中の小・中学校の休校措置に関連すること、二つ目は、町内主要バス停とその周辺に関することです。
一つ目、新型コロナウイルスの国内の感染の広がりには依然予断を許さぬ状況にあり、2 月 27 日に安倍内閣総理大臣は国内の全ての小・中学校や高校、特別支援学校に臨時休校を正式要請しました。全国一斉休校措置というのが、明治時代の学制、学校教育が始まって以来、初めてのことで、さきの戦時中でさえなかったことのようにです。
それを受けまして、吉田町内の公立小・中学校でも、3 月 3 日の火曜日から 3 月 13 日金曜までを取りあえぬ臨時休校としました。この通告を提出した 3 月 3 日火曜日の時点では、本日 3 月 16 日月曜日から、数日ではありますが、修了式や卒業式までの数日間登校再開を目指

していたようなのですが、3月12日木曜夜に、吉田町としては、臨時休校の延長を発表し、本日から19日木曜日までを追加の休校、以降春休みという措置を取られました。

感染の蔓延を防ぐ措置としては致し方がなく、特にこの期間の教育現場の混乱はいかばかりかとおもなばかれるものではありませんが、この時期の休校というのは、特に環境の大きく変わる小・中の卒業生に対して、義務教育課程における学習面、あるいは思い出づくりなどの精神面で少なからず影響があると考えております。

そこで以下の点について質問いたします。

1、既に町や学校のホームページにおいてある程度の計画は把握してはおりますが、現時点においての小・中学生の登校再開、卒業式、春休み、また離任式や4月以降の入学式の実施スケジュールを、確認の意味で質問いたします。

2、致し方ない措置とはいえ、ともかく2週間以上に及ぶ学校教育の機会が失われたということになりました。各学年の期末の学習単元の不足は、次年度においてどのように補う予定であるか。また、休校中の家庭学習の内容はどのようなものであるかということについて、質問いたします。

3、本年度の卒業生、現小学6年生や中学3年生には、とてもつらい経験となりました。卒業までの数週間という期間は、長い学校生活を振り返り、慣れ親しんだ環境にけじめをつける、成長期の児童・生徒にとって大切な時期であります。それでも、中学1年生になる子供たちにとっては、中学校生活の移行において町から何らかのフォローができるかもしれないと、しかし、町外の高校へ通うことになる多くの本年度中学卒業生にとっては、これから、また4月1週目まで長い春休みがありまして、それから、環境が大きく変わる新たな高校生活、その後緊張の続く、4月の数週間を過ごした後、またゴールデンウィークでのまとまった休み、5月病といわれる環境の変化に適応できない症状などが例年より増加するのではないかという不安があります。こうしたことに対して、1町1中学校という利点を生かし、感染の拡大を防ぐ時期が一定の終息を見た後ではあります。春から新しい環境に身を置く地域の卒業生を元気づけるために、学校、あるいは町で何かしてやれることはないか、そうしたことを計画することはどうかという質問でございます。

続きまして、二つ目の質問に移ります。

特急静岡相良線の町内バス停及び周辺の整備について。

質問要旨、町内を走行するバス、しずてつジャストライン各路線は、静岡市及び隣接市への通勤通学者を中心に、今後も町民にとって重要な公共交通として活用される交通手段であります。本定例会の施政方針においては、誰もが快適に町内を移動することができる環境整備を目指し、町民にマッチした新たな公共交通の構築に向けた調査研究に取り組んでいるところとし、令和2年度に吉田町地域公共交通網形成計画の策定に向け、具体的な内容を協議するとありました。それと並行して、既存の交通インフラのさらなる整備も併せて考える必要があります。

当町の中心部を貫くバス路線と新たな公共交通との連動、町の玄関口と位置づける吉田インターチェンジ周辺や北オアシスパークとの結線、車両以外でのショッピング施設へのアクセス向上、この辺りが町のにぎわい創出の大きな力になると私は考えております。

そこで、今回は主として、特急静岡相良線の町内バス停留所及びその周辺の整備等について、町民の利用率と利便性向上の観点から以下を質問します。

また、資料として、町内の主要なバス停及びその周辺の撮影画像を添付いたしました。

質問の場を通じてではありますが、御臨席の方に、今後どうすれば利用者にとってより便利になるか、またより利用客の増加につながるかという視点で、一緒に考えていただければと思います。

1、バス停の各駐輪場において、放置自転車と見られる車両がありますが、吉田町自転車等放置防止条例に基づく放置自転車撤去の実施状況はどのようなものでしょうか。関連画像資料は3番、11番です。

2、サイクルアンドライドシステムの各バス停駐輪場の増設の計画は。その構想や具体的内容についてお教えてください。関連画像資料は3番、13番、この辺りになります。

3、吉田町役場前のバス停利用に当たり、歩道橋の撤去あるいは代替横断手段としての横断歩道及び信号機の設置または併設についての町の見解は。関連画像資料は6番、7番、そして8番です。

この件については、少し補足させてください。昨年神戸にお住まいのある方から相談をいただきまして、役場前の歩道橋について、何とかしてほしいという内容でした。その方は、吉田インター入り口からバス停の役場前まで、いわゆる中央公民館やあるいは役場そのものへ行くために、ふだんバスを利用されるとのことでしたが、お体の関係で、ちょっと年々階段の上り下りがつらいということでした。行きに関してはいいのですが、帰りにあの歩道橋をちょっと渡れないというようなことでした。結果、帰りはタクシーを呼ばざるを得ないということでした。

その御相談があつて後、少し歩道橋に関することを調べました。まず、役場前の歩道橋が県の管轄であること、それから、歩道橋の一般的な寿命が45年とも50年とも言われている中で、役場前の歩道橋が既に建設から50年を優に経過していること、今後の老朽化や維持管理の費用を考えたときに、いつまで使い続けるのかということ。また、大地震による倒壊や基幹道路の寸断というリスクも考え合わせねばなりません。

さらに、昭和42年とお聞きしましたが、建設時、高度経済成長期、車優先といえますか、そのときには、ユニバーサルデザインとかバリアフリーの考え方、これありませんでした。足腰の衰えた高齢の方、体に障害のある方、妊婦の方、ベビーカーや車椅子の方、こうした方にとっては、あの歩道橋がバス利用のバリアになっている可能性があります。私も何度か渡って見たのですが、まだまだしっかりしているとは思いますが。健常な方や、通学生徒にとっては、以前有効な横断手段ではあります。しかし、こうした先ほどのような点を考え合わせた場合、例えばなんです、資料8、これは大井川の本中根歩道橋なんです、信号機を取り付けて、あるいはちょっと奥見にくいんですが、横断歩道が設置してあります。このような横断歩道と信号機を併設というようなことについては、本来自治会さんから要望が出て、それで歩道橋の撤去について考える調査が入るという手順ではあります、役場の真正面であること、そして、主に来庁者が利用するという観点からは、町がどのように考えているかということは、ぜひ聞いておきたいのであります。

4、吉田町役場相良方面バス停の背後地に車寄せ、待合所等での利活用の計画は。関連画像資料は2番、4番、5番です。現在は来庁者の臨時的駐車スペースということでした。来庁するたびに、私からするとすごくもったいないと、もっと有効な利用方法は考えられないかと思う次第ですが、ここの整備について、町の見解をお伺いします。

5、片岡北吉田特別支援学校バス停に雨よけ、バス接近システムの設置は。この片岡北のバス停は、現在町内の全てのバス路線が停車するという意味では、役場前や吉田インター入り口よりも、乗換え等でターミナルなバス停になっています。今年度、静岡方面のバス停に関しては、屋根等の設置が行われるということですが、それは、例えば関連資料1番や14番のように立派なものになるのか。また、一方、榛原病院などへの利用を考えたときに、榛原方面への設置はどうかということをお伺いします。関連画像資料は1、9、それから10、14、この辺りになります。

6、吉田インター入り口のバス停の整備は。関連画像資料は12番、14番、15番です。これも前述と同じような部分で、榛原相良方面のバス停の整備はどうかということについて、お聞かせいただきたい。

最後、7番、バス利用者の駐車場としてパークアンドライドが有効であると考えてるが、そのような整備構想があるかということです。パークアンドライドは、バス利用者の駐車場ということで、もともとは都市中心部の渋滞や、駐車場不足を緩和するために行われる施策です。しかし、吉田町の方が、どうやったら自家用車でなくバスを利用しやすくなるかということを考えて場合、バス停の近くに、無料の、または安価な駐車場があれば、例えば静岡中心部に所用で行くときの燃料代や高速代、行った先での駐車場代、あるいは運転の能力などを考えて、車をやめてバスで行くということを選ぶ人も出てくるのではと考えます。こうした整備について町がどう考えているかをお聞かせ願います。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは答弁をお願いします。

教育長、栗林芳樹君。

〔教育長 栗林芳樹君登壇〕

○教育長（栗林芳樹君） 1点目の休校措置と本年度吉田中学校卒業生への配慮についての御質問にお答えする前に、このたびの臨時休校の法令上の整理について述べさせていただきます。

このたび、令和2年2月27日に発せられた、安倍内閣総理大臣からの小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等への臨時休校の要請は、学校保健安全法に基づき設置者が行う臨時休校を要請するものでございます。具体的には、学校保健安全法第20条に「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」とされており、臨時休校の判断は、学校の設置者たる首長が行うこととなります。

したがって、御質問にあります臨時休校を前提とした内容については、本来は町長より答弁させていただく内容も含まれておりますが、私自身、町長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部会議の副本部長を務めており、また、学校の管理者である教育委員会の長でありますので、こうした立場から、その内容とともに、臨時休校に関する内容も併せて私の方から答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の現時点においての小・中学生の登校再開、卒業式、春休み、また離任式や4月以降の入学式の実施スケジュールはについてお答えいたします。

現時点における登校再開についてですが、3月11日にお知らせをさせていただきましたとおり、当町では、春休みまでとなる3月19日までを臨時休校とさせていただいたため、登校は再開いたしませんでした。

ここで、本件に係るこれまでの経緯を説明させていただきたいと思いますが、議員御承知のとおり、本年2月27日夕刻、安倍総理から新型コロナウイルスの拡大感染を防止するために、令和2年3月2日から春季休業の開始日までの間、全国の小・中学校や高等学校、特別支援学校を臨時休校にするように要請がありました。それを受けて、当町といたしましては、総理のここ一、二週間が極めて重要な時期との御発言を踏まえるとともに、学校や児童・生徒の休校へ向けた準備期間を確保するため、令和2年3月3日から3月13日までを臨時休校とする対応を取りました。

町では、休校期間中、新型コロナウイルス感染症の拡大状況が好転すれば、16日以降学校を再開する予定でしたが、その後、3月9日に厚生労働省が設置する新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、依然として警戒を緩めることはできませんとの見解が示されたことや、同日、静岡県内で2例目となる感染者が出たこと、3月10日に安倍総理より再度、今後おおむね10日間程度はこれまでの取組を継続いただくよう御協力をお願い申し上げますとの要請があったことを踏まえ、3月11日に、町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、小・中学校について、16日以降も引き続き臨時休校とし、終期を春休みまでとなる19日までと設定したところです。

次に、卒業式についてですが、このことについても3月11日に御連絡をさせていただいたとおりですが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況が現状程度であるということ为前提として、予定どおり、小学校は3月18日に、中学校は3月19日に実施することとしております。ただし、新型コロナウイルス感染症の予防のため、来賓や在校生の参加の制限による規模の縮小や、式次第の見直しによる時間の短縮を行うこととしております。

次に、春休みについてですが、通常予定をしていたとおり、小学校は3月19日から、中学校は3月20日から春休みとなります。なお、終期については、住吉小学校は4月5日、中央小学校と自彊小学校は4月6日、吉田中学校は4月5日となります。

次に離任式についてですが、各校実施しないこととしています。

最後に、入学式についてですが、予定どおり実施することとしておりますが、状況に応じて卒業式同様、規模の縮小、時間の短縮を行っていくこととしています。

なお、こうした予定は、あくまでも現時点での予定であり、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により大きく変わることもあり得るということをお知らせください。

次に、2点目の各学年の期末の学習単元の不足はどのように補う予定か。休校中の家庭学習の内容はについてお答えいたします。

まず、各学年の期末の学習単元の不足の件でございますが、各学校の複数教科において、臨時休校にともない未学習単元が生じております。現時点においては、今後、学習が終わっていないもののうちで、学び残してはいけないものをしっかり記録し、次年度に引継いでいくことを考えています。

次に、休校中の学習内容についてですが、休校中の学習内容については大きく三つございます。

一つ目は、各学校から配られたテストやプリント教材の実施です。各学校では、学年費等を使って教材を購入し、定期的にテストやプリント学習を実施しております。このたびの臨時休校で、当該期間中に実施する予定であった、未学習分野や学年末のまとめとなる内容に係る教

材を各学校において子供たちに配付しておりますので、まずは、こうしたプリント教材などを用いて学習を進めることとしております。

二つ目は、教育委員会から提示したオンライン教材及び紙教材の活用です。教育委員会では、臨時休校中の子供たちの学びがより充実したものとなるよう、3月2日に保護者宛てに臨時休校中の学習指導に関するお知らせをさせていただきました。

その内容は、ベネッセが提供するオンライン教材の無料開放です。これは通常、公設学習塾等で活用するために契約をしているドリルパークという、小学校は4教科、中学校は5教科のドリル学習を行える教材について、契約している市町のみ家庭用に無料開放していただけることとなったため、この内容を使用マニュアルとともにお知らせいたしました。またその際、子供たちに、次年度を見据え、未学習部分を優先して学習してほしいとの思いから、国語と算数における未学習部分を、優先して学習してほしい分野として示し、教科書を読みながら解いてもらうよう解説を加えました。

さらに、オンライン教材だけでは必ずしも全員が利用できるわけではないため、同時に紙媒体の教材を準備しました。教育委員会において教材の必要部数を印刷し、各学校の昇降口付近に配付用の机を設置し、必要に応じて自由に取りに来てもらう方法を取りました。なお、この紙教材についても、特定した未学習分野や各学年のまとめの内容を主とし、教科書や参考書を読みながら学習を進めてもらう方法としています。

三つ目は、その他の無料オンライン教材の紹介です。教育委員会では、3月4日に、文部科学省の子供の学び応援サイト、経済産業省の未来の教室といったオンライン学習コンテンツを紹介するサイトの中から、自治体単位の登録ではなく、個人登録で行えるコンテンツ、端末がなくてもスマートフォンでできるコンテンツを中心に整理し、保護者向けに紹介をしました。

教育委員会では、臨時休校期間中の子供たちの学びが少しでも充実するよう、引き続き、必要な手だてを講じてまいります。

最後に、3点目の春から新しい環境に身を置く地域の卒業生を元気づけるための計画はあるかについてお答えいたします。

子供だけではなく、全ての人にとって、今回の臨時休校は思いもよらなかったことと考えます。例年であれば、卒業生は、卒業までの残された日々を、先生や仲間との別れを惜しむとともに、新しい環境への夢を膨らませていく時期であったのではないかと想像します。

特に、当町では、ほとんどの生徒が町外の高校に進学します。そういった意味でも、本音を申せば、もう少しゆとりのある時間の中で、恩師や友との別れを惜しみ、夢を語り合うことができればどれほどよかったかと思いますが、他方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を見れば、致し方ないことであるとも考えております。

そのような中で、卒業生を元気づけるための計画はあるかとの御質問についてですが、教育委員会としては、新型コロナウイルス感染症の先行きがどうなるか判然としない現時点においては、その具体的な計画を立てる状況にないものと考えております。

続きまして、2点目の特急静岡相良線の町内バス停及び周辺の整備についての御質問につきましては、町長から答弁をさせていただきます。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員からの御質問であります特急静岡相良線の町内バス停及び周辺の整備について、それぞれの御質問にお答えする前に、まずは特急静岡相良線の状況について御説明させていただきます。

しずてつジャストラインが運行しております特急静岡相良線は、昭和 49 年に特急静岡御前崎線として運行開始され、東名高速道路を走行して、当町と静岡市の中心部を直接結ぶ路線として、多くの住民に利用されてきました。この路線につきましては、バス事業者側としましては、主要な路線として、早朝や深夜におけるバス利用者の動向に柔軟に対応しており、運行本数も多く運行時間帯も大変幅広いことから、町内の通勤者や通学者など、バス利用者にとって利便性の高い路線であるものと認識しております。

当町では、これまで、しずてつジャストラインと連携しながら、バス停留所付近の自転車駐輪場を整備するなど、路線の維持を図ってまいりましたが、今後も、町民の皆様の主要な交通手段として、バス路線の確保に努めてまいりたいと考えております。

それでは、1 点目のバス停駐輪場において、放置自転車と見られる車両があるが、吉田町自転車等放置防止条例に基づく放置自転車撤去の実施状況はについてお答えいたします。

現在、町内に設置されておりますバス停駐輪場は、全部で 5 か所でございますが、吉田町自転車等放置防止条例に基づいて撤去した実績はございません。また、町が管理しているバス停駐輪場は、吉田インター入り口交差点の駐輪場のみでございますが、道路法第 44 条の 2 に基づく違法放置等物件に対する措置として、平成 29 年度から本年度の現時点までの間に、延べ 14 台の放置自転車を撤去しております。

今後も、自転車の放置を防止し、通行の障害や景観の阻害とならないよう関係機関と連携しながら、バス停留所付近の自転車駐輪場の適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、2 点目のサイクルアンドライドシステムの各バス停駐輪場の増設の計画はについてお答えをします。

議員御質問のサイクルアンドライドシステムは、しずてつジャストラインが実施しておりますサイクルアンドバスライドシステムと推察いたしますが、これは、御自宅などから自転車で最寄りのバス停留所まで行き、バス停留所付近の自転車駐輪場に駐車し、バスに乗り換えて目的地に向かうことを意味しており、当町におきましても、バスの利便性向上を図るためサイクルアンドバスライドを推進し、バス事業者が実施する自転車駐輪場やバス停留所の上屋の整備などを行う事業に対して補助金を交付してまいりました。

これまで、県と町の補助事業により、しずてつジャストラインが、平成 8 年に中央公民館北側、平成 9 年に吉田インター西側、平成 10 年には片岡会館東側にバス停駐輪場を整備しております。この他、主要地方道島田吉田線の整備に伴いまして、県が吉田インターバス停留所付近に駐輪場を 2 か所設置しております。

現在、しずてつジャストラインでは、当町の補助制度を活用し、新たに吉田町役場前のバス停留所の上り側、国道 150 号の北東側に駐輪場を整備しているところでございますが、この駐輪場は、今月末には皆様に御利用いただける運びとなっております。

今後も、バス事業者と連携し、サイクルアンドバスライドシステムのさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、3 点目の吉田町役場前のバス停利用に当たり、歩道橋の撤去と代替横断手段としての横断歩道及び信号機の設置または併設についての町の見解はについてお答えします。

国道 150 号にかかる横断歩道橋は、昭和 42 年に静岡県により設置され、現在、町内の児童・生徒の通学路、並びに役場前バス停留所を利用される方々の安全な道路横断手段として御利用いただいております。この横断歩道橋の管理は、県島田土木事務所が行っており、県からは、適切な管理を行い、今後も維持していく方向性が示されているところでございます。

また、この横断歩道橋以外にも、約 200 メートル東側には押しボタン式信号機と横断歩道が整備され、町民の皆様にご不便をおかけすることなく、国道 150 号を安全に横断できる環境となっております。

このようなことから、横断歩道橋は、地域住民の皆様のご重要な施設となっており、近隣には横断歩道及び押しボタン式信号機も完備されておりますことから、町といたしましては、代替横断手段を検討するのではなく、現況の横断手段を維持してまいりたいと考えております。

次に、4 点目の吉田町役場相良方面バス停の背後地に車寄せ、待合所等での利活用の計画はについてお答えします。

吉田町役場前の下りバス停留所の背後地は、現在、役場庁舎の臨時駐車場として利用しておりますが、この背後地は、今後、役場用地として、必要に応じて整備していく土地でございますので、現段階におきましては、車寄せや待合所等を整備する計画はございません。

次に、5 点目の片岡北吉田特別支援学校バス停に雨よけ、バス接近システムの設置はについてお答えします。

議員も御承知のとおり、現在、町内を運行しております、しずてつジャストラインのバス路線は、特急静岡相良線、島田静波線及び藤枝相良線の 3 路線でございます。片岡北吉田特別支援学校のバス停留所は、この 3 路線全てが停車する町内唯一の停留所でございますことから、乗降者が多く大変重要な停留所の一つであると認識しております。

町では、これまで、しずてつジャストラインと連携を図り、しずおか中部連携中枢都市圏事業の都市間交通の利便性向上事業を活用しながら、乗車人員が多い上り路線のバス停留所に、上屋及びバスロケーションシステムの設置を進めてまいりました。

令和 2 年度におきましては、同事業によります交付金を活用し、片岡北吉田特別支援学校のバス停留所の上りに、上屋及びバスロケーションシステムの設置を計画しており、本議会に令和 2 年度一般会計予算案として上程させていただいております。

次に、6 点目の吉田インター入り口のバス停の整備はについてお答えします。

吉田町都市計画マスタープランにおきまして、東名吉田インターチェンジ周辺の地域につきましては、災害リスクの低さや交通利便性の高さを生かし、北オアシスパークとともに、町の玄関口としての情報発信・にぎわい創出の拠点、災害時の被災者支援の拠点として活用を進める、インター周辺活用ゾーンに位置づけております。

また、シーガーデンシティ構想におきましても、鉄道がない当町にとりまして、県内外へ向かうバス路線が集約しております東名吉田インターチェンジ周辺は、重要な交通の結節点でございますことから、富士山静岡空港や東名高速道路を利用して当町を訪れる人の玄関口と位置づけております。

そうしたことから、御質問の吉田インターチェンジ入り口バス停留所の整備に関しましては、他の交通モードへの乗換えをスムーズに行えるような交通の利便性の高いターミナル機能を持った施設を整備することが、このエリアの魅力をさらに高めるものと認識しております。

このターミナル機能の整備につきましては、平成 30 年度に、しずおか中部連携中枢都市圏事業の交付金を活用し、公共交通の利便性向上に向けた、吉田インターチェンジ周辺の利活用可能性調査を実施しており、利活用を見込むことができる用地を把握し、想定される施設等の配置を検討したところでございます。

また、上りバス停留所の背後地につきましては、ターミナル用地として既に一部を先行取得しており、先ほど申し上げました、利活用可能性調査に基づくターミナルの具体的な整備計画の進捗と併せまして、用地の面的な拡大にも取り組んでまいります。

次に、7 点目のバス利用者の駐車場としてパークアンドライドが有効であると考えているが、その整備構想はあるかについてお答えします。

東名吉田インターチェンジ周辺におきましては、既に民間事業者が月ぎめの貸駐車場を営んでおり、バス利用者によるパークアンドバスライドの仕組みが現に出来上がっているものと認識しております。

しかしながら、現状では、一日単位や時間単位で利用できる駐車場がなく、そうした駐車場の御要望があることも伺っておりますことから、民間事業者との調整を図りながら、さきに申し上げたターミナルと一体的に、さらに利便性の高いパークアンドバスライドの環境を創出してまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3 番、盛 純一郎君。

○3 番（盛 純一郎君） 3 番、盛です。

発言残時間の残されている中で、幾つか追加の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、一つ目、学校休校措置に関してなんですが、御答弁の内容伺う限りですが、吉田町としては、結果的に、近隣の市と足並みをそろえた形での休校、今日からもそうですね、になりました。一方、県内におきましては、静岡市や浜松市などは、逆に今日から、短時間での学校再開、あるいは、町で見ても、小山町とか清水町などは、独自の判断でそのような形にされました。私は基本的に自治体の判断、先ほど言ったように理由があれば、それはそれで当然の措置だとは思っているんですが、吉田町としては、やはり感染拡大のリスク、クラスター感染みたいなものですね、そこのほうのリスクをちょっと重視して、どちらかということ、子供の学びとかそちらのほうとはかりにかけた結果、苦渋の決断ではあるが、今回の措置を講じたという認識でよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 答弁でも述べさせていただきましたけれども、まず大前提として、2 月 27 日に要請のあった期間というのは、3 月 2 日から春休みに入るまでの間であるというような要請がございました。ただ、その中で当町としては、すぐに休校に入るのは準備期間が足りないというようなこと、また、ここ一、二週間が重要な期間であるよというような、その後の御発言なども踏まえて、当面 2 週間というようにしたところであります。

その上で、11 日に判断を、町の本部会議の中でさせていただいたわけですがけれども、その中においては、先ほど申し上げたとおり、厚生労働省の専門家会議が出している見解でありますとか、もう一度再度の総理の要請でありますとか、また、静岡県内の 2 例目の症状が出たと

というようなことを重く受け止めて、町内でやはり感染者を出してはならないというような思いの中で決定をしたというようなところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

では、別の質問をさせていただきたいと思います。

町のホームページや、中学のホームページの情報更新が、非常にタイムリーというか、迅速で、保護者以外の地域の方も、そこを毎日閲覧することで、学校の予定変更などの周知は非常に早かったという点では、非常に評価できていると思っております。休校措置以前からの計画であったと思うんですが、4月から、家庭連絡メールを、従来のNTTデータ、フェアキャストから、中部電力のきずなネットというアプリに一斉変更を行うということでございましたが、そのメールシステムを、連絡システムを変更した理由、あるいはどういう点が優れているというところについて、お聞かせ願います。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

現在使っておりますフェアキャストについては、ちょっと金額も高いのと、あと、カウントというかポイントで出せるメール量が非常に制限があるということもございます。

今度のきずなネットにつきましては、そのメールの量については、フリーに出せるということで、これまで以上に、学校が出したいと思っているものを、もっとタイムリーにいっぱい出していけるということで、コスト的にも、そういった情報を発信することにおいても、今度のきずなネットのほうが優れているということで、そちらを今回考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

分かりました、ありがとうございます。

また、2に関連しての別質問でございます。

放課後児童クラブ、あるいは町の保育園の現在の様子についても、少し聞いておきたいのでございます。放課後児童クラブは、今回、休校措置に関連して、長期休みに準ずる対応、あるいは期間中だけでも入所可能というような措置を取ったのですが、全国ニュースによると、実は閉鎖空間の密集という部分で、それを懸念して、かえって行かないというか、使わない。例えば上の御兄弟が休みなので、ついでに休ませてしまえというような、臨時休校に合わせて使わないケースなども出ておると聞きます。やはり密集を恐れて、ちょっとクラブ利用や登園の自粛みたいなケースも出てきているというニュースがございました。当町においては、現時点での放課後児童クラブ、あるいは保育園の混雑度というのはどのようなものでしょうか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

放課後児童クラブと保育園のことですので、こども未来課のほうからお答えさせていただきます。

まず、放課後児童クラブの件ですけれども、議員おっしゃったように、通常入っている子供さんの人数よりも、現在は若干ですけれども、クラブに来る人数が減ってきております。その

中で、今、会社のほうがお休みを取る機会を与えてくれて、家庭保育ができていたという御家庭も多いと思います。あと、臨時に子供さんたちが、学校休校に伴って入ってきた子供さんたちももちろんいらっしゃいます。

そういった中で、クラブのほう運営をさせていただいているんですけども、学校のほうから体育館をお借りしたりだとか、グラウンドのほうをお借りしたりだとか、あと、ミーティングルームをお借りしたりとかして、子供たちが広く一日保育ができるような環境を整えさせていただいていることと、あと、教員補助のほうを活用させていただきまして、支援員の数も増やさせていただいていると、そういった中で、国からの要請の1メートル間隔を保つようにということ、なるべくクラブのほうでも対応できる環境を整えさせていただいているということになります。

あと、保育園です。保育園につきましては、国のほうからの要請で、保育園は休園しないという要請が来ておりますので、通常どおり保育園を行っております。人数のほうも、減っているという報告は受けておりませんので、保育園は通常どおりやっていると、町のほうは認識しております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

では、今のお話を聞く限りは、特に運営上に大きな支障はなくできているという認識で、よろしいのかなと思っております。

それでは、もう少しお尋ねします。

この大変な中で、一つだけ私進んだなと思うことがございました。それが、公設学習塾のデジタル教材、これを家庭に開放したということです。ベネッセ社のミライシードというソフト、この中のドリルパークというコンテンツですね、これを3月4日から開放されたということでした。また、当然パソコンやタブレットがない家庭もあるかと思っておりますので、公設学習塾で使用しているプリント配付、これも同時に実施したということは、先ほどの答弁の中で伺いました。この辺りのどのぐらいの生徒が利用したとか、利用件数とか、あるいは利用率みたいなもの、この段階ではちょっと出すのは難しいかなとは思っているんですが、これがどの程度のものだったか。そして、課題としては、どんなことを今考えていらっしゃるかということをお伺いします。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 利用件数ということですけども、例えばということで申し上げたいと思いますが、住吉小学校における利用率というようところで申し上げさせていただきたいと思います。

住吉小学校ですけども、まず、プリント教材については、約30%から40%ぐらいの子供たちがどうか、保護者がどうか、そのプリントを持ち帰って家庭で学習しているというようなことを承知しています。また、ドリルパークというオンライン上の教材でありますけれども、これはなかなか利用の把握が難しいところもありまして、正確な数字ではないかもしれませんが、10%弱ぐらいの子供たちが利用しているんじゃないかというようなものを統計として持っています。

課題ということですが、一つは、オンライン教材は、当然今おっしゃられたように、家庭の中で、例えばインターネット環境であるとか、タブレットがそもそもあるのかどうか、そういった端末があるのかとかということにも大きく左右されますし、また、今回我々もやったことの成果を測るような機会がないというところで、御家庭にある程度お任せをするしかないというような状況が、これは致し方ないことだというふうに理解しておりますけれども、一つ課題かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

私も今のとおりにかなとは思っているんですが、もう一つだけ聞かせてください。危機に際して、結果、進化するということが往々にしてあるかと思うんですが、今回の件を契機に、例えば小・中学校において、今後長期の休み、夏休みや冬休み、あるいは、台風などでの臨時休校時、あるいは学級閉鎖時、そのときに、こうしたデジタル教材を家庭向けに開放する、そのつもりはあるかということをお伺いします。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 今回は、我々が契約をさせていただいているベネッセのほうで、我々にとっても無償で、御家庭に対しても無償でということで、提供してくれたものになりますので、これを臨時休校や夏季休業中、そのまま行くとすると、また料金体系はどうなるのかとか、そういった問題があって、今、ここでそのようにいたしますということは申し上げられないんですけれども、3月4日にお示しをさせていただいたものの中には、当然この期間だけ無償ですよというものもあれば、そもそも無償ですよというようなもの、例えばNHKが作っている教材とか、そういったものは無償で閲覧ができて、有益なものもたくさんありますので、そういったものの活用も、御家庭で進んでいくといいのかなというふうな考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

あと幾つか用意してきた中で、ちょっと時間の関係でこれはというところを。

これから、休校中がまた延長されて、春休みに入って、次に来るのは恐らく今の現状だと、状況どうなっているか分からないですが、始業式という形になると思います。休校中の生活について、安倍総理が、先週土曜夕方の会見の中で、これはちょっと引用させていただきます。

「2週間学校が休校となり、1日のほとんどを自宅で過ごしてきた児童・生徒が多いかもしれませんが、しかし、健康管理やストレス解消のためにも、人が密集しないようにするなど、安全な環境の下、屋外に出て運動の機会もつくってください」との発言がありました。

吉田町において、今、ジョギングとかサイクリング、あるいは公園でのトレーニングとか、ボール遊び、こういうものについては、町としてはやることについて、どのような認識であるかをお聞かせ願います。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、令和2年の2月28日に、文部科学省のほうから、改めて、総理の発言を踏まえて、休校要請がありました。その通知の中では、臨時休業期間中は、人の

集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようお願いするというような要請文としてありました。ただ、これは、先週金曜日に、文部科学省のほうから再度通知と申しますか、Q&Aが参りまして、日常的な運動などは、安全管理を徹底した上で推進をしていきましようというような、少し見解が変わってきたというか、今議員がおっしゃられたように、総理の御発言の中でも、そういったことはあるというようなことで、我々も自宅で、ずっと過ごしているというのは、子供のストレスの問題であるとか、健康管理上どうなのかというようなことは、常々事務局の中でも話しておったことでありますけれども、今後、そういった御発言とかを踏まえながら、当町においてどういう在り方が子供たちにとって最善なのかということ、考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

では、その休校措置に関しては、最後は質問というか要望になってしまうかもしれないです。現在、町のあらゆる文化行事、イベントが中止、延期の措置を取っております。いまだ先の見えない状況ではありますが、例えば今後の町内イベントと連動して、ぜひ本年度卒業生の積極参加を促す、そのための企画なども、一定の落ち着きを見せた後で結構でございます。ぜひ、町の方に考えていただきたいと思っております。

それでは、二つ目の質問の中の追加を少しさせていただきたいと思っております。

横断歩道に関しましては、少し今、御答弁の中では、今後も使い続けていくよという内容でございましたが、やはりバリアフリーの問題がちょっと私ネックに感じるわけでございます。先週、回覧板でちょっと回ってきた交通安全情報、これは防災課の地域安全部門の方が3月発行されたものなのですが、北区のわかば保育園の東側道路に横断歩道をつくったよと。その中に横断歩道とは何だとか、横断歩道がつけられる場所、つけられない場所というようなことがございまして、横断歩道がない場合はどうするの。先ほど申し上げた、ちょっといろんな条件で、歩道橋はもう渡れない方にとっては、あの歩道橋はないのでございます。なので、その場合は、じゃ、どうすればということで、先ほどの町長の御答弁では、200メートルほど少し離れたところには横断歩道が二つあるのという内容ではございましたが、現実的には、例えば車椅子の方とか足の悪い方が、迂回して向こうに渡るというのが、現実的にどうかというところがございます。

先ほどの書類の中に、道路交通法第12条第1項において、歩行者は横断歩道のある場所の付近では、その横断歩道によって横断しなければならない。付近とはおおむね前後20メートルから30メートル程度の距離であるため、その間に横断歩道がない場合は、車両等に十分に注意して、道路を横断できますとあります。もちろんただし書で交通量の多い道路では、なるべく横断歩道を使ってくださいねということは書いてあるんですが、今の話を総合しますと、例えばバス利用者でちょっと足の悪い方、要するに歩道橋が使えない方にとっては、右見て左見て、注意して道路を横断していいよという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

交通安全情報の件のことでございます。防災課のほうで御答弁させていただきます。

今、議員おっしゃられた道路交通法の第12条の関係でございますけれども、基本的には、横断歩道がある場所で横断をしなければならないということになっておりますけれども、その中で、その付近に、横断する付近にというような言葉がございます。ここにつきましては、一般的に今、議員おっしゃられたように、一般的には20メートルから30メートルくらいのところにあれば横断歩道を利用しなさいということでございます。そういったところがない場合は、議員がおっしゃられたように道路を横断することはできるというような解釈をされております。

ただ、今言われているようなところ、国道でもございますし、交通量も多いというところで、ただ、横断できますけれども、やっぱり交通安全上やはり横断歩道を使って横断をしていただきたいというところがございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。失礼いたしました。

この問題については、また、今後ちょっと考えていきたいと思っております。

それでは、最後の質問として、一つお願いしたいことがございます。吉田役場の背後地、こちらの活用ということで、今、御答弁の中では、今後の活用はちょっと見据えるけれども、今のところ特に計画はないということでございました。先ほど、私はちょっとあの場所が、もうちょっと何か有効活用できないかなというところで、一例をちょっと挙げさせていただきました。令和元年度の地域公共交通会議議事録におきまして、会議会長である町長のほうから、ちょっとある御発言がありまして、それがちょっとヒントになりました。この会議、私も傍聴させていただきましたが、なかなか地域の方からは、ちょっと積極的な御意見がなくて、町長が1人でちょっと気を吐いていらっしゃるようなところが感じられたんですが、県地域交通課の方も出席されていまして、役場1階にバスロケーションシステム表示機があり、雨の日などは役場の中でバスが遅れているかどうかを確認しつつ、安心して待てる環境があると。このような役場内にこういったシステムを設置してあるところはほかにあるのかということに対して、事業者、これはしずてつジャストラインさんだと思うんですが、ほかにはないというお答え。それを受けて、会長、町長が、私は実際に役場の中で座ってバスを待っている人を結構見かけると。バス停に近い役場であるから可能であり、役場前にコンビニ等あれば、そこに表示機があってもよいという御発言がありました。それを受けて県地域交通課の方が、コンビニの中でバスを待てるような環境整備は利用促進につながりますねということで、また町長のほうが、バス停が駅のような利用しやすい環境になればよいということでございました。恐らく町長は、民有地のほうにコンビニなどがあればそこに貸し出してもよいというようなニュアンスでおっしゃっていたとは思いますが、私などは、やっぱりあの土地に、例えばコンビニとは限りません、コーヒーショップですとか、あるいは静岡県内のおにぎりやお惣菜を売っているようなところ、ああいうところを誘致してはどうかと考えているんですが、私のこの考え、荒唐無稽というか、ナンセンスなものであるかどうか、最後町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員にちょっと訂正してもらいたいことがございまして、役場の中で、バスに乗るために多くの皆さんがいるというのは、そういう意味じゃなくて、役場で仕事

をされて、それから、バスに乗っていかれると、そういう方も見かけますよと、そういう意味でございますので。

それで、今、議員がコンビニというふうなことをおっしゃられたんですけども、私もこれは単なる思いつきでございますので、そういうことも、結構あそこは、大体1か月に1万1,000人ぐらい使うんだそうですね、乗降者が。結構多いんで、そういうのにも供するのもしないんじゃないかなと考えてございますけれども、昔、そこにおります塚本理事なんかと一緒に、高浜市に先進地視察で行ったことがあるんです。そこでは、駅に24時間対応の福祉関係のところがございます、そこでやっぱり駅で乗り降りする方がいろんな相談にそこに寄るといようなことがございました。だから、もし考えていくなれば、単なるコンビニとかそういうものじゃなくて、複合的に役場のいわゆる機能もそこに持つと、そういうようなことも考えられるというふうなことでございますので、それは、私の単なる頭の中にあるだけのことでございますので、現在では、そういうことは計画として考えていることはございません。

だから、議員のお考えになっていることは、あながちナンセンスだとは思いませんけれども、もっともっとあそこは中心市街地になりますんで、もっともっと慎重に考えていかなければならなければならないと、こんなふうに思っておりますんで、御理解いただきたいと思えます。

○3番（盛 純一郎君） では、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（増田剛士君） 以上で3番、盛 純一郎君の一般質問が終わりました。

◇ 平 野 積 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、5番、平野 積君。

〔5番 平野 積君登壇〕

○5番（平野 積君） 議長、5番、平野です。

私は通告どおり、第5次吉田町総合計画について質問いたします。

吉田町は本年2月に、第5次吉田町総合計画後期基本計画を策定いたしました。対象期間は、令和2年から令和5年の4年間で、「人が集い未来にはばたく魅力あふれるまち吉田町」の将来都市像を実現するための基本理念に沿って掲げた七つの施策について具体的取組の方向性を示したものでございます。

本基本計画に関して、町は本年1月22日から2月4日までパブリックコメントを募集し、2月28日にその回答を公表いたしました。

そこで以下の点について質問いたします。

1、総合計画全般について。

私の提出したパブリックコメントとその回答を示します。

私の意見、第5次吉田町総合計画後期基本計画（案）を策定するに当たり、同前期基本計画の評価を実施していると思えますが、その評価結果を公表するお考えはあるでしょうか。それによりPDCAサイクルを回しながら、真摯に町の改革を進めていることが分かります。また、後期基本計画の中に前期基本計画の評価の総括を入れることにより、後期基本計画に対する理解が深まると考えます。

町の回答、御意見ありがとうございます。当町では、P D C Aサイクルの考え方を取り入れた吉田町まちづくりステップアップ行政評価により、毎年度評価を実施しております。今回の第5次吉田町総合計画後期基本計画（案）を作成するに当たりましては、毎年度実施しております年度評価を踏まえ、前期基本計画の3年分の中間的評価を実施しておりますが、前期基本計画の4年間の総括評価につきましては、本年度が前期基本計画の最終年度になることから、令和2年度に実施いたします。

評価結果の公表につきましては、毎年度の事業実績と自己評価結果は公表しておりますので、来年度、実施する前期基本計画の総括評価結果も公表する予定であります。

評価結果の公表に当たりましては、分かりやすい内容になるようレイアウトも含め検討してまいります。なお、後期基本計画の中に、前期基本計画の評価の総括を入れることにつきましては、前期基本計画の総括評価は、後期基本計画策定後になり、3年分の中間評価につきましては、計画期間の途中経過となりますことから、後期基本計画に入れるべきものではないと考えております。

そこで、質問1、P D C Aサイクルを回す観点で、C（評価）及びA（改善）が重要である。総合計画の策定において、C及びAの過程での課題は何と考えているか。

質問2、総合計画等審議会の会議録は公表しないのか。

質問3、総合計画の総括評価を公表するのは初めてか。

質問4、総合計画の策定に当たり、今まで行われてきたまちづくりワーキンググループ会議やタウンミーティングを行わなかった理由は何か。

5、分野の主な目標の半分以上が未達であることをどのように考えているか。

続きまして、2番、学校教育について。

吉田町総合計画後期基本計画第5章「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」の分野、「学校教育」において、分野の主な目標に対する意見と回答を示します。

私の意見、学校教育に関する分野の主な目標に、令和2年度に小・中学校ともに全科目県平均正答率以上を達成し、以後継続させるとあります。2019年前期基本計画の目標値である全国平均正答率以上が未達であるにもかかわらず、2020年度にさらに高い目標を達成するためには、教育現場でさらなる大きな変革が既に行われていると思います。どのような施策を行っているのでしょうか。

町の回答、御意見ありがとうございます。御指摘のとおり、前期基本計画の目標値については、未達成ではありますが、これまでの取組の成果として、着実に学力は向上してきているところです。その上で、2020年度にさらに高い目標をとのことは、確かにここ数年を見ますと、全体として県平均は全国平均より高い傾向にあります。今回、新たな目標設定を変更したのは、学力の定着が確かなものとなってきたことにより、より上を目指すという意図が全くないわけではございませんが、それよりも、まずは、ほぼ同じ環境、条件の中で学習をしている子供たちと、そして子供たちが自分たちの学力を試す高校入試は基本的に県内での選抜となることから、県平均との比較で見ていこうという考えの下、その目標を県平均正答率以上としたところです。

なお、後期基本計画では、これまで取り組んできた事業に加え、総合的な学習の時間の充実による、読解力や論理的思考力等の育成の推進、1人1台の情報機器導入による質の高い授業実践に取り組んでまいります。

ここで、質問1、なぜ、目標年度を令和2年にしたのか。

質問2、本年4月に行われるであろう令和2年度全国学力・学習状況での目標達成に向けての対策に関して回答では答えていない。どのような取組を進めているのか。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） それでは答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 第5次吉田町総合計画についての御質問のうち、1、総合計画全般についての1点目のPDCAサイクルを回す観点で、C（評価）及びA（改善）が重要である。総合計画の策定において、C及びAの過程の課題は何と考えているかについてお答えします。

地方自治体の総合計画につきましては、平成23年度の地方自治法の改正によりまして、策定義務がなくなりましたが、当町では、引き続き目指すべき将来像を明らかにしながら、計画的な行政運営を推進することが大切であるとの考えに立ち、吉田町総合計画の策定に関する条例を平成27年6月に制定し、平成28年度を初年度とする第5次吉田町総合計画を、平成27年度末に策定しております。

第5次吉田町総合計画は、それまでの総合計画と異なり、計画期間を8年間とするとともに、基本計画の計画期間も4年間の前期と後期に設定することといたしました。また、この計画の具現化を図るための実施計画は、それまでと同じように3年間の取組を掲げたローリング方式の計画とすることとし、現在に至っております。

こうした中で、当町は、総合計画を踏まえた行政運営をより効果的かつ効率的に進めることができるように、総合計画を基とした当町独自の行政評価システム、吉田町まちづくりステップアップ行政評価システムを考案し、PDCAサイクルを回す手法を導入いたしました。

このPにつきましては、基本計画に掲げた目指すべき4年後の姿を達成するための施策展開を明らかにしており、Dにつきましては、Aに基づく実績を表し、Cにつきましては、PとAとDとの関係が良好な状態にあるかをチェックし、Aにつきましては、Cを踏まえた上での実施計画となっているのが、吉田町まちづくりステップアップ行政評価システムでございます。このシステムは、総合計画と行政評価と予算を連動させることによって、計画と実施と評価が同じ指標の下で行うことができる大きな利点があり、目下、より効率的に行政運営を管理することができているものと考えております。

こうした状況でございますので、現在、特に課題と捉えているものはございません。

次に、2点目の総合計画等審議会の会議録は公表しないのかについてお答えします。

今回、第5次吉田町総合計画後期基本計画を策定するに当たりましては、吉田町総合計画等審議会に諮問いたしました。この諮問を受けまして、審議会からは4回の会議を経て、令和2年2月19日に答申がございました。

吉田町総合計画等審議会の会議につきましては、会議記録も残しながら進めており、議事録として取りまとめております。目下、この議事録につきましては、企画課の窓口において閲覧できるようにしておりますが、今後速やかに、町のホームページにも掲載し公表する準備を進めております。

次に、3点目の総合計画の総括評価を公表するのは初めてかについてお答えします。

本格的な行政評価を始めたのは、第5次吉田町総合計画からでございますので、今回の総合計画前期基本計画の総括評価が初めてとなります。令和2年度におきましては、前期基本計画の総括評価を実施してまいります。その方法につきましては、今後、行政評価研究を専門とし、吉田町総合計画等審議会の会長であります静岡文化芸術大学の田中 啓教授にアドバイスをいただきながら取りまとめを行うとともに、吉田町総合計画等審議会委員の皆様にも外部委員となっていただき、御意見を賜りながら、前期基本計画の総括評価を行ってまいります。

次に、4点目の総合計画の策定に当たり、今まで行われてきたまちづくりワーキンググループ会議やタウンミーティングを行わなかった理由は何かについてお答えします。

住民参画の手法として挙げられるものとしては、住民意識調査、タウンミーティング、ワーキンググループ会議、団体ヒアリングなどの手法がございますが、今回、当町では、第5次吉田町総合計画後期基本計画の策定に当たり、これらの手法の中の住民意識調査、まちづくり団体ヒアリング、パブリックコメントを取り入れました。

第5次吉田町総合計画につきましては、8年間の総合計画としており、基本計画の見直しは4年になったことで、社会経済情勢の変化に対応しやすくなっております。

また、基本構想と前期基本計画の策定時には、住民アンケート調査を初め、タウンミーティングの実施など、多様な町民の皆様から意見を頂きながら策定しており、その後、大きな社会経済情勢の変化等がなかったと捉えておりますことから、前期基本計画の微調整を行うといった考えの下で策定を行うことといたしましたので、タウンミーティングは実施しなかったものでございます。

次に、5点目の分野の主な目標の半分以上が未達であることをどのように考えているかについてお答えします。

この総合計画基本計画は、分野ごとに、目指す状態を設定し、それに向けた各施策の取組の方向性を示しており、目指す状態を数値で測ることは極めて難しいことから、その進捗度を測る指標として、分野ごとに、分野の主な目標を掲げているものでございます。

そもそも、目標に掲げられた指標につきましては、アンケート結果の満足度のよう、主観的に評価されるものを主観的指標、客観的な数値で評価するものを客観的指標と呼びますが、主観的指標は、アンケートによって主観的な印象を把握する方法が一般的で、そのアンケート対象も異なる場合が多いため、正しい結果が得られるとは限らないとも言われております。

こうした意見は、吉田町総合計画等審議会の中でも出され、分野の主な目標については、客観的指標を設定するようにしたものでございまして、後期基本計画におきましても、引き続き、客観的指標を設定するようにいたしました。

前期基本計画につきましては、本年度末までを計画期間とするものであり、今は全ての指標を評価できる状況にございませんので、本年度が終了し、実績をまとめた後に、吉田町総合計画等審議会の委員の皆様のお意見も賜りながら、あらかじめ設定した指標に沿って評価してまいります。

続きまして、2、学校教育についての御質問につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

〔教育長 栗林芳樹君登壇〕

○教育長（栗林芳樹君） それでは、第5次吉田町総合計画についての御質問のうち、2、学校教育についての1点目のなぜ目標年度を令和2年にしたのかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、第5次吉田町総合計画後期基本計画においては、その目標を、令和2年度に小・中学校ともに全科目県平均正答率以上を達成し、以後継続させるとしております。

そもそも当町が学力向上に大きくかじを切りましたのは、平成25年度に実施をされました、全国学力・学習状況調査の結果を受けてのことです。当時の結果をみますと、静岡県自体が小学校の国語Aの平均正答率が全国最下位で、そのこと自体もセンセーショナルに報道がなされましたが、その県平均よりも当町の平均はさらに5.3ポイント低いといった状況がございました。また、その他の科目についても、国語Aほどではないものの、低迷した状況にございました。

こうしたことを受けまして、平成26年度から、吉田町ラーニングプランを、そして、平成29年度からはTCPトリビンスプランを実施してまいりました。

その中で、小学校については、平成30年度に落ち込みがあったものの、安定的に全国及び県の平均を上回るようになってきているものと考えております。他方、中学校については、安定して全国平均を上回ることができずにおり、県は、平成26年度より全国平均を安定して上回っているため、県平均とはさらに差をあげられているといった状況にございます。

こうした状況をさらに具体的に見ますと、本年度の小学校の結果は、全ての科目で全国平均及び県平均を上回っており、中学校の結果は、依然として県平均を上回れずにはおりますが、3科目中2科目で全国平均を上回っているという状況にございます。

第5次吉田町総合計画後期基本計画の目標の設定に当たっては、ただいま申し上げた、小学校は安定して県平均を上回ることができており、中学校は県平均には及ばないものの、複数の科目で全国平均を上回る状況も見られるようになってきたという学力の状況をベースとした上で、ほぼ同じ環境、同じ条件の中で学習をしている子供たちであるということと、子供たちが自分たちの学力を試す高校入試は基本的に県内での選抜となるということに鑑み、令和2年度から県平均以上としたところです。

次に、2点目の本年4月に行われるであろう令和2年度全国学力・学習状況での目標達成に向けての対策に関して回答では答えていない。どのような取組を進めているのかについてお答えいたします。

今年度は、引き続きTCPトリビンスプランを踏まえ、教育委員会と学校とが連携をしながら、学力向上に向けて様々な取組を行っております。それらの様々な取組が、全て目標達成に向けての対策であると考えております。

具体的な取組の例を挙げますと、まずは授業日の平準化です。この取組は、授業日数を確保し、1日当たりの授業時間を少なくすることで放課後時間を生み出す取組であり、実際、この取組の結果として平日の放課後時間を生み出すことができており、こうした取組が授業準備の充実につながっています。

次に、今年度から、中央小学校をモデル校として実施している、総合的な学習の時間を吉田探究と称した取組です。

これは「ふるさと吉田の精神を受け継ぎ、未来を切り拓いていける子供」を育てることを目的として実施するもので、吉田に関わる人やモノやコトから課題を発見し、その課題の解決に

向けて情報を収集・分析して、それらをまとめて表現するという一連の探究活動を、発達の段階に応じて行っていこうとするものです。

この一連の探究活動は、新学習指導要領で求められている、いわゆるアクティブラーニングと呼ばれる指導方法そのものであり、このことが確かな学力の育成につながるものと考えております。さらに、探究課題を吉田に関わる題材とすることで、探究活動をしながら、ふるさと吉田への愛着を育むことができるものと考えております。

最後に、全教職員研修会を年間2回実施し、吉田町小・中学校の教職員、保育園・幼稚園関係者、吉田特別支援学校関係者が一堂に集まり、縦と横のつながりを考えた教育の在り方等を協議する場を設定するなど、町の教職員全体の指導力の向上に向けた取組も進めています。

ここで、取組の幾つかを紹介させていただきましたが、学校教育の中心はやはり授業であります。このため、教育委員会では、今年度新たに、学習の始めに見通しを持たせる工夫を行うこと、学習の終わりに振り返りの工夫を行うこと、学習と身近な問題を関わらせた課題提示を行うことという、吉田町授業改善三つの視点を示し、これらを意識した授業を行い、子供たちが主体的に学び、確実に力をつけることができるよう、教職員研修会を通じて伝達したり、校内研修に指導主事に関わり助言をしたり、大学教授等を講師に招き、御指導をいただいたりしてまいりました。教育委員会としては、目標達成に向け、引き続き学校と連携しながら、TCPトリビンスプランを中心とした様々な施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） では、再質問させていただきます。

まず、最初に教育関係やらせてもらいます。

年度の目標、令和2年にしたかということで、その目標を、国、全国平均から、県平均にしたということに関しては、理解いたしております。しかし、何で2年度にしたのかなというような、もう期待するしかないということで、運よく上がってくればいいなというふうに思っております。

今年度からやっている具体的な施策に関しては、いろいろやられるんだということは理解いたしました。それで、教育に関して、数日前に静岡新聞の2020年度予算に関して、新時代へと題して記事が出ておまして、吉田町は質の高い教育で差別化という見出しがございました。その中でパブリックコメントの回答にもありましたように、総合的な学習時間の充実による、読解力や論理的思考等の育成の推進ということでございます。これは、吉田探求のことだろうというふうに思っているわけですが、この読解力とか、論理的思考をどのように育成していくのか。課題解決の能力、これら、極めて大切なことだと思っていて、これができれば自然に学力というのは上がっていくものだと思っております。これをいかに吉田探求で育てていこうとしているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、吉田探求のことについて少しお話をさせていただきたいと思いますが、答弁でも申し上げましたとおり、吉田探求というのは、まさにアクティブラーニングといわれる手法というか、子供たちが主体的に学び、また対話的に学び、それが深い学びにつながっていくというようなことを理想として掲げているものでございます。

各教科と違いまして、総合的な学習の時間、吉田探求と呼ばせていただきますけれども、吉田探求については、教科書はありません。また、課題も特に学習指導要領の中で示されたもの、例示としてはありますけれども、具体的に示されたものはありません。そういった中で、子供たちは、基本的に、実社会、実生活の問題、自分たちが社会で生きている中での問題、吉田町で生きている中での課題、そういったものを自分たちで見つけて、調べて、まとめて発信していくというような、これを我々探求的な活動というふうに呼んでおりますけれども、そういったものをしていくことになります。ですので、そこでは、大きく問題を解決するためには、そういったプロセスを育んでいくんだなというような、問題の解決の方法を学ぶということが一つ期待しているところです。

もう一つは、教科はやはり教科の文脈で出てきますが、それを実社会、実生活の我々の生活と結びつけて、さらに深く学んでいくというところに期待をしています。例えば算数で学んだグラフなんかは、読めなければなぜ困るか。例えば統計要覧等々が読めないと、この課題を解決するための情報収集がしっかりできないというような課題に子供たちは直面します。ですので、実社会、実生活で、教科で学んだことがどう生きていくか。なぜ、そのグラフの読み方が分からないと我々は困るのかというようなこと、学びの中で学習していくというところで、さらに教科の学習が深まるし、その教科で学んだことは、社会や生活で生かしていけるというようなところを期待しています。

最後ですけれども、そういったことが自由自在に使えるようになる、例えば課題を解決するためのアプローチというのは、いろいろなアプローチがあろうかと思っておりますけれども、そういった中で、理科的に考えていくのか、算数的に考えていくのか、そういったところを自分の引き出しとして、いろんなところで問題にぶつかったときに、これはちょっとこういうアプローチから考えてみようかとか、こういうアプローチから考えてみようかというようなことが自由自在にできるようになってくるというようなことを、一つ大きく期待をして、この吉田探求というものをやっていこうというものでございます。

その中で、論理的思考力や読解力というものが、当然その学習の中で自然に身についてくるというような期待をしているところでもありますし、もう一つは、意図的に組み込んで、例えば新聞を読む時間を15分程度の短い時間で行って、それを要約したりだとか、その感想を書いたりだとか、そういったところで読解力を身につける。また、思考ツールというふうには呼ばれるものもあるんですけれども、頭の中を少し整理して、ベン図を用いたりして一つの事象を分けて考えてみるとか、そういったようなところを意図的にその吉田探求の中に組み込んでいくことによって、読解力や論理的思考力、こういったことも併せて身につけることができるのではないかなというように考えているところです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 教育長、ありがとうございました。本当に御苦労さまでございました。

では、全般についてお伺いします。

P D C A サイクルに関して、C、A問題ございませんということだったんですけれども、ちょっと確認にもなってしまいうんですが、P D C A サイクルに関しましては、平成24年6月と、平成25年3月にちょっと既に質問しております。まず、Pに関しては、実施計画の概要

とか、事業の目的、手段、総合計画上の位置づけ、事業展開の方向性であるという答弁がございました。議員に配付されている、町のホームページにも掲載されている実施計画には、各事業の、おおまかな事業の内容の羅列や、その事業費の記載はございますけれども、それが我々が分かる資料なんですけれども、町の内部資料としては、基本計画の目標を達成するための3年間の具体的な施策を記したものがあられるのでしょうか。実施計画よりももっと詳しい計画というようなニュアンスですけれども。

○議長（増田剛士君） 企画課長補佐、鈴木 久君。

○企画課長補佐（鈴木 久君） 企画課でございます。

この実施計画、皆様に配付をさせていただいております実施計画を作成するまでに当たりましては、各担当課において、P D C AサイクルにのっとったP D C Aシートというものを配付しまして、実施計画の3年間の事業内容を詳細に記録しましたAシートを作成しています。そういった中で、そこまで細かいものが、じゃ、どこまで出ていいかという部分もあるんですけども、実際その3年間の大体の計画を取りまとめたものを、各皆さんに配付をさせていただいている、そういった状況でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 平野です。

イメージするに、基本計画、目標はここにあって、今現時点がこれだと。これを4年間で達成するとすれば、一気にいくわけじゃなくて、やっぱり1年1年しっかりした計画があってこなしていくんだと思うんですけども、今の実施計画だと、その基本計画を達成する道筋がちょっと読めないですね。あれを見る限りにおいて。大まかなものしかないし、予算がこれだけだと。だから、それがなければ、なかなか道筋が見えてこないと思うんですが、その辺に関してはどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長補佐、鈴木 久君。

○企画課長補佐（鈴木 久君） 議員のおっしゃる、前回24年の議事録も読ませていただいた中で、Pシートというものが、総合計画に沿いました4年間の計画の中で、目標あるいは目指す状態というものを示させていただいているというつくりから、その4年後の姿を目指して、それぞれ実施計画を組ませていただいています。そういった中で、当然いろんな事業を行っていくわけですけども、その人員だったりとか、予算だったりとかということの中で、どうしてもローリングをさせなければいけないような計画もございます中で、そういった中で、3年間を見通して、最終的に4年間の基本計画を達成するというようなつくりでやらせていただいている中で、当然毎年度実施していく中で目指すものもございますが、つくり上、基本計画を目指す中で、毎年度計画に従って実施しているというような状況でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それで、今やっているP D C Aサイクルを回して改革を進めているのは、基本的には2年周期ですよ。それは認識合っていますでしょうか。前年度やった事業を今年度評価して、来年度の実施計画に記載するわけです。2年間で回って、次の2年間でまた、2年ごと周期で回しているということだと思んですが、そこはそれでいいですよ。

○議長（増田剛士君） 企画課長補佐、鈴木 久君。

○企画課長補佐（鈴木 久君） 企画課です。

考え方によって2年間ということにはなるかもしれないんですが、その実績に応じて、9月の議会でも示させていただいています主要な施策と成果に関する報告書でも、そちらが実績になっております。それも加味しながら、当該年度のCシートにつきましては、当該年度の事業進捗も加味した上で、Aシートを作成するというこの中で、毎年度PDCAサイクルに従ってやっているというところで御理解いただければと思います。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 私の理解では、ステップアップシートのDが主要な施策と成果に関する説明書、Cが行政評価結果報告書だと思うんですが、それはそれでいいんですか。そうすると、主要な施策と成果に関する説明書は、例えば今年で言えば、平成30年度の主要な成果が出てはいますが、今年のは出ていないわけですね。だから、30年度を評価して、実施計画をやっているという理解で2年と言ったわけですがけれども、今おっしゃったように、実施計画、予算を立てるということに関して言えば、その前年度の評価だけでなく、本年度の4月から10月ぐらいまでの実績ないしはそこからの見通しを踏まえて、実施計画を立てたり、予算を立てたりということだと思うんです。それはそれでいいんですね。

○議長（増田剛士君） 企画課長補佐、鈴木 久君。

○企画課長補佐（鈴木 久君） 企画課です。

こちら進め方ということになるかと思うんですが、実績は、確かに9月に皆さんに周知するために、実績のほうは各課それまでに取りまとめを行った中で進めさせていただいているということの中で、並行してチェックシート、あるいはAシート、皆様にお配りさせていただいております、行政評価結果報告書並びにその実施計画書も併せて各課で作成しております。その事務を進める観点で、実施計画につきましては、各課のヒアリングを担当がやりまして、副町長やりまして、最終的に町長ヒアリングということを進めていく中で、併せて並行して予算もやっているというところでございますので、当然、その実施計画の評価をしていく中で、予算をつくっているというところで御理解いただければと思います。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 平野です。

そうすると、PDCAサイクルを回しながら2年周期でやっているんですけれども、実際に予算を立てるというときには、今年度の実績を踏まえてやっている。その辺の比率というか、実績とか見通しを踏まえて予算に還元していくという、そういうステップというのがほとんどなのか、そのPDCAサイクルで回している2年間のステップを踏まえて、計画を見直すという実施計画とか予算案に組み込んでいくと、どのくらいの比率でやっているんですか。答えにくいかもしれませんが。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいま御質問いただいている部分が、吉田町まちづくりステップアップ行政評価を設計する中でも大きな課題でございました。それで、今、町から公表しているような資料を御覧いただきますと、議員の印象のように、2年間で2年遅れぐらいの対応になってくるのではないかとこのところで、型どおりやっていくとそういうことになってきますので、そこをどうやってタイムリーに、今やっているものを次の計画にどう反映していくかというところを解決するというところが、設計の本題になってまいりまして、それが、Cシートがその肝でございます。Cシートの結果として、公表させていただいておりますのは、行政評価

結果報告書でございますので、これは本当に過去における状態がどうであったかということだけを公表させていただいておりますので、そのCシートを作成する段階では、現在決算として結果を出したものの、それから、その次にどういう取組状況になっているかということも全て把握をいたしまして、それをCシートの中で評価をいたします。それを踏まえながら実施計画にも反映するし、当初予算にも反映するというようにしております、比率というふうにおっしゃられましたけれども、決算の実績として出てくるものからは、大きな流れとしてどうなのかと、それを踏まえて今の動きが合っているかどうかということも含めて、それをどうつなげていくかということで、全体を含めて評価をした中で、実施計画、それから予算に反映させていると、そういう動かし方をしているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それに関しては、また後でやります。

P D C Aで、まずDに関してですが、主要な施策と成果に関する説明書に効果を記載する欄がございます。そこに書いているのが、何々ができたとか、何々に寄与したとかの表現がほとんどで、実際にその事業の課題が何なのかという記載はない。たまにありますけれども、あのシートに、効果とやるからいいことしか書かないんじゃないかなと、要するに効果と課題とすれば、課題は何だということを明記すれば、今この事業がここが課題だということが明確になるかと思うんですが、そういう案というのはいかがですか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 実際に、行政評価として用いる場合には、議員おっしゃるとおりだと思います。

ただ、主要な施策を表して、議会の資料として自治法に基づいた資料になりますので、それを表す資料として用いるという決断をした段階で、やはり結果がどうであったかというところを、決算の資料として使えるような、そういう意味合いを強くしようという決断をしました。したがって、あまり課題その他に比重を置きますと、なかなかそこが両立するかどうかということもございまして、その部分については、Cシートの中に落とし込んで、内部で保留するデータにするというような、そういう使い方を、今しているところになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そのCシートも、よくよく見ると似たようなことが書いてあるわけです。こういう理由で継続するという。そこがやっぱり問題かなというふうに私自身は思っているわけで、実は今日の一般質問でうれしいことがあって、総合計画等審議会の会議録、オープンにすると。私が一般質問していい答えが返ってきたの初めてなんですよね。ありがとうございます。

それで、もう一つ甘えるというか、行財政構造改革推進本部で議論しているわけですよね。会議記録があるとすればそういうのも公開しませんかというのはどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 行財政構造改革推進本部の中では、これだけではなくて、町の主要な課題について全般的に審議し、方向を出していく。今、庁内会議としては、もっとも重んじら

れる方向を出す会議となっております。その中では、なかなか公表できるもの、できないもの、いろんな討議を行いますので、今のところは公表するという考え方は持っておりません。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 事情分かります。総合計画とか、そういうものを議論して、オープンしてもいいなと思うようなところをオープンしていくという考え方はないですか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 総合計画に関する策定経過というのは、できる限りはオープンにしてまいりたいということで、かなりのものはオープンにされておりますので、そうした経過の中で、議事録ということではなく、その内部での検討経過も公表できるような、何かポイントを出していくというような、そういう考え方で検討していくことは可能であろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） よろしく願いいたします。

じゃ、ちょっと参考資料のほうに視点を変えまして、参考資料の1の第5次吉田町総合計画、そこの防災意識の施策2の防災意識の向上なんですけれども、前期基本計画と後期基本計画の4年後の姿というのが全く同じなわけですよ。じゃ、これなぜ同じになってしまっているのかということをお伺いしたいと思うんですが、防災課のために話しておきますけれども、この事業だけが同じということではなくて、110ぐらいあるんですよ。その75%がほぼ同じなんです。その代表として防災課、お願いいたします。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

参考資料のほうの総合計画の件でございます。当初もともとこの分野では、地域防災指導員の養成、それから、ジュニア防災士、将来を担う子供たちの防災士の養成というところで、もともと地域防災計画の中で、各自主防災会の中に、地域の自主防災会の防災力を高めるというような目的の中に、自主防災会の活性化も含めまして、防災委員を改めて自主防災会の中に指名するということが載っております。そうした方々については、地域防災指導員を充てるというようなことになっておりますので、そうした方々を養成したいということが一番のところがございます。それに加えてやっぱり地域の防災力を高めるには、やはりこうした研修会等を開催して、地域の皆さんにも参加をしていただいて、地域の防災力を高めていきたいというところで、講座を始めたというところがございます。

そんな中で、それぞれの自主防災会19あります。それから、地区の自治会4地区ございます。こういった方々の中で、地区の役員をされている方々にぜひ研修を受けていただきたいというところで、大体それを2人ずつまとめますと、50人くらいなんです。それから、ジュニアのほうにつきましても、中学校のほうで大体50人くらい講座を受けていただきたいと。1年間で100人くらいという形で計画をしまして、それが、4年間含めまして、実績も含めて500というところで、受講者のところを設定してございます。ただ、実績としましては、だんだん受講者もいらっやまして、年間100には達していませんけれども、そうしたところもございまして、今後も引き続きここはちょっと強力にやっていきたいというところもござい

す。それで、まだ目標には達しておりませんが、引き続き同じような講習会をやりたいというところで、目標設定を変えずに継続という形にさせてもらってございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） ちょっと質問が伝わっていないのかなと思うんですが、4年後の姿、防災訓練や防災研修を実施することにより、住民一人一人が災害時において迅速で的確な行動が取れるようになっていきます、4年後。前期も同じ。後期も同じというのは、今現在そうっていないということ。その中において、前期も後期も同じ記述になっているのは、なぜなんだろうという単純な質問です。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

失礼しました。先ほど申し上げましたとおり、地域の自主防災会の中にそれぞれの防災委員を養成していくというところで、そうした方々を活用させていただきながら、それぞれの地区の皆さんがそれぞれの個々に防災力が高まるというところを目的としておりまして、そうしたところも引き続きやっていくというところで、そうした地域の指導員を養成していきたいというところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） ここちょっとあまり時間をかける予定はないので、基本的に私が思っているのは、防災訓練で防災意識を上げていくと、要するに、防災意識と研修で、住民の意識を上げていくと、町は言っているんだけど、実際に答弁でもございました自主防災会、かなりの部分お任せなんですよ。そしたら、防災訓練に出ている人でも30%台ぐらいだと思うんです、参加率は。そこをどんどん上げていくためには、やっぱり町もしっかり自主防災会を養成して、ちょっと叱咤激励して、活動していただいて。自主防災会が住民をどんどん参加させるような仕組みをつくっていかないと難しいと思うんで、その辺はぜひこれもいつも言っていますけれども、それでよろしく願います。

別件です。町債に関して。後期基本計画の分野の主な目標に、数値目標上げているわけですが、最もがっかりしたのが、実質公債費比率の目標18%未満なんです。18%超えたらもう、目指すは夕張じゃないですか。それが、18%というそういうところに設定するというのがちょっと疑問に感じていると。かつ、先日の予算審議で町債に関して質問したときに、塚本理事は、現在吉田町の実質公債費比率は県下で最も高い状態であるけれども、吉田町の起債ルール、償還元金より多くの借入れは行わないに従って、実質公債費比率を下げていって、あるところで下がったと判断すれば、この起債ルールを解除するというようなことも考えているというふうなお答えが、勢いよく頑張るぞというような意欲を示したにもかかわらず、片や18%という、このギャップが大きいものですから、何で18%未満にしたんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ここの、先ほどの防災もそうですが、ここの4年後の姿については、現状の取組を大きく変える必要がないと、方向性として合っているというものについては、今と変わらず踏襲されているものが多いという中で、この公債費については、一定の制限枠が18%という明確な実質公債費比率の分岐点がございまして、ここで実質公債費比率の増減と

というのは、当然あってしかるべきですし、後世代の負担割合がどの程度が適切なのかということも含めて、各地方自治体によって大きく差が出てしかるべきものだというふうに思っております。そういう中で、あまり縮小した数字を掲げますと、どうしても行財政運営というのは縮みがちになりますので、そういう中で、目標といいますか、ある程度制約的な感覚で捉えておりますけれども、そこは18%というところで考えればいいというような、そういう決断をいたしました。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 町債に関しては、理事と基本的には同じ考えで、低ければいいというものではないというふうに理解しております。今、県下で、二桁って30年で4市町なんですよ。むちゃくちゃ下げろとは言わんけれども、18%未満ってあまりにも弱気じゃないですか。やはりある程度という意味というか、それを基本計画の目標に掲げるのであれば、もう少し、津波防災分もあるから、いろいろ考えた上かもしれないけれども、ちょっと弱気過ぎるんじゃないかなという印象です。ここはもう印象で止めます。

最後、第5次の吉田町総合計画前期基本計画の、計画の構成及び期間に、三角形の構想図が出ています。まず、一番上に基本構想があって、将来都市像、施策の大綱を定める。その下にちょっと隙間があって、基本計画があって、施策の方向、具体的施策を定めると。その下にまたちょっと隙間があって、実施計画で具体的事業を定める構造になっているという説明がございます。しかし、それを見る、現状を踏まえると、その基本構想、基本計画、実施計画というのが独立しているように思えるわけです。私には。

そういう状況から脱するためにも、せつかく基本計画を策定しているわけですから、まずは基本計画と実施計画のもう少しリンクしたようなものが必要なのではないかなと、そこで、一番最初に言ったけれども、年度計画というのが必要なんじゃないかなというふうに私は思っています。4年間でステップアップして、最終年度に基本計画を実現するための年度計画というのが、実施計画と基本計画を取り持つような、補完するような計画として、あればいいのかなというふうに考えていまして、例えば初年度にここまで進めると、ここまで目標は定めるんですが、実績とか見通しでそれを評価して、じゃ、今年はここまでいきそうだから、もうちょっと次年度はこういう計画にしようと、要するに、最初立てていたものに対して、初年度を評価して、2年度を改善していくというような、そういう、そこで本当にPDCAサイクルというか、そういうのを回して、基本計画に対して実施計画をより近づけていくような計画が必要なんじゃないかなというふうに私は思っているんですが、そこに関してはいかがお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） おっしゃるとおりでして、私どももそういうふうに考えまして、実際上では、そういうことを行っています。予算と連動させると、そういうシステムをつくりましたので、最終的には予算までちゃんと反映させるという必要がありますので、そのプロセスの中では、かなり目標もちゃんと具体的に設定をして、予算ありきの設定では非常にゆがんだものになりますので、もともとは実施計画の中で、目標をはっきりさせながら、その中で予算を今度念頭におきながら、どう展開できるかということまで、予算編成までには、実施計画の検討も十分行って、それで、予算まで反映させながら、最終的には予算という形でお見せする

ということにしているわけですが、そういうことで、実施計画の公表時期なんかも、非常に遅くなりぎみになっていまして申し訳ないと思うんですが、その取組の内部で行っているものを、どう公表していくかという工夫は、やはり必要なのかなというふうには感じております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これだけです。その予算に結びつける考え方というのは、やっぱりどんどん公表していただきたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で5番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時12分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 大石 巖 君

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

〔12番 大石 巖君登壇〕

○12番（大石 巖君） 12番、大石 巖でございます。

私は、さきに通告いたしました平和行政・平和教育の推進についてお伺いをいたします。

吉田町では、平成10年に核兵器廃絶平和のまち宣言を行いまして、22年が経過をすることになっています。資料の1がその宣言文書になります。この宣言は、これまでこの町の庁舎、あるいは各自治会館等に掲出をされておりました。そして、この宣言を受けまして、その翌年、平成11年に、吉田町の自治会連合会、久保田英策、当時英策会長さんが先頭に、核兵器廃絶の国際署名が全町的に取り組まれました。1万9,575名分という署名が、これによって国連のほうに提出をされました。資料の3に、当時の広報よしだの抜粋がありますが、この中に、国連のほうから感謝の手紙ということで、町長の下に届けられた記事が掲載をされています。吉田町では、こうした多くの人たちの努力によりまして、その後各種の平和事業に取り組んできております。資料の4に、県内の各自治体の取組、それから予算額が掲載をされております。それについては、毎年、静岡県非核の政府を求める静岡の会、静岡県原水爆被害者の会というところが、こうしたパンフレットを発行しておりますので、それについては、町長あるいは議長宛てに要請文書の中に資料として入っていると思います。その抜粋による、各自治体の状況の表になっております。

今年は広島・長崎の被爆 75 年に当たります。また、国連で 5 年に一度開催される N P T、核兵器不拡散条約の再検討会議が開催される年となっております。しかし、残念ながら、新聞報道によりますと、新型コロナウイルスの影響で、この N P T 会議の延期が検討されているということも言われているようです。

こうした状況を受けまして、各自治体でも平和行政が進められておりますし、当町においても一層の推進が求められているというふうに私は思います。

そこで、以下の点について質問をいたします。

1、核兵器廃絶平和のまち宣言による平和の取組の評価と新たな事業の計画についてです。

2、3 年前の国連で国連参加国の 3 分の 2 を超える 122 か国の賛成で採択をされました核兵器禁止条約は、50 か国の批准で発効をします。現在 81 か国が署名をし、批准は 35 か国となっております。こうした大きな動きには、被爆者の皆さんが呼びかけた「ヒバクシャ国際署名」が大きな力となっております。資料 2 がその署名用紙です。町として、より一層の署名推進の取組はできないかどうか伺いたいと思います。

3、戦争の悲しさを語り継ぎ、核兵器も戦争もない平和な世界をつくるための教育をどう考えるのか伺いたいと思います。

4 番目、県内の市町では、各市町の一覧表にありますように、平和行政や平和教育がいろいろな形で取り組まれておりますが、当町でも中学生の広島や長崎への研修派遣ということが実現できないかどうか伺いたいと思います。

誠意ある回答を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（増田剛士君） それでは答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平和行政・平和教育の推進についての御質問のうち、1 点目の核兵器廃絶平和のまち宣言による平和の取組の評価と新たな事業の計画はあるかについてお答えをいたします。

我が国は、広島・長崎と 2 回にわたる核兵器の惨禍を受けた世界唯一の被爆国であり、二度とこの悲劇が繰り返されてはなりません。そうした考えの下で、当町におきましても、核兵器廃絶に向けた取組を進めてまいりました。

こうした中、議員も御承知のとおり、当町では、平成 10 年 6 月 9 日に核兵器廃絶平和のまち宣言大会を開催し、日本国憲法の基本原理である世界の恒久平和の実現に向け、核兵器の全面禁止・廃絶を願う平和の誓いを町内外に宣言いたしました。

この核兵器廃絶平和のまち宣言大会は、同年 1 月に町民の有志が平和のまち宣言と施策推進を求めるとの請願書を議会に提出されたことを機に、議会の総務常任委員会で審議され、同年 6 月の議会定例会で採択されたことを受けまして、町で開催する運びとなったものでございます。

この核兵器廃絶平和のまち宣言による当町の平和への取組についてでございますが、まず、平成 10 年 6 月に核兵器廃絶平和のまちの宣言文を掲載したポスターを作成し、役場庁舎を初め、公民館、体育館などの公共機関や各自治会、小・中学校、金融機関等に配付して平和のまちの P R に努めました。加えて、核兵器廃絶平和のまち宣言の懸垂幕を作製し、平成 10 年以

降、毎年8月に役場庁舎に掲出するとともに、広島・長崎両市へ原子爆弾が投下された6日と9日には、原爆被災者の追悼として同報無線による放送を行ってきております。

また、毎年3月1日に、原水爆禁止世界大会実行委員会及び3・1ビキニデー集会静岡県実行委員会が共催する原水爆禁止平和行進へ、町からメッセージをお届けしております。そのほか、静岡県内の全市町が加盟する平和首長会議にも加盟をしております。

このように、当町では、核兵器廃絶平和のまち宣言を行ってから、様々な取組を展開してきており、平和のまち宣言の趣旨は町民の皆様に広く定着しているものと認識しております。今後も、平和のまち宣言にある世界の恒久平和の実現に向け、こうした取組を継続してまいりたいと考えております。

次に、2点目の国連で採択された核兵器禁止条約は50か国の批准で発効するが、現在81か国が署名し批准は35か国となっている。この背景には、被爆者の皆さんが呼びかけた「ヒバクシャ国際署名」が大きな力となっているが、町として署名推進の取組はできないかについてお答えします。

ヒバクシャ国際署名とは、核兵器を禁止し、廃絶することを世界の全ての国に求めるため、広島と長崎の被爆者が平成28年4月から始めた署名活動で、現在のところ、この活動に賛同された方の署名数は、全世界で1,000万人を超えていると聞いております。その上で、議員からの御質問であります、町として署名推進の取組はできないかということについてでございますが、当該署名は、町民の皆様、お一人お一人がそれぞれのお考えの下、賛同された方が署名するものでございますので、町が先頭に立って町民の皆様に署名をお願いするものではないと考えております。

続きまして、3点目以降の平和教育の推進についての御質問につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

〔教育長 栗林芳樹君登壇〕

○教育長（栗林芳樹君） それでは、平和行政・平和教育の推進についての御質問のうち、3点目の戦争の悲惨さを語り継ぎ、核兵器も戦争もない平和な世界をつくるための教育をどう考えるかについてお答えいたします。

日本国憲法前文において、「日本国民は恒久の平和を念願し」とあるように、平和を希求する精神は、日本国民が大切にしなければならないものであります。

また、教育基本法においても、第1条において「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と目的が示され、また第2条で「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」とその目標が示されております。

こうしたことを踏まえ、学校教育においては、平和に関する教育を、学習指導要領に基づき発達の段階に応じて行っており、例えば、中学校社会科においては、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解することや、核兵器などの脅威に触れ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育成するように配慮すること、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本原則としていることについて理解することといった内容について

指導が行われております。教育委員会といたしましては、引き続き学習指導要領に基づき、平和に関する教育を着実に実施してまいりたいと考えております。

次に、4点目の県内の市町では平和行政・平和教育がいろいろ取り組まれているが、当町でも中学生の広島や長崎への研修派遣を実現できないかについてお答えいたします。

3点目の御質問でお答えいたしましたとおり、教育委員会としては、平和に関する教育は大変重要なものと考えておりますが、その目的は、教育基本法にもありますとおり、平和で民主的な国家及び社会の形成者となるために必要な資質・能力を身につけることにあり、それを達成する手段としては、まずもって、学校における授業の充実が大切であると考えております。

議員の御質問にあります中学生の広島や長崎への研修派遣とは、どのような研修メニューを想定しているのか、また、全員なのか一部なのか、その際の経費負担はどのようにお考えなのかといったことが必ずしも明らかではありませんが、先ほど述べましたとおり、教育委員会としては、平和に関する教育を充実する上では、まずは授業の充実が大切であると考えておりますので、現時点において、中学生を広島や長崎へ研修派遣するという事は考えておりません。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、大岩 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

最初に述べましたように、この核兵器廃絶平和のまち宣言というものは、表題、あるいは内容、それぞれ各市町では違いがありますが一般的に平和都市宣言というふうに私は呼んでおりますけれども、静岡県内の全部の自治体がこうした宣言を行いまして、いろいろな取組が企画をされています。それについては、先ほどの資料4の表の内容というふうになっております。

最初のこの平和のまち宣言のポスターですが、それぞれの主要なところに掲示をされているということなのですが、年月がたちまして、かなり破損といいますか、取り外しがされてしまっていて、ほとんど今、目につかなくなっているというのが実情ではないのかなと思います。牧之原市などのほかの市町を見ますと、交通安全宣言などと一緒に、庁舎の敷地の目につくところに、モニュメントといいますか、そういうものが掲出をされていまして、それから、主要な道路のところに、看板として、私の市町は平和の都市宣言のまちですというような、アピールする看板等が設置されているなど、それぞれ創意工夫はされているわけですが、平和のまちをアピールするという点に関して、いろいろ工夫がされています。

富士市や富士宮市などでは、小学生にクリアファイルにそうした宣言文が印刷されて配付されているというような例もあります。吉田町でこうした宣言がされていて、平和のまちですよというアピール、もう少し啓発、あるいはそうしたアピールする活動を、そうしたものもう少し充実させたらどうかなという感じがするわけですが、その点について伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

核兵器廃絶平和のまち宣言ということで、当町も平成10年に宣言をさせていただいております。その中で、廃絶のまちの宣言のPRというか、アピールしているかどうかというところ

でございますけれども、先ほども答弁の中にもありましたように、懸垂幕も作り、掲出させていただいておるところでありますし、平和のまち宣言は、もっと前面に出せということであるかと思っておりますけれども、この宣言をしていることは事実でありまして、そういうことを町民の皆さんにお知らせするということにつきましては、折に触れてのところ、宣言のまちというところの言葉は、どこかに入れるとか、そういう方法もあるかと思っておりますし、ポスターを掲出させていただいている、そのポスターも新たに掲出し直すとか、そういう方法もあるかと思っておりますので、できる限りのところでPRをさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

こうした、町として重要な宣言をしたわけですので、ぜひそういう点では、ポスターの掲出等、もう少し見直していただきたいなというふうに思っています。毎年、8月からそれ以降に、戦没者の慰霊祭、これは各自治会単位等、それから、町でも実施をしておりますけれども、吉田町で500人を超えるような戦火に倒れた人がいるというような状況の中で、その追悼の言葉が毎年されるわけですが、やはり二度と戦争などという、そうした悲劇を繰り返さないと、平和の尊さを未来に語り継ぐというようなことが、それぞれの哀悼の言葉として述べられております。

吉田町でも、そうした戦争の被害の実態や、それから戦争を体験した人たちのそうした体験談などを記録として保存されているというふうに思っておりますけれども、そうした記録、大事なものだと思っておりますし、後世にもぜひ引き継いでいっていただきたいというふうに思うわけですが、そうした保存の状態と、それからそうした資料を今後を生かすために、どういうふうに町として、行政施策の中で行われているのか、伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

戦争の悲惨さを後世に語り継ぐということだと思っておりますけれども、その記録とかというものではなくて、こういうものが、悲惨な戦争があったという記憶を語り継ぐということのことだと思っておりますので、やはりそうしたものを、追悼式もそうですし、遺族の皆様も、そういう遺族会の皆様もいらっしゃる中で、語り継いでいくということが重要ではないかなというふうに思っております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

それぞれの各市町、地域で、そうしたいろいろな大変悲しい歴史、それから、そうした点の中で、いろいろ苦労した、そうした人たちもおりますし、それから、吉田町の中にも、そうした方大勢おりますので、ぜひそうしたことが歴史の中で、やっぱり後世に語り継ぐということで、それも一つの平和の大切さをみんなで共有するということが大事だと思いますので、ぜひその点についても、今後いろいろ、町の持っている資料の中でも重要なものがあると思っておりますので、ぜひ活用していただきたいと思いますと考えております。

毎年8月に、図書館の交流ストリートで、榛南平和の会の主催による平和展というものが開催をされております。交流ストリートですので、図書館に行く人は、かなりの大勢の方がおりますし、皆さんが広島・長崎の原爆パネル、そうしたものを御覧になっていると思います。そ

の中で、1人の方の感想文をちょっと紹介させていただきたいと思いますが、今の若い世代は、あの戦争、そして、原爆のことを知らない者が大半です。あの悲惨な出来事を世代を問わずに知ってもらうためにも、展示は大変重要と考えます。ぜひ継続していただけたらと思います。20代男性というふうに感想があります。県内でも、お隣の牧之原市などを含めて、3割以上の市町が、市町としてこの平和展を開催しております。そうした中で、その市町の独自の資料も含めまして、原爆パネルも掲示しながら、主催をするということで、それには、関係する人たちも協力して、いろいろ創意工夫を凝らしていると聞いておりますけれども、吉田町がこうした原爆パネル展や平和展を主催するとか、あるいはこの榛南平和の会と共催をするとか、あるいは、町として、そうした掲示に当たっての資金的補助を出すとか、そうした点での考えというものはお持ちでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

平和展の開催というところでございますけれども、それを主催する方々の、平和展についての、会場の提供とか、そういったところの支援をさせていただいておりますので、そういったところでの支援は積極的に会場の提供というところはさせていただいております。補助というところではないですけれども、そういう会場が公共の施設もございますので、そういうところを利用していただくのは可能かなというふうに思っておりますので、支援はさせていただきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

これは一つの考え方だと思いますが、市や町で主催をしているところと、こうした地域の平和団体が主催をしているところ、それから、市や町の補助金を使って、各種のこうしたパネル展や、あるいは講演会や、あるいは映画会等開催をするところ、いろいろ違ってくると思いますが、資料4のほうに、そうした開催の内容についてはいろいろ記載がありますので、ぜひ参考にさせていただいて、町でもできること、そして、予算をぜひ平和のこうした関係に対する予算をぜひ確保をしていただきたいと思いますというふうに私はひとつ要望をしたいと思っております。

次に、昨年11月にキリスト教のローマ教皇が広島・長崎を訪問しました。その中で、核兵器の使用は、倫理に反するというようなことを述べまして、核兵器廃絶の強い意思を表明されたということ、私は感銘を持って聞きました。また、こうした宗教関係でいきますと、日本の主要な宗派が加盟をしています全日本仏教会、そこでも世界平和を願う立場からということで、ヒバクシャ国際署名の活動を行っています。この署名用紙については、資料2の資料がこの署名用紙です。毎年県の原水爆被害者の会が、この署名に対する支持賛同の要請ということで、各自治体の首長や議会議長宛てに毎年要請が来ていると思っておりますが、田村町長も賛同をされておりますし、歴代の議会議長も、この要請に対して賛同の署名を行っているということですが、先ほどの答弁にもありましたように、吉田町の町長をはじめ、県内全市町、平和首長会議に参加をしております。この平和首長会議は、広島市長が国連に呼びかけまして、世界の都市が国境を超えて連帯して、共に核兵器廃絶の道を切り開こうということで、賛同団体が構成をしている会議というふうになっております。国内では、ほとんどの自治体、県内では全ての自治体がこの首長会議に参加をしているわけでありまして、この会議の方針の中に2020ビジョンというものがあります。核兵器廃絶のための緊急行動という方針です。そ

の主な取組として、抜粋しましたが、青少年平和の交流支援事業、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動、平和首長会議、原爆ポスター展の開催、平和教育の充実というような項目があります。吉田町でも、こうした方針に基づきまして、署名活動やポスターの展示等を実施できるのではないかと。こうした方針に従って、実際のそうした施策を実行すべきではないのかなというふうに思います。先ほどの答弁と重複するとは思いますが、もう一度こうした観点から、このポスター展や、それから、署名の活動等について、もう一度伺いたいと思いますがいかがですか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、署名活動というところにつきましては、町民一人一人というところの思想、考え方もあるというところではございますので、賛同される方が署名するということですので、そのところでは、町が率先して署名活動をするというところは、今のところ考えはないというところで述べさせていただいております。

平和教育というところでは、戦争の悲惨さとか、平和なまちをつくるというところもあります。そういうところの考え方は一貫して統一して同じだと思っておりますので、そういうところの賛同された方が署名するということではいいのではないかと。というふうに思っております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

先ほどの答弁で、教育長からの答弁ですが、まず、憲法前文、それから、教育基本法の1条の内容について答弁でお話がありました。確かにそうした教育基本法の1条でいけば、平和で民主的な国家や社会の形成というような、大きい枠組みがあるわけですので、そうした中での平和の大切さを基調とする教育がされているとは思いますが、町の総合計画の施策の大綱、その5章に次代を担う心豊かな人を育むまちづくりという項目があります。この項目の中に、こうした平和の条項、項目が入っていないんですね。当初にお話ししましたように、歴史の中の、そうした戦争の悲惨さの状況、あるいは被害の状況や、それから、平和への思いを、これからの子供たちにどういうふうに伝えていくのかという、これは生涯教育にも通じますし、あるいは、学校の教育の中でも、大きな課題ではないのかなと考えますので、教育の立場から、この点について伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、総合計画の中にないというようなことでありましたけれども、例えば教育基本法の1条の目的、2条の目標というのがありますけれども、全て我々としては、当然教育をする上では大切な理念であり、それにのっとって教育を行っていかないとけないというものだと、まさに、目標、目的と書かれている、そのとおりだというふうに思っていますけれども、例えばその中には、郷土愛であるとか、あとは、環境教育であるとか、様々な分野のことが総花的に書かれておまして、それを一つ一つこの計画に落とし込んでくというようなことは行っていません。ただし、当然のことながら、5章にありますように、次代を担い、社会を生き抜く力を持つ人づくりを進めるという前提においては、教育基本法の理念をしっかりとベースにしたものであるというような考え方には立っておりますので、ここにそ

の文言が一つ一つないからと言って、我々が軽視しているわけではないということは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 基本的な、大きなそういった方針に基づいて、各市町、学校で具体的にどう進めるのかというところが大きな課題だというふうに考えています。先ほどの首長会議の中での方針の中に、青少年の平和の交流支援事業、あるいは平和教育の充実という項目、方針があります。やはりこうした方針に基づいて、各市町では創意工夫のあるそうした教育が進められていると思いますが、吉田町の場合、こうした観点での教育というものがどういうふうに進められているのか、教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 先ほども答弁で申し上げさせていただいたとおりですけれども、まずは教育基本法、その前に日本国憲法の前文を引用させていただきましたが、そういった大きな考え方、大きな目的、目標をしっかりと踏まえた上で、学習指導要領に基づいて、平和に関する教育を行っているというような状況でございます。具体的には、先ほど申し上げましたけれども、例えば中学校の社会科では、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解することということでありまして、核兵器などの脅威に触れ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育成すること、また、日本国憲法が平和主義ということ、基本原則の一つとしていることというようなことを学習するというようなこととなっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

やはり身近なところで、いろいろ歴史を学びながら、子供たちがそういうことについてやっぱり考え、話し合っ、いろいろ感想を出し合うということの教育も、非常に大事ななというふうに私考えていますので、ぜひそういう点での教育の実践をお願いしたいなと思います。

ここに「へいわってどんなこと？」という絵本があります。これは、浜田桂子さんという絵本作家が書いた本なんですけど、絵本の最後のほうに、ちょっと文章を読みますと、平和って僕が生まれてよかったということ、君が生まれてよかったということ、そしてね、君と僕は友達になれるということというふうに、この絵本では結んでいます。この本は、日本と中国と韓国、3か国の絵本作家が共同して執筆をしているということで、3か国語で翻訳されて出版をされています。

今の小学校の読み聞かせの時間の中で、ボランティアの人たちが、こういう本を使って、子供たちに読み聞かせをされています。今、この本が非常に人気がある本なんですけれども、教育の面から、こうした時間をつくって、話し合う場、そういうものもぜひ欲しいなという感じがするんですけど、小学校の教育の中で、こうした絵本の読み聞かせ、あるいはそうした話合いを持つような、そうした時間をつくるという方向での授業改善というものがどうなのか伺いたいですが、いかがですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、なかなか特定の本に対して、これを学校で読み聞かせをしますとか、そういったことはなかなか上げられないなというふうに思っておりますけれど

も、各学校で読書をする時間であるとか、また、国語の授業で習ったものを、並行読書というような形で、教科書に載っている作家のものを一緒に読み進めていこうというようなものも、取組としては行っている学校もありますので、そういった中で、当然国語の教材等々には、戦争に関わるものであるとか、そういったものもありますので、そういった中でやっていくのかなというふうに考えております。

また、今、おっしゃったその本の中にある平和というのは、僕が生きていてよかったというようなことであるというようなことを、幾つか御紹介いただいたかと思えますけれども、先ほど私が答弁の中で申し上げた、社会科を例に出しましたが、それはどちらかという、知識であるとか、理解であるとか、つまりこういう事実があったよというようなことを学校でしっかり教えていますよというようなことを申し上げました。

ただ、今、議員がおっしゃったのは、どちらかという、道徳のような話なのかなというふうに思っております、道徳の中でも、例えば国際理解、国際親善というような内容項目がありまして、その中では、平和について学習する場面であるとか、あとは、相互理解、寛容という、お互いのことをしっかり理解し合いましょうというような内容項目であるとか、そういったところがありますので、そういったところで、心情的なこととして学習していくものなのだろうというふうに思っています。

その上で、すみません、最後になりますけれども、今、知識理解というふうに申し上げましたが、そういうことも含めて、学校では、対話的な学び、いろいろ話し合いの中でしっかりと学んでいこうというようなことが進められておりますので、そういったことを通じて、お互いの意見を言い合ったりだとか、聞き合ったりだとか、道徳も今般考え、議論する道徳というようなことをキャッチフレーズに、国では進めておりますけれども、町でも当然その方針で進めておりますけれども、そういった中で、お互いの話を聞きながら、価値観を共有してというようなことを、実践としても行われているというふうなことを御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

先ほどの答弁の中で、広島・長崎への研修派遣というものについて、どういう内容なのかよく分からないということも含めて、まだまだそういう点では、実施には至らないということだと思いますけれども、県内でもいろんな市町が、そういうことで派遣事業を行っているところもありますし、それから今のお話ですと、小学校の中では、教育大綱の中で、アクティブラーニングというふうな方向の中で、そうした資料を基にした対話で、教育を進めていくということも大事な一つになっておりますので、ぜひこうした材料を使いながら、平和教育をぜひ充実させていただきたいなというふうに思います。

広島・長崎への研修派遣の関係ですけれども、そこまでに至らなくても、これは積み重ねで、単に派遣すればいいというものでなしに、なぜ、広島・長崎が問題なのかということから始まって、どうしてそこに行かなければいけないのか、行かなければ勉強にならないのかを踏まえて、もし行ってきたら、帰ってきたら、それをどう生かすのかということも含めて、やっぱり大きな一つの流れとしての勉強になると思いますし、もし、そこまでいかななくても、この地域近くに、例えば島田には、原子爆弾の模擬爆弾が落とされたんです。そのための被害者、

犠牲者も出ています。それから、焼津では、第五福竜丸、御存じだと思いますけれども、ビキニ環礁でのアメリカの水爆実験によって、23人の乗組員が被爆をしているということで、今なお、まだ苦しんでいる方もおいでます。この吉田町出身の大石又七さんという方もその乗組員の一人であります。ぜひ、こうした身近な点でも、こうした原水爆の関係についての勉強、あるいはそれをテーマにした学習等をできるような教材というものはいろいろあると思いますので、ぜひそういう点についても取り上げていただいて、教育の一環として平和教育をぜひ進めていただきたいと思いますけれども、そうした身近な教材を使つての教育という点ではいかがでしょう。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、平和に関する教育というのは、何度も申し上げておりましたように、非常に重要なことであるということを前提とした上で、中学校においては、例えば先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、社会科の歴史的分野のところ、必ず大戦のことを勉強しますし、そこで必ず8月6日、または8月9日の原爆の投下のことについても教科書にも記述をされておりますし、それを勉強することになっています。なので、一定程度の時間がこの学習に費やされていると、同じく社会科の公民的分野の中でも、平和主義、日本国憲法を学ぶ上での平和主義のところ、3原則というものを学びますので、その中の一つに平和主義というものがあって、なぜ、平和主義というのが日本国憲法には書かれているのかということもしっかりと学習することになっております。

また、議員、教科書もお持ちなので御承知だと思いますけれども、中学校の教科書の中では、そこから発展的な学習というようなところで、当町が採択している教科書では、広島原爆ドームのことでありますとか、そこでの体験談のようなことが、約4ページにわたって掲載されている教科書を使用しております。なので、こういったことを通じて、子供たちは学ぶことが一定程度時間としても内容としても担保されているというようなところで、

その上で、身近な教材を使つてというような御質問でありましたけれども、おっしゃるとおり、例えば学習する上で、本物に触れるであるとか、これはこの核兵器とか戦争とかに限らずですけれども、学習全般として、本物に触れるであるとか、実際に聞きに行つて、その体験談を聞いてみるということは、この単元に限らず重視しているところではございますので、そういった中で、時間との兼ね合い、または物理的な距離の問題、またいろんな料金の問題、いろいろあるかと思いますが、そういったものがクリアできるのであれば、直接というところは非常に子供たちにとっても大きいことだと思いますので、そこはいろいろな課題を検討していく中で、一つ可能性としては考えられる手段であるというふうには思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今、行政、あるいは教育の面から、この平和を進めるためにどういうふうな施策を実行できるのかということをお伺いしたけれども、各市町それぞれいろいろ創意工夫をしながら、いろいろ実施をしているわけですので、吉田町としても、行政、教育の面で、こうした平和の観点から、どうしたことが取り組まれるのか、ぜひ検討していただいて、取組に生かしていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で12番、大石 巖君の一般質問が終わりました。
ここで暫時休憩といたします。
再開は午後1時とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 零時56分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は13名です。
引き続き、一般質問を行います。

◇ 山内 均 君

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

〔9番 山内 均君登壇〕

○9番（山内 均君） 9番、山内 均でございます。

私は、今回の一般質問では、公共下水道事業と合併浄化槽設置事業との違いを、現実的な金額をもって鮮明にし、明確化して公共下水道事業から合併浄化槽設置事業への転換による水洗化率向上を図るべきだとの考えで質問をさせていただきます。

吉田町公共下水道事業の会計制度は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、企業会計方式に転換されて事業内容が可視化されてきました。以下の数値は、町から提供された予算書や上下水道課からの情報公開条例で取得した公共下水道事業年度別事業費内訳表等からの資料から作成をいたしました。

まず一つ、下水道事業内容は、平成2年度から平成30年度までの29年間について、Aとしては全体計画区域面積920ヘクタール。

後の計算の中でA、B、Cと㊷、㊸、㊹をつけさせてもらいます。

Bは、事業計画区域面積379ヘクタール。

Cは、平成30年度末までの29年間の整備面積276.65ヘクタール。

全体計画区域面積920ヘクタールに対する事業計画区域面積の割合は、B割るAで41.19%、進捗状況です。それと、事業計画区域面積379ヘクタールに対する平成30年度末の整備計画の整備面積の割合は、進捗率です、CをBで除した値が72.99%であります。

平成30年度末までの事業費内訳表（資料）では、ちょっとA3を見ていただきたいと思います。

A3の資料です。一番左からいきます。

一番左側です。総事業費決算額です。29年間で347億4,820万8,377円、約350億。内訳は、㊸のその横です。公共下水道事業費236億9,674万2,146円、約240億。このうちの建設費が214億1,735万6,863円、約215億。維持管理費が22億7,938万5,283円、約23億。

㊹の公債費に関しては、110億5,146万6,231円、約110億です。

㊦の企業債は、貸借対照表からです。固定資産として、借金です。48億7,240万円、約48億7,000万円。

元金利子を表しているものは、後で出てきます。全員協議会で聞きました数字をここに当て込んでいます。

29年間の㊦事業決算額に対して、1ヘクタールの整備費用単価は、㊦をCで除して1億2,560万3,500円、約1億3,000万。

事業計画区域面積379ヘクタールまでの整備費用は476億372万6,500円、約476億4,000万円です。これは、前回の数値から案分をしました。

工事期間は、29年間で276.65ヘクタール、事業計画区域面積が先ほど示しましたBです。379ヘクタールまでは計算をしていきますと、39.7年、残り11年で令和11年度までかかる計算です。単純計算では、過去の年間平均事業費が約12億円であることから、約132億円があと11年間で費やされることとなります。

(2)です。

合併浄化槽設置については、環境省大臣官房による浄化槽に係る国庫補助金制度の概要で、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業が示され、標準的な工事費用は5人槽の通常型で83万7,000円、5人槽の高度型で102万が示されています。

下水道事業と合併浄化槽事業には、事業費用や事業期間に大きな差があると考えます。選択の検討はなされているものと推測はいたしました。

以下について質問いたします。

1、公共下水道事業について。

(1)平成30年度までの事業費内訳から下水道事業計画区域面積379ヘクタール及び全体計画区域面積に対する費用と到達年度の町の想定はありますか。

(2)企業債、固定負債、元金利子等、債権に対する考え及び額と限度についてはどのように考えていますか。

2、合併浄化槽設置工事について。

(1)合併浄化槽事業は、下水道事業と比較し、費用、期間とも有利である。建設省の浄化槽に係る国庫補助金制度を活用し、排水環境問題に合わせて合併浄化槽事業を考えるべきだと思うが、町の考えは。

(2)吉田町総合計画後期基本計画に浄化槽処理人口普及率、現状値39.1%、目標値42%とありますが、分母と分子の具体的基準は何を示すのでしょうか。

3、下水道排水設備設置状況について。

平成30年度末の排水設置状況では、これも資料を取らせてもらいました。完了戸数が3,310戸となっており、転出等が446戸、差引累計が2,864戸とあるが、空き家等を含めた現況数値の確認はしていますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 公共下水道事業と合併処理浄化槽事業の政策についての御質問のうち、1、公共下水道事業についての1点目の、平成30年度までの事業費内訳から下水道事業

計画地区面積 379 ヘクタール及び全体計画区域面積に対する費用と到達年度の町の想定はについてお答えいたします。

公共下水道事業は、施設の耐用年数及び建設期間が長期にわたることから、長期的な見通しの上で計画する必要があるため、おおむね 20 年後を目標として計画の策定をするものとされております。

町では、計画目標年を令和 17 年度とした吉田町公共下水道全体計画を平成 28 年度に策定しておりますが、この全体計画におきましては、下水道計画区域面積は 920 ヘクタール、計画処理人口は 2 万 8,900 人としております。また、実際に公共下水道事業を進めるに当たりましては、財政及び執行能力等の観点から、全体計画区域のうち優先度の高い区域において整備可能な区域を選定し、県との協議を経て、吉田町公共下水道事業計画を策定した上で事業を実施しております。

吉田町公共下水道事業計画につきましては、これまでに 5 度の計画変更を行っており、現在の計画期間は令和 6 年度までとなっておりますが、この事業計画に基づき公共下水道の整備を進めてきた結果、平成 30 年度末までに事業計画区域 379 ヘクタールのうち、276.65 ヘクタールが整備済みとなっております、整備率にいたしますと約 73%でございます。

御質問にあるような平成 30 年度までの事業費内訳から全体計画区域面積に対する事業費は算出しておりませんが、平成 28 年度に策定した吉田町公共下水道全体計画では、計画面積 920 ヘクタールに対する総事業費を 432 億 8,100 万円と算定しております。この総事業費を基に平成 27 年度末時点での残事業費を算定いたしますと、管渠施設及び処理場施設を併せて 228 億 8,200 万円となります。

なお、質問の要旨であります総事業決算額から 1 ヘクタール当たりの整備費用単価を算定している件についてでございますが、計算の基礎とされている総事業決算額には企業債の元利償還金である公債費が含まれており、建設費の財源に充てた支出済みの起債分と二重にカウントされていることに加え、維持管理費も含まれておりますことから、整備費用単価ではなく、1 ヘクタール当たりの総事業単価となります。

このことを踏まえて管渠整備費用単価を算定いたしますと、29 年間の管渠建設費 147 億 2,463 万 1,172 円を 29 年間での管渠整備済み面積 276.65 ヘクタールで除した 1 ヘクタール当たりの管渠建設費は 5,322 万 4,764 円となり、議員が示しております 1 億 2,560 万 3,500 円とは大きな乖離がございますことを御理解いただきたいと存じます。

また、平成 29 年度に策定いたしました吉田町公共下水道事業計画におきましても、下水道事業に関する財政計画を策定しておりますが、平成 29 年度から令和 6 年度までの 8 年間の事業費は 61 億 3,350 万 3,000 円と計画をしており、こちらも議員が示されております 132 億円とは大きな乖離がございますので、御理解いただきたいと存じます。

御質問の後半にあります到達年度の想定につきましては、完成年度の想定と受け止めておりますが、吉田町公共下水道全体計画におきましては、計画目標年を令和 17 年度としております。これは一般的に、下水道全体計画を策定するに当たり、将来をおおむね予測できる 20 年後を目標年の目安としているものであり、全体整備を完了する年ではございません。

また、公共下水道の整備につきましては、国庫補助事業により整備を行うことを基本としており、国の下水道政策による影響も大きいことから、現時点において、全体事業の完成時期をお示しすることは難しい状況でございます。

次に、2点目の企業債、固定負債、元金利子等、債権に対する考え及び額と限度についてはどう考えているかについてお答えします。

公共施設の建設事業など、単年度に多額の財源を必要とする事業につきましては、地方債の発行により所要資金を調達することにより当該事業の円滑な執行を確保できるとともに、これに係る財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能を有しております。また、将来便益を受けることとなる後世代の住民の方と現世代の住民の方との間で負担を分かちことを可能としております。

こうしたことから、公共下水道施設の建設につきましても、地方債の一つである企業債により実施しております。

令和2年4月1日現在における企業債につきましては、固定負債の企業債48億7,240万円及び令和2年度に償還する流動負債の企業債としての4億5,648万8,000円でございます。また、令和3年3月31日現在における企業債は、固定負債の47億2,246万9,000円と、令和2年度当初に比べ約1億5,000万円減少する予定となっております。

公共下水道事業に係る企業債元金の償還は、現時点では令和2年度がピークとなっており、企業債残高は年々減少する見込みとなっております。

今後も公共下水道整備に係る計画を踏まえつつ、将来にわたり安定的に事業を継続するために、企業債を活用してまいります。

続きまして、2、合併浄化槽設置事業についての1点目の合併浄化槽事業は、下水道事業と比較し、費用、期間とも有利である。環境省の浄化槽に係る国庫助成制度を活用し、排水環境問題を合わせて合併浄化槽事業を考えるべきであると思うが、町の考えはについてお答えします。

町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、吉田町浄化槽設置費補助金交付要綱に基づき、合併処理浄化槽を設置する方や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えを行う方に対しまして、浄化槽設置費用の一部を補助し、合併処理浄化槽の設置を推進しているところでございます。

下水道事業計画区域以外の地域につきましては、国庫補助金である循環型社会形成推進交付金及び県補助金である生活排水改善対策推進事業費補助金を活用し、浄化槽設置整備事業として、5人槽を設置した場合は33万2,000円、7人槽の場合は41万4,000円、10人槽の場合は54万8,000円を限度額として補助を実施しております。

また、下水道事業計画区域におきましても、町単独事業として、5人槽17万7,000円、7人槽22万円、10人槽29万2,000円を限度額に補助を実施しております。

なお、現在、町が実施している浄化槽設置整備事業は個人設置型に分類されるものであり、個人が合併処理浄化槽を設置し、市町村が設置費用を助成する事業でございまして、維持管理は個人が行うものとなります。

一方で、市町村設置型に分類される浄化槽市町村整備推進事業は、市町村が個人の住宅敷地に合併処理浄化槽を設置し、この浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査につきましても市町村が行うものであり、市町村の収入は御利用者の使用料と浄化槽設置費用の一部に対する負担金を見込むものでございます。

また、静岡県内の状況といたしまして、現在、浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町は御殿場市の1市のみであると把握しておりますが、平成25年度から特定地域に限定して事業を実施しております。

この市町村設置型につきましては、個人設置型と比べ、合併処理浄化槽への転換が集中的に短期間で進めることができる一方で、管理面における課題もあることから、既実施市町村におきましては、市町村設置の浄化槽を使用者に譲渡する動きが出てきております。これは、市町村で合併処理浄化槽を整備いたしますと、行政財産である合併処理浄化槽が個人の住宅敷地に点在することになる懸念があり、また、実際に使用者に譲渡しようとした際に拒否される場合、宅地の所有者から撤去を求められる場合などがあるためでございます。

事務における課題といたしましては、合併処理浄化槽は1戸に1基設置することから、設置段階で住民の希望調査、現地調査、工事設計、入札または見積り合わせ、契約、施工監理、完了検査、台帳整備と、工事金額は少額でも事務処理は一通り行う必要があること、また完了後は法定点検、清掃及び検査を実施し、設置後は使用料徴収と維持管理を浄化槽が撤去または譲渡されるまで継続することとなり、事務量の大幅な増加が見込まれることとございます。

このような課題があることから、町では市町村設置型の導入は現在のところ考えておりませんが、合併処理浄化槽は公共下水道と並んで生活排水対策の柱となるものであり、循環型社会を形成する環境保全上、健全な水循環の構築に大きく寄与するものと考えておりますので、引き続き個人設置型の事業を実施しながら、下水道事業経営戦略の策定に合わせて合併処理浄化槽の普及促進を図る方法につきましても検討してまいります。

次に、2点目の吉田町総合計画後期基本計画に浄化槽処理人口普及率、現状値39.1%、目標値42%とあるが、分母と分子の具体的基準は何を示すのかについてお答えをします。

吉田町総合計画後期基本計画の下水道、浄化槽、し尿処理の分野におきましては、「公共用水域の保全に寄与する下水道などの基盤が整備されたまち」を目指し、目標値を定めております。この目標の一つに浄化槽処理人口普及率がございますが、これは町の総人口に対する合併処理浄化槽処理人口の割合を示すものでございます。

御質問にありました現状値39.1%につきましては、平成30年度末の合併処理浄化槽処理人口1万1,587人を同年度末の住民基本台帳人口2万9,636人で除した数値でございます。

また、目標値42%につきましては、一般廃棄物処理基本計画の将来予測における令和5年度末の合併処理浄化槽処理人口1万2,458人を同計画の予測総人口である2万9,787人で除した数値から設定したものでございます。

続きまして、3、下水道排水設備設置状況についての1点目の平成30年度末の排水設置状況で、完了戸数3,310戸、転出等が446戸、差引き累計2,864戸とあるが、空き家等を含めた現況数値の確認はしているかについてお答えをいたします。

各家庭等の生活雑排水を公共下水道へ接続する排水設備の設置につきましては、吉田町下水道条例及び同条例施行規則に基づき、町への申請、確認を行った上で実施されておりますことから、新たに下水道に接続した家屋等につきましては数値を把握できておりましたが、その後の転居、転出などによる各家屋等における異動につきましては確認できておりませんでした。このため、昨年度までに下水道に接続している家屋等の情報に住民基本台帳による世帯人数を反映し、下水道に接続した後の異動につきましても把握できるシステムを構築いたしました。

これにより、下水道に接続しておりましたが実際に人が住んでいない家屋等につきましては、接続戸数から除かれた数値を把握することが可能となりましたので、完了戸数 3,310 戸と累計の 2,864 戸という数字の差 446 戸が空き家または空き部屋などということとなります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9 番、山内 均君。

○9 番（山内 均君） 数字の分析まで聞かせていただきました。

実は、私も課長とちょっと話をする中で、すごいよく対応してくれるんです。その中で、さっきも言った A に関して、さっきの A です。全体の計画のことにに関して。総事業決算計画が 347 億 4,800 万で、町長が言われた一番右にあります公債費、元金と利子、これを除いた金額が純然たる公共下水道事業の費用です。それが 236 億 9,674 万円。これが平成 30 年度までに完了している数字です。それで、私もその中で一応計算をしました。驚くなかれです。今、㊦の公共下水道事業費を 236 億。その単価を出して行って計算をしたんです。単価が約 8,560 万、約 8,500 万です。1 ヘクタールの単価面積。私の計算ですので、当然ちょっとずれはあると思いますけれども、計算に関しては私も得意なものですから、非常に近い数字は出るとは思いますけれども、細かい数字はどうしてもずれます。そのときに、まず 379 ヘクタールに、今言われた一番左の数字、総事業費から公共下水道事業の事業費、それを基にして計算をしていきますと、約、私の中では 325 億。さっきの町長とはちょっと違いますけれども、そんなにかどうか、とてつもなく全く違う数字ではないと思いますけれども。その計算が 325 億です。

それで、工事期間は、先ほどの計算 29 年間で 277.65 ヘクタール。それを計算していきますと、単純計算でいきますと、あと残りが 11 年かかるという計算になります。11 年の計算であります。この計算は、全体の面積から 790 を 276.65 で割って、単価が出ますので、それを改めて残り期間で掛けたやつだと。そうしていった計算でいきますと、そういう形で、あと 11 年間はかかるでしょうと。今言っている数字は、本当に単純な数字です。実は、今回の補正に上がってきました下水道の硫化水素のありましたね、1,500 万の計上をされた。ああいうものは、これから多分出てくるのが、これが入っていません。非常にその辺もちょっと考慮していかないといけないと思うんですけれども、また、計算では約 90 億。私の中では 11 年かかるんじゃないかという計算です。

それで、これを全体計画の 920 に置き換えていきますと、今の計算で、同じ全体の㊧の資料の中の総事業決算額、それを基にしましたが、その全体でいきますと、約 780 億という計算です。これは、単純計算です。この中にはもしここまでやるとしたら、実際には合併式をやったかなきゃいけないんですけど。そういう計算が出るんですけども、私のと乖離をしているのは大体同じだと思うんですけども、そういう全体の計画、私は途中でどこかで、いずれにしても止まるでしょうけれども、全体の計画に関して、町ではさっきは全体は持っていないということですよ。全部の金額的なやつと、計画の。それはそれでいくと、私の中では、驚くなかれ 96 年かかるんです。96 年です。孫もいませんよね、96 年という。そのぐらいかかるものですから、それに関してこれから質問をさせていただきます。

この中で、私が先ほど町長から言われました公債費が総事業決算額から抜ける、その中には含まれませんよという回答だったんですね、そういう回答を頂きました。ただ、こういう事業が、もし、私の中では、全てのものが一つでも欠けたら成り立たないと思っていますので、そ

れであえて言ったわけですがけれども、その辺の考え方はどうなんですか。やっぱりその考えはちょっと聞きたいものですから。債権が起債を起こして、その起債も全部仕事の中に入ってきて、それを基にして、やっぱりこういう計算をしていかないと、後でちょっとずれてくるということが起きると思うんですけれども、その辺は、今、公債費を入れるか入れないか。計算に入れるか入れないか。それはなかなか納得できないですけれども、納得させてもらうような形で説明してもらおうとありがたいです。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今、議員がおっしゃった中で、ちょっと確認したいことがありまして、今、川尻と住吉、片岡を含めた事業計画区域が379ヘクタールについては、今後11年かかるというのは、自分も計算したら同じ数値になりました。それと、全体計画の金額につきましては、28年度の計画で全体計画を再度やったときの金額としましては、答弁の中でもちょっと言ったんですけれども、残事業費としましては、228億8,200万円ということで示させていただいております。

議員がおっしゃった公債費を含めるか、含めないかというところの話になっていきますと、実際、今までの事業につきましては、この表にもありますように、維持管理費も浄化センターの用地から建設までの部分も含められている部分もある中で、管渠建設費がこのぐらいのところと、またちょっと、それは全て含めて案分計算しちゃうと、若干異なってくると思います。

先ほども示したように、実際に管渠建設費の金額で計算したものと答弁にもあったように、議員がおっしゃっていた1億2,560万に対して、約、大体5,300万ぐらいという計算にはなります。当然、一般的に考えると、いつも建設費をたてるに、実際今まで、建設事業としては約236億かかっていまして、当然、起債を全体的に考えれば50%がおおむね補助事業でやって、それ以外の45%ぐらいを起債で事業をしています。その236億の中に公債費で入れた部分が入るので、そこを含めちゃうと、答弁にあったように二重カウントになってしまうということになってしまうと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私が考えるのは、その起債であるとか、そういうものが一つでも外れたときに、そのものが成り立たないだろうと。そうすると、単純に外すことはできないんじゃないですか。その中でどこかで、ぜひ次へいくと分かると思いますけれども、この中に元金の利子というのがあるじゃないですか、元金の利子。これも借金ですよ。それが、先日聞いたときには7億3,800万、平成30年の時点で。そこへきて、そうすると、トータルで約56億が借金として残るわけですがけれども、当然、今の借金の中に下水道の事業の中にそのお金が含まれて、そして、最終的には負債として残るということを考えていくと、やっぱり今、私としては、その金額の中に公債費とかそういうのも入っていないと、考慮した数字じゃないとまずいと思うんです。そうしないと、そういう利子がどこかにいっちゃうわけです。それを含めて、やっぱりそういう形での今言った答弁しか出てこないですか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 議員の捉えていらっしゃる総事業費というふうに見た場合には公債費が入るとするのは、総事業費としてはそれで間違いはないです。ただし、こういう施設の整備に

あとどれぐらいかかるかとか、幾らかかるかとかという判断をする場合というのは、あくまでも整備費用がどれぐらいかかるかという捉え方ですので、例えば、令和2年度の予算の中でも4条の資本的支出がございしますが、その中の建設改良事業費としては5億4,820万3,000円、今回、令和2年度でお認めをいただこうというような予算になっております。

一方、企業債の償還元金としては4億5,648万9,000円という、その2本立てで資本的支出は成り立っているわけです。この中で、整備費に公債費が、償還元金が入るかどうかという答弁、それは入らないわけです。もともとの5億4,800万の財源内訳の中に、借入れという形で入っていますので、それをまた償還のところで同じ金額を持ち出すというのは、整備費として見た場合には、ちょっと当てはまらないと。

あと、支払利息とか、それは今度は企業会計になりましたので、3条会計で、今、資本的収支のところは4条会計になっています。3条会計の中の支払利息になってきますので、これを含めるかどうかというのは、いろんな見方があると思います。それと今回、御質問にありましたマンホールの劣化による修繕をどう見るかと。今回は、それも3条の中の修繕費で見ますので、それを整備として含めるかどうかというのは、いろんな考え方があると思います。一般的には、改修が必要になったとか、それは整備の進捗には含めないというのが一般的な考え方だと思っていますので、私どももそういう考え方で整備年数とか事業費とか、そういう捉え方をしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今言われた、大体意識としては分かります。これから予定を出すに当たっては、当然、入ってこないだろうということですよ。それもこういう形で見ていくと、予測はつくわけです、この中で。私の中では、予測をつける中では、それまでも実際にこういう形で携わったお金がこうなってくると、今言ったようなことだと、利子に関しては全然これから先の予定に関しては考慮しないという話になっちゃうものですから、その辺がちょっと含めてずれてくるとは思いますけれども、それはしょうがないかと思えます。今のどういう形で見るかと。基本的には、ワンフロアで見ていくと、そういうことになるでしょう。それは、それでいいです。

それで、その次であります。

その次は、今言われた貸借対照表の中に固定負債は48億出ました。ところが、今言った利子というものが計上されませんよね、この中には。そうすると、利子の部分というのは、どこかに計上はされているはずなんですけれども、本来は一つの会計の中に全部あったとすると、どこかにそういうものが見えるものがあれば非常にいいんですけども、毎年毎年出てきたときに、その年度末のそのときの利子が幾らだったか出るわけですから、そういうものの資料というか、そういうのは整っているわけですか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 固定負債の場合は、資産負債勘定ですので、当然、貸借対照表の中に残高として入ってきます。支払い済みの償還元利については、ただ貸借対照表にも入っていません。幾ら払い終わったかというのは出てこないです。残高しか出てこないです。支払利息については、3条会計ですので、損益計算書になります。貸借対照表じゃなくて、資産負債じゃないですから、費用勘定ですので。ということで、損益計算書には載ってくるんですが、それ

はあくまでも当年度分だけです。累計どれぐらい支払ったかというのは、積み上げていかないと出てきませんので、まずそういうものをつくっていくしかないということです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 大体イメージは分かります。そのときに、私の言いたいことは、3条も一つの会計ですので、その中で全部が見えるものがあれば、非常に状況が分かりやすいと。あれば便利だということです。そういうものがありますので、今言われたのがあるのであれば、きちっと資料を取らせてもらって、ちゃんとこれは研究させてもらいますから。

その中で、今言った貸借表の中には出てこないですよということは、大体、納得はします。それでも、私としては、それも含めた債権として出るわけですから。要するに言いたいことは、公共下水道やっていくじゃないですか、物すごい金がかかって、物すごい借金を背負うと。逆に言うと、それをもしやらなかったとしたら、使えるお金が非常にいろんな方面に、皆さんが苦勞しなくても出せるんじゃないかという思いなんです。でも、その辺はどうですか、私はそう思うんですけれども、計画をたてるというのは、そうではないです。大体同じような思いです。今言った、立てるときに、一つの会計の中であれば、すぐに見れば分かる。ところが、別々になっているから、あちこちから資料を集めて、そこに集めた数字がどうしたって交錯するじゃないですか。すると、分かりにくい部分が出てきたときに、そういう私は、一つでやったほうが良いと思うんですけれども、そちら側としては、やっぱりどうしても別になってしか表現はできないんですかという話です。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 単純に今後の整備をするについての事業費とか、それから整備年数をどうするかとかいう単純な見方をする場合には含めないですが、実際、現実的にどういう整備をしていけるのかとか、あと、ライフサイクルコストをどうやって見ていくのかとか、そういう全体の運営を考える場合には、そういったお金として出るものがどれぐらいあるのかというのは、やはり4条、3条を含めて検討しないと、ちゃんとした結果は残せないと思っていますので、議員のおっしゃるところと、公債費の公債元金だけはちょっと違いますけれども、それ以外のものは念頭に置いて考えるべきだというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） そのときに、ここへ来たのが、そういうルールというのはあるんですか、ルール。今言われた、起債はないけれども、利子は出てくると、そういうものを表現するルール、もしそれがあれば分かりやすいかなと。今言った内容ですけれども、言ってくれたやつの、大体、その起債を起きたほうに関しては残らないけれども、利子に関しては負債として表現できますよと、分かりますけれども、そういうののルールというんですか、もう一つ一つ積み足していくしかないということですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今、おっしゃっているのは、元金に対する利子の今までの積み重なったものにつきまして、毎年度、金額は違いますけれども、毎年起債をしている中で、金融機関から借りたものに

対して、そのときに償還の年次計画書がありますので、それを積み上げて、毎年更新して管理していているものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） それから、次にいきますけれども、一つお伺いしたいのは、毎年、一般会計から下水へ繰入れが行われていますよね。この累計って分かるんですか。平成30年度までに、下水へ町民税からどのくらい行ったか。年間6億5,000万くらいが今入っているわけですが、累計というのは出ませんか。言いたいことは、下水道は物すごいお金がかかるよという確証なんですけれども。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） すみません、累計、平成2年からの一般会計からの繰入金の累計はすみません、今資料を持っておりません。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 概略というのは、約6億5,000万から単純に29年を掛けてというような数字が多分なるでしょうけれども、その辺なんですか。全然分からないということはないと思いますけれども、全然そういう数字は出てこないですか。繰入れが平成2年からずっと入っていますよね。町民税から現在も6億5,000万入っているじゃないですか、毎年。それが29年間でどのくらい積み上がってきたのか、数字が出ていませんか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 一般会計からまず繰り入れるものとして、4条資本的収支の資本的支出に充てる、建設改良に充てる分が一つあります。そのほとんどが公債費です。もう一つは、3条の事業を運営するに当たって必要となる人件費とか、支払利息とかもそうですけれども、そういうものが一般会計から繰入れが行われると。3条についてどれくらい繰入れを行ったかというのは、ずっと積み上げていかないと分からないということになりますが、4条部分については、貸借対照表の有形固定資産の形成累計が出てきますので、今回の議会として、令和2年度の当年度分としてお示しさせていただいたのが124億程度になると思いますが、その半分が、概略で申し上げますと、半分は国庫補助ということになります。その半分が、大体起債になりますので、その起債の償還というのは一般会計から繰入れをして払っているというものになりますので、半分は一般会計からの繰り出しということで、大体は想像がつくところになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 大体、想像は私のほうでもつきますけれども、要するに本当に言いたいことは、それだけのお金が、100億単位のお金がかかるんですよということは、私の中ではずっと思っているんです。

そして、その次にいきます。

では、どうするかということで、そうすると、今は都市計画税からも今言ったように入ります。それと、あと水道の使用料であるとか、受益者負担であるとか、大体統計を取ってみると8%くらいですので、ほとんどが税金から賄われるわけです。それが言いたかったんですけれども。

その後、今、実はこういう議論をしているときに、今おっしゃったこの起債に関しては、今年起こした起債が5年据置きで25年間払っていきます。実は私の中では、今ここで私が言っていることは、30年先の話なんです。30年先の話にいくと、多分もう3分の2いけません。本当にそれくらいで、それくらい心配しているんです。それが子供たちに押しつけていく、理事は応分なそれぞれの負担と言いましたけれども、やらなくてもいいものやっていたときに、それは負担じゃなくて押しつけになりますから、と私は認識していますので、その辺も含めてこれからしっかりと違う方法、要するに合併浄化槽をやってくださいという話です。

それで、合併浄化槽は、先ほど言ったとおり公共下水道で、今まで使ったお金でやっていくと、公共下水道事業費でやっていくと1人1件で800万以上はかかります。計算すると、ざっと。そうすると、町長が言われた四百何基があったじゃないですか、あれは掛ける800万を捨てていると。そういうことですよ。捨てているというのは変だけれども、それくらい不都合な方向にいつているという、それも含めてちょっとしっかりやってもらいたいなという話です。

これをいいますと、合併浄化槽をやっていくと、それと今日、合併浄化槽をやるときに、実際工事をする人が私の中で聞いたんです。合併浄化槽の設置に何日かかっているのか。2日と言いました、2日です。配管をやっても1週間です、長くても1週間。要するに、言いたいことは、環境を考えたときに、金額も100万で抑えられるし、そして1週間できるとなると、御前崎も聞いていたら、御前崎市は年間150件くらいを目標にして、さっきも言った国の補助をもらいながらやっていると聞きました。私はそれでも不満ですけども。これだけ税金を我々が払っていて、税金は払ったときに、もうそろそろ全部持ってもらってもいいだろうと。

あと、合併浄化槽の点検でやっていくと、民間企業です。まず、民間では、5人槽で約1万1,000円から1万5,000円くらい、年間ですよ。それで、法定点検が約5,300円です。2万円一年賄えるんです。そうすると、さっき言った維持費に関して、物すごい10分の1くらいの金額になるということなんですよね。それはぜひ念頭に置いて考えていただきたいということです。

これから、今までずっとやってきていて、あとは特に合併浄化槽に入りますけれども、合併浄化槽の施工はそんなもので、あとは点検もそうだろうと。そして、生物化学の酸素要求量、BODが今ここにあります。我々がやっているのは、今10%なんです。10%をクリアしなさいというやつが、これは多分、国交省、それが10%です。浄化センターが約6%ですから、BODが。そうすると、そんなに違わないんです。これは時間がないものでやりませんけれども。

○議長（増田剛士君） 議員、質問をお願いします、質問。

○9番（山内 均君） これは質問というか、物すごいかかるのでしょうか言えないんです。質問、しようとするばやりますよ。やっていきます。

では、最後の質問をします。

今やっていった、公共下水道をやったときに、1件が800万、合併浄化槽が80万から100万、ここでやっていって、吉田町というのは何でこだわるんですか。公共下水道事業に何でこれだけこだわっているんですか。調べていくと、掛川はもうやっています。実は、市町村設置型をやっています、調べましたら。それで、個人でもやっています。焼津も始めたでしょう。それで、御前崎も始めました。そこでいう範囲を見ながら、町のほうでどこまでこだわるとい

うのが、すごい分からなくて、下水道から合併浄化槽に方向転換できない理由というのはあるんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

合併浄化槽の件につきましては、もともと下水道事業を始めた当時は、平成の初めであって、当然、単独浄化槽しかない中で、町として、この環境保全に対してどうしていくかというときには、もう下水道しかなかった中で、住民アンケートも取った中で進めてきた事業になります。

その後、平成12年に浄化槽法の改正の中で、単独浄化槽だと水洗化のものしかないということで、新しく合併浄化槽ができたという経緯がありますけれども、当町としては、もともと下水道全体事業計画に基づいて進めているものにはなっております。ただ、当然、今言った合併浄化槽が有利かどうかというところら辺については、もうちょっと整理が必要な部分もあるとは思っているんですけれども、当然、合併浄化槽を設置して、設置した後に、当然汚水処理、衛生センターに運ぶ分もありますし、そこの維持管理、運転管理も含めたところについても、合併浄化槽か下水道かというだけではなくて、それぞれのいい点を取って、今後、吉田町の今年度やる経営戦略の中では、その辺はちょっといいものをつくりたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 本当は、昨日しっかり用意してきたんですけども、北区の各地区や一部の地区、全体計画から外れているところ、この人たちにとって全く利益がないです。それと、今言った合併浄化槽で環境を守ってもらうか、それしか方法がないということになると、どこかで転換をしてもらいたい。しかも、さっき言った30年後の子供たちの未来に、もし押しつけるとしたら、今でもやってもらいたい。それが私がずっと下水道を追っかけてきた理由なんです。これは、いずれにしてもどこかでなるでしょう。合併浄化槽が右肩上がりの経済のときに、国にいろいろ言われて、脅かされて、脅かされてはいないけれども、国に言われて、そうして……

○議長（増田剛士君） 終了です。

○9番（山内 均君） さっき残ったよ。平等にやる。

○議長（増田剛士君） 先ほどの答弁のほうは時間ゼロになってもということです。

○9番（山内 均君） それで……

○議長（増田剛士君） 質問ですから、ここで終わってください。

○9番（山内 均君） そういうことで、またしっかりとやっていていただきたいと思いません。

○議長（増田剛士君） 以上で9番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◇ 河原崎 昇 司 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、11番、河原崎昇司君。

11番、河原崎昇司君。

〔11番 河原崎昇司君登壇〕

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎昇司でございます。

私は、令和2年第1回定例会におきまして、さきに通告いたしましたとおり、能満寺山公園の周辺への基盤整備についてを質問させていただきます。

展望台施設小山城がある能満寺山公園は、シーガーデンシティ構想の中でも主要なにぎわいづくりの拠点の一つに位置づけられております。

能満寺山公園には、国指定文化財となっている能満寺のソテツや戦国の歴史を受け継ぐ史跡などもあり、大変魅力的な公園である。また、能満寺山公園周辺では、しらすのまどぐちや小山城楽市をはじめとする様々な活動が展開をされており、そうした活動が今後さらに拡大され、一層にぎわいあるエリアとなってくれることを期待してやまないものである。その期待が現実となることを願い、能満寺山公園周辺の基盤整備に関する以下の点について質問をいたします。

1といたしまして、能満寺山公園周辺の土砂災害対策についてであります。

能満寺山公園周辺には、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に指定されている区域があり、昨年発生した台風19号では、龍光寺裏山の一部に崩落が発生をしている。その一帯の安全対策をどのようにするのか。

2といたしまして、能満寺山公園への進入路拡幅について。

能満寺山公園一帯を有効活用するには、中瀬北原1号線の拡幅が必要ではないかと考えるが、拡幅に向けての計画はあるか。

3といたしまして、念佛橋の活用について。

念佛橋は、能満寺山公園につながる湯日川沿いの活用もにぎわいづくりには有効であると考えます。現在、老朽化のために通行止めとなっている念佛橋も改修の仕方によっては魅力ある橋に生まれ変わらせることができるのではないかと思います。落橋をするのではなく、魅力ある歩道橋として修復することを考えないか。

次、4といたしまして、町営グラウンドの整備について。

今、吉田町には陸上競技において卓越した結果を残されている若人が出現をしている。こうした機運は、今後ずっと受け継いでほしいと願うものであります。そうした機運を高めてもらうためにも、町には町営グラウンドが必要であると考えますが、能満寺山公園周辺のにぎわいの創出と一体として、能満寺山公園南側に町営グラウンドを整備してはどうか、お伺いをいたします。御答弁をよろしくお願いします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 能満寺山公園の周辺への基盤整備についての御質問にお答えする前に、吉田町都市計画マスタープランとシーガーデンシティ構想における能満寺山公園の位置づけなどにつきまして、御説明させていただきます。

まず、吉田町都市計画マスタープランにおきましては、この能満寺山公園の周辺を歴史・自然交流ゾーンを位置づけ、能満寺山公園から湯日川の桜並木を通り、図書館へと散策路を結び、ここを訪れる方々が町の歴史や緑と水の潤いを感じることができる空間とすることとしており、将来の町の姿を象徴的に表すシンボルプロジェクトといたしまして、能満寺山公園の園

内道路の整備、湯日川親水空間の整備、緑と文化の散策路の整備などといった具体的な整備方針を掲げております。

一方、シーガーデンシティ構想におきましては、議員がおっしゃるとおり、主要なにぎわいづくりの拠点の一つといたしまして、構想の取組を通じて、能満寺山公園が持つ魅力や個性をさらに磨き上げるとともに、多様な活用を図っていくことにより、新たなにぎわいの創出や地域の活性化につなげていくこととしております。

以上を踏まえて、御質問にお答えいたします。

初めに、1点目の能満寺山公園周辺の土砂災害対策についてにお答えいたします。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法第7条及び第9条の規定により、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにするため、県が指定しているものでございます。

町内では、片岡区及び北区において警戒区域12か所、うち特別警戒区域11か所が急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある箇所として県から指定されております。警戒区域の指定に伴い、法第8条第3項の規定において、「土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設及び避難路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民や事業所の皆様に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない」とされておりますことから、当町においては土砂災害ハザードマップを作成し、自治会を通じた配布やホームページ上での公開を行っているほか、例年6月の土砂災害防止月間及び崖崩れ防災週間期間中には、このハザードマップを用いながら警戒区域内の住民の皆様や自治会、消防署、警察署、県、町関係者で避難経路の確認を行う防災訓練を実施しております。

ほかにも、平成29年6月の法改正に伴い、法第8条の2において、「警戒区域内にある地域防災計画に定められた要配慮者施設の所有者または管理者は当該要配慮者施設利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない」とされておりますことから、対象となる2か所の要配慮者利用施設につきまして、町が各施設へ出向き、避難確保計画の作成支援を行い、同計画の作成が完了しております。

町では、引き続き警戒区域に関する周知や避難訓練を実施するとともに、要配慮者施設管理者等には、円滑な避難行動が図られるよう訓練の検証結果に基づき、必要に応じて計画内容の見直しを行っていただけるように支援を行いながら警戒避難体制の整備を図ってまいります。

急傾斜地崩壊の防止工事に関しましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条の規定により、「土地の所有者又は占有者は、その土地の維持管理については、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない」とされており、法第12条では、「当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不相当と認められる場合には、都道府県が施行するものとする」と規定されております。

静岡県では、斜面の勾配が30度以上の急傾斜地で崖高5メートル以上の崩壊するおそれがあり、保全対象人家戸数が原則5戸以上ある地区を条件として、擁壁工やのり面工等の崩壊防止工事を急傾斜地崩壊対象事業として実施しております。

町内においては、昭和 52 年に横山急傾斜地崩壊危険区域が指定され、昭和 52 年度から平成 16 年度にかけ、重力式擁壁工等の対策工事が実施されております。また、維持管理面におきましては、毎年、県土木事務所が主体となり、消防署や警察署、町関係者が合同で同地区における施設点検を行っているところでございます。

議員から御指摘を頂いております、昨年発生しました台風第 19 号による龍光寺裏山の一部の崩壊につきましては、急傾斜地崩壊危険区域内の道路敷でありますことから、県との調整の結果、町が復旧を行うこととなり、今後の大雨等によりさらなる崩落の危険性がありますことから、早期復旧に向け取り組んでいるところでございます。

次に、2 点目の能満寺山公園への進入路拡幅についてにお答えいたします。

小山城の駐車場に面し、能満寺山公園への進入路となる中瀬北原 1 号線は、東は主要地方道島田吉田線、西は備前守隧道を擁する県道住吉金谷線など、南北軸の主要な道路へとつながる片岡地区の東西を結ぶ主要な路線でございます。東名吉田インターチェンジや主要地方道島田吉田線を介して、多くの訪問者や大型バスなどの通行が見込まれるこの路線を整備することは、能満寺山公園におけるにぎわいの創出、また、交通安全の観点から必要不可欠な施策であり、シーガーデンシティ構想の具現化に向けた展開により、その重要性はさらに高まっていくものと認識しております。この路線につきまして、道路の拡幅が望ましいと考えましたことから、能満寺山公園との関わりが特に深い旧主要地方道島田吉田線、現在の町道東名片岡辻 3 号線から県道住吉金谷線までの約 540 メートル区間においては、昭和 62 年度に道路の拡幅を計画したところでございます。

計画では、現況の道路幅員 4.8 メートルに対しまして、12 メートルに拡幅するものでございまして、両側に幅員 2.5 メートルの歩道を備え、幅員 3 メートルの車道を 2 車線有する道路構成となっております。この計画に基づき、一部の用地買収を実施するなど、これまでも道路拡幅に向け、取り組んでまいりました。今後においても、この計画を基本路線とし、能満寺山公園周辺の整備計画とも整合を図り、地権者の皆様の御理解と御協力の下、事業を進めてまいります。

次に、3 点目の念佛橋の活用について、お答えいたします。

念佛橋は、二級河川湯日川にかかる橋長 32.5 メートル、幅員 2.4 メートルの橋梁でございます。

町内の橋梁につきましては、平成 24 年度の笹子トンネル天井崩落事故を受けて法が整備され、平成 26 年度からトンネル、橋等の重要構造物等の点検を近接目視により 5 年に 1 回の頻度で実施することが国から義務づけられました。

念佛橋につきましては、平成 28 年度に橋梁点検を実施し、主桁の断面欠損や桁かかりの損壊を原因とする緊急措置段階であることが判明いたしました。この緊急措置段階とは、構造物の機能に支障が生じているまたは生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずるべき状態にありますことから、国等の指導に基づき、平成 29 年 3 月 1 日に通行止めの措置をしております。通行止めの措置に当たり、地元の皆様から橋の存続を希望する御意見を頂いてはありましたが、1 日当たりの交通量が 30 人程度であることや、もとより 2 トンの車両通行制限がかかっていること、また念佛橋の上下流 200 メートル以内に交互通行が可能な橋梁があることから、橋を撤去することが好ましいとの判断に至っております。その後、橋の撤去に向け、河川管理者であります県島田土木事務所との河川協議を進めてまいりましたところ、撤去を行う

場合に大変難しい施工を伴うことが判明いたしましたことから、目下この橋の在り方について柔軟な発想の下、利活用も含めた再検討を行っているところでございます。

次に、4点目の町営グラウンドの整備についてにお答えいたします。

御存じのとおり、昨年とはとりわけ陸上競技におきまして目覚ましい活躍が見られました。8月には、全国中学校体育大会で、吉田中学校陸上競技部が男子400メートルリレーにおいて日本中学新記録というすばらしい記録で県勢初の優勝を飾り、11月には県中学駅伝で吉田中学校駅伝部が優勝して全国大会への出場を決め、見事に8位入賞を果たしました。さらに、しずおか市町対抗駅伝では、吉田町チームがこれまでの記録を2分以上も上回る好記録で、過去最高の町の部準優勝を勝ち取りました。

陸上競技以外にも、指導者の皆様の熱心な御指導により、多くの児童・生徒がスポーツ少年団や部活動などに励んでおり、こうした活動は体力や技能の向上を図るだけでなく、人間関係の構築や自己肯定感、連帯感の涵養に資するなど、青少年の多様な学びの場として重要な役割を担っていると言えます。

また、町では、「住民がスポーツをいつでも楽しめるまち」を目指し、健康の維持、増進、住民同士の交流、地域の連帯感の醸成に資するよう、町全体のスポーツ人口の底辺拡大に向けて、各種スポーツ大会、スポーツ教室の開催や運営のほか、スポーツ団体の育成等に取り組んでいるところでございます。

議員の御質問にございます町営グラウンドの整備に関しましては、陸上競技の活躍により、機運が高まっている中、各競技レベルのさらなる向上や青少年の健全育成の場として必要なものであると理解しております。

こうした中におきまして、議員からシーガーデンシティ構想のにぎわい創出の取組と一体として、能満寺山公園南側の町営グラウンドの整備を御提案いただいておりますが、シーガーデンシティ構想におきましては、展望台小山城を含む能満寺山公園の魅力を最大限生かすことができるよう、これまでにない新たなにぎわいを創出する環境を官民一体で整備していくとともに、既存の直売所等の統合や再編を検討し、町の特産品等のプロモーション機能を強化することにより、人が集うにぎわいの場を創出していくこととしておりますことから、このエリアにおける町営グラウンドの整備は想定をしておりません。

町営グラウンドの整備に関しましては、十分な時間をかけて整備方針等を検討し、場所につきましても、あらゆる観点から適切な用地を選定していく必要があると考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 再質問を数点させていただきます。

明快なる御答弁ありがとうございました。

まず、能満寺山周辺の土砂災害対策であります。最近、また見直されました。その中で、特に片岡地区の能満寺山公園周辺が増えまして、片岡地区では最前、町長さんの御答弁があったとおり6か所。それから、北区、神戸地区にも6か所区域の指定があります。急傾斜地崩壊危険区域に指定をされております片岡区内の指定区域を申し上げますと、能満寺裏山の山ノ腰区域、これは能満寺のお寺のすぐ裏です。それから、山ノ根区域、横山A区域、横山B区域、そして今度新しく入ったのが、山崎橋から神戸川に通ずるところの片岡東原A区域、片岡東原

B区域と、能満寺山周辺に集中しております。また、今言った平成30年2月に新たに指定をされており、小山城北側の、今言いました片岡東原A区域、片岡東原B区域には、指定特別警戒区域となっておりますが、ここには民家もないことから土留壁もないわけですが、土留め壁というんですか、この設置はどう考えるか、お答えをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（増田剛士君） 建設課、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

まず、私のほうから、急傾斜地のことも含めまして少しお話をさせていただきますと、町長答弁にもございましたが、土砂災害防止法というものと急傾斜地の崩壊の災害に関する法律ということ、この二つがあると思ってください。

土砂災害法というのは、主にソフト面をカバーしているものであって、町長答弁にもございましたハザードマップ等を作成したりとか、防災の関係でいつも町民の皆さんと点検とか訓練をやっているもの、そういうものを土砂災害防止法のほうでカバーをしております。

片や、今、議員の御質問があった急傾斜地のお話でございますが、先ほども私が申し上げた急傾斜地の法律によって12か所設定がされています、吉田町に。吉田町の12か所というのは、3種類ありまして、土砂災害には土石流と急傾斜地と地滑り、この3パターンがあるんですが、吉田町は12か所が全部急傾斜地になっています。

先ほど来、すみません、くどく申し上げていますがけれども、急傾斜地について、整備については町長答弁にもありました、急傾斜地の法律でやっています。その中で、町長答弁にもありました、原理原則は、土地所有者、占有者の方に行っていただくと、困難または不適當となった場合には県が、吉田町の場合には静岡県が施工するというところでございます。52年から平成16年までの間に、吉田町に急傾斜地の工事ということで重力式擁壁等も、横山の辺りから坂部との境の辺りから能満寺のほうにかけて重力式擁壁とか、転落防止柵を設置しております。今、県に問い合わせましたところ、一連の工事としましては全て終了してありますということですので、今の状況で状況を保っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 御答弁の中にあつたわけですが、傾斜地指定には種類があるということですが、特に能満寺、お寺のすぐ裏山、これは山ノ腰地域でございますが、能満寺は国の指定の文化財、能満寺のソテツや、やはり昔の偉いお殿様があそこへ何人か来て、いろいろな文化財が残っているわけですが、そのお寺のすぐ裏もまだ手をつけていないわけですが、先日もあそこへ行って、丁寧に見させていただきましたが、お寺の建物が五、六軒あるわけですが、ああいうところも土留め壁というんですか、そういうものはやれないわけなんですか。いま一度、お聞きをします。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

すみません、私、勘違いをしていると申し訳ないので、確認をさせていただきたいと思ひますが、議員がおっしゃっているのは、能満寺の裏ということなんですけれども、南側の門前のほう、湯日川のほうじゃなくて南側ということによろしいですか。

○11番（河原崎昇司君） はい。

○建設課長（大石 充君） そこにつきましても、既に、先ほど申し上げたように、県の中では一帯の整備は終わっているということでございます。

○議長（増田剛士君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 現況を見ても、土留め壁はないです。それで、先日聞くには、4軒ないし5軒あれば擁護壁、土留め壁が造れるよというようなお話も聞きましたが、あの状況では、土留め壁を造るような、お寺を擁護するような、文化財を擁護するようなことはできないということなんですか、いま一度、お伺いをいたします。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

私、ちょっと説明不足で申し訳ありません。工事が完了しているというのは、一帯として完了しているということの中で、そこに必ず壁があるかどうかというのは別の問題でありまして、大変申し訳ありません。

原則、町長の答弁にもございましたように、30度、5メートル、5軒のうちというのがございまして、そのところは県の中では擁壁をしてありますという答えでございます。能満寺さんのところは擁壁を造ってはいけないよということではなくて、造るのであれば、まず土地所有者の方がやってください。それで、極端なことを言いますと、あまり考えられませんが、移転候補地があればそれも考えてくださいと、二通りございます。擁壁を造ると、建物が動くのと、二通りありますので、コンクリート擁壁をやることはできますが、やるのであれば土地所有者の方をお願いをしたいという県の見解だと理解をしていただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 本人が自己でやることならば土留め壁をやることができる。そして、今の住宅あるいはお寺さんがあそこに危険防止のために自前で行うならばできますよということでございますね。工事は自前でやれば。

○議長（増田剛士君） 先ほどの答弁からずっと同じことを言っていますよね。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

許可制になりますので、あくまでも県に許可を取っていただき、形式的なところを踏まえていかなければなりませんけれども、私が簡単に、すみません、できると言いましたけれども、そういう段階を踏んでやることは可能だと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 今、申し上げたとおり、あそこには能満寺のソテツや戦国時代の歴史を受け継ぐ貴重な史跡があることは確かでございます。ぜひ、史跡の保存、あるいは安全対策を考慮しながら、またあの地域には町の観光施設であります小山城をはじめ、売店、しらすのまどぐち、あるいは1か月に1回開催される小山城楽市、あるいはJ A女性部のなでしこ、静岡うなぎ漁業協同組合のウナギ販売とか、開催日には大変大にぎわいをしておるわけですが、もし非常時ということも考えられますので、ぜひ、地域住民の安全と観光客が安心になるよう、ぜひこれからもこういうお話においては、前向きの形で基盤整備、周辺整備をお願いいたします。

また先ほど、龍光寺裏山の状況についての答弁があったわけですが、谷は大変深くて、20メートルぐらいあるような、本当に割れ目のような谷でございます。急傾斜地で早期に復旧をするというお答えも頂きました。ぜひ、時間をかけても丁寧なる工事をお願いしたいと思いません。

その次に、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内におきまして、建物に関してどのような制限があるのか、いま一つお教え願いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

建物の制限ということで、都市環境課のほうから御説明させていただきます。

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域というところでございますが、土砂災害特別警戒区域におきましては、建築基準法の施行令の中で建物を建築する場合は、住宅の外壁などに主要構造物の鉄筋コンクリート造を施工するなどの基準を満たさないと建築できないというような制限がございます。

それと、あと県の方の建築基準条例のほうにつきましても、先ほど説明がございました擁壁等の安全上の施工であるとか、あとは今御説明させていただきました建物の主要部分のところを強化するというところを条件でないと建築が認められないというような制限がかかってきます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 御答弁ありがとうございます。

先日、地元の方からうちを新築したいと、そして、いつのことか分かりませんが、最近のようですが、役場へ行ったところ、この基準法のことです。いろいろ言われて、うちを建つのを思い悩んじゃったと、いや、そんなことを言わずに、もう一度役場へ行って御指導を願ったらどうですかという話を先日いたしました。また、きっと自分のうちを新しくするという事の中で、あの地域、やっぱり急傾斜地で、そこには擁護壁があるものだから、土留め壁があるものだから、前向きな形で話ができるんじゃないですかねとは言ってはおきましたが、ぜひまた、都市環境のほうでよろしくお願いをしたいと思います。

次に、片岡の横山A地区でございますが、同じような質問になりますが、土砂災害特別警戒区域内に自分で約30メートルの土留め壁を本人が自前で直営工事を行った方がいます。約、大きなお金ですが、ここでお金のことを言っただけは失礼かもしれませんが、約1,000万円ぐらい投資したと伺いました。この方は、昭和57年5月12日にこの地域が大雨で土砂災害が起きて、自分のうちと隣のうちと全壊、半壊して、前へ移転をされた方でございます。自分もその元屋敷が残っているものだから、約3年前に土留め壁の工事を自前で言ったと。自分はそこに農作業小屋、車庫、レタス苗場などのビニールハウスを守るためと書いていました。法律の制限があるかもしれませんが、本来ならば最前答弁があった、県が進めてくれる工事であるかと思いますが、自前で工事をやった、そして自分の命は自分で守ると言われておりました。

土砂災害特別警戒区域内のこの地域の皆さんには、1年に1度くらい、防災に対しての説明会をやっていただけたらいいかなと思いますが、その点はいかがでしょう。お伺いをいたします。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

ソフト面のことにつきましてということで、防災課のほうから御答弁させていただきます。

町長の答弁の中にもございましたけれども、毎年6月に土砂災害の月間がありますので、そのときにある地区を決めまして、防災訓練を行う中で、どうしたときに避難をしたらいいかとか、そうした説明もさせていただいているということでございます。

一昨年、土砂災害のハザードマップを新たに作りまして、それも各地区に配らせていただきまして、建設課のほうでも説明をさせていただいたという経緯もございます。

また、防災課のほうとしましても、こうした土砂災害警戒につきまして、どういうときに避難をしたらいいかとか、そうしたことも含めまして、またいろんな機会を捉えまして、地元の皆さんに説明をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） また、この警戒区域内の山林の伐採、これは許されるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

急傾斜地ということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

例えば、枯れた木とかというのは軽いものですから、撤去することはできます。それは届出も要りません。今、生えている木を伐採したりとか、大きく根切れをしてやることは許可が必要です。

以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 地元の方いわく、最近山の肌が見えていると、何か怖いと、何とかあれは役場のほうで指導はできるかというお伺いがございました。この点は、指導は聞けばする、山の木を切っちゃえば指導はないというような形なんですか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

普通は、県へ相談に行くと思います。それをしなくて切っちゃった場合の保全措置がということがちょっとあれですけども、町は県と協力体制でパトロールもしている中でそのようなことを発見すれば、指導もしていますし、そういう情報を頂ければ現地確認というのはすぐにやっていますので、ほったらかしになっているということではないと思いますが。

○議長（増田剛士君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 大変に地元の方自体も怖がっているんです。19号の去年の台風の時には、本当に山から滝のように雨が落ちてきたと。片岡会館へ山ノ根あるいは横山地域の方々が大勢避難をしていました。とにかく山が怖いと。自然災害が最近、気象状況の中で各地域、多いものだから怖いと、どこかへ引っ越さなければならぬよという方が何か大勢いるような感じでございます。ぜひ、そういう木を切っちゃいかんよという啓蒙も文書か何かで話には乗りますよという広報でお知らせを頂ければなど、このように思います。

それでは、次、能満寺山公園への進入路拡幅についてであります。

中瀬北原線であります、能満寺山公園が造られて、小山城が造られた頃からもう長い年月であるかなど。役場といたしても懸案事項であるかなど、このように思うわけですが、先日、地権者とお会いをいたしました。過去に町との行き違いもあったよという話もしながら、もう私も年をとったような話をしながら、割合前向きな言葉を述べていましたので、当局の方々は、ぜひ用地交渉といたしますか、ぜひ農家の方でございますので、だから、合間を見て、交渉に行かれたらいかかなど。北原線が拡幅して初めて、あそこの開発ができるのかなと思います。先ほども言われましたが、大型バスが駐車場に入れるようにしたい、あるいはその上の郷土資料館、西側の駐車場も整備が進むかと思えます。ぜひ、交渉のほうをうまくやってください。よろしくお願ひします。

○議長（増田剛士君） 答弁を求めますか。

○11番（河原崎昇司君） いいです。

○議長（増田剛士君） では、質問をお願いします。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 次に、念佛橋の活用についてをお伺ひいたします。

念佛橋を落橋させるというお話は、自然的に町民の間に流れて、大きな反響があったと私は感じております。

御答弁いただいたわけですが、前向きにというような形のお答えを頂きましたが、大変老朽化をしていることは確かです。やはり、これは負荷をかけないような利用法を考えて、私としては、同じ湯日川に架かる下地域のはあとふるから中央小学校の通学路になっているアカバシのような利用法を考えたらいかかなど、子供たちの通学路あるいは自転車程度の規制をかけて、重荷のかからないような利用法はいかがかと思えます。お伺ひをいたします。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

町長答弁にもございました、利活用を視野に入れた活用を考えていくということで答弁をさせていただいております。そんな中には、歩道というようなことも入ると思えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 私も何度か念佛橋を見させていただいて、元はあそこのところは地元ものなだからよく通ったところなんです。念佛橋は、元は木の橋でした。今は永久橋として使われていたわけですが、昭和35年に竣工されております。あの隣の山崎橋が昭和36年の竣工でございます。橋の寿命というんですか、は何年ぐらいだよという、そういう基本があるのでしょうか、どうでしょう。お伺ひしたいと思えます。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

橋の架かっている状況によってもかなり違うとは思いますが、一般的にはコンクリート構造物等は50年ぐらいじゃないかということの中で点検をしましたところ、念佛橋につきまして、ちょっと損傷がひどいということの中で通行止めをさせていただいた経緯がございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） すみません。ぜひ、橋の存続ができるとしたならば、地元の方々は新橋を造れという方もございました。それは無理といたしましても、できるならば、再度使えるものとしたならば、ぜひ有効な利用方法をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、町営グラウンドの整備でございます。

グラウンドはちょっと無理という答弁を頂きました。今年度の中学生、あるいは市町の駅伝にしても、先ほど言われたとおり、大活躍をしたと。そしてまた、オリンピックの年でもあるし、そしてまた町制70周年の年でもあるからという裏の私の意気込みもあったわけですが、ぜひ将来の計画ということでよろしくお願ひをしたいと思います。

その中で御答弁を頂いたわけですが、現時点では能満寺山公園南側への町営グラウンドの整備は想定していないという答えであったと思いますが、そのほかに予定をしている候補地があるかどうかをお伺ひいたします。

○議長（増田剛士君） 関連質問になりますよ。

○11番（河原崎昇司君） そうか、そういうことになっちゃうのか。

これは総合計画にも入っていないし、私の思いの質問をさせていただきました。ぜひ、本年は吉田中学の皆さんや県の市町駅伝での吉田町の大活躍など、新年度以降の大活躍も期待がされると思います。また、今言ったオリンピックもあと130日で開催をされます。このオリンピックの吉中のリレーメンバーの陸上部の4人も聖火リレーのランナーに選ばれていると。これも活躍をされると思います。ぜひ、町のスポーツ振興にいたしましても、将来的な町営グラウンド整備計画をつくり、あえて言えば、総合計画に入れ込んでいただいて、町民の健康増進のための町営グラウンド整備をお願ひして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（増田剛士君） 以上で11番、河原崎昇司君の一般質問が終わりました。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（増田剛士君） 日程第2、町長から、第24号議案 吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての1議案が提出されました。

これから第24号議案 吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和2年第1回吉田町議会定例会に追加して上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回追加して上程させていただきますのは、人事案件について1件でございます。

内容につきましては、第24号議案の吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現教育長であります栗林芳樹教育長から、本年3月9日付で辞職願が提出され、町及び教育委員会の同意が得られたことにより、本年3月31日をもって退任されますことか

ら、空白期間を設けないよう、本年4月1日から就任予定の後任の教育長として、吉田町住吉530番地の1、山田泰巳氏の任命について御同意をお願いするものでございます。

以上が追加上程する1議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

それでは、総務課長をお願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今回、追加上程いたしました1議案につきまして、御説明申し上げます。

第24号議案 吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

追加議案書の1ページ及び参考資料ナンバー16を御覧ください。

本議案は、現在、吉田町教育委員会教育長の栗林芳樹氏が本年3月31日に退任されることから、後任としまして山田泰巳氏を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の御同意をお願いするものでございます。

山田氏の住所は、吉田町住吉530番地の1。氏名は山田泰巳。生年月日は昭和34年9月21日。現在60歳でございます。

山田氏の主な経歴を申し上げますと、昭和57年4月に静岡県公立学校教員に採用され、掛川市立東中学校教諭として着任されました。以来、榛原中学校、相良中学校などで教壇に立たれ、平成23年には川根本町立中川根第一小学校の校長に就任されました。平成26年には静岡県教育委員会事務局総括管理主事、平成27年には同首席総括管理主事として御活躍された後、平成29年には静西教育事務所長に就任されました。平成30年4月から現在までは牧之原市立榛原中学校の校長として御活躍されておりまして、今月末に定年退職を迎える予定でございます。

山田氏は人格が高潔で、教育、学術及び文化に関しまして、高い識見を有し、そして何より、義務教育である小学校、中学校の校長をそれぞれ御経験をされておりまして、町の教育行政の主である義務教育の現場を熟知されている方でありまして、当町の教育長として、町の教育行政を担っていただけるものと確信しております。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条ただし書の規定によりまして、栗林教育長の残任期間である本年4月1日から令和4年3月31日までの2年間となります。

以上、総務課から第24号議案 吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて御説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 以上で説明が終わりました。

本案につきましては、本日、本会議終了後、全員協議会を開いて議案の内容確認を行います。

議案審議は、19日の本会議で行いますので、よろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時51分

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、こんにちは。
本日は定例会 18 日目、最終日であります。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
これから議案審議に入ります。
初めに、一般会計並びに特別会計等の予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。
審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。
引き続き、予算に関する議案を除くその他の議案審議を議案番号順に行います。
それでは、審議に入ります。
-

◎議案第 9 号の討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、第 9 号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第 10 号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第2、第10号議案 令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第3、第11号議案 令和元年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第4、第12号議案 令和2年度吉田町一般会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第5、第13号議案 令和2年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題といたします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第6、第14号議案 令和2年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。
12番、大石 巖君。

〔12番 大石 巖君登壇〕

○12番（大石 巖君） 12番、大石でございます。
令和2年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の意見を申し上げたいと思います。
30年度から都道府県化がスタートいたしまして、事業主体となる県は市町から集める納付金の額を算定し、各市町に通知をしてきます。2年度は約8億1,000万円、今年度より4,800

万円の減というふうになっておりますが、これは加入者減によるもので、県への1人当たりの納付額は平均14万5,672円、元年度よりも4,463円の増というふうになっております。

以前より、吉田町の国保税は県内でも最高ランクというふうに言われておりますし、町民の方からも国保税は高いという声が聞こえてきます。特に、社会保険から国保に切り替わった人や、年金生活の人の負担が大きいとの御意見も多数いただいております。今の国保制度には、被保険者の所得水準が低く、保険税の負担率が高いという構造的な問題があります。私は加入者の負担軽減のため国保税の見直しを求めてきましたが、30年度、元年度と据置きとなり非常に残念に思っております。今回の条例改正で資産割方式を廃止をし、3方式に改正をするという条例案が提出されておりますが、これが可決をされれば、国保加入者の74%、約4,200人がこの資産割の廃止によって国保税の減額に該当する人が出てきます。

国保税の1人平均額と言え、9,006円の減というふうに説明がありましたが、年額が10万7,945円となります。これは昨年の所得が確定した段階で変わってくるわけですが、土地建物をお持ちの方には大きな負担軽減となります。県の方針で保険料水準の統一として、その一つの方式として、3方式への変更という説明をいただきましたが、30年度県単位での移行時期からのこれは課題であり、昨年度での変更も可能であったのではないかと思います。また、資産割のない人にはこの減税が反映されていません。保険税の算定方式や料金の見直しには多くの問題点がありますので、以下の提案を併せてさせていただきたいと思っております。

1、今後の算定方式の見直しでは、子供が増えれば保険税の算定も増えるという子育て世代には厳しい均等割りをなくすこと。そして、平等割、これ世帯割ですが、に負担をかけずに所得割を主体とした算定方式に改めるべきだと思います。協会健保や共済組合などの算定方式、所得に応じた方式に統一をしていくべきだと考えます。

2、県の算定する標準保険料率は、年々上がっております。モデル世帯での試算では、8割の自治体で保険税の値上げが予測されるなど、高齢化による医療給付費の増加などによって、年々引き上げられる仕組みとなっております。もとより医療費を抑制する努力は当然ですが、今でも大きな負担となっている国保税をさらに引き上げれば、町民の命と健康、暮らしが脅かされるだけでなく、国保制度そのものの存立が危うくなります。今の基金を有効に活用すれば、保険税のさらなる値下げが可能です。

3、国保税を協会健保並みに引き下げる要求は、全国知事会や全国市長会からも上がっており、国保財政への公費負担、国と県合わせて4.6兆円、それにプラス国の負担を1兆円増やす、こうした要求が通れば協会健保並みに引き下げることができます。

健全な財政運営を確保する立場からも、こうした意見具申をお願いをし、制度の健全化に努力いただきたいと思います。さらに見直しを検討していただくことをお願いし、反対の意見といたします。

○議長（増田剛士君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

5番、平野 積君。

〔5番 平野 積君登壇〕

○5番（平野 積君） 5番、平野です。

第14号議案 国民健康保険事業特別会計予算について、私は賛成の立場で討論をいたします。

賛成の主な理由は以下の3点です。

一つ目は、国民健康保険税のうち、医療保険分の算定方式の変更による減税です。医療保険分は、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の四つの合算にて保険税を算定していましたが、令和2年度より資産割を廃止し、かつ、賦課限度額を61万に据え置くことで保険税を約5,700万減税しています。

二つ目は、資産割の廃止による減税に対して、他の税率を上げなかったことです。その減税に対しては、国民健康保険事業基金から対前年1,400万円増額繰り入れて対応し、健全な財政運営を確保しつつ被保険者の福祉増進に努めています。

三つ目としては、低所得者への7割、5割、2割の軽減措置も継続して行われることが挙げられます。加えて、平成30年度より財政運営の主体が町から県へと変わり、町は県に国民健康保険事業費納付金を収める代わりに、保険給付に必要な額は県から保険給付費等交付金として支出される仕組みとなりました。平成30年度に県下で最も高いとされた1人当たりの国民健康保険事業費納付金も、他市町に比べ伸びが小さい傾向にあり、健全運営に寄与していると推察されます。

以上の理由により、令和2年度吉田町健康保険事業特別会計予算は妥当な予算であると判断し、賛成いたします。

以上です。

○議長（増田剛士君） 賛成討論が終わりました。

ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は、反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田剛士君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第7、第15号議案 令和2年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第16号の討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第8、第16号議案 令和2年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第17号の討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第9、第17号議案 令和2年度吉田町水道事業会計予算についてを議題といたします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第10、第18号議案 令和2年度吉田町公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

9番、山内 均君。

〔9番 山内 均君登壇〕

○9番（山内 均君） 9番、山内です。

私は、令和2年3月定例会において議案提出された第18号議案 令和2年度吉田町公共下水道事業会計予算について、反対の討論をいたします。

吉田町公共下水道事業は、平成2年度に事業が開始され、平成30年度までの29年間に環境整備、下水道が使用できる面積が276.65ヘクタールまで進められました。吉田町の全体面積は2,073ヘクタール、下水道整備計画区域面積、吉田町全体の公共下水道事業計画面積は920ヘクタール、事業計画面積、事業認可を受けた北区を除く住吉、川尻、片岡の限定された区域の面積379ヘクタール、その事業計画面積のうち環境整備完了面積が276.65ヘクタールである。平成30年度までに整備した276.65ヘクタールに費やした費用は、公共下水道事業年度別事業内訳表のデータを採用して総事業費決算額は347億4,800万円、公共下水道事業費は総事業費決算額から公債費110億5,100万円を除いた236億9,600万円、建設費の214億1,700万円は公共下水道事業費から維持管理費、管渠維持管理費及び浄化センター維持管理費の運転管理費に係る人件費等22億7,900万円を除いた金額である。同時に、同じく建設費は管渠建設費147億2,400万円と浄化センター建設費66億9,200万円の合計金額となる。

また、平成30年度末までに下水道の使用開始をした戸数2,864戸を吉田町統計要覧から適用し、その数値から1戸当たりの使用開始にかかった金額を算出した。しかし、空地等の実態に関しての統計はなく、数値には反映されていない。1戸当たりの金額にはより厳しく反映させることとなる。1戸当たりの使用に係る金額は総事業費決算に対して1戸当たり1,213万円、公共下水道事業費ベースでは827万円、建設費ベースでは747万円を費やした計算になっている。

一方、合併浄化槽については、環境省大臣官房による浄化槽に係る国庫補助金制度の概要で、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村推進事業が示されている。標準的な工事費は5人槽通常型で83万7,000円、高度型で102万と積算されているが、これは総事業費決算額、公共下水道事業費、建設費のいずれに対しても、1戸当たりの施工単価の差は歴然であり、合併浄化槽事業が合理的であると判断する。施工面積の計算からは379ヘクタールを完成させるにはまだ11年間が必要となり、920では97年と試算した。しかし、既存施設、施工箇所の配管等については、50年の耐用年数を考えれば将来の計画設計は困難である。

また、現在の公共下水道事業の在り方は公平な税の使い方が担保されていない。北区地域や計画外区域は負担のみが要求され、受益の権利が履行されていない。それらのことを考えれば、国庫補助金制度を活用した浄化槽市町村整備推進事業による水洗化を図るべきであると考ええる。公共下水道事業の背景は経済の高度成長期に当時の建設省の主導で始まったが、当時は単独浄化槽しかなかった。

しかし、近年、合併浄化槽が開発され汚水処理技術は飛躍的な発展を遂げた。この家庭用の汚水処理技術は浄化センターと同じ機能を持つことから、浄化センターそのものが必要なくなった。合併処理浄化槽は、工事費用、工事期間、工事の容易性が下水道事業より優位であると判断し、合併浄化槽の利用促進を選択すべきであると考ええる。人口減少の問題も大いに考慮すべきであり、将来の世代への負担を考えれば、どこかで下水道事業から合併浄化槽事業に切り替えるべきであると判断をする。

以上、下水道事業から合併浄化槽による汚水処理方法での水洗化を対案とし反対討論といたします。

○議長（増田剛士君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、大石 巖君。

〔12番 大石 巖君登壇〕

○12番（大石 巖君） 12番、大石でございます。

令和2年度吉田町公共下水道事業会計予算案について、賛成の立場から意見を申し上げます。

下水道事業につきましては、令和2年度から公営企業会計を適用する長期的な立場に立ち、安定した下水道経営を目指して新しい一步を踏み出す新たな事業ということになります。

毎年度の維持管理の損益取引や建設改良に係る資本取引とは区別をして経営状況を明らかにすることは、長期的な経営計画を立てやすく、町民の皆さんにも分かりやすくなるのではないのでしょうか。また、国の方針で、公営企業においては経営戦略を策定をして、将来にわたっての安定した事業の基本計画を策定する計画もありまして、2年度においては、公共下水道事業経営戦略審議会、仮称となっておりますが、その設置を予定しているとの報告も受けております。こうした方針の下で令和2年度の予算案は組み立てられております。国の補助金が限られておりますが、着実な計画と予算になっているものと思います。

その上で、山内議員の先ほどの意見の中には、これまでの事業費、そして合併浄化槽の負担が1戸当たりの単価が安い、あるいは都市計画税を含む税の公平さが担保されていないというような御意見もありましたが、私は吉田町都市計画マスタープラン、これに基づく都市づくりの課題ということで何点かまとめさせていただきました。

一つは、下水道普及率を高めるための整備を積極的に推進していただきたいこと。

二つ目に、処理計画区域における計画決定区域、事業計画区域の適切な見直しを実施をして整備を進めること。

3点目に、事業計画区域外での合併処理浄化槽の設置の促進。

4番目に、整備が完了している地域の完了率向上をさらに促進することです。

長期にわたる事業でありますので困難もあると思いますが、吉田町は面積も他の市町に比べてさほど大きくなく、起伏も緩やかな地形でありますし、そうした条件は他の市町よりも優位

に働くものと思います。町民の皆さんの理解の上に一層の推進をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（増田剛士君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は、反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田剛士君） 起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計並びに特別会計等の予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、これまでに議決した議案を除く、その他の議案の審議に入ります。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第11、第2号議案 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第3号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第12、第3号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第4号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第13、第4号議案 吉田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第14、第5号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第15、第6号議案 吉田町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） まず料金のことについてお伺いします。1時間当たり燃料代は540円とのことでございましたけれども、夏場とか冬場というのはもっと高いのではないかなというふうに思っているわけですが、540円の試算したときにその夏場がどのくらいになり、冬場はどのくらいになるという試算も行ってたのでしょうか。行っていたのであれば、その金額も教えていただけますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 月ごとのおおよその想定の中で出しておりますので、夏場このくらいかかるだろう、冬場このくらいかかるだろうという中での平均として、料金の提示をさせていただきます。その上で、夏場と冬場ということですが、現在の試算ですけれども、大体7月から9月くらいが40万円弱、38万円程度からというような試算を持っております。また、冬場ですけれども、例えば1月から3月というところでは、20万円弱くらいかなと、月当たりですけれども、そのような試算の中で平均をして料金を出させていただきます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 後でちょっと計算してみます。生涯学習課が担当している施設なんですけれども、総合体育館の会議室とか学習ホール及び図書館の視聴覚ホールというのは冷暖房設備に関しましては、別料金で徴収しているということで、使用する者が使用料を支払うというのが受益者負担の理にかなっていると思うのですが、今回は冷暖房費の燃料代を部屋の使用料に加算して全て値上げするという事になっているのですが、こういう料金設定にした理由は何でしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、少し御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、料金を設定するに当たっては、まず受益者負担とするのか、公費負担とするのかというようなところでありますけれども、やはり施設を使う方がある程度特定をされますので、公費負担、無料ということですが、公費負担ではなくて使う方々にお支払いをいただくというのが妥当であろうということで、受益者負担というようなことで考えました。

また、その受益者負担の範囲をどう捉えるかというところで、今、平野議員と我々の考えでは、少し乖離があるのかなと思っておりますけれども、受益者を本当に平野議員は使った方に限定して捉えられているのかなというふうに思いますが、我々としては全員協議会でも御説明をさせていただいたとおりですけれども、年間を通じて安心して御利用いただける施設を提供しているという意味合いをもって、利用者全員を受益者というような捉え方をして料金設定をさせていただきます。ですので、全員から料金をいただくというような形の考え方でもっています。

その上で、学習ホールや視聴覚ホールのようなものと今回と考え方が少し違っているのではないかなというところですが、一つは学習ホールのようなものは基本的に単発のイベントであるとか行事であるとか、そういったところで使われますけれども、今回の体育館というのは、利用者団体が大体特定をされていて、年間を通じて同じ団体が使っているというような、その施設の特徴、特質の違いから今回少し違ったような料金形態にはなっておりますけれども、そういったことも含めて料金設定をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これに関しては、何回かお話しさせていただきましたけれども、ある程度平行線なので、別の観点でお伺いします。

体育館のアリーナというのは、割と半面利用というのがあると、そうしたときにバドミントンとか卓球とか空気の流れに敏感な競技と、そうでもないという競技がバッティングした場合に、窓を開けるとか開けないということでトラブルが起きているということも聞いているわけですが、今回空調を入れることによって、そういった団体がバッティングした場合に、何か工夫とか考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、少し極端な言い方かもしれませんが、我々としては、例えばバドミントンであるとか卓球であるとか、それなりに風の影響を受けやすいと言われていた競技の方々、こういった方々、閉め切って、夏の間でも風の影響を受けないように閉め切ってやっているということは、正直申し上げて、健康上そんなにいい環境でできていないということだと思っておりますので、そういう方こそ使っていただきたいなというような思いを持っております。その上で、エアコンですけれども、風量でありますとか、風向、風向きですね、これを自由に設定することができますので、例えば風量を抑えて、風向きを真下にするとか、そういったような工夫の中で、御利用いただけるのではないかと考えておりますし、また、熱効率というところについては、今後もしそういったことで利用いただけない、難しいという、熱効率といったらあれですね、そういったところで御利用いただけないと思っておりますけれども、それでも、やはり競技に影響が出てくるというような利用者の声があった場合には、こういった対応が、具体的な対応をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今回の料金変更に関しては、受益者負担の観点から、今でもちょっと矛盾を感じております。今回の値上げの額が純然たる燃料費のみの値上げで、設備設計に対してその費用を上乗せしていないとか、町が75%で、受益者負担が25%であると、また、全面4時間使って、半面だったら150円くらいになるわけですね。というのは、町の登録団体であれば、半額に減免されるというのがありますから。

新聞報道でもありましたように、今日の新聞ですかね、卒業式で空調も既に使ったということがありまして、いち早く使用団体、快適に安全に活動していただくためにも、実際に使用する団体、登録団体が41団体、実際に使うのはもうちょっと少ないのかもしれない。そういう団体がこの料金の値上げというか、空調代をそっくり乗せるということに関して、了解が取れているのかどうか。3月全協のときにはそうでもないというようなお話だったので、そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

小・中学校の体育館を使用する登録団体のうち、屋外施設等を使用する団体以外の29団体について、19団体については直接、また10団体についてはお電話で意見を聴取させていただきました。これまで体育館を使用する登録団体に対しては、空調設備設置に伴い、使用料の値上げを検討していることや、一般開放時に空調設備を使用が可能としたら使用するかというようなお話を、そのようなお話をさせていただいておりましたが、具体的な金額等の提示はしておりませんでした。

先日、今月の利用者委員会がありましたので、19 団体にはその場で具体的な料金の提示をしながら、使用料の料金体系の理由や内容を説明し、質疑応答の時間を設けさせていただきました。登録団体からは質問がなかったため、当局のほうから登録団体へ問いかけをしましたら、反応としましては、理解ができたや、このくらいの料金設定であれば納得や、あと、この使用料なら空調設備の使用について、気兼ねすることなくフルに活用したいというような御意見をいただき、本件に反対するような登録団体はありませんでした。

また、残りの 10 団体については、直接お電話の連絡をさせていただきまして、体育館の使用料の変更について説明をしましたが、反対の意見はありませんでした。

さらに、スポーツ少年団の本部長や体育協会の会長にも、この使用料については御理解をいただいております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5 番、平野 積君。

○5 番（平野 積君） 最後に、お伺いします。

来年度は総合体育館に空調設備が設置される予定でありまして、総合体育館は町内外から多くの方が使用されていると思います。今回のように町登録の団体がほとんど使っているという状況ではないと思います。また、今回の冷暖房料に関しましても、今回のように安くはないというふうに考えております。その際に、しっかりとシミュレーションをしていただいて、受益者負担、町の負担の考えをまとめて、他施設との料金の兼ね合いも含めて、しっかりと料金設定をしていただいて、できるだけ早く議会に上程していただいて、そこで議論ができるような状況をつくっていただきたいと思うのですが、それに関しては御意見はどうでしょう。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まだ設置自体がなされていないものですので、具体的な、また明確なお答えをさせていただくことは難しいのですけれども、また、総合体育館は総合体育館なりの特質、特性がありまして、まさにこの小・中学校の体育館とはまた違うでしょうし、学習ホールや視聴覚ホールともまた違った配慮すべき事項が、総合体育館独自の事項があるのかということも含めて、しっかりと検討はしていかないといけないというふうに思っておりますので、それをどのくらい早く、またどのくらい具体的に議会の皆様にお示しできるかということは今ここで、申し訳ありません、お約束することはできませんけれども、教育委員会として、しっかりと間違いなくやっていくということを申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

6 番、山口一博君。

○6 番（山口一博君） 6 番、山口です。

今の同僚議員と関連するかもしれませんが、先日、全員協議会で同僚議員の質問に対して教育長が答えられたので、教育長にちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、片面使用の場合は、エアコンで冷やす場合、なかなか時間が取れないので、前もって冷やしておくというふうな御返答でしたけれども、この時間区分で 8 時半から 12 時半、13 時から 17 時、17 時から 21 時の区分があります。で、例えば、吉田中学校の場合、第一アリーナ、第二アリーナ、武道場とあるんですけれども、これ施工した場合は 4 月 1 日からですので、もう既に例え

ば8時になったら当直の先生方がつけてやるのか。先ほど教育長から熱効率というようなお話もありましたけれども、例えば午後の時間使わなかったら、切ってしまうよりもつけっぱなしにした方が熱効率というんですか、電気代も安く、ガスですか、効率も安く済むと思うんですけれども、そのあたりマニュアルとかルールというのはもう既に決めてあるんでしょうか。そのあたりをちょっとお聞きしたいんです。

○議長（増田剛士君） 議員、学校施設として使う場合と、今議論されているのは、一般の方が使うという話だと思っただけですが、いかがですか。

6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） この間、全協でお答えいただいたのは、一般の方、学校に関係なく、前もって半面を冷やしておくのかということ、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 現時点においてはということですが、基本的に利用者にエアコンの操作を行っていただきたいというふうに思っておりますので、前もって例えば生涯学習課の職員がということでありまして、学校の教員がということは考えておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

12番、大石 巖君。

〔12番 大石 巖君登壇〕

○12番（大石 巖君） 12番、大石でございます。

吉田町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から意見を申し上げます。

小・中学校の体育館に空調設備を設置することには、これまでの予算の中でも賛成をしてきましたし、大変、今日の新聞にもありますように、評判のいい施設になると思っております。暑さ、寒さに影響を受けない、子供たちが快適に運動ができる、災害の場合にも避難所としての運用も可能な条件整備がこれほど大切なことだと思っております。そして、この体育施設の町民への一般開放、これ施設の有効利用として多いに活用すべきだと思っております。

しかし、この空調を利用したときの電気代、ガス代を施設使用料に上乗せすることには問題がありますし、反対をしたいと思います。

まず、電気・ガス代を使用料に上乗せをする計算ですが、年間の電気・ガス代の見込料金を現在の使用状況、時間で割って受益者負担ということで利用者に負担させようとするものです。年間を通して空調を利用しない季節もありますし、使用しない団体、競技もあると思います。この条例案では、使用する、しないに関わらず、最初から年間の電気・ガス代を賦課するもので、施設の利用時間と空調の使用時間とは違ってくることは明らかであります。使うかどうかは当事者の判断であり、空調代は使った上でいただくものではないでしょうか。

空調の消し忘れ防止のためにコイン式にしたという説明がありましたが、コイン式というのは、当初は、施設使用料とは別に、空調代を入れていただくという発想ではなかったのか、そうでなければ、わざわざコイン式の器具をつけなくても、学校が使用するときにスイッチだけで十分ではないのでしょうか。使いたい人が使いたい時間、自分で料金を出すという方式がコイン式だというふうに思います。

また、料金上乘せについては、利用する団体に説明し、理解を得ているという話であります。町民に広く利用をしていただく施設です。現在利用している団体の了解で、こうした不合理な空調代の徴収を正当化することには無理があると思います。空調代金の徴収については、施設使用料とは切り離して算定をし、条例案を再検討いただきたいと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（増田剛士君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

8番、三輪美由紀君。

〔8番 三輪美由紀君登壇〕

○8番（三輪美由紀君） 8番、三輪美由紀です。

第6号議案 吉田町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について、賛成する立場から意見を述べたいと思います。

町は、学校施設である小・中学校体育館4か所に空調設備を設置し、年間通して快適な環境の下、安全で安心して使っていただきたいという中で、今までの体育館使用料、全面1,852円に受益者負担の考えから、空調料金、町の負担75%、受益者負担25%、4時間540円の上乗せ料金にし、2,392円にする条例でございます。

最近では、温暖化の影響で気候が読めない状況の中、静岡県での5月から10月の最高気温が38度となっており、体育館アリーナの気温28度と湿度70%以上になると、急激に熱中症患者が増えるということが環境省熱中症予防情報サイトにて確認されております。また、寒い時期での11月から4月の静岡県での平均気温は6度から12度で、体育館の中は外よりも寒く、このような環境の中では、年間を通じ、空調設備をトレーニング室と同様に17度から28度の夏・冬の温度に設定することが重要であると考えます。

また、スポーツ少年団から高齢者まで快適にスポーツができ、町民の健康や町民の安全と安心を守っていくことが必要なことと、町民の福祉向上のためでもあると考えます。

使用料金の中に空調料金の上乗せがなぜいいのか、利用する、しないの判断をしなくてもいいことにより、精神的負担がかからないことです。利用したいときに自由に利用できる安心感があります。この安心感は何よりも代えがたいものがあると私は感じています。

また、2面で同じ時間帯に空調設備を利用する、利用しないとなったとき、一方が利用しにくいことが起こりえます。そのようなことがないようにするためにも、利用する、利用しないの判断ではなく、全ての人に快適に使っていただくということが大事なことで考えます。

体育協会登録団体、バレーボール、なぎなた、空手、風の影響を受けるとしていたバドミントン、卓球の皆さんと健康体操教室の指導者、皆様方に条例を理解していただき、賛成との声をいただきました。

以上をもって、私の賛成討論といたします。

○議長（増田剛士君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。
ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） これで討論を終結します。
採決に入ります。
この採決は起立によって行います。
起立しない方は、反対とみなします。
それでは、採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（増田剛士君） 起立多数です。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第16、第7号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第17、第8号議案 吉田町交通安全指導に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

昭和49年の制定現行の交通指導員設置条例を廃止し、新条例制定ということで、その背景や事情、内容等は協議会などで確認させていただきました。新条例の認可に当たりまして、現状に沿った形での新しい指導員確保という観点から質疑を二つ行います。

一つは、指導員の女性の登用についてです。現在、町の交通指導員の方、高齢による成り手不足などがあると聞いております。また、指導員も全て男性ということでございました。昨今、あらゆる社会集団において男女共同参画の考え方がスタンダードになっております。地域において子育てを終えたお母さん、それから、お孫さんが町外におられる方、あるいは子供はいないけれども、地域に貢献したいと考える女性の方が一定数いらっしゃると思います。そうした方を掘り起こし、指導員人員の確保を行うべきということについての町の考えを伺います。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

交通指導員への女性の登用という御質問でございますけれども、まず今回の条例の第2条におきまして、指導員については交通安全における指導力を有すると認められる者であるとか、現に交通安全指導が実践できる者というところで条件といたしますか、こういった方々を推薦していただきたいということで規定をさせていただいているところでございますけれども、こうした条件に沿うような人材、女性の方がいらっしゃれば町のほうとしましても、ぜひ交通指導員として職務に当たっていただくということは、全然問題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 似たようなところあるかもしれないですが、もう一つ私がちょっと思っているのが、外国にルーツのある方で地域在住歴の長い方の登用について、ついでに聞いておきたいです。こういう方々ってなかなか自治会に加入してらっしゃらない方もいらっしゃるんですが、やはりお子さんとかが結構成長されて、地域に長くおられる方も増えてきたと思います。現在、吉田町では1,650人、およそ18人に1人が外国にルーツがある方という割合になっております。高齢者というところを除くと、さらにその割合は増している現状でございます。こうした方々に地域参画を促す意味で、例えば町が公募してそれで自治体が面接して採用というような形はいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今の件につきましては、外国人の方々について公募でというような話でございます。先ほども申し上げましたとおり、条件に沿うような人材があればもちろんいいとは思っております。ただ、交通安全運動、それから、交通安全教室などを実施をしていくためには、やはり地元との協力関係が必要であるということも思っております。こういうこともございまして、現時点

では、公募というよりはあくまでも地域から推薦をしていただくというところをちょっと原則的に考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 最後ちょっと要望的な感じになりますが、ともあれ、この交通指導員のシステムを今後維持していくためには、先ほど申し上げた女性や外国にルーツのある方にも積極的に参画を促して、その必要がある、それがひいては吉田町の地域共生の一助となると私は考えておりますので、また、雑則や附則などで地域の事情に応じて、交通状況なども昭和40年代とは大分変わっておりますので、そうしたところ適時見直しを行っていただきたいというところでございます。返答は結構です。ありがとうございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

私の聞きたいのは、今回のこの条例に関しては会計年度の任用職員ということになると思いますが、それに当たって、今までは非常勤の特別職ということで、職として身分というか、そのものは保証としてはあったと思うんですけれども、今度は全協で伺いました、私人になると。そのときに身分の、例えば今言った非常勤であるとかそういう同等の、身分の保障というか、そういうものというのはどういう形で担保されるんですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

交通指導員の身分という形でございます。法改正によりまして、今まで特別職の非常勤の職員であったというところで、いわゆる地方公務員であったというところでございますけれども、そこが特別職の非常勤ではなくなるというところでございます。ですので、公務員ではなくなって、私人としての契約をさせていただくというような形になるというところでございますけれども、あくまでも条例でも交通指導員の位置づけを定めさせていただいて、町のほうから、町長のほうから委嘱もさせていただくという中で、あくまでも地方公務員ではなくなるのですが、公の仕事を交通指導員にやっていただくというところもございまして、条件通知書のほうに、そうした身分的なものも含めて、条件提示をして委嘱をさせていただくというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 特に今言われた2条の最後に、これは町長が委嘱をするということになっていきますので、それに伴って第5条の職務上の災害であるとか、そういうものに関してのしっかりとした理論を持った補償とか、そういうものは多分同じことをやってもらいますので、同じような形でやってはいただくと思うんですけれども、私が心配するのは、もしそういうものの心配を持つ方がいたのであれば、いるとしたら、交通指導員の方々だってなかなか結構年の人も多いし、それと長くやっている人も多いし、いろいろ聞くとなかなか成り手というか、それがいないと、そういうものも含めて、そういうものの補償を含めた、そういうしっかりとした体制というか、それは取ってはいると思うんですけれども、ここで聞いて指導員の方がそれを聞いていただいて、そして、それで安心して、より中でしっかりやってもらってとい

うことができると思いますので、今言った補償とかそういう部分に関してしっかりとちょっと返事をいただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

交通指導員の補償という形でございますけれども、今、議員おっしゃられるように、条例の中でも第5条で公務災害といいますか、公務災害補償はないんですけれども、公務員としてではないので、公務災害補償はないんですけれども、それに代えて民間の保険に入らせていただいて、公務による、公務といいますか、職務による災害が起きたときには補償をさせていただくというものもございますし、先ほど申し上げましたとおり身分的なものも条件提示していただきながら、委嘱をさせていただくという形でございます。

この件につきましても制度の改正をした経緯につきましては、交通指導員現職の方々にもお話をさせていただいております、交通指導員の皆様、意欲を持ってやったださる方々ですので、そこら辺はまた、町のほうでも士気が低下しないような形をお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） ぜひやっていただきたいということと同時に、今言ったものをしっかりと担保するために条例のようなものを、私としてはあったほうが、働く人、やってくれる人たちは安心してやれると思うんですけれども、将来的にはそういうものを視野に入れてという考え方でよろしいですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

あくまでも私人契約という形にはなるんですけれども、今のこの現条例の枠の中で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今、条例と言った、条例って、今はないわけですよ。そういうような、代わるものというか、そういうものをつくる、条例の中で起きているんですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今回上程させていただいている条例の中に、最後のほうに必要な事項はまた定めていくというようなどころもございますし、必要なことがあれば、そうしたことも含めて制度的に決めさせていただいて、交通指導員が活動しやすいような条件といいますか、そういうことをやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「議長、動議」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 河原崎君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。休憩をお願いします。お手洗い休憩をよろしくをお願いします。

○議長（増田剛士君） 賛同される方。

〔「はい」の声あり〕

○議長（増田剛士君） では、ここで暫時休憩といたします。

再開を2時20分といたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時15分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第18、第20号議案 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第19、第21号議案 指定管理の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第20、第22号議案 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第21、第23号議案 町道の路線認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第22、第24号議案 吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今現在の教育長、その前の教育長も任期途中での短期の就任ということになったわけですが、けれども、以前に私も質問をしましたが、町長は現在の教育長は出向中で帰任の期間もあるということで、文科省にもその点についてはお願いに伺うというような答弁もありましたが、結果

としてはそういうふうにならなかったということで、また短期の任期途中で新しい教育長の任命ということになったわけですが、その間の経過について、町長どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問は、とりわけ現在の栗林教育長の任期の件だと思っておりますけれども、栗林教育長の吉田町への派遣につきましては、非常に強くお願いしまして、異例の人事でこちらに派遣していただいたわけがございますけれども、そのときに基本的に国家公務員の派遣というものは、大体普通の場合は3年でございます。こちらに来ていただいてTCPトリビンスプランであるとか、そういうものについて本当に事細かくいろいろとさせていただいて感謝しておりますけれども、本当のことを言えば、当然のことながら3年の任期でございますので、3年ぜひとも置いていただきたいという形で、また文科省の非常に上のクラスをお願いしたのでございますけれども、当初は検討するという御意見をいただいたのですけれども、やはり3年の国家公務員の派遣の期間の問題についてはやはり非常に難しく、また、栗林教育長の今後の文科省におけることを考えたとき、やはりいたずらにその辺を強くお願いするのは彼のキャリア形成に問題が生じますので、いろいろございますけれども、そこでことを収めたというわけがございますので、ぜひともそれについては御了解賜りたいと思っております。

ただ、栗林教育長は教育長として1年間、TCPトリビンスプラン、また、当町のいろいろな教育政策につきまして、本当に事細かく様々な形で御指導賜りましたので、本当にありがたく思っております。ぜひともそれについては御意見賜りたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

栗林教育長にはこの3年間、いろいろ今の学校教育の關係に携わっていただきました。この間に文科省の学習指導要領の改訂に伴って、吉田町ではTCPトリビンスプランということで、新たな三者共益ということで、新たな施策を実行に移すという時期であったわけですが、その間にいろいろな各方面から、いろいろな御意見とか問題点が出されたと思います。そうした中で教育長もいろいろ御苦労されたと思うのですが、教育長が短期で人が替わるということについても、問題点がなかったのかなと私は思うわけですが、その教育長の任命というのは町長がされるわけですので、そういう点ではこの間の教育關係では、いろいろな点での問題点について教育長がどういうふうにお考えで、これからどういうふうに整理されていくのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） もう少し分かりやすくお話ししていただけると了解しやすいのですが、

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

前教育長のときに、TCPトリビンスプランというものを教育委員会として総合教育會議で発表されて取り組むということで、各方面にいろんな反響があったわけですが、任期途中で今の栗林教育長に替わったということで、人事のほうもいろいろ変わってきていますし、この間の

政策についてもいろんな方面から御意見をいただきまして、いろいろ修正等をされてきたわけですが、この間のそうした施策のいろいろな変遷の中に、短期の教育長の任命、変更と申しますか、そうしたこともいろんな問題点を生み出す一つの要因になったのではないかと私は考えているわけですが、その点について町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） トリビンスプランに関わった教育長は2人おるわけでございます。前の教育長の場合は事情が事情で、彼から退職の旨、辞職したい旨申出があったと。それで、彼の辞職理由については、あまりそれについては詳しく申し上げることはございませんけれども、今回の栗林教育長の場合は、これはこれで今申し上げたように、国の理由でございますので、ただ、短期間であってもそれぞれ立派に任務を果たしていただいたと。TCPトリビンスプランにつきましても、当初の大きなものから小さな改正点ございましたし、最終的には栗林教育長がこの1年間、骨子を固めていただいたとこんなふうに思っております。

それではよろしくございましょうか。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定いたしました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（増田剛士君） 日程第23、議会閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 以上で、令和2年第1回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には3週間にわたり、それぞれの形で議案の審議に本当に様々な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

当局提案の議案につきましては、可決をいただきまして、また、教育長の同意案件につきましては、皆様から御同意をいただくことができました。

これをもって令和2年度が発足すると思います。皆様には長い間、御苦労さまでございました。心身共に癒して、また次の機会にお会いしたいと思います。御苦労さまでございました。

○議長（増田剛士君） ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（増田剛士君） 令和2年第1回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は3月2日以来、18日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも、議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げ、誠に意を尽くしませんが、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上をもちまして、令和2年第1回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時27分